

巻頭論文

- フェルナン・ブローデルの『地中海』とその創造性 杉浦 勢之 1

論文

近世中期における津藩の飛脚制度

—山城国西法花野村庄屋、浅田家「飛脚帳」の検討—

- 巻島 隆 16

戦時下の逓信職員組織・逓信報国団に関する基礎的研究

- 後藤 康行 32

長期不況下の郵便貯金

—郵貯「2000年問題」をめぐって—

- 伊藤 真利子 47

資料紹介

明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図

- 杉山 正司 77(27)

郵政博物館蔵「辛酉 寛保元年 日用留 壺番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第一分冊

〔「宿駅日記」第一分冊／「寛保元年 定飛脚日記一」〕)

- 「駅通志料」を読む会 94(10)

郵政博物館(旧郵政資料館)所蔵 往来物目録(三) 田良島 哲 103(1)

郵政博物館紹介

「郵政博物館」の発足について

- 井上 卓朗 104

電気通信共同研究報告書

鉾石検波受信機の修理復元(平成17年3月)

- 112

新刊紹介

123

展覧会紹介

126

編集後記

128

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO No.5

Journal of Postal Museum Japan No.5

Table of Contents

Articles:

- The Creativity of Fernand Braudel: The Mediterranean and the mediterranean world
in the age of Philip II
..... SUGIURA Seish..... 1
- Financial functions of Edo express messenger's Hikyaku Kyouya and Shimaya
- Analysis of book and notes -
..... MAKISHIMA Takashi.....16
- A Study of "Teishin Houkokudan", the Patriot Group in Communications Office
of Japan during the Asia-Pacific War
..... GOTO Yasuyuki.....32
- The Japanese Postal Savings Systems in the early 2000's
..... ITO Mariko.....47

Introductions of the collection:

- A Drawing of a Temporary Bridge over Boats for the Emperor Meiji Party to Cross the
Rokugo River to Reach Tokyo
..... SUGIYAMA Masashi..... 77(27)
- Book #1 (1741-1742) from the Serial Diaries by "Shima-ya, Saemon", a Courier
(HIKYAKU) Service Provider
..... EKITEI SHIRYO
(The Documents on the Communication in Modern Japan) Study Group..... 94(10)
- Catalog of Orai-mono (letter style textbooks) Vol. 3
.....TARASHIMA Satoshi..... 103(1)

Introduction of the Postal Museum Japan:

- Inauguration of the Postal Museum Japan
.....INOUE Takuro..... 104

Research Institute of Electrical Communication:

- Restoration of a Crystal Set of Early 20th Century 112

- Notices: 123

巻頭論文

フェルナン・ブローデルの『地中海』とその創造性

杉浦 勢之

1. 『地中海』という謎

16世紀の地中海世界を描いたアナル派の泰斗フェルナン・ブローデルの代表作『地中海』は、「環境の役割」、「集団の運命と全体の動き」、「出来事、政治、人間」という3部によって構成され、自然地理的に現われる環境・構造、社会的現実の変動局面＝社会史、そして出来事の歴史という3層の歴史的時間を描いている。「空間の歴史」として構想されたこの大著が、その後の歴史学を決定的に転換させたことはよく知られている。ブローデルは、対象としての時間および空間の分析―総合を通じ、これまでの歴史像を変革するとともに、人文科学的、社会科学的时间概念、空間概念に大きな反省を求めることとなった。

地中海という海の歴史を描くのに、「私は地中海をこよなく愛した」という美しい序文に始まりながら、本文冒頭同書は「まず初めに山地」という法外な語り出しで出発している。本来地理学に属する叙述が、徐々に緻密な環境としての空間分析に展開し、そして構造の歴史へと移行していくことになる。国境によって組み合わされた地図を見慣れてきた者にはきわめて新鮮で、膨大な典拠とともに、時間と空間とを巧みに操るその鮮やかな手つきに驚嘆する。この叙述の順序については、世界システム論の主唱者イマニュエル・ウォーラステインが「もしブローデルが出来事からはじめて、次に構造を扱い、最後に変動局面を論じていたら、この書物の説得力はもっとずっと大きかったであろう」と述べている⁽¹⁾。叙述の順序は、著者の方法に関わり、内的論理構造を示すものであるから、ブローデルのきわめて熱心な弟子でもあるウォーラステインの批評の意味は、かなり重要に思われる。

そういうこともあって、地中海世界の第Ⅰ部である「環境の役割」から第Ⅱ部「集団の運命と全体の動き」への移行部分が以前より気になっていた。同書を紐解いたことのない方もいると思われるので、やや煩雑ではあるが第Ⅰ部の各章の題名を掲げよう。第1章「諸半島―山地、高原、平野」、第2章「地中海の心臓部―海と沿岸地帯」、第3章「地中海の境界、あるいは最大規模の地中海」、第4章「自然の一体性―気候と歴史」、第5章「人間の一体性―交通路と都市、都市と交通路」となっている。これに対し、第Ⅱ部は第1章「経済―この世紀の尺度」、第2章「経済―貴金属、貨幣、物価」、第3章「経済―商業と運輸」、第4章「帝国」、第5章「社会」、第6章「文明」、第7章「戦争の諸形態」とされている。第Ⅰ部第5章は、自然環境空間

1 イマニュエル・ウォーラステイン「変動局面の人間 ブローデル／『地中海』と日本」、フェルナン・ブローデル『地中海Ⅰ〈普及版〉』浜名優美訳、藤原書店、2004年、623頁。ウォーラステインのこの言葉の意味するところについては、例えばブローデルの体験したのとは異なる出来事、変動局面にあった「1968年」を置いてみる必要があるだろう。礼節を保ちつつ距離を置き続けたもう一人の構造論者クロード・レヴィ＝ストロースはさておくとしても、いささかのすれ違いを演じながら相互に理解を示し合ったミシェル・フーコー、さらにはジル・ドゥルーズ＝フェリックス・ガタリの『アンチ・オイディプス』や『千のプラトー』にその複雑で微妙な打ち返しを感じ取ることはあながち突飛なこととは言えないであろう。

として取り上げてきた地中海が、人間によって作られてきたいわば「第二の自然」（これはマルクスの言葉であるが）であることを指摘することから始まり、陸路と海路、航海、都市機能と論述が進められる。その内容は浩瀚でここで要約することはできないが、その最後にブローデルは、都市の歴史をもって、「不変なもの、恒久的なもの、よく知られている、安定した統計、反復される現象、地中海生活の土台」から始めた第Ⅰ部の主題が終わること、「都市は発動機であり、回転し、活気づき、息切れし、再び前進する」と述べ、長期持続としての構造の歴史に移行する⁽²⁾。そこで待ち受けているのが第Ⅱ部第1章、2章、3章「経済」なのである。とはいえ、少なくともブローデルが『地中海』で描く「経済」は、均質な時間・空間概念にもとづく近代的な「経済学」のモデルによってとらえられる「経済」とはいささか趣が異なる。それは環境として現われる空間的制約の下で長期持続の中に現われる構造としての「経済時空間」（後の言葉では経済=世界^{エコノミー・モンド}）である。ブローデルの「歴史」は、広義の制度化された学問分野では「社会経済史」の中に位置付けることができようが、第Ⅰ部から第Ⅱ部への移行の場所に「経済」を置くことによって、従来の経済史に反省を迫るだけでなく、諸学に大きなインパクトを与えた。さらに帝国や文明もまた長期持続の空間としてとらえられるとともに、経済=世界、文明の複数性、都市間関係、文明間の文化流通等が配置されることによって、歴史における構造安定性の下での変容の在り処が周到に埋め込まれることになった。構造の歴史は、この安定の下での変容を通じ、「戦争」に媒介され、第Ⅲ部の出来事の歴史に移行していく。したがって「全体史」を目指す第Ⅱ部冒頭の分析—総合は、従来の経済史からみれば意表を突くものとなる。

第1章「経済—この世紀の尺度」の第一節は、「第一の敵としての空間」と題されている。ここで最初に取り扱われるのは、なんと手紙、通信である。むろんこの第Ⅱ部冒頭においてブローデルが明らかにしたかったのは、書簡の中身ではない。書簡それ自体が歴史にとって大きな意味を持つとすれば、ヴォルテールの18世紀、「文芸の共和国」にこそ見なければならぬであろう。ブローデルがここで問題にしているのは、書簡の「速度」、それも平均速度である。このために、彼は当該時期の膨大な古文書の中から郵便関係資料を渉猟し、ヨーロッパ各地からヴェネツィアに届く書簡の往復所要時間を「ニュース弾力性」という表として作成している⁽³⁾。このデータを基に、標準的なヨーロッパ地図に等高線ならぬ「等時線」を引き、1500年、1686年—1700年、1733年—1765年の3つの図を描き出している⁽⁴⁾。きわめて特徴的なことは、この等時線を引ける外延がおおむねローマ帝国時代を越えていなかったということである。等時線自体は自然環境に制約され、事件に影響され、かなりの形状の歪みと変容を見せるものの、ブローデルは、この等時線によって囲まれた範囲=面積はほぼ変わらないであろうと推測している。「地中海世界」の安定性と動きは、このようにして見事に視覚化され、第Ⅱ部で描かれる長期持続の空間=構造をリアルなものとして提示しているのである。

『地中海』という大著の中には、現代の我々を刺激してやまない多くの「発見」が見出される。史料的な新事実の発見というよりは、様々なデータを横断しつつ、それを複数の時間、空間の中に総合していく過程で、既存の事実を全く異なる視野の中で展開していく鮮やかさが感じられる。これはもう一つの代表作でこれも大著の『物質文明・経済・資本主義』には見られない躍動感である。おそらくこのことは、『地中海』の元々の執筆環境に起因するところが大きい

2 フェルナン・ブローデル『地中海Ⅰ〈普及版〉』浜名優美訳、藤原書店、2004年、594頁。

3 同『地中海Ⅱ〈普及版〉』29頁。

4 同上、30-31頁。

のではないかと思えてならない。同書はブローデルの博士論文『フェリーペ二世時代の地中海と地中海世界』を元としており、その原型は第2次大戦中ドイツ軍の捕虜となり、1940年から45年までを過ごした捕虜収容所において、手元の資料なしで、ほぼ記憶のみでまとめられた。おそらくこのことが、通常の歴史研究におけるのとは異なる思考の手続きとあり方を彼に強制し、すでに準備していた膨大な知識を、純粹に自己の思考を展開する中で再配置させたのではないであろうか。そこに新しい発想が一気に結晶した。その瞬間が、その後の執筆、何回かの改定の後も、『地中海』という書のそこかしこに息づいているように感じられるのである。その中でもこの等時線の地図は、想像力をかきたててやまない。そこには、16世紀の中核都市ヴェネツィアの人々にとっての「この世界」が、ブローデルの視野展開によって見事に浮き彫りにされている。それは不可視であるが、当時の人たちにとって確実に存在したであろう、世界の、あるいは文明の「全体」の感覚であるに違いない。

同時に、この等時線地図は、こちらの思考の底を微妙に揺するところがある。どこか立ち位置が定まらない、見る側を「他の思考」に誘い込む魅力がある。はじめそれがなんであるかわからなかったが、繰り返しこの地図を見直すうちに、近代になって決定的に我々の「思考空間」を支配=拘束することとなるニュートン的な絶対時間・絶対空間によって作図された測量地図(=表象空間)上に、16世紀の人々の「生活空間」が投射され、描かれていることによるものだという事に気づいた。この事に気づくと、当初感じられた「これが16世紀の地中海世界なのか」という感慨は、この奇妙な地図が20世紀のブローデルと16世紀のヴェネツィア人の「日常生活」との二つの「時間」を交差させることによって「創造」されたものだという発見と驚嘆に変わる⁽⁵⁾。たとえばこの等時曲線を同心円にトポロジカルに変換すれば、背景である我々になじみ深いヨーロッパの図像は大きくゆがみ、伸び縮みするであろう。もしかしたら、そのような表象世界のほうが、16世紀における不可視の「この世界」に近いのかもしれない。経済学者、社会学者のフランソワ・ミルケは「フェルナン・ブローデルの方法は、外見はそうではないが、革命的である。それは、われわれの本来の意味での世界観、すなわちわれわれが描く歴史の空間と時間の表象の平凡な枠組みをくつがえす。『地理学的歴史学』histoire géographiqueという控えめな野心の下に、空間と時間に対するわれわれの感性の先験的なかたちが大きく膨らんでひそんでいる。彼が執拗に提起し展開した独自の概念、すなわち「経済=空間」^{・モント}、「長期持続」はまさに空間=時間espace-tempsに関係している。／ブローデルは、新しい空間=時間を考え出した」と述べている⁽⁶⁾。彼は、『地中海』にブローデルの「重大な直観」の秘密を見てとり、「わくわく」せざるを得なかったことを告白している。「この歴史家は、空間と時間の新たな座標軸、感性の新たな先験的形態をつくりながら、同時にまたはからずも因果関係の新たな形態をつくっているのである。あたかも因果関係の範疇が、目には見えないが、

5 2次元表象空間への幾何学を介した「空間」の投影=地図作成術それ自体は、プトレマイオスの『地理学』を通じ、すでに16世紀までにはヨーロッパで知られていた(アルフレッド・W・クロスビー『数量化革命 ヨーロッパ覇権をもたらした世界観の誕生』、小沢千恵子訳、紀伊国屋書店、2003年)。しかしそのような均質的な「空間」が無限の延長として認知され、我々の「この世界」ないし「生きられた時空」と一致すると理解されるようになるのは、17世紀のデカルト革命、そしてアイザック・ニュートンによる「絶対時間・空間」の提唱以後のことである。ところで、等時線は速度を表している。速度は時間と空間の関数として取り出されるが、ここで描出されているのは、速度を通じて見出された16世紀ヨーロッパの人々の「日常生活」における生きられた「この世界」である。この意味でブローデルの空間は、「空間=動き」であるとする地理学者のイヴ・ラコストの指摘は正しい。彼はブローデルの描き出す「空間」を、反復しつつも差異化する空間性を交差=重ねあわせた透写図ととらえ、そこにブローデル作品におけるもっとも良質な「地理学性」を見出している。イヴ・ラコスト「地理学者ブローデル」、イマニュエル・ウォーラステイン他『開かれた歴史学』浜田道夫・末広菜穂子・中村美幸訳、藤原書店、2006年、267-270頁。

6 同上、62頁。

空間と時間の諸形態の内部に宿っているかのごとくである」⁽⁷⁾。ミルケはそこに、カントの影を見て取っているのである。

2. 傍で、そして手前に

『地中海』成立の特殊な事情についてはすでに触れた。ドイツ軍の捕虜収容所に収容されたブローデルの第2次大戦時における様々な体験が、どのように『地中海』という作品に影響したかを伝記的に詳しく論ずることは差し控えたい。それらについては多くの研究があり、さらには現在の我々との間には「68年」という「出来事」が存在する。銘記したいのは、孤立した環境の下で、ブローデルが戦争前に収集した膨大な歴史資料についての「象のような記憶」（ブローデル）と想像力だけを頼りに執筆を進めたという「出来事」それ自体である。これはきわめて異常である。幸いそれがいかにして可能であったかについては、妻のポール・ブローデルが証言している。ポールは、ブローデルのアルジェリア時代の教え子であり、妻であり、生涯の協働者であった。つまり彼女はブローデルの「無意識な行為」について、本人以上に多面的に知り得るポジションにあったことになる。そのポールによれば、フェルナンは本を書くことにいささかの興味もない人間であった。ブローデルはソルボンヌ大学歴史科を卒業後、アルジェリアのコンタンティーヌのリセの教員となる。この時彼ははじめて海を体験し、地中海を北アフリカから見ることになる。ポールはその頃のブローデルについて「自由、生きる喜び、自分が優秀な教師であることを発見した喜び…南の太陽、海、砂漠（ブローデルは駱駝に乗って砂漠を探検しました）、異文化すなわちイスラム文化の発見、地理的な光景も違っている。そんなことまで発見したのです。いつもといささか違った視点から、あの人の言葉を借りれば『逆さまに』、そしてアフリカの淵から、またサハラ砂漠から眺めた地中海を発見したのでした」と生き活きと語っている。この美しい回想にあえて付け加えるものがあるとすれば、彼が優秀な教え子、生涯の伴侶、最大の理解者を発見したということであろう。ブローデルはここでポールを教え子として持つことになった。ちなみにリセでの教え子の中には、このほかにアルベール・カミュがいた。31年アルジェで行われたアンリ・ピレンヌの講演を聴き、主題としての動く「海」のイメージに感動する。ブローデルは博士論文のテーマに「フェリーペ2世とスペインと16世紀の地中海世界」を選び、古文書館の世界に没頭していくことになった⁽⁸⁾。

豊饒な北アフリカでの経験の後、いったん本国に帰国しリセの教員を継続するが、1935年サンパウロ大学のフランス教授団の一員としてブラジルに渡る。その時の同僚の一人がレヴィ=ストロースであったことはよく知られている。37年ブラジルからの帰国途上の船で、一度パリですれ違ったことのあるリュシアン・フェーブルと再会する。フェーブルは、マルク・ブロックと並ぶアナール派の創始者である。この時、アナール派第2世代としてのブローデルの未来

7 同上、66頁。

8 ポール・ブローデル「歴史家ブローデル誕生秘話」、ウォーラステイン他『入門・ブローデル』浜名優美監修・尾河直哉訳、藤原書店、2003年、184頁。ブローデルは乗馬が得意で、運転手付き自動車を与えられたブラジルにおいても、馬に乗ってかなりの土地を巡っていたようである。駱駝や馬による旅行は、自動車とも歩行とも異なる行動の範囲と速度を規定し、固有の光景を周囲に展開させる。それはまた、二つの生体の反応とリズムを合成しながら、大地と接続し、その地形、形状を騎乗者に伝動する。それは時代を越え、かつての騎乗者の身体にも伝わったものである（もちろんブラジルのそれは、征服者としてであったにしろ）（ピエール・ショーニエ『時系列』の歴史学』、I・フランドロワ編『アナール』とは何か 進化し続ける『アナール』の100年』尾河直哉訳、藤原書店、2003年、98頁）。浩瀚なブローデルの伝記を著したピエール・デックスも、ブローデルの乗馬好きに注目している。ピエール・デックス『ブローデル伝』浜名優美訳、藤原書店、2003年、70頁。例えばここに、現代の中沢新一による「アースダイバー」の提唱を並べてみることもできるかもしれない。

が決定した。フェーブルは、古文書に耽溺するブローデルに博士論文に着手することを強く勧め、執筆のため自分の別荘の提供を申し出る。彼はブローデルがドイツの捕虜収容所に收容されてからも、文通によってブローデルの執筆を励まし続けた。このようなフェーブルの手厚い友誼に促され、ブローデルは博士論文執筆を決意し、これまで渉猟してきた歴史資料についての文献カードを洗いざらい読み直す。『地中海』を書く素材は、この時点ですっかり彼の「象の記憶」に配備されていたのである。しかし、ブローデルがあのような書物の全構想をすでに準備していたということについては、ポールは否定的である。執筆作業に入って間もなく、彼はフランス軍に動員され、40年の休戦協定によりドイツ軍の捕虜となった。マインツ、続いて懲罰的意味を持つ（ということは反抗的な捕虜を收容する）リューベックの将校捕虜収容所に收容され、45年イギリス軍によって同收容所が解放されるまで捕虜生活を過ごすことになった。マインツおよびリューベックでは、捕虜のための教育に従事、捕虜収容所の「大学学長」に任じられ、特にマインツではマインツ大学図書館古文書館のドイツ語文献に自由にアクセスする権利を得ている。『地中海』の原型はこの時期に成立したのである。

ところでポールは複数の証言の中で、きわめて興味深い指摘をいくつかしている。一つは先にも述べたブローデルの古文書への情熱である。「主人は古文書人間でした。正確に研究主題を追及するということはありませんでした。…『遊んでいる』という言葉は使いたくないけれども、主人は何年でも古文書館で、言葉の深い意味で『楽しんでいる』ような人なのです。だから私たちはあちこちの古文書館へ旅をしたわけです」⁽⁹⁾。彼女は、この件で印象的なエピソードを挙げている。

「ある日、バリエードリーであの人が興奮していたことを思い出します。とてつもなく大きな書類の束をあれこれと机の上に並べていました。十六世紀以来一度も開かれたことのないものです。なかなか頁が剥がれなくて、剥がそうとするたびにべりべりとまるで破れるような音がしましてね。で、ふと見ると、そこにはまだ金色の砂が残っているんです。頁のインクを乾かすために当時使った砂です。ブローデルはそれをつまむと指のあいだでこすりながらすっかり夢見心地のようすでした。そして、その金色の砂をいれた小さな袋をその後も何年も大事に保管していました。…こんなにカードを集めることが好きな人間が、にもかかわらず、ある種の博学を嫌っていたのはなぜでしょうか。それは、あの人にとって、古文書館とはなによりもまず生きた博学とでも言うべきもので、想像力の扉を開いてくれる大好きな空間だったからです。ブローデルが古文書館を単なる博学と混同することはけっしてありませんでした」⁽¹⁰⁾。

ブローデルは、テキストを通じてではなく、その砂（物質）との出遭いを通じ、自分が16世紀に接続されたことを感じていたに違いない。彼の古文書への情熱は、ある主題の根拠づけのためのデータ収集に向けられたものではなく、自分と異なる時空と出逢うことそのものへと向けられていたのである。この証言からも、古文書との膨大な出逢いの体験を通じ、ブローデルの身体、心性がさまざまな時空を行き来していたであろうことは想像に難くない。だがこのような錯綜とした時間・空間を一つの書物にぴったりと収めることは至難である。こういったブローデルの感応的資質は、『地中海』成立の可能性の条件であるとしても、それと同等にその制約の条件でもあったに違いない。ポールもそのことを率直に認めている。この点については、後にまた立ち返って考えてみることにしたい。

ところで、彼女がブローデルの調査方法について、もう一つ非常にこだわっていることがあ

9 浜名優美『ブローデル『地中海』入門』藤原書店、2000年、232頁。

10 前掲『入門・ブローデル』、185-186頁。

る。それはマイクロ・フィルムというか、その原型のようなものをブローデルが開発したことである。アルジェに赴任していた頃、ブローデルは資料の写真撮影をしたいと熱望していたが、高解像度で一本のフィルムで多くのコマ撮影が可能な高価なカメラを購入することが出来なかった。偶々アルジェを訪れた映画技師から、旧式の映画の試し撮り用カメラを使うことを勧められ購入することになった。これにより資料の撮影は画期的にスピードアップし、彼は現像された映画用フィルムの読み取り装置も開発している。こちらは後のマイクロフィルム・リーダーと同じ原理である⁽¹¹⁾。ポールがこのエピソードにこだわったのは、マイクロ・フィルムの先駆者としてのブローデルを単純に誇りたかったからなのかもしれない。あるいはこの撮影と読み取りには、フェルナンとポール、二人のブローデルの息の合った協働＝コンビネーションが不可欠であったから、それらの作業が彼女にとってもっとも思い出深いものであったからなのかもしれない。彼女は、ブラジルでレヴィ＝ストロースがこの機械装置を見てうらやましがったと誇らしそうに語っている。

しかしこの回想から我々は、ブローデルが膨大な時間を封じ込めた資料（物質）と自身の身体との間に、2次元平面から「動き」を作り出す光学機械を編み込んでいたことを知る。たとえその対象が静止し沈黙した文書であっても、そこにはこれまでとは異なる体験が含まれざるをえない。焦点を合わせるための長時間の根気のいる作業と一気に進められる撮影。あるいはフィルムを現像する中で徐々に姿を現わす複製画像。資料収集のためのばらばらな活動が、一連のフィルム・リール（物質）としてイマココに凝縮してあること。結果は同じであっても、従来の原資料から資料カードへの筆写であるならば単なるテキストデータの変換に過ぎないが、原資料の撮影は、ポジからネガへの、そしてテキストデータから画像データへの二重の変換をおこなうことであり、読み取り装置を使った読解とカードへの筆写は、ネガからポジへの、画像データからテキストデータへの二重の再変換を意味している。さらに一連の作業には「フィルム編集」という工程も含まれたことであろう。このような作業を経験したことのある者であれば、筆写とは異なり、資料の撮影から読み取りまでの間に、さまざまな工程上の時間的、空間的差異、質料的条件が入り込み、操作性に与える環境制約と技術的決定性が介入してくることが容易に察せられる。もともとの感覚^{センス}に加え、高速光学機械装置による一連の作業工程を独自に開発し、膨大な資料収集を進めたこと一ポールは「濫用」とまで表現している一が、ブローデルの時間感覚、空間感覚に影響を及ぼしたことは容易に推察される。

『地中海』における対象（時空間）の移行に、個々のテキストデータを積み重ね、思考を重ね、論理を遂行するというのとは異なる場面転換、先に指摘した第Ⅰ部から第Ⅱ部への移行において、読む者にこれから進められる一連のテキスト「全体」を一覧できる視覚データ＝地図をさり気なく置くなどの工夫が施されていることを思い起こすと、このような推論に一定のリアリティが生まれる。ポール・リクールは、『記憶・歴史・忘却』において、ブローデルの『地中海』が歴史における尺度の問題と歴史家による尺度選択の問題をまだ主題化していなかったとしつつ、尺度の変更は、寸法の比例と情報量の不均質を生むことから、尺度の変化にともなって、同じ地政学に不調和な地形学が出現することを指摘し、「光学装置が修得した操作によって引き受ける焦点合わせの手順を、自然、さらには美、露わになった光景が忘れさせてしまうのであるから、視線の調節に結びついた振舞いは注意をひかない。歴史学もまた、かわるがわ

11 この映画カメラは、当時においても旧式であつたらしく、ポールはその本来の目的外の特異な使用による作業性に驚嘆したアメリカの歴史家アール・ハミルトンが、同じカメラをアメリカ中で探したが見つからなかったと回顧している。前掲『ブローデル『地中海』入門』、『地中海Ⅴ』に所収、243-246頁、前掲『入門・ブローデル』186-187頁。

る拡大鏡、さらには顕微鏡、あるいは望遠鏡として機能する」と述べている。ブローデルはこのことにナイーブであり、知らずにそれをなしていたのだと⁽¹²⁾。おそらく、すでに述べた等時線を前にした立ち位置の定かならざる感覚は、リクールの指摘によって半ば解消される。しかし付け加えて言うならば、ブローデルの「身体」は確実にそのことを知っていたはずである。彼は文字通り熟達した光学機械技師であった。

ところで、リクールが光学機械の比喩によって問題にしているのは、あくまで倍率問題である。ここであえて光学的テクノロジーに注意を喚起したのは、そのような尺度問題ということにとどまらない、複製技術としての画像や動画の製作行為の意味を確認しておきたかったからである。ヴィレム・フルッサーは、装置—オペレーター関係が介在する写真にとっての問題は視点の移動にあり、4つの次元の時間・空間（「対象との距離」・「左右」・「上下」・「露光時間」）を遊泳するとした。これに対し、動画においてはフィルム自体プレテキストに過ぎず、編集によって「オペレーターが意図するのは、同一なるものの永劫回帰を再現することではなく、線型的な歴史時間をさまざまな次元へ開いてゆくこと、線を輪にするのではなくさまざまな形の面（三角形・渦巻・迷宮）にすること」であるとする。フルッサーはこの動画＝映画によってはじめてポスト・ヒストリーの意識に身を置くことが出来るとし、端的に「それは、歴史に対する無関心どころではないのだ。反対に、歴史は、いまはじめて〈つくられる〉」と断じている⁽¹³⁾。ブローデルは、このような「テクノコード」転換の時間的閾において『地中海』を構想した。この体験が、動きを含まない人類学の「構造」と距離を置く一方、従来の偉大な「出来事の歴史」を批判していく中で、時間を緩める「空間」を発見する可能性の条件となったと思われる。ブローデルが「長期持続」という固有の足場を見出したことに、大いなる喜びを感じたのはそのためだったのではなからうか。彼が映画フィルムによって撮影していたのは、動くことのない古文書＝歴史資料だったのである⁽¹⁴⁾。

-
- 12 ポール・リクール『記憶・歴史・忘却 上』久米博訳、新曜社、2004年、322-323頁。なお、リクールは別の著『時間と物語』において、ブローデルおよびアナール派の歴史認識および方法批判を丁寧におこなっているが、ここでそれらについて触れることは控える。端的に紙幅の問題によるものであるが、それだけではなく、ここでの主題が、ブローデルが何を言っているかの検討にあるのではなく、またブローデルについての自伝的関心によるものでもないからである。課題は、いかにして『地中海』は成立し得たのか、そしてそのことによって、いかにしてブローデルは「ブローデル」となったのかということの可能性の条件を探ることにある。
- 13 ヴィレム・フルッサー『テクノコードの誕生 コミュニケーション学序説』村上淳一訳、東京大学出版会、1997年、246-249頁。
- 14 ブローデルの下で『アナール』の編集事務をおこなない、同誌の編集人となるアナール第3世代のマルク・フェローは、先駆的に歴史の映像化を試みている。ブローデル自身は、捕虜収容所の時代から、歴史ドキュメンタリーは「出来事の歴史」に過ぎず、遠くから眺めた現実には滑稽だと否定的で、フェローの最初の映像作品をほめながら、それでもやはり「出来事の歴史」に過ぎないとコメントしている（ブローデル「三つの定義」『ブローデル歴史集成Ⅱ 歴史学の野心』浜名優美監訳、藤原書店、2005年、34頁、およびマルク・フェロー「『アナール』での三十年」（前掲『『アナール』とは何か 進化し続ける『アナール』の100年』、43頁）。前者は、奇跡的に残されたマインツの収容所「大学」におけるブローデルの講演を筆写したノートである。このように考えてみると、ブローデルの『地中海』というテキストが、映像作家を刺激し、ジャン＝ダニエル・ボレの映画『Méditerranée(地中海)』（1963年）やジャン＝リュック・ゴダールの『Film Socialisme(ゴダール・ソシアリズム)』（2009年）に遠く木霊していることの意味を、20世紀の表現史として、今少し深いところにおいて考えてみる必要があるのかもしれない。ピエール・デックスも、フェーブルやマルク・ブロックのアナール派第1世代とは違い、ブローデルが歴史家としての自己形成期に、コミュニケーション手段の変革による時間の変化を実際に経験した世代に属する点に注意するよう勧めている（前掲『ブローデル伝』、14頁）。

3. リューベック人ブローデル

だがこれだけでは『地中海』は生まれない。ブローデルに『地中海』を書くことを可能にするには、やはり第2次大戦とフランス軍の瓦解、そして5年にわたる捕虜収容所での生活が必要であった。この点については、本人が明確にそのように述べており、また事実においても認められている。この過酷な条件が、なぜ『地中海』を生み出したのか、事態は2つある。1つは、マインツの捕虜収容所での体験であろう。この収容所にいた期間、ドイツ軍の快進撃が続いていた。フランスはあまりにも早い敗戦に呆然としたが、占領において常に見られる事態、絶望、反抗、裏切り、迎合、機会主義などが蔓延した。ヴィシー政権の成立により、ドイツとの葛藤はフランス自身の内部の軋轢に反転していく。それは将校捕虜収容所であったマインツでも同様であった。ブローデルは「ド・ゴール派」としての姿勢を明確にした数少ない一人で、収容所の将校の多くは「ペタン派」であったという。この時期のことは、フランスの現代史においてもデリケートな部分で、各種の証言には曖昧なところがあるが、事態ははっきりしている。戦争という「事件」、「出来事」が、フランス軍将校を瞬時に飲み込むとともに、彼らの中に些細な、しかし本人たちにとってだけは大事の諍い=小政治が生まれ、その中でブローデルが内面的に孤立したということである。歴史家ブローデルは、この時はじめて封鎖された小さな「世界」の「出来事」の当事者となったといえよう。この件についてあまり多く語るのなかつたブローデルであるが、このようなマインツの収容所については「陰險な小フランス」と表現している⁽¹⁵⁾。

ブローデルは、当初ドイツ軍に優遇される立場にあったようである。先に述べたように、彼はマインツの捕虜収容所に捕虜のための「大学」を組織し、そこで「学長」となり、講義を行うとともに、捕虜用図書室の充実に力を尽くしている。一定額の給与も出されていたようで、それで文献を購入していた。ブローデルは、10数人の志願者に歴史の学士号を準備させ、10数人の研究論文を手助けしており、資格のある教授に学士号の試験をしに来てもらえるようフェーベルに依頼すらしている⁽¹⁶⁾。戦時下の捕虜収容所におけるこの活動は、日本人から見ると驚きである。ドイツに協力的なヴィシー政権が成立した休戦下フランス軍将校用の捕虜収容所であったという理由を差し引いても、このようなブローデルの教育活動が許容されたのは、政治的立場とは別に、ドイツ語を解し、ドイツ語文献を読めたことが、ドイツ側にとって“Bildung”を有するものと認められたためであるらしい。そもそもブローデルはロレーヌのドイツ国境近くの農村出身であり、ドイツ文化に対して好意を持っていた。コンスタンティヌのリセで教えていた彼は、1923年兵役に就くこととなり、皮肉にも自ら申し出てドイツのマインツに駐屯している。当初博士論文でロレーヌ地方の地理を扱うつもりであったのを、ドイツについての歴史研究に変更することを考えたうえでの判断であった。彼のドイツ語はかなりのものだった。ところがマインツで彼が見たものは、賠償金の重圧にあえぐドイツの民衆の、ルール占領軍に対する憎悪、復讐心であった。彼はフランス人の中に閉じこもり、この失敗した決断の時を無為に過ごした。そして将来必ず戦争が起こることを確信した。この時の体験でブローデルがドイツに敵意を持つことはなかつたが、これがきっかけとなり、博士論文をスペイン史に移すことを決意し、退役とともにアルジェに戻ったとされる⁽¹⁷⁾。

15 同上、204頁。収容所時代の事実関係については、同書に多くを依存している。

16 同上、197-198頁。

17 同上、74-77頁。

彼が幼少年時代を過ごし、生涯愛した故郷ロレーヌは、変わらない農村の美しい風景を展開するとともに、軍靴が幾度となく東から西へ、西から東へ、進軍した潰走することを繰り返した場でもあった。そこでは美しい景観に、各世代が体験し記憶した混乱と恐怖が幾重にも堆積し、地層ようになっていた。ブローデルは、子供のころにロレーヌで普仏戦争の体験を聞かされていたし、第1次大戦のときは、パリ近郊でこの地に想いを馳せていたはずである。変わらない、遠く広がった大地と、目に見えない動く国境、それがブローデルの生涯を規定していた。そして第2次大戦とともに、ブローデル自身が軍靴に足を通し、かつて自分が同じ軍靴を履き、占領者であった町マインツに向け、捕虜となった敗残兵として国境を越えていくことになった。今度は望んでではなく、フランス人の中に強制的に閉じ込められ、そこでブローデルは「小フランス」からの「内部」への逃亡者となったのである。混乱は続いた。しかし、心の中には彼が常に秘めていた安定した記憶の地層、営々と繰り返生きられてきた大地の記憶が確かなものとして息づいていた。ブローデルはこうして博士論文を書き出すことになったのである。周囲を海によって囲まれた列島社会で生きてると、国境の感覚はほとんどなく、また領域国家が自然な実体として無理なく形づくられているような錯覚に陥る。しかしこれはあくまで時間的「遠近法」の錯覚である。国家の範囲と地域の空間的一体性は必ずしも一致していたわけではなく、国民という概念が明確になるのは、近代国民国家の成立によってであった。近代にいたってはじめて民衆は国民となり、国家の範囲と生活の範囲とが重なり、その果てに国境が生まれる。(limiteからfrontièreへ)。そこはまた「出来事」が逆巻く力の線でもあり、「あちら」と「こちら」が始終反転した。このような場においてアイデンティティとはなんであつたろうか。国民国家発生の地ヨーロッパでは、その後も国境は動き続けている。アルザス=ロレーヌはヨーロッパの中心に位置し、繰り返される国境変更の主戦場でありつづけたのである。時間を緩めるものとしての空間、それはロレーヌに育ったブローデルにとって、文字通りの体感であり、心の逃亡者にとって救いとなる着想であつたに違いない⁽¹⁸⁾。

占領者として、また捕虜として過ごしたマインツで『地中海』は生まれようとしていた。捕虜収容所としては比較的良好な環境にあつて、ブローデルはドイツ語文献を熟読する機会を得、ドイツ語圏の歴史学、経済史学、地政学、地理学などの知識を蓄積するとともに、「大学」で

18 アルザス=ロレーヌについては、アルフォンス・ドーデの有名な小説『最後の授業』によって日本でもよく知られている。しかしこの小説はあくまである時点で切り取られた時代の断面を、一方向から強烈な照明を強引に当てたようなところがある。この地域の歴史の持つ陰影は見てとれない。この地域のことを問題とするのであれば、第1次大戦や普仏戦争にとどまることは許されず、少なくとも、国民国家形成の起点となった17世紀、三十年戦争におけるブルボンとハプスブルグの(フランスとドイツとのではない)覇権争いにまで遡行せざるを得ない。しかしそれをはるか越えて、この地に人々は暮らしてきたのである。ヨーロッパや国際関係について考えるのであれば、そのくらいの時間的射程は当然のこととして覚悟しなければならない。このことを知らないといふでもない間違いを犯す。ブローデルは、ヨーロッパを、地中海の向こう岸であるアルジェリアから見直し、フェーベルの勧めも手伝って、「地中海」それ自体を主題にする決意をした。それは彼にとって「もう一つのロレーヌ」であつたのかもしれない。アナール派を生み出したマルク・ブロックとリュシアン・フェーベル自身、このヨーロッパでもいわくつきの地域アルザス=ロレーヌの中核都市ストラスブールの大学の同僚であつた。ブローデルは「ド・ゴール派」であつたが、ドイツ人に対する感情的な敵愾心を持つことなく戦争を終えている。そのことが戦後になって復讐心沸き立つ周囲を困惑させる結果となつた。彼は学問することにおいて、国籍に無頓着であつた。それは彼が「彼の戦争」にフランス人として、一貫した姿勢で処したことといささかも矛盾しなかつた。いずれにしろ長い時間にとっては、それは「出来事」に過ぎず、それらが彼を掴むことはできなかったのである。同様に、ブローデルの『地中海』が扱っている時代が16世紀であつたことも偶然ではない。彼は時間と空間との二重の越境者だったのである。1941年2月15日の手紙でブローデルは、「私は一四五〇年から一六五〇年という広い範囲で仕事をしていますが、これは私が闘い、生きてゆく方法なのです」とフェーベルに書き送り、驚かせている。この終りの暦年は、三十年戦争の終り、すなわちウェストファリア条約によってアルザスおよびロレーヌの多くが、神聖ローマ帝国からフランス王領に割譲された時と重なっている(同上、198頁)。

の講演を通じて自分の思考を整理することが出来た。奔放に展開し、広がっていく視野と好奇心、旺盛な移動＝活動は、ここで次第にフレーミングされていく⁽¹⁹⁾。(彼の身体はごく狭い範囲にピン止めされていたのだから)⁽²⁰⁾。編集の時が訪れようとしていた。しかしそれはまた、煩わしい小政治の場でもあった。超然としていることは、それだけで危険なことであり、沈黙は都合よく物語化され、陰謀として読み込まれていく。嫉妬が、正義の名を借りて声高にあるいは密やかに語られ、「愛国」が安売りされる。何らかの事情、明らかにされていない、おそらく捕虜同士の確執、密告といった事態が起き、1942年ブローデルは突然バルト海沿岸、北ドイツのリューベックにあった懲戒目的の将校捕虜収容所に移されることになった。これが2つ目の事態である。リューベックでは、マインツで許されていたような文献資料へのアクセスは禁じられた。リューベックの捕虜収容所には、「ドイツの敵」と名指された、フランス人将校、イギリス人将校、ポーランド人将校、政治犯、ユダヤ人、常習の脱走犯などが収容されていた。当然環境は一気に劣悪化した。ブローデルにとっては「リューベックはまさに解放」に感じられた。そこに収容されていたのが、陰險な「小フランス人」ではなく、同じような考えの「リューベック人」たちだったからである。そしてそこには、地中海とは異なるが、とにかく海があった⁽²¹⁾。ブローデルはここで記憶を頼りに博士論文の第3稿に向う。「出来事」を扱った第Ⅲ部は、すでにマインツで形成されていたから、リューベックで主に手掛けたのは、ブローデルの独創性を際立たせる第Ⅰ部、第Ⅱ部となった。幸い、この頃のブローデルの姿を傍らで見ていた英米文学者のマルク・アンドラ・ベレの証言が『ブローデル伝』に再録されている。

「たった一枚の壁の厚みだけが私たちを隔てていました。というのも何回もの引っ越しの後、彼は七号室、私は九号室に入れられて、私たちの部屋が三段ベッドが三つで九人なのに対し、彼の部屋は若干広いのですが、そのなかは十二にわかれていました。…ブローデルは戦争やコミュニケについては一切話しませんでした。粗末な料理や寒さ、ガス室の恐怖についても話しませんでした。私は彼が不平を言ったり、ベツレヘムよりも生活が不安定に思えるような溜まり場（キャラバンサライ）で『有益な者として行動』したりするのを見たことはありませんでした。私が彼のことを夢想にふけるヒンズー教の導師と間違ふほど、彼は私たちにあまり似ておらず、剥奪や嫌がらせとは無縁で、当時ずっと創作をしていました。彼はあてどもない夢を追いかけ、荷物入れのなかにそっと滑り込ませた小学生用のノートの表紙には細い字で『地中海』と書かれていました」⁽²²⁾。

リューベックでの3年間における戦争局面の転換、希望と恐怖による周囲の大混乱を考えれば、これは驚くべき無関心さである。愚痴も恐怖の吐露もなく、自分を少しでも高く売り込もうという虚栄も打算もない。しかしヒトラーの第三帝国は崩壊に向けて加速しつつあり、生命

19 同上、205-208頁。デックスは、マインツでの最後の時間に論文の第1稿、第2稿が書き進められたと推定している。

20 ジル・ドゥルーズは、『対話』で「逃走するとは必ずしも旅をすることではないし、移動することでさえない。…逃走はその場で、不動の旅のうちでなされ得ることが挙げられる。トインビーが示すところによれば、厳密な意味での、地理的なノマドとは、移住者でも旅行者でもなく、その反対に動かない人たちのことであり、草原から離れようとせず、その場での逃走線に沿って、大股で歩く不動の人たちのことであり、彼らこそ、新しい武器の最も偉大な発明者なのである」と述べ、さらに『記号と事件』では、端的に「生成変化を乱したくなければ、動きすぎないようにこころがけなければならない」と述べている。動かないこと、もちろんブローデルの場合、それは強いられたことであつたのだが(ジル・ドゥルーズ・クレール・パルネ『対話』(江川隆男・増田靖彦訳、河出書房新社、2008年、63頁、およびジル・ドゥルーズ『記号と事件 1972-1990年の対話』宮橋寛訳、河出書房新社、2007年、277頁)。

21 同上、209-210頁。

22 同上、229頁。

の危険が迫る状況にあった。彼はそのことに無頓着であったが、戦後になってそれが現実的な危機であったことを知り、はじめて怒りを覚えている⁽²³⁾。この頃ブローデルに何か起きていたのだとしか考えられない。ある種の現実感の喪失。他なる時間の侵入。ポールの証言によれば、1944年ブローデルは明確に「長期持続」の概念を手にいれた。この年、彼の中で、歴史の時間は、鮮明に切り詰められ、刈り込まれ、そこに「時間線」が浮かび上がった。この年の12月、ブローデルはポールに出された手紙で、「ぼくはいまとてつもない恩恵のなかにいる。ぼくの本の構成においても執筆においても、今ではすべてがシンプルだ」と書く⁽²⁴⁾。時を経て1981年、彼は「もしいま、私が『地中海』を書かなければならぬとしたら、実際にかかった時間を越してしまうでしょうね。私は歴史に五十年間費やしましたが、いまやるとすれば二百年も、三百年にもなることでしょう」と述懐している⁽²⁵⁾。ブローデルはリュベックでの数年間で、対象としての歴史時間を鮮やかに層化し、歴史家ブローデルとなった。それは数百年という時間の単位（クロノス）で考えれば、ほんのわずかな瞬間（カイロス）であったといえよう。

4. 創造の「時」

これまでブローデルの『地中海』成立の不思議さについて思考をめぐらし、素描をおこなってきた。それはブローデルの意図にない、あるいは意図に反して、『地中海』という書物の「創造=出来事」を考えてみたかったからである。そのためには、ブローデルの傍らで彼の研究を見つめつづけていた人間の証言が、なんととっても必要であった。ブローデルは、マインツやリュベックでの捕虜生活で、自分の書いたものを次々に破棄している。特権的な（しかもちろん過酷な）空白の時間の中で、記憶だけを武器に、ブローデルはどのように『地中海』を書き上げることが出来たのか。ポールの証言は、このことに、事後的にいくつかの補助線を与えてくれている。

「あの人の『知的冒険』とは自分の中に少しずつ吸収してゆく緩慢な蓄積の過程でした。とはいえそれは個々のアイデアの蓄積ではなく、アイデアの体系的蓄積ではさらになく、無数のイメージ、歴史の奇想天外な光景を構成し、過去と現在が混じりあっている無数のイメージの蓄積です。しかもそこには論理的な秩序に対する懸念はいっさいありません。あったのはむしろ、なににもましてむしろ発見の喜びでした。…あの人は、観察したことを論理的に、体系立てて自らに説明する必要など感じていない人でした。観察している間は、それを楽しむことに没頭しすぎてしまう。まるで詩人さ、そんなおおげさなことまで言っていました」⁽²⁶⁾。

これはすでに確認したブローデルの感応的な資質を表わしている。とともに、この傍らからの視線で見えてくるブローデル像は、ブローデルと国境を挟み、フランスですれ違い異なる方向に駆け抜けていった、同じく歴史主義と鋭く対立した同時代者ヴァルター・ベンヤミンと遠くから共鳴し合っている。

「形象というものはなによりもある特定の時代においてはじめて解読可能なものとなるということを意味している。しかも、『解読可能』となるということは、形象の内部で進展する運動が、特定の危機的な〔Kritisch〕時点に至ったということなのである。そのつどの現在は、

23 ヒトラーにより、収容者の絶滅が指示されていたとされる(同上、232頁)。

24 前掲『入門・ブローデル』、198頁。

25 前掲『ブローデル伝記』、194頁。

26 前掲『入門・ブローデル』、194頁。

その現在と同時的な〔synchronisch〕様々な形象によって規定されている。そのつどの今〔Jetzt〕は、ある特定の認識が可能であるような今なのである。この今においてこそ、真理には爆発せんばかりに時間という爆薬が装填されている。（他でもなくこの爆発こそが、意図〔Intentio〕の死なのである。そしてこの死と同時に真に歴史的〔historisch〕な時間、真理の時間が誕生するのだ。過去が現在に光を照射するのでも、また現在が過去にその光を投げかけるのでもない。そうではなく形象の中でこそ、かつてあったもの〔das Gewesene〕はこの今〔das Jetzt〕と閃光のごとく一瞬に出会い、ひとつの状況を作り上げるのである）⁽²⁷⁾。

ベンヤミンのこの文章は、きわめて神秘的に感じられる。周知のごとくジョルジョ・アガンベンが『残りの時』において、ここにパウロの「今この時」を読みこむのだが、大貫隆は、パウロ、イエス、ベンヤミンの時間テキストや時制使用を丁寧に読み解くことによって、その流れの違いを明らかにし、ベンヤミンの「時」がむしろイエスの「時」に近く、Konstellationは、イエスのイメージ・ネットワーク＝「神の国」に似るとしている⁽²⁸⁾。今失われようとしている19世紀の夢の形姿の読解に全精力をかけたベンヤミンと、16世紀の地中海世界のイメージから全体を構想したブローデルをここで引き比べることに一見無理があるように見える。しかし、それにもかかわらず、「創造」ということを考える時、両者に同じような資質が見られることは否定できない。亡命ユダヤ人であったベンヤミンに対し、ブローデルはロレーヌ人であった。（あえてここではドイツ人、フランス人とは呼ばない。ブローデルはフランスを諸文明の中の一星座と呼んでいたのだから）。過度の適用は危険であるものの、大貫の分析から類推すると、ブローデルの「時」はパウロ的な「時」、あるいはもう少し下って、カソリック的な「時」に近いように感じられる。ベンヤミンは自然史を気かけながらも、その仕事を都市の形象の儂さに集中させていく。反対にブローデルは都市に注目しながら、その時間の流れを緩めるものとしての自然の不動性に視点を移動させていく。二人は大きく方向性を変えていくのだが、その方法には意外な近さがあるように思われる。

「文化史的弁証法についての小さな方法的提案。どの時代に関しても、そのさまざまな『領域』なるものについてある特定の観点から二文法を行うのは簡単である。片方には当該の時代の中での『実り多き』部分、『未来をはらみ』『生き生きした』『積極的な』部分があり、他方には、空しい部分、遅れた、死滅した部分があるというわけだ。それどころか、この積極的部分をもっとはっきりさせるために、消極的部分と対照させ、その輪郭を浮かび上がらせることもなされるであろう。だが、いかなる否定的なもの〔消極的なもの〕もまさに生き生きしたもの、積極的なものの輪郭を浮かび上がらせる下地となることによって価値を持つのだ。それゆえ、いったん排除された否定的部分にまた新たな二分法を適用することが決定的な重要性を持つ。それによって、視覚がずらされ（基準がではない！）、その部分のなかから新たな積極的な部分が、つまり、先に積極的とされた部分と異なるものが出現してくるようになる。そしてこれを無限に続けるのである。過去の全体がある歴史的な回帰を遂げて、現代のうちに参入してくるまで」⁽²⁹⁾。

ベクトルは違うものの、ブローデルが「出来事の歴史」の背景に、あるいはその下地に地形を見出し、「構造」＝全体の積極的意義を浮かび上がらせたことと、ベンヤミンの実現し得なかつ

27 Konstellationは星座とも訳される。おそらくこちらのほうが文意にそっているとされるが、翻訳のままとした(ヴェルター・ベンヤミン『パサージュ論 第3巻』今村仁司・三島憲一他訳、岩波書店、186頁)。

28 大貫隆『イエスという経験』岩波書店、2003年、254頁、大貫隆『イエスの時』岩波書店、2006年、263頁。

29 前掲『パサージュ論 第3巻』、176-177頁。

たものを拾い上げ、それを今に取り返すことによって過去をすべて取り戻すという後の「歴史テーゼ」は、細やかな、粗末な、一貫して無視されてきたものへの視点の移動ということにおいて並行する。おそらくここに、両者を通底する、歴史主義に抗するこの時代の「発見」の仕方が潜んでいたのである⁽³⁰⁾。

それではこのような「時」、「意図」が死んで「真理」が誕生する「時間」はどのようにしてブローデルに訪れたのであろうか。もう少しポールの証言を追ってみよう。

「しかし、この同じ詩人が同時に教師でもあって、しかもどんな問題であれ他人に説明するときには、そして書くときには一点の曇りもあってはならないという要求を持った教師なのですから矛盾しています。／そしてブローデルは、ドイツの捕虜収容所時代に、他ならぬこの厳しい要求に出会うことになります。最終的な解決を求めて全体を次々と書き換え、五年間にわたって熟考することになりました」⁽³¹⁾。

付け加えるならば、それはリュウベックでの「時間」であったはずである。すべての典拠とする書物、資料から切り離された時、ブローデルに残されていたのは記憶、彼の身体と頭脳に刻まれた記憶、想起することだけであった。「分裂するフランス」すら、そこにはなかった。ここでもベンヤミンは、ブローデルとシンクロする。

「この仕事はどのようにして書かれたのだろうか。偶然がわずかばかりの足がかりを提供してくれるかどうかにかかわらず、一段一段登っていくようにして書かれた。それは、危険な高所にまで攀じ登る人が、もしも眩暈を起こしたくなかったら一瞬たりとも周りを見てはならないのと同じだ（だがそれは彼の周りに広がる眺望の迫力を味わうのを一番最後にとっておくためでもある）」⁽³²⁾。

どれとも指定されていない「この仕事」に、『地中海』と置いてみても何の違和感もない。リュウベックにおいてブローデルが、自分の運命にも外部にも無頓着であったこと、夢見るようであったことを思い出そう。彼がこの危機的な時期をほとんど空白のまま過ごし、捕虜からの解放後、戦争に対する感情をほとんど残していなかったことで、周囲をいたく当惑させたことも。周りを見てはいけない。動いてはいけない。ブローデルが非常なる場所、リュウベックの人となった時、『地中海』は「生誕の時」を迎えた。クロノス（暦）が引き裂かれ、カイロス（瞬間）がアイオン（永遠）と結ばれたのである⁽³³⁾。

ポールは、ある視覚認識について書かれた本によって、これまで自分が無意識に感じていた

30 両者は共に「美しきものへの回帰＝ロマン主義」と親和する感性を持っていたが、「偉大な物語への帰属＝ナショナリズム」とは異和しつづけた。また、ベンヤミンとカバラ主義との、ブローデルとカソリックとの微妙な距離の取り方にも相似るものを指摘できよう。

31 前掲『入門・ブローデル』、195-196頁。

32 前掲『パサージュ論 第3巻』、180頁。

33 ベンヤミンは『歴史の概念について』の最後で言う。「時間がその胎内に何を宿しているのかを時間から聞き出した占師たちは、たしかに、この時間というものを、均質なものとしても空虚なものとしても経験してはいなかった。このことをありありと脳裏に思い描ける者は、おそらく、過ぎ去った時間が想起の中でどのように経験されたかについても、はっきりわかることだろう。つまりは、まったく同じように経験されたのである。周知のように、未来を探ることはユダヤ人には禁じられていた。律法と祈祷は、その代わりに、彼らに想起を教えている。占師に予言を求める人びとが囚われている未来の魔力から、想起はユダヤ人を解放した。しかしそれだからといって、未来が均質で空虚な時間になったわけではやはりなかった。というのも、未来のどの瞬間もメシアがそれを潜り抜けてやってくる可能性のある、小さな門だったのだ」（ヴァルター・ベンヤミン『ベンヤミン・コレクション1 近代の意味』浅井健二郎編訳・久保哲司訳、筑摩書房、1995年、664頁）。ブローデルは、リュウベックにおいてほかの誰にも似ていなかった。それは、かれが時間的にも空間的にも零度の「場所」にいたということである。つまりブローデルもまた、「リュウベック人」として「未来の魔力」から解放され、「意図」からも、「均質で空虚な未来」からも自由となったということではなかったであらうか。

ブローデルの「方法」を鮮明に意識することになったと述べる。画家が風景を前に、おびたしい物質の細部を観察しながら、混乱したマスを解読し、意味ある線を掴み、強調する。それこそがブローデルの「方法」だったのだと⁽³⁴⁾。

「あのとき、ほとんど記憶に頼って同じひとつのテキストの新版を次々といくつも書くことによって、悪いところを縮めていったのだと思います。しかも、修正するさいには、前の原稿に手を入れることすらせず、頭から最後までまるまる書き直していました。ある日あの人に、あれじゃあ時間と体力の無駄だったんじゃないかしらと言ったら、笑って、ああしかできなかったんだよという返事が返ってきました。そしてこう言うのです。『それに、マティスが同じモデルの同じ肖像を毎日毎日新しく描いていた話を教えてくれたのは君自身じゃないか。マティスは毎日毎日デッサンをくずかごに放り込んで、最後にやっと本当に気に入る線が見つかったんだって、批判せずに話してくれただろ。となると、結局ぼくのやってることとそんなに違わないよ』」⁽³⁵⁾。

このようにして、ポールは、ブローデルの仕事を「貫く」方法が、論理学者の方法でも、哲学者の方法でもなく、肉体を通じて一気に全体に迫ろうとする芸術家の方法だったことを理解したのである⁽³⁶⁾。

5. 背景、そして現在

『地中海』を読んでいて長らく疑問に思っていたのは、ブローデルがカントやベルグソンをほとんど参照しないことの不思議であった⁽³⁷⁾。カントは、ア・プリオリな感性の直観形式として時間と空間を取り出し、「世界」を「全体」としてとらえるための予備学として「人間学」と「地理学」を指定している。『自然地理学』の序文においては歴史と地理とにそれぞれ時間と空間を割り当てていた。ベルグソンについては言うまでもない。ベルグソンは、持続をメロディーとリズムととらえていたが、人間の歴史は五線譜だと言ったのはブローデルその人ではなかったか。（おそらくそれは比喩以上のものであったはずである）。時間を考える、空間を考える、持続を考えるというのであれば、ヨーロッパの学的伝統からも、フランスの知的教養からも、さすがに、この二人の巨人は逸せないであろう。実際フルケは、『地中海』にカントの影を見ていなかったであろうか。しかし管見に触れる限りで、ブローデルがこの二人について参照しているところはほとんどない。これは意図的としか思えない。そこから関心が、ブローデルが「何を書いたか」ではなく、「どのようにして書き得たのか」に移行していった。これまでの叙述によって、ブローデルの『地中海』の誕生が、過酷で異常な環境において、例外的な「出来事」として訪れたとのだということを見てきた。おそらくブローデルの中にあつたカントや、ベルグソンについての参照は、様々なマスの中に融解し、その中から一つの線へと紡ぎ取られていったのであろう。このような例としては、第1次大戦下、塹壕の中で紙切れや手紙に書きつづられたフランツ・ローゼンツヴァイク（彼はタレス以来の哲学と戦った）の『救

34 前掲『入門・ブローデル』180頁。

35 同上、200頁。

36 同上、198頁。違う視点から、フランソワ・フルケもまた同じ結論に達している。「ブローデルは偉大な学者、思想家だろうか。否、彼は偉大な芸術家、予見者^{ヴィジヨネール}なのである」と（前掲『開かれた歴史学』、82頁）。

37 ブローデルは、『地中海』の「結論」で、自分は哲学者でないので、自分になされてきた「人間の自由」についての、あるいはこれからなされるであろう質問について議論する気にはなれないと予め断っているのだが。

濟の星』、自死によってついに断片に終わったものの、今日にいたるまで大きな影響を及ぼしているヴァルター・ベンヤミン（彼は根源の歴史を明らかにしようとした）の『歴史哲学について』（いわゆる歴史テーゼ）などが浮かぶ。ベンヤミンより10歳若いブローデルは、第2次大戦後がその活動のほとんどの時期をなしているものの、現代化の起点をなす両大戦間期という時代抜きに、『地中海』も、これらの著作同様あり得なかったであろう。この意味において、ブローデルの意図とは別に、またその意図と反しようとも、この「出来事」は歴史にとってやはり何事かであったと認めなければならない。

この稿の最後に、これまでどの証言者も指摘しつつ焦点が当てられることのなかったことについて触れておきたい。おそらくそれは、彼や彼女にとって空気のようにあり、誰も特に取り上げる必要を感じなかったことである。それはヨーロッパにおける古文書館の存在についてである。極東の島国の研究者にとって、フェルナン・ブローデルや、ヴァルター・ベンヤミン、ミシェル・フーコーなどの研究に触れるたびに嘆息を禁じ得ないのは、ヨーロッパ各地に存在する古文書館、資料館などの諸施設の存在である。それだけであれば、歴史の重み、懐の深さということに納得すればいいのだが、数世紀にわたる戦争、そして二度の大戦を通じ、これらの資料館が守られ、それを守り通した無名の人々が常にいたということは、もって銘記すべきことであろう。ブローデルの『地中海』の背景＝下地には、そのような無数の文化的営みが控えていた。ブローデルが確かなものとした「長期持続」の「痕跡」を残していたのも、これらの資料館であった。ほとんど価値を見出されず、忘れられたままそっと眠っていたそれらの歴史資料から、「地中海世界」は、ブローデルの手によって甦ったのである。「日常生活」とともに、そこには連綿たる「文化の持続」が存在していた。このことを、あの「創造の時」の背景にきちんと見ることも、ベンヤミンやブローデル以降の歴史家である我々の「使命」である。

付記

本稿の脱稿を目前に、学部の同僚である鈴木博之教授逝去の報がもたらされた。建築史の世界的大家であるとともに、歴史建築保存のためにまい進してこられた先生の突然の悲報に、茫然自失となった。穏やかではあるが、文化保存に常に闘志を燃やされていた先生とベンヤミンについてお話したことが、昨日のように思い出される。あのような貴重なお時間をいただくことはもはや永遠に失われてしまった。今はただ、この拙い稿を先生のご墓前に捧げ、ご冥福をお祈りするのみである。

(すぎうら せいし 青山学院大学 総合文化政策学部教授)

論文

近世中期における津藩の飛脚制度

—山城国西法花野村庄屋、浅田家「飛脚帳」の検討—

巻島 隆

はじめに

本稿は、江戸時代中期における伊勢国の津藩（藤堂家32万石）の飛脚制度について、村方文書を使って実態解明を目指したものである。基礎史料としたのは東京大学経済学部蔵の浅田家文書に収められる「飛脚帳」である。

浅田家とは、山城国相楽郡西法花野（にしほうけの）村の庄屋を務め、また狛四ヶ村（東法花野村、野日代村、新在家村）の大庄屋を務めた豪農である。当主の浅田金兵衛は、同藩「御用村送飛脚取次役」¹⁾を務め、飛脚を中継するごとに「飛脚帳」を書き留めた。

浅田家関わった飛脚は、藩の触や達を領内に伝達するための村継の「定使」の機能だけでなく、津藩が畿内の奈良古市・京都藩邸といった藩役人との連絡目的にも使われている。

「飛脚帳」は宝永8年（1711）から寛政5年（1793）にかけての断続的な史料であるが、これを検討することで、津藩がいかなる手段と目的で通信制度を運用したのか、その一端を明らかにしたい。また津藩の飛脚制度を探ることで、幕藩体制下で大名家の通信制度がどのような役割を果たしたのか示し得るものと考えられる。

1 大名飛脚研究の現在

従来、飛脚を説明する際、主に「継飛脚」「大名飛脚」「町飛脚」などと分類されるが、飛脚研究が進むにつれて、従来の用語のみでは史実を説明する際、不正確の感を否めないことがわかってきた。

特に「大名飛脚」に絞ると、以下のものに分けられよう。

- ①大名家が足軽など下級武士層に書状を担わせる飛脚
- ②大名家が民間の飛脚屋を指定して定期的に書状を担わせる飛脚

上記2種類の内、多くの文献で大名家は①を用いたという言葉で片づけられがちであるが、②は江戸定飛脚問屋京屋・嶋屋・和泉屋の御用請負、金沢藩の加州三度である。そして本稿で扱う浅田家による村送飛脚取次役とは、大名家が領内庄屋に請け負わせる村送りの飛脚であるが、これを加えると3種類の“大名飛脚”が挙げられることになる。

そこで本稿では①～③を「大名飛脚」と総称するが、個々の差異を重視する立場から①を武家飛脚、②を御用飛脚、③を村送飛脚と分けて呼称する。以上は古文書表記を参考にした筆者の造語であることをあらかじめ断っておく。

次に大名飛脚の先行研究について触れる。尾張・紀伊徳川家の用いた七里飛脚の研究は徳川

1 浅田家文書に基づく。

義親氏⁽²⁾、藤村潤一郎氏⁽³⁾らの業績が知られ、その後、蓑田勝彦氏の熊本藩の事例⁽⁴⁾、藤村氏の金沢藩の事例⁽⁵⁾、小川喬義氏の久留米藩の事例⁽⁶⁾、丸山雍成氏⁽⁷⁾の福岡藩の事例、三浦忠司氏の八戸藩の事例⁽⁸⁾、小口聖夫氏の富山藩の事例⁽⁹⁾、武田亜弓氏の弘前藩の事例⁽¹⁰⁾などが挙げられる。

大名飛脚研究は次第に事例を増やしつつあるが、概して個別事例の研究にとどまり、さらに全容解明に向けて事例を積み重ねる必要がある。本稿も如上の個別研究の一角を構成するものとして、津藩の事例を明らかにする。津藩研究⁽¹¹⁾においても今まで村送飛脚については論及されてはならず、その意味でも基礎研究として価値あるものとする。

2 浅田家と「飛脚帳」

「飛脚帳」を検討する前に津藩の概要に触れる。津藩は、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後の論功行賞を経て、藤堂高虎(1556-1630)が伊予今治から伊勢国津に移ったことによって成立した。所領石高32万3950石の内訳は、伊勢領17万410石、伊賀領1万540石、大和・山城領(城和領)5万石、下総3,000石である。藩領支配のために藩士は伊勢領600人、伊賀領110人、江戸詰め250人が常駐した。そのほか京都屋敷、大坂蔵屋敷、奈良の古市役所(山城・大和国の津藩領を統括する城和奉行が詰めた)にも人員が配置された⁽¹²⁾。

飛地領である山城・大和の「城和領」はどのような位置付けにあったのだろうか。「大和山城之御米ハ悉御売米ニなり申事ニ御座候間何とそ仕少にてもね段よくうりあげ申度奉存じ」(『藤堂藩大和山城奉行記録』)とあるように、城和領の年貢米は一旦大坂蔵屋敷へ送られ、そこで米相場の変動を見極めながら、できるだけ高値で売却された後、現金のみ京都へ送られ、為替手形が組まれて江戸藩邸へ送金された。いわば城和領は津藩を維持・運営していく上で経済的に重要な意味を持っていたと言えよう。

その飛地領と本国を結ぶ役割を果たしたのが津藩の大名村送請負ということになる。次に浅田家について述べる。山城国相楽郡西法花野村(旧山城町、平成の合併で京都府木津川市)を含む狛4ヶ村の村次による大名飛脚システムを支えた浅田家は、狛組(上狛四ヶ村、法華寺野村、加茂郷の村々)の大庄屋を務め、本家の浅田北家の当主は代々金兵衛を名乗った。総持高

-
- 2 徳川義親『七里飛脚』(国際交通文化協会発行、1940年)。
 - 3 藤村潤一郎「東海道尾州七里飛脚について」(日本歴史学会編『日本歴史』475、1987年)、同「紀州七里飛脚について」(『創価大学人文論集』2、1990年)。
 - 4 蓑田勝彦「肥後の飛脚について」(『熊本高等学校社会科学研究会研究紀要』4、1974年)、同「松井氏の飛脚について」(『熊本近世史年報』1974年)。
 - 5 藤村潤一郎「金沢藩における飛脚について」(日本歴史学会編『日本歴史』352、1977年)。
 - 6 小川喬義「幕末から明治初年にかけての久留米藩飛脚」(『第一経大論集』17、1987年)。
 - 7 丸山雍成「『海陸并道中記』の紹介と検討—大名飛脚研究の一素材として—」(『日本近世交通史の研究』(吉川弘文館、1989年)。
 - 8 三浦忠司「八戸藩の江戸飛脚と一里飛脚」(『交通史研究』36、1995年)。江戸と国元を結ぶ江戸飛脚、藩領内の通信制度である一里飛脚について事例研究を報告した。
 - 9 小口聖夫「『飛脚差立記』からみた富山藩の飛脚利用について」(『郵便史研究』7、1999年)。
 - 10 武田亜弓「近世前期における弘前藩のアイヌ支配について—松前飛脚回送の実態から—」(『弘前大学国史研究』118、2005年)。「津軽アイヌ」(史料表記は「狢」)に課せられた津軽・松前両藩の通信ルートである松前飛脚回送業務について明らかにした。
 - 11 深谷克己『藩政改革と百姓一揆—津藩の寛政期—』(比較文化研究所、2004年、『寛政期の藤堂藩—藩政改革と農民の対応』(1969年)再刊)、同『津藩』(吉川弘文館、2004年)、藤田達生監修・三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究 論考編』(清文堂、2009年)。
 - 12 『三重県史 資料編近世2』(2003年)。

は200石近くあり、身分は津藩お抱えの「無足人」である。無足人とは、俸給を支給されない無給の郷士のことで、苗字帯刀を許され、必要時に弓・具足・馬・下人を携え忠勤に励んだ。戦時期に浅田家は具足1領、鎗1筋、馬1匹、家来8人で御用を勤める決まりであった⁽¹³⁾。

浅田家の居村である西法花野村は、正徳2年(1712)の「村明細帳」によると、石高463石9斗1升であり、家数94軒である。明細帳の区分に従うと、上百姓7人、中百姓12人、下百姓75人の構成であり、文政3年(1820)の書き上げによると、家数76軒、人口293人である。仕事は、正徳2年の「明細帳」には「男」の箇所に「耕作之外何之かせきも無御座候」とある。しかし、「春之内、拾五、六人程、くりわた・木綿商売仕候」とし、「女」の箇所にも「耕作手伝之外、奈良布織申候」とあり、同村は百姓ながら屋号を持って木綿栽培・販売を担っていたといい、村自体に現金収入がかなりあったことを窺わせる。浅田家もそうして身代を大きくしたのであろう。

西法花野村は、東法花野、野日代(のびたい)、新在家の三ヶ村と合わせ狛村(1,325石)ともいう。「飛脚帳」の表紙の「狛四ヶ村」とはこれらを指す。同村から東へ向かうと笠置を経て、伊賀上野に通ずる伊賀街道が抜けており、また南西二里の地点に奈良がある津藩にとっての交通の要所でもあった。つまり城和領の中心に位置する浅田家は津藩の飛脚取次役を務めるのに適地に位置したわけである。しかし、村を取り巻く自然条件は厳しく、同村北側を流れる木津川が大雨で洪水となる場合もあり、これは後述するが、浅田家の飛脚取次に影響を与える場面もあった。

本稿の基礎史料となる浅田家文書は東京大学経済学部図書館文書室に所蔵されており、16世紀末から20世紀初頭にかけての村方・経営文書から成る⁽¹⁴⁾。膨大な件数の文書群の1つが「飛脚帳」(写真)である。「飛脚帳」は、宝永8年(1711)から寛政5年(1793)の期間のものが



浅田家文書「飛脚帳」

No.	年号	西暦	文書表題	文書番号
1	宝永8年	1711	飛脚帳	D409
2	正徳4年12月	1714	飛脚帳	D410
3	享保元年2月	1716	引方帳	D408
4	寛延4年	1751	内田又左衛門様森本庄右衛門江村送通	D992
5	寛延4年	1751	村送通	D993
6	天明4年	1784	辰歳飛脚帳	D411
7	天明4年	1784	辰歳飛脚帳	D412
8	天明5年	1785	巳歳飛脚帳	D413
9	天明6年1月	1786	午歳飛脚帳	D414
10	天明6年8月	1786	午歳飛脚帳	D415
11	天明7年1月	1787	未歳飛脚帳	D416
12	天明9年1月	1789	御用村送飛脚帳	D417
13	寛政2年1月	1790	戌歳飛脚帳	D418
14	寛政3年11月	1791	亥歳飛脚帳	D419
15	寛政4年1月	1792	子歳飛脚帳	D420
16	寛政5年	1793	丑歳飛脚帳	D421
17	寛政5年9月	1793	丑歳飛脚帳	D422

※『東京大学経済学所蔵 浅田家文書目録』(1986年、東京大学経済学部図書館文書室、95、96頁)に基づき筆者作成

表1 浅田家文書「飛脚帳」一覧表

13 『山城町史』本文編(1987年)。

断続的に収められる。この「飛脚帳」を基礎に他の史料と併せて「飛脚」関連記述を拾い出す形で同藩の大名飛脚システムについて考察する。

次に関連史料としては「飛脚」の用語が散見される『藤堂藩大和山城奉行記録—西島八兵衛文書—』⁽¹⁵⁾がある。同書は津藩の大和・山城領を統括した城和奉行を務め、高虎、高次、高久の三代に仕えた西島八兵衛(1596-1680)が執務上の様々な出来事を書き残した「万大扣」などをまとめたものである。さらにもう1つ飛脚と関連して挙げられるのが『永保記事略』⁽¹⁶⁾である。同書は寛永17年(1640)~寛保2年(1742)、伊賀上野城代の藤堂采女元則が城代に任ぜられてから、103年に亘って書き記された諸旧記の抜粋を編年式に綴ったものである。

『藤堂藩大和山城奉行記録』は、前述の宝永8年以降の「飛脚帳」よりも多少時期が遡り、『永保記事略』は後半部で時期が重なる箇所もある。いずれにせよ飛脚関連史料の少ない中、2つの史料は本章の扱う大名飛脚の発着点にも当たっており、「飛脚帳」だけでは不明とせざるを得ない部分にも重要な手掛かりを与えてくれるものであり、「飛脚帳」を補完する史料となる。

3 「飛脚帳」の検討

「飛脚帳」の舞台となる城和領は大和3郡、山城1郡であり、山城国は相楽郡9,913石である。先に述べた西法花野村は相楽郡内の1カ村である。浅田家は藩御用村送飛脚取次役を勤め、京都屋敷、古市役所、伊賀上野の3カ所を主に結ぶ飛脚の中継点として飛脚を手配したのである。

(1) 通信エリア

まず「飛脚帳」の飛脚がどこを往来したのか地図で示した(図1参照)。畿内中心部を往来していることがわかる。

(2) 回数

年ごとの回数をグラフ化したものが表2である。宝永8年(1711)が最多の100回を数え、次が天明6年(1786)の98回、さらに正徳4年(1714)の81回と続く。平均すると63回(四捨五入)、月平均で5回ほど飛脚の取次を負担している。

(3) 飛脚

次に実際に走った飛脚について検討する。年ごとに飛脚を一覧にしたものが表3である。宝永8年(1711)の「飛脚帳」には「飛脚中間」として長蔵、伝兵衛、作兵衛、専介、小一郎、市介、長九郎、又四郎が冒頭に記されている。名前の上には「京古市笠置賀茂其外何方へも飛脚頭小口持二順番持可被下候」とあり、恐らく浅田家の屋敷を中継点に京都、古市、笠置(伊賀上野方面)、加茂などへ継ぎ立てたことがわかる。

14 浅田家文書研究会が1986年に組織され、文書整理・目録作成と並行して研究が進められた。成果として『近世・近代の南山城一綿作から茶業へ—』(東京大学出版会、1998年)を刊行した。浅田家文書の概要については富善一敏「近世地方文書の史料群構造—山城国相楽郡西法花野村浅田家文書中の粕組大庄屋文書を素材として—」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下、2003年)に詳しい。

15 上野市古文献刊行会編『藤堂藩大和山城奉行記録—西島八兵衛文書—』(清文堂出版、1996年)。西島八兵衛(1596-)は藤堂高虎に仕えた。藤堂家の家臣身分のまま讃岐の生駒家に客臣として迎えられ、讃岐平野の満濃池などの灌漑池を修築し、藤堂藩に帰藩後は城和奉行を務めた。「土木技術のテクノクラート」(解説、久保文武氏)と評価される。

16 『永保記事略』(上野市古文献刊行会編纂、三重県上野市発行、1974年)。



※行政区分は現在の県境

図1 藤堂藩飛脚関係地図

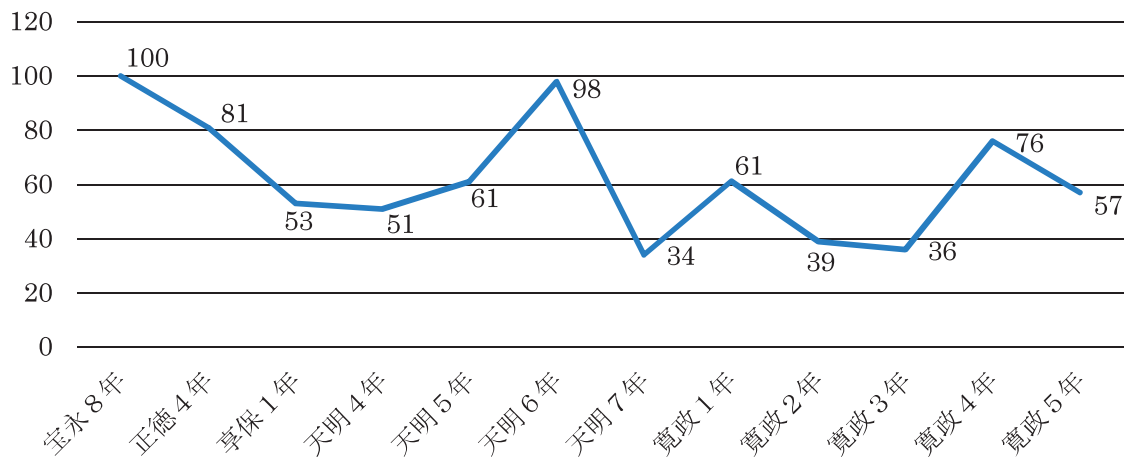
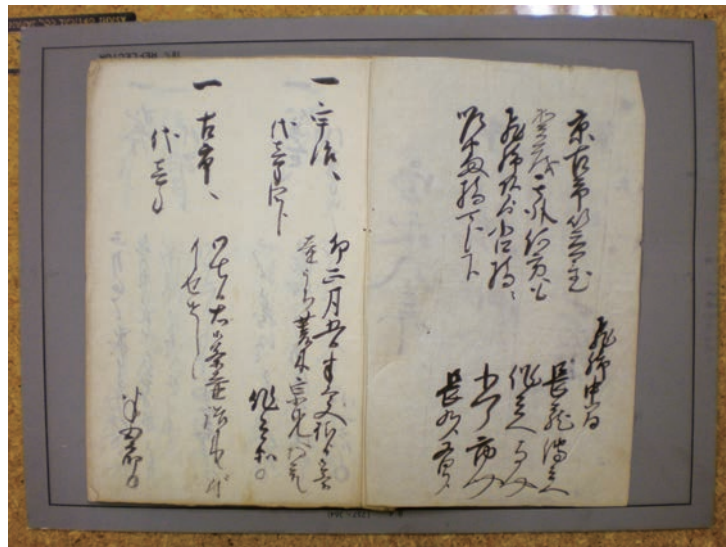


表2 浅田家飛脚取次回数グラフ

また「飛脚帳」の名前の脇には片仮名で「小中」「イリ」「ノヒ」「トノ」「ミト」などと記されていることが多い。天明4年の「飛脚帳」によると、飛脚には新八（小中）、善四郎（イリ）、七郎右衛門、惣七（小中）、清六（小中）、庄八（小中）、善七（トノ）、茂兵衛（ミト）、喜七郎（イリ南ノ）、嘉右衛門（トノ）、利八（トノ）、忠八（ノヒ）、清七（小中）などとそれぞれ在所在が記されている。これらの在所在は西法花野村周辺の地名である。つまり飛脚は、近在の農業に携わる身分の男性が担っていることがわかる。



宝永8年「飛脚帳」。右頁に上段に「京、古市、笠置、賀茂其外何方へも飛脚頭が小口持二順番持可申候」とあり、下段に「飛脚中間／長蔵、伝兵衛、作兵衛、専介、小一郎、市介、長九郎、又四郎」とある。左頁に目的地、賃銭、日付、飛脚の名が記される

No.	宝永8年 (1711)	正徳4年 (1714)	天明4年 (1784)	天明5年 (1785)	天明6年 (1786)	天明7年 (1787)	天明9年 (1789)	寛政2年 (1790)	寛政3年 (1791)	寛政4年 (1792)	寛政5年 (1793)
1	長蔵	喜兵衛	新八 (小中)	利助 (ミト)	茂八 (小中)	清七 (小中)	利助	茂兵衛 (小中)	与八 (小中)	清吉 (ノヒ)	茂兵衛 (ミト)
2	伝兵衛	四郎右衛門	善四郎 (イリ)	善七 (トノ)	清七 (小中)	善七 (トノ)	定七	与八 (小中)	清吉 (ノヒ)	善七 (トノ)	利助 (スミ)
3	作兵衛	藤兵衛	七郎右衛門	茂兵衛 (ミト)	善七 (トノ)	嘉兵衛	善七	七郎右衛門	利助 (ミト)	三郎兵衛	平八 (スミ)
4	専介	半五郎	惣七 (小中)	七郎右衛門	利助	茂兵衛	茂兵衛 (ミト)	利助	喜兵衛 (トノ)	利介	宇兵衛 (ミト)
5	小一郎	弥兵衛	清六 (小中)	善四郎 (イリ)	茂兵衛	利助 (ミト)	清七 (小中)	善七	七郎右衛門	茂兵衛 (トノ)	三郎兵衛 (ミト)
6	市介	喜作	庄八 (小中)	庄八 (小中)	嘉兵衛 (ミト)	新八 (小中)	茂兵衛 (小中)	茂兵衛 (ミトノ)	三郎兵衛 (ミト)	七郎右衛門	善七 (トノ)
7	長九郎	平八	善七 (トノ)	新八 (小中)	善四郎	庄八 (小中)	惣七 (小中)	清吉 (ノヒ)	茂八 (小中)	茂兵衛 (ミトノ)	清吉 (ノヒ)
8	又四郎	太兵衛	茂兵衛 (ミト)	惣七 (小中)	新八	惣七 (小中)	与八 (小中)	喜兵衛 (トノ)		重兵衛	重兵衛 (ノヒ)
9		善兵衛	喜七郎 (イリ南ノ)	嘉兵衛 (ミト)	惣七	与八	七郎右衛門	三郎兵衛		喜兵衛 (トノ)	定八 (ミト)
10		彦六	嘉右衛門 (トノ)	茂八 (小中)	七郎右衛門	茂八				文蔵	吉兵衛 (イソ)
11		庄五郎	利八 (トノ)	清七 (小中)	庄八	善四郎				宇兵衛 (ミトノ)	庄八 (小中)
12		作七郎	忠八 (ノヒ)		茂八	七郎右衛門				平八 (スミノ)	七郎右衛門
13		喜兵衛	清七 (小中)							長七 (イソ)	新八 (イソ)
14		忠右衛門									
計	8	14	13	11	12	12	9	9	7	13	13

※浅田家文書「飛脚帳」に基づき筆者作成

表3 藤堂藩領山城国相楽郡狛4ヶ村飛脚一覧表

つまり浅田家では近在の男性を「飛脚中間」として担当を決め、飛脚頭の差配によって、交代で飛脚に当たらせた。これら飛脚が専業で飛脚をしていたというより、恐らくは農業の傍ら兼業で飛脚を藩の役として請け負った。なお飛脚は息子が継承するケースも見られる。

(4) 通信区間

次に通信区間について述べる。区間は「京都—伊賀上野」「京都—古市」「伊賀上野—古市」でほぼ占められる。年間使用平均回数に近い天明5年（1785）を例にとると次の回数となる。

- ①京都→上野 = 35回、
- ②上野→京都 = 12回
- ③京都→古市 = 3回

これは京都屋敷留守居から伊賀上野奉行への通信が多いことを示している。京都屋敷に限ると伊賀上野城代の直轄となるのだろうか。京都から伊賀上野への通信が多い事実は、返答を求める書状よりも返答不要の京都情勢の報告的な性格の書状が多いのであろうか。狛四ヶ村での取り次ぎは、伊賀上野へ運ばれる場合が多く、銭司村まで継ぎ立てられる。

(5) 時刻

次に飛脚の継立時刻について見たい。天明5年（1785）の例によると、各時刻と回数は次のような状況である。

- ①申刻（午後3時、4時台）= 15回
- ②未刻（午後1時、2時台）= 9回
- ③午刻（午前11時、午後0時台）= 8回
- ④寅刻（午前3時、4時台）= 2回
- ⑤酉刻（午後5時、6時台）= 6回
- ⑥子刻（午前0時、午後1時台）= 2回
- ⑦亥刻（午後9時、10時台）= 2回
- ⑧辰刻（午前7時、8時台）= 2回
- ⑨丑刻（午前1時、2時台）= 1回
- ⑩戌刻（午後7時、8時台）= 1回

申・未・午の刻、即ち午前11時～午後4時台が32回（全体66%）と最多である。基本的には朝、飛脚を発し、昼前後には浅田家に到着し、飛脚が交代し、銭司村まで走る場合もあるし、また伊賀上野からの飛脚の場合は、浅田家で中継してそこから京都や古市まで交代せずに走り通す場合もある。

(6) 賃銭

飛脚1人当たりの経費は天明4年（1784）の例を見ると、表4となる。区間別の経費は次の通りである。

- ①西法花野村→銭司村 = 1匁8分、1匁5分、2匁2分、1匁6分5厘

No.	飛脚	居住地	賃銭
1	新八	小中	26匁9分5厘
2	善四郎	イリ	32匁8分3厘
3	七郎右衛門		40匁5分5厘
4	惣七	小中	30匁6分
5	清六	小中	29匁9分5厘
6	庄八	小中	21匁4分
7	善七	トノ	30匁3分3厘
8	茂兵衛	ミト	23匁9分3厘
9	喜七郎	イリ南ノ	3匁4分5厘
10	嘉右衛門	トノ	1匁1分
11	利八	トノ	1匁1分
12	忠八	ノヒ	1匁1分
13	清七	小中	23匁4分
計	13人		銀256匁6分9厘

※浅田家文書D411「天明四年 辰歳飛脚帳」から筆者作成

表4 天明4年 津藩飛脚賃銭

②西法花野村→京都 = 5 匁、4 匁 4 分、4 匁 8 分 5 厘、4 匁 5 分 5 厘、4 匁 2 分 5 厘

③西法花野村→古市 = 1 匁 5 分

支払いは1回ずつではなく、年の暮れに総額支払われたようである。年別の飛脚賃金は表5の通りである。これらの賃金は恐らくまとめて飛脚頭に支払われたものと推察される。飛脚頭からそれぞれの脚夫に分配されたのであろう。天明年間の「飛脚帳」に記載される「七郎右衛門」が同年間の飛脚頭を務めたものと思われる。

また肝心の経費を村が負担しているのか判然としない。「飛脚帳」の表記では浅田家が負担しているようにも読めるが、これが例えば年貢一部軽減、ある種の特権の認可という形で藩が負担したものなのか、浅田家による純粹な負担なのか、あるいは浅田家が仮払いして藩が後で支給しているのか見当がつかない。但し、第7章でも触れるが、「御用村送飛脚取次役」の負担が決して尋常ではないことは察せられる。

年	年間賃金
正徳4年(1714)	198匁4分、44匁5分
天明4年(1784)	256匁6分9厘
天明5年(1785)	226匁8分
天明6年(1786)	349匁4分
天明7年(1787)	415匁4分5厘
天明8年(1788)	133匁54分23厘
天明9年(1789)	276匁5分6厘
寛政2年(1790)	167匁2分
寛政3年(1791)	130匁
寛政4年(1792)	349匁9分4厘
寛政5年(1793)	316匁1分5厘

※浅田家文書「飛脚帳」から著者作成

表5 飛脚賃金一覧

(7) 荷物の形状

次に荷物の形状についてみる。大別すると、油紙包、手嶋包、琉球包、しふき御状箱などである。

①油紙包

『日本国語大辞典』（小学館）によると、油紙は桐油（とうゆ）または荏油（えのあぶら）を塗った美濃紙のことである。つまり「油紙包」とは、そうした油紙で包んだ状態の書状のことをいうものと考えられる。

②手嶋包 = 「手嶋包」は辞典類で確認できないが、『角川古語辞典』に記載の「豊島筵（てしまむしろ）」に当たるものと思われる。豊島筵で包んだ状態の荷物を指す。豊島筵とは摂津国豊島郡豊島村で生産された藺草製のむしろであり、幅が狭小で粗末な製品とされる。雨具や酒樽のこもとして用い、敷物にもしたという。『庭訓往来』には「手島筵」と表記されている。

③琉球包 = 『日本国語大辞典』（小学館）によると、琉球薦（りゅうきゅうごも）で包みである包みをいう。琉球薦とは「琉球産の灯心草で織ったこも。琉球表」のことをいう。

④しふき御状箱 = 「しふき」とは渋木（しぶき）か。即ち渋木は山桃の異名である。山桃の木でつくられた御状箱をいうのであろうか。

以上、基本的な事項を可能な限りでまとめたが、飛脚帳の性格上、明確にし得ない部分もある。

4 飛脚取次の場面

ここでは「飛脚帳」の添書きを検討して、現場における飛脚取次の実態を提示する。

(1) 食事提供

浅田家では京都からの飛脚が引き継ぎを終えると、飛脚側からの希望があれば茶づけを振る舞ったようである。例えば、「右之時、中飯壺飯ふれまひ呉候様相頼ニ付、茶徒希（ちゃづけ）出ス 代三分 七郎右衛門」（天明6年3月9日）とある。飛脚側の希望に応える形で提供していることがわかる。

右之時、中飯壺飯ふれまひ呉候様右頼ニ付、茶つけ出ス⁽¹⁷⁾。

右の時京都飛脚・次にて其次飛脚茶つけふれ舞候様申ニ付一飯⁽¹⁸⁾。

以上の添書きから食事の供与が稀にあったことがわかる。そのほとんどは茶漬けである場合が多い。速く食べやすく、疲れた体に消化のよい定番メニューだったのであろう。

右之飛脚ハ各別之急御用ニ候間めしたく居候而ハ兼遅滞致、此市にて弁当入レ遣ス。式人分。尤此方にて調かね候ニ付外にて無心申跡にてたき跡・戻ス⁽¹⁹⁾。

もっとも継ぎ立てなしの通しの飛脚の場合、食事の用意が間に合わない場合は「弁当入れ遣ス」と臨機に対応した。取次役は単に事務的に飛脚を継ぎ立てただけではなく、役務を終えた者への配慮を働かせたのである。

(2) 河川増水

先述したように木津川は大雨が降ると洪水の心配がなされる暴れ川であった。飛脚にとって増水による延着は心配の種であった。

右之時、壺人遣すべきの所、大あめゆへの平川無心元存候ゆへ式人遣ス⁽²⁰⁾。

平時であれば、本来は飛脚一人で済むはずのところ、大雨で一人では不安だったため、浅田家では二人で継ぎ立てる判断を下した。

右之時、大白雨にて井ノ平川大水ニ付、両度舟ちん百文⁽²¹⁾。

河川増水のため、渡船の際に増し賃銭として往復分の百文を渡したようである。民間の飛脚問屋における延着・不着の問題は自然要件（河川増水による川留めなど）に関わる場合が多かったことと共通する。藩用の荷物を延着をさせてはならないと状況を見ながら「1人を2人に」と保険をかけたのである。

(3) 交代の飛脚

何らかの理由で担当だった飛脚が任務に当たれない状況が突発することもあった。例えば、浅田家文書「寛政二年 戌歳飛脚帳 正月 狛四ヶ村」には「代壺匆五歩 ミト 三郎兵衛」の上に短冊状の紙が張られ、「一 蠟燭式丁 代六歩 七郎右衛門」とある。これは三郎兵衛が飛脚に立つはずだったが、実際はそうならず「ミト新助」一人のみで飛脚を務めたケースである。「蠟燭式丁」はいつものように七郎右衛門に支払われた。

しかし、2人で果たすべきところを1人だと支障が出ることも予想された。そこで替えの飛脚が用意された。蠟燭を提供した七郎右衛門が代理の飛脚を提供したこともわかる。

一 銭司村へ 七月廿六日酉刻油紙包式ツ。手嶋包壺ツ。京・上のへ村送り。

17 浅田家文書「天明六年 午歳飛脚帳 正月日 四ヶ村」

18 浅田家文書「天明六年 午歳飛脚帳 正月日 四ヶ村」

19 浅田家文書「天明九年 御用村送飛脚帳 酉正月 四ヶ村」

20 浅田家文書「天明七年 未歳飛脚帳 正月吉辰 狛四ヶ村」

21 浅田家文書「天明九年 御用村送飛脚帳 酉正月 四ヶ村」

代壺匁三歩五ツ	イソ 吉兵衛 ○
代壺匁三歩五ツ囚	藤九郎かはり
	善三郎 ○
一 蠟燭三丁	
代九歩	囚七郎右衛門 ○
右之時、大雨ニ付井平川はし無御座、舟渡し百文。	
壺匁五歩	イリ 吉兵衛□○
右之時、か□水ニ付、夜中之義甚難義余内之事。	
五歩	イリ 吉兵衛 ○
五歩	藤九郎かはり
	囚善三郎 ○ ⁽²²⁾

傍線部にあるように藤九郎に代わって善三郎が飛脚を務めている。大名飛脚のシステムが円滑に行くように交代要員が用意されていたことがわかる。当初はあまり見られなかった交代だが、「飛脚帳」の年代が下ると次第に交代記述がまま見られる傾向にある。

(4) 必需品

天明7年(1787)1月19日に「正月廿三日、丁ちんはりかへ代八十五文。又丁ちんノほふ壺本代四拾五文、メ百弍拾四文(ママ)」とある。消耗品である提灯の紙と棒は老朽化すると取り換えられていたようである。蠟燭の提供はほぼ毎回のように行われている。但し、使われな分は戻されていたようであり、これも次第に目立ってくる記述である。

(5) 臨時の貸し出し

浅田家では臨時的に必要なに応じた貸し出しを行った。天明6年(1786)2月晦日に「からかさ壺本 孫兵衛と申者、同日古市々京都へ御飛脚通り帰りニかしくれ候様申ニ付無據遣し申候」とある。古市から京都へ走った飛脚の孫兵衛が任務を果たし終えて古市への帰り道に浅田家に立ち寄り、唐傘1本を借りたものと解釈できる。

この一文は興味深い事実を示している。表4を確認すると「孫兵衛」は、狛四ヶ村の飛脚中間には見当たらない。つまり孫兵衛は城和奉行から京都屋敷まで「御通り」の飛脚だと推察される。恐らく京都への往路に孫兵衛は浅田家に立ち寄っていない。帰路に唐傘1本が必要な事情に迫られ、浅田家に立ち寄るとの孫兵衛自身の判断が働いたのだろう。このことは浅田家の取次を経ずに同一の飛脚が通信区間を通しで走り、尚且つ古市への帰路に浅田家に立ち寄る用がない場合は史料に残らないことを意味する。「飛脚帳」が必ずしも役所間の飛脚使用回数の全てを正確に表しているのではなく、あくまでも浅田家を取り次いだ回数に限定される。

唐傘だけでなく、飛脚から要求されると現金も貸し出したことが次の史料から窺われる。

右之時、京都飛脚佐兵衛ニ銭かし候。五拾分⁽²³⁾

京都屋敷の飛脚である佐兵衛が銭を貸してほしいと浅田家に頼み、浅田家では50分を貸している。借金の申し込みはそう数はないが、飛脚に困りごとがあれば、浅田家ではでき得る限り対処したことがわかる。

以上、取次役によるきめ細かな飛脚への便宜供与があったことがわかった。このような配慮

22 浅田家文書「寛政五年 丑歳飛脚覚帳 正月 狛四ヶ村扣」

23 浅田家文書「寛政四年 子歳飛脚帳 正月 狛四ヶ村」

があって飛脚システムの円滑な運用がなされたのである。村が大名飛脚制度を支えたことを意味すると言ってよいであろう。

5 荷物内容

前章までは飛脚のシステムについて述べたが、本章では具体的に飛脚荷物の内容について検討する。「飛脚帳」には当初、様々な添書きがある程度記されているので、荷物内容がわかる。但し、天明・寛政年間になると、記述が「油紙包」「琉球包」「手嶋包」などと省略されてしまい、内容に触れなくなる。そのため西嶋八兵衛の『藤堂藩大和山城奉行記録』を併用しながら荷物内容に踏み込みたい。

大まかには触状、廻状、問屋手形、御茶壺、御用地黄、御状など飛脚帳で確認できるが、内容については細かには書かれていないが、わかる範囲で次に列挙する。

(1) 触状

宝永8年(1711)の「飛脚帳」に「三月廿七日、稲葉丹後守様御奥様御遠行被成候ニ付、鳴物普請御停止之御触状持テ是ハ普ニ及申候故増人申候」、また正徳4年「飛脚帳」の7月9日に「例年之通益之御法度書之触状持参候」とあり、触状が飛脚によって送付されている。これは触状なので領内へ回達したものであろう。

(2) 廻状

触状同様に宝永8年の「飛脚帳」に「四月九日、御借上銀之儀ニ付古市御手代中様ヨリ之御廻状持テ」と回覧されている。

(3) 問屋手形

正徳4年の「飛脚帳」11月18日付に「御張場(カ)米問屋手形持参候」とあり、手形を運んでいることがわかる。

(4) 御茶壺

宝永8年の「飛脚帳」に「六月朔日、御茶壺、狛村へ御着被成候注進ニ」「同四日、御茶壺無相滞狛村へ御着被成候。注進状持テ」の関連記述が見られる。笠置か伊賀上野へ知らせるためと思われるが、「注進状」を持たせて飛脚を発している。

(5) 御用地黄

地黄は地黄丸の原料となる。強壯薬として服用された。正徳4年の「飛脚帳」7月3日付に「御用之地黄持テ参候」とあり、飛脚で届けていることがわかる。また同年8月26日「御用地黄代銀被下候御請取御返状持参候」とあり、代銀を受け取った旨の返書を飛脚で送らせている。浅田家は地黄を商売にもしているほどなので、提供できる環境下にあったのであろう。

(6) 御状

次に「飛脚帳」だけではわからない部分を『藤堂藩大和山城奉行記録』で補いながら寛文4年6月20日「御状」の一例を取り上げる。

一 昨十九日申ノ下刻御状披見申候彦坂壺岐殿(大坂奉行)より之御状箱、山城かもまで

被相越、かもより村送りにて伊賀上野へ今酉之刻到来候。田原門兵衛勤之介召籠置候へと当春被仰越候へともせかれ幼少之時より祖父太左衛門養育仕をき候門兵衛儀太左衛門勤当仕候間門兵衛せがれハ常之親子とハちがひ候間御赦免被成候此うへにも門兵衛行衛相しれ候をかくしをき候ハハ一類共ニ曲事ニ可被仰付旨かたく申聞候へと壱岐殿より被仰下埒明太慶此事ニ存候此儀ニ付去年以来貴殿種々被肝煎候処能相すみ互珍重ニ候よき自分御もどり候而今度之筈ニ御あひ仕合共ニ候／一 壱岐殿へ之御請状仕り態飛脚にて夜通し遣し候間口上ニも右之通壱岐殿御内衆まで能やうニ御申可有之候／一 奈良ノ町夜ニ入候へハ飛脚にて通し不申候間其かんがへいたし飛脚出し可申旨相心得申候／一 和泉様より御城中へ之御書箱御遣し候へともいまだ御返事不參候ニ付此便宜ニ不相越候通藤孫八郎殿迄申届候間可被得其意候、以上。

六月廿日

西(嶋)八兵衛
加(納)藤左衛門
中(小路)五郎右衛門
藤(堂)采女

池上彦兵衛殿御返報

上記からは御状の輸送経路の一端がわかる。6月19日申下刻に御状を読んだという大坂奉行彦坂壱岐からの御状箱が山城国加茂村で村送りとなり、伊賀上野に20日酉刻に届いたとある。田原門兵衛勤之介一件のことで御状を往復させているようであるが、飛脚を夜通し走らせることがあったことが窺える。また奈良の町は飛脚が夜間走行できないので、そのことを念頭に飛脚を発するように注意を与えている。

(7) その他

「飛脚帳」からはわからないが、『藤堂藩大和山城奉行記録』から判明し得る事柄として幾つか挙げておく。まず延宝4年(1676)6月27日に御祈祷を目的として飛脚が発せられ、城和領と津との間を往復している。

一 廿七日早朝ヨリ登城昼時分ニ下宿ノ事城和御分領ヨリ 殿様御瘧疾為御祈禱春日於御神前壱万座之御祈念御祓太麻態飛脚ニ而為持越則遂披露候 殿様御機嫌ニ被思召候其通城和大庄屋中江書状遣候但社家大東三位同右近頼、廿六日ヨリ一ケ七日之間社家禰宜於神前御祈禱仕之由申来候。

一 同日笠置寺中ヨリも御祈禱之御札飛脚ニ為持上ケ候ニ付令披露 御機嫌ニ被思召候。

一 廿八日早朝ヨリ登 城四つ過ニ下宿然処山城加茂東明寺ヨリ御祈禱之卷数飛脚ニ為持越 大和補岩寺ヨリも御祈禱之御札態使僧ニ而津へ被差越ニ付令披露 御機嫌ニ被為 思召候。

「殿様」である藤堂高久の病氣平癒祈願のため春日神社(奈良)の「御祈念御祓太麻」(御札のこと)を飛脚に持たせて津に送っている。また笠置の寺院からも「御祈禱之御札」を飛脚に持たせて殿様の御前で披露している。山城国加茂東明寺からも「御祈禱之卷数」を飛脚に持たせている。大和補岩寺の場合は「使僧」を派遣し、高久に御札が披露された。殿様は「御機嫌」とあることから大事に至らなかったであろう。

祈禱札の送付は、藩の依頼を受けてのものなのであろう。祈禱札を運ぶのに飛脚が使われたのは、緊急事と認識されたからである。藩から保護される寺社としては藩主病気の際は祈禱札をいち早く届けることが忠義の証でもあったのだと思われる。

最後に八朔の祝いについて触れておく。八朔の祝いに際し、城和奉行は「以飛脚申入候先以

其御地御無事 殿様御機嫌能被為成御座候由恐悦之至奉存候」とあるように飛脚を発して領内の「御無事」と「殿様御機嫌」を申し上げて、初尾米3俵、鯉節3連、鳥目1貫文を献上した。

以上のように津藩の飛脚は御触や廻状など直接政治に関するものだけではなく、祈祷札や八朔の祝いなど信仰や年中行事など様々な目的で使われた。改めて藩と城和領を結ぶ運送・通信手段として飛脚が藩政の上で重要な役割を担ったと言えよう。

6 伊賀上野城代と飛脚

津藩と江戸とを結ぶ飛脚について触れておく。伊賀上野城代が江戸・領内の様子と出来事・事件などを記した「永保記事略」を分析することで、伊賀上野城代が飛脚を何の目的で使ったのか一端を明らかにする。

延宝6年(1678)3月22日に「御飛脚を以御尋之 御意被仰下／右為御礼飛脚を以御肴差上候處、御書被成下、尤右御端書ハ御自筆ニ而被成下」とある。これは伊賀上野城代が飛脚を発して藩主に「御尋」したところ、藩主が「御意被仰下」と回答があったため、城代が改めて御礼の飛脚を送って「御肴」を献上したところ、藩主が自筆入りの「御書」を下賜したことを示している。

また宝永2年(1705)閏4月28日には「入湯中為 御尋従／殿様御飛脚を以御自書被成下加銀明(ママ)衆一箱五赤腹魚粕漬一曲忍冬酒一樽被下之」と銀子と魚類の粕漬けと酒一樽を下賜された。さらに享保7年(1722)2月晦日には「殿様・為御尋御飛脚を以御書被成下八丈織二端粕漬鮑一桶忍冬酒一樽被下之」とあり、すなわち八丈織と粕漬け鮑と酒一樽が下賜されたことがわかる。

上記の事例は君臣間の贈答儀礼に飛脚が通信手段として用いられたことがわかる。大名飛脚の存在は、藩主と重臣とのコミュニケーションに欠かせぬ役割を担ったと言えよう。

有名な赤穂事件の発端となった江戸城松の大廊下刃傷沙汰を報せる書状が飛脚によって届けられた。元禄14年(1701)3月19日に「一 去ル十四日於江戸御城吉良上野介殿を浅野内匠頭殿被刃傷候之義御飛脚便ニ相聞候事」と記される。江戸に重大事件があれば、すぐに国元へ飛脚で速報された証であると言えよう。

君臣間の通信手段、また江戸の大事件を国元にもたらず重要な存在であった「御飛脚」であるが、その担当者や仕組みについては一切手掛りとなるものがない。わずかに次の記述からわずかに一端が垣間見える。

去月廿四日津出御飛脚三人四日市・船二のり宮江致渡海候所難風ニ逢船覆り同船七人之内六人相果一人は狐船ニ助られ候之由申来候事／△右相果候内八内と申御飛脚は爰元紺屋町市助と申者之悴也⁽²⁴⁾。

「御飛脚三人」が津から宮までの船に乗ったが、船が強風による転覆事故に遭い、乗船していた7人のうち6人が水死し、1人が漁船に救助されたことを伝えるものである。傍線部には死去した飛脚「八内」は、「爰元」すなわち伊賀上野の紺屋町市助の息子であると記されている。紺屋町の市助とは恐らく城下に住む町人身分の者であると推測される。つまり八内も町人身分ということになり、明らかに武家身分ではない。

死去した飛脚3人のうち1人は伊賀上野城下出身のため、「永保記事略」に特記されたものであろう。八内のほか2人も町人身分と考えた方が自然と思われる。2人が武家身分ならば、

24 「永保記事略」享保6年(1721)11月4日

「家中の誰その二男」などというように記されたはずである。

城和領の飛脚制度と考え合わせると、津藩の飛脚制度とは農民・町人身分が担ったことがわかる。つまり津藩の飛脚は、城和領に限らず、藩全体の通信網が下級武士による武家飛脚ではなく農民・町人身分による御用飛脚と村送飛脚の併用であったと考えられる。

7 飛脚の負担

飛脚の負担について考える。享保2年(1817)10月ごろ「江戸御飛脚頼状次第二重高二相成候付随分重ひくニ相調無用之状通堅仕間敷候之事」(『永保記事略』)とある。「江戸御飛脚状」は江戸までの飛脚の意であり、つまり江戸飛脚までの書状の経費が次第に高くなったので、なるべく無用の書状を送らないようにしたいと記される。

享保18(1733)年8月25日には「信楽多羅尾求馬殿於江戸表家督御役儀被仰付候由ニ付怡状出之△儉約ニ付互ニ示談之上飛脚相止候得共此度は格別ゆへ飛脚遣候也」と見える。多羅尾求馬とは幕府代官であるが、江戸で家督を継いだため、祝辞を述べる書状を出した。但し書きが付けられ、互いに示談の上で飛脚をやめる約束を取り交わしたが、今回は特別なことなので飛脚を遣わすことにしたと続いている。

ところが、儉約も年数が経過すると、きちんと守られなくなるケースもあったようで、元文6年(1741)1月18日「御飛脚便ニ無用之書通御停止ニ候處近年心得違も有之様相聞へ候付尚又無用之段通達有之」と述べており、飛脚を使って無用の書状を送るのはやめるように再度通達しているとある。

以上のように藩では儉約の方針で飛脚使用の自粛がなされた。一方、村送飛脚役を務めた浅田家は大庄屋を退いた後の享保18年(1733)に家産再建の支援願を新任の大庄屋森嶋治兵衛に宛てて提出した。その理由は、大庄屋を務めた浅田金兵衛が「不作相続、其上損失仕不勝手」となった上、金兵衛死後に当主となった五郎兵衛が帳面を調べたところ「存之外他借銀多く、さらに高い利足を懸けられた事実が発覚したためである。家産再建時期に相当する享保2年(1717)以降に「飛脚帳」は見当たらない。恐らく御用村送飛脚取次役を退いたものと思われる。次は参考史料であるが、天明2年(1782)3月、同族の浅田幸蔵が津藩の梶田小重郎宛てに藩の御用村送飛脚取次役の退役を願い出ている。

奉願口上之覚

西法花野村

浅田幸蔵

私儀

一、

御用村送飛脚取次御役儀、寛延二巳年被為仰付、難有無滞相勤罷有候処、当時年罷寄難勤御座候ニ付、御役儀御赦免被為成下候様ニ奉願候。右之趣宜被仰上、乍恐願之通御赦免被為成した候ハハ、難有冥加至極ニ可奉存候。以上。

西法花野村

浅田幸蔵

天明二巳年三月

梶田小重郎殿⁽²⁵⁾

これは西法花野村の浅田幸蔵が寛延2年(1749)に「御用村送飛脚取次御役」を命ぜられて

25 浅田(南)家文書(『山城町史 史料編』1990年)485頁

以来、滞りなく同役を務めてきたが、このほど老齢で勤務困難のため、同役免除の願書である。「老齢」は退役願の際に常套文句として使われる表現であり、史料の表記をそのままには受け取れないが、その負担が少なくなかったものとも推察される。

さらに史料が分家の浅田南家のものである点と、文中の「寛延二年」の表記から寛延2年から天明2年までの33年間の長きに亘っては浅田南家が飛脚取次役を務めたことがわかる。

浅田家の「飛脚帳」が天明4年に再び作成されるようになるが、南家が同役を務めた期間、家産再建が成ったのであろう。天明2年に南家が同役を退くのとほぼ同時に浅田北家が同役を務めたのである。「飛脚帳」は寛政5年（1793）を最後に、それ以降のものが見当たらないが、他家が同役を務めるようになったのか、あるいは村送飛脚制度そのものが廃止されたのか、その行方は定かではない。

まとめ

津藩の場合、藩専用の飛脚制度を維持し、津、伊賀上野、江戸、京都、大坂、奈良古市の行政拠点を結んだが、浅田家文書「飛脚帳」からは城和領の場合、御用村送飛脚取次役を務めた狛四ヶ村の大庄屋浅田家が飛脚を割り当て、交代で飛脚を銭司村や京都、古市まで継ぎ立てたことが判明した。「飛脚中間」を構成した脚夫たちは、西法花野村近在に住む農民たちであり、恐らくは兼業で飛脚を務めたものと思われる。

浅田家の村送飛脚で特徴的なのは、七里飛脚と違って宿場でなく村方で継立がなされた点である。往来途中の中間地点に津藩領の西法花野村が丁度位置しており、藩飛脚制度を人的・経済的に下支えたのである。図示すると図2のようになる。

津藩の飛脚は、様々な荷物を運んだ。行政に関わる触状や廻状、書状、また藩主が病気の際の祈禱札などである。それらは油紙包・手嶋包・琉球包・しふき包など防水を考慮した荷作りにより到着地点まで運ばれた。津藩は飛地領に関しては村送飛脚を使い、津—江戸、伊賀上野—津の通信については町人の御用飛脚を用いたものと察せられる。

村は恐らく「七郎右衛門」にまとめて賃金を支払った。七郎右衛門は飛脚頭だった可能性もある。七郎右衛門は飛脚頭として飛脚を差配したほか、不慮の事態に対応して代わりの飛脚を提供し、また蠟燭、提灯張り替えなどの作業も請け負った。村送飛脚制度は村側が基本的に直接負担したが、村側にはそれを支え得る経済基盤があったことが前提となる。

津藩内の通信、すなわち藩と京藩邸、大和領古市役所との間の意思疎通には飛脚が欠かせなかったこと、さらに村支配に必要な触状や廻状の命令伝達系統に重要な役割を果たした。津藩は村送飛脚と御用飛脚とを併

用しながら畿内飛地領—伊賀上野—津—江戸の4拠点における通信制度を維持し、藩領の一体化を図ったと言える。

今後の課題は、浅田南北両家が御用村送飛脚取次役を務めた後の飛脚関連史料の発掘に努めることである。大名家による飛脚問屋への公文書輸送委託も含めて、他の大名家

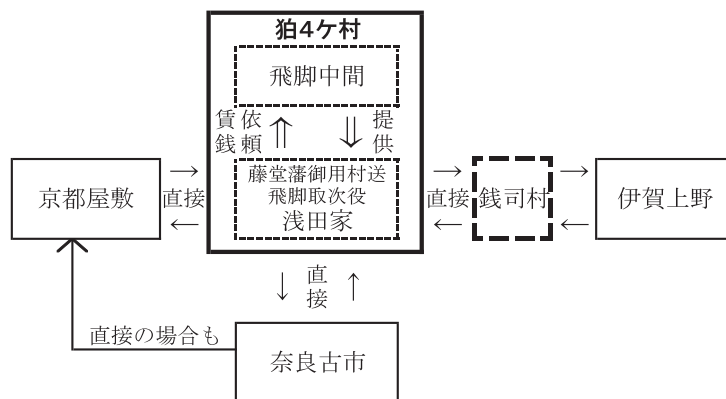


図2 浅田家の村送り

の飛脚利用事例を増やすことで、近世社会における情報通信のあり様を明らかにし得るだろう。

【付記】 浅田家文書「飛脚帳」閲覧に協力していただいた富善一敏氏、貴重なアドバイスをいただいた石井寛治先生、郵政歴史文化研究会第一分科会のメンバーにこの場を借りて感謝申し上げます。

(まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員、桐生文化史談会理事)

論文

戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究

後藤 康行

1 はじめに

本稿は、戦時下（アジア・太平洋戦争期）の通信職員によって組織されていた「通信報国団」について、その設立経緯や組織構成、活動内容など、基礎的な事項の考察を行うものである。かつて筆者は、通信報国団の機関誌である『大通信』を利用して、論考を執筆したことがある。そこでは、同誌掲載の時事漫画の内容を分析したのだが、通信報国団についてはその存在を紹介しただけで、それ以上は触れなかった⁽¹⁾。

通信事業の通史が記された『郵政百年史』や『統通信事業史』には、通信報国団について若干触れられているが、まともに焦点を当てた先行研究はない。そもそも、機関誌の『大通信』を史料として利用した研究自体、前記の筆者の論考のみである。

通信報国団は、それほどまでに注目されてこなかったわけだが、決して注目する価値のない団体ではない。設立経緯の詳細は後述するが、戦時下において内務省と厚生省が中心となり、労資協調を目指して展開していた産業報国運動を受けて、通信部内においても職員の一体化を図るべく結成されたのが通信報国団であった。そして、この産業報国運動をはじめとした総動員体制の構築を目指した様々な動きのなかで生まれた団体（大日本産業報国会、大政翼賛会、学校報国団など）と同様、戦時下の国民の文化活動を担う拠点の1つでもあった⁽²⁾。こうしたことから、通信報国団は戦時下の社会を考える上で注目すべき団体といえるのである。

2 史料について

この通信報国団について調べていくために、本稿では郵政博物館（前身は通信総合博物館）に所蔵されている『通信公報』と『大通信』を主な史料として利用する⁽³⁾。公報とは、官公庁が国民に向けて発表した事項が掲載された文書であり、『通信公報』は通信省が発行していた公報である。『通信公報』には、「勅令」、「省令」、「告示」、「公達」、「叙任辞令」、「彙報」など

- 1 拙稿「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争—郵政資料館所蔵雑誌『通信の知識』および『大通信』掲載漫画の研究—」（『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月）。
- 2 上記の団体の文化活動については、赤澤史朗「太平洋戦争下の社会」（藤原彰・今井清一編『十五年戦争史 3』青木書店、1989年）、高岡裕之「大日本産業報国会と「勤労文化」—中央本部の活動を中心に—」（『年報・日本現代史 第7号 戦時下の宣伝と文化』現代史料出版、2001年）、齊藤研也「横浜専門学校における報国団と報国隊」（『歴史民俗資料学研究』第13号、2008年3月）を参照。
- 3 桜林誠「各種産業報国運動の文献目録」（『帝京経済学研究』第24巻第1号、1990年12月）には、海軍報国団や商業報国会など、産業報国運動を受けて設立された団体に関する文献が紹介されている。ここには通信報国団も含まれており、『通信公報』や『大通信』に掲載された通信報国団関連の記事が紹介されている。全ての関連記事が網羅されているわけではないが、通信報国団について研究する上では大変役立つ「文献目録」である。

が掲載されており、ほぼ連日発行されていた。

『通信公報』は、1943（昭和18）年11月に通信省が鉄道省と合併して運輸通信省と改組されてからは、運輸通信省発行の『運輸通信公報』となった。そして、1945（昭和20）年5月に運輸通信省の外局である通信院が同省所管から内閣所管となり、通信院と改称されてからは、通信院発行の『通信公報』となった。郵政博物館には、通信省発行時代から通信院発行時代に至るまで、全ての『公報』が所蔵されている。

『大通信』については、すでに注1の拙稿のなかで詳細な書誌情報を述べているが、その後の調査で判明したこともあるので、改めて紹介しておく。毎月の定期刊行物として創刊されたのは1935（昭和10）年7月で、創刊時は『ていしん』という名称であった。通信事業の解説、職員の功績や趣味に関する記事が掲載されていた⁽⁴⁾。

『ていしん』が『大通信』と改称されたのは1942（昭和17）年3月からで（第73号からと思われる）、以後は通信報国団の機関誌ということになった。報国団役員の論説や団員の文芸作品（和歌、俳句、川柳）、報国団の活動を記した通信、活動を写した写真などが掲載されていた⁽⁵⁾。1945年2月、用紙不足の影響から廃刊となった（第108号が最終号と思われる）⁽⁶⁾。

『通信公報』と異なり、『大通信』は一部の号しか残されておらず、郵政博物館には第75号（1942年5月）から第103号（1944年9月）までしか所蔵されていない⁽⁷⁾。ただ、『大通信』を所蔵している資料館や図書館は、ほかでは東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）に第106号（1944年12月）が所蔵されているのみなので、一部分とはいえ郵政博物館に残されていることは貴重である。『ていしん』は、郵政博物館を含め、これを所蔵している資料館や図書館の存在を確認できていない。なお、筆者は『ていしん』第48号（1939年12月、図1）、『大通信』第88号（1943年6月）、同第106号を所蔵している。どれも郵政博物館には所蔵されていない号である。

一部の号しか残されていないので、正確に何号からどこが発行と述べることはできないが、第48号および第75号から第81号（1942年11月）までは通信省管理局現業調査課、第86号（1943年4月）から第93号（1943年11月）までは通信省郵務局管理課、第95号（1944年1月）から第106号までは通信院総務局要員課が発行していたことが確認できる。また、第48号は全20頁、第75号から第86号までは全118頁、第92号（1943年10月）を除いて第90号（1943年8月）から第93号までは全88頁（第92号は全96頁）、第95号から第106号までは全64頁ということも、残されている号から確認できる。販売品ではなかったが、各地の公的施設（郵便局や官公庁など）に置かれて

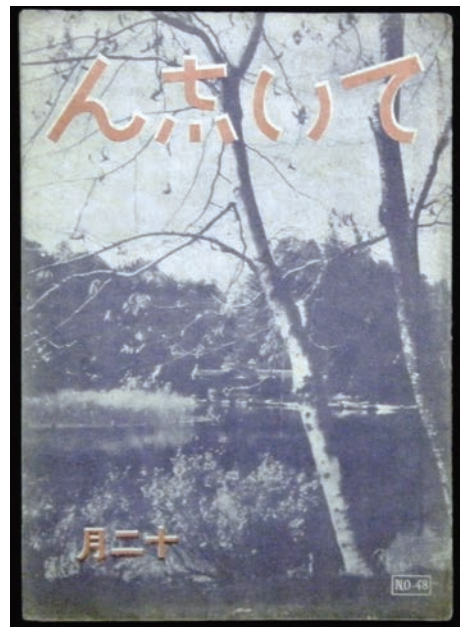


図1 『ていしん』第48号表紙

4 通信省編『通信事業史 第一巻 総説』通信協会、1940年、444頁。
 5 前掲拙稿「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争」のなかで写真は掲載されていないと述べたが、これは筆者の誤りである。
 6 郵政省編『続通信事業史 第二巻 職員』財団法人前島会、1961年、372頁。
 7 その間でも所蔵されていない号がある。前掲拙稿「戦時下の漫画にみる通信事業と戦争」には、郵政博物館（この拙稿発表当時は前身の郵政資料館＝通信総合博物館）に所蔵されている『大通信』の号数が明記されているので参照されたい。

いた可能性は否定できないので、一般の人々も読んでいた可能性は充分考えられる。ただ、基本的には通信報国団の団員向け、つまりは通信職員向けの雑誌であった。

以上、『通信公報』と『大通信』についての基本的な情報を確認したところで、次節からは通信報国団の考察に入る。なお、史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、引用記事のタイトルや執筆者の氏名も、旧字体は新字体に改めた。

3 設立の経緯

(1) まとまらなかった職員組織

通信報国団は、戦時下の通信職員全て（35万人前後）⁽⁸⁾を団員とするものであったが、こうした職員組織は通信報国団が初めてではなかった。1925（大正14）年5月、東京麹町局集配手の石塚幸次郎が中心となり、「広く全国同業者と提携し、各自の人格を高めると共に、人類の為、国家社会の為、貢献せんとする」ことを目的に、「逋友同志倶楽部」が結成された。安部磯雄や片山哲が顧問として名を連ねたこの倶楽部は、同年9月には「逋友同志会」として発会式を挙げ、会長に鈴木文治、加入者114人、日本労働総同盟に加盟する労働組合としてスタートした。東京で立ち上げられた同志会は、逋信省の圧力もあったためか、基本的には関西方面での活動が中心であった⁽⁹⁾。

同志会の活動に否定的であった逋信省だが、労働運動の活発化という時勢を無視することはできず、1926（大正15）年1月20日には「逋信部内従業員会規程」（公達第28号）を公布した。これは、逋信省が労働組合の結成を助長するために出したのではなく、むしろ当局にとって好ましい職員組織の結成を促すために出したものであった。規程第1条には「逋信部内ノ従業員ハ其ノ共同福利ノ増進、相互ノ親睦、修養及業務ノ改善ヲ図ル為本規程ノ定ムル所ニ依リ従業員会ヲ組織スルコトヲ得」とあり、逋信職員は各局単位（課が置かれている局は課単位）で、職員の親睦団体である従業員会を組織することが可能となった⁽¹⁰⁾。

職員の自発的な動きによって組織された同志会と、逋信省の発した規程により組織された従業員会は折り合いが悪く、またそれぞれの団体内部においても対立が生じ、職員組織は分裂や連合を繰り返していく。簡単にその動きを整理すると、1928（昭和3）年10月には、東京逋信局管内の従業員会を連合する団体として「逋信従業員会連合」が組織された。逋信局とは、逋信省に属する組織で、管轄区域内における逋信事業（郵便・為替・貯金・逋信・電話の管理、電気事業や船舶海員の監督など）を司り、東京、大阪、名古屋、広島、熊本、仙台、札幌といった大都市に置かれていた。1934（昭和9）年11月には、同志会からの脱退者がこの連合に合流し、「逋信従業員会連盟」が生まれた。しかし、この連盟はすぐに分裂が生じ、ここから脱退した者たちは「逋信従業員会同盟」を結成した。

一方の同志会のほうも、上記のように脱退者を出していたことから分かるように、1935年ごろには東京と大阪どちらにおいてもすでに解散状態で、1938（昭和13）年3月、正式に解散となった。同志会の活動の主な拠点であった大阪逋信局管内には、1934年10月に「逋信従業員会連合」が誕生していた。ただ、この連合を含め、ここまでみてきた従業員会や同志会の団体は、

8 逋政省編『逋政百年史資料 第三十卷 逋政統計資料・逋逋局統計書・逋政百年史資料総目次』吉川弘文館、1971年、85頁。

9 前掲逋政省編『逋逋信事業史 第二卷 職員』627～628頁。

10 前掲逋信省編『逋信事業史 第一卷 総説』492～493頁。

どれも数百人から数千人という規模の組織に過ぎなかった⁽¹¹⁾。これらの団体が活動していた大正末期から昭和初期の通信職員の数は20万人前後に達していたので⁽¹²⁾、僅かな職員しか参加していない小さな組織であったことが分かる。結局、従業員会や同志会は、対立を繰り返すばかりで、通信職員を1つにまとめるような組織にはなりえなかったのである。

(2) 逋信報国会から逋信報国団へ

従業員会と同志会がともに、職員の連携組織としての機能を果たせないでいるなか、日中戦争が勃発し、「拳国一致」を目指した国民精神総動員運動が活発化していくと、内務省と厚生省が展開した産業報国運動を受けた産業界は、労資協調へと動き出す。その結果として、全国の産業報国会をまとめる大日本産業報国会が生まれるわけだが、逋信省内においても、こうした時勢を鑑み、全国の通信職員の一体化を図る組織を誕生させようと検討が始まる。

1939（昭和14）年3月、逋信省は「従業員相互ノ意思ヲ疎通シ業務ノ改善ヲ図リ逋信報国ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」る「逋信懇談会」の設立を目指すべく、懇談会の規程案を作成し、それを従業員会に諮った。その結果、職員の間での意思疎通を図るだけでは具体的に何を行う組織なのか明確でなく、効果を挙げることはできないという従業員会からの批判を受け、懇談会設置には至らなかった⁽¹³⁾。元来、逋信省の発案によって生まれた団体である従業員会が、通信職員の一体化を目指した組織の創設に反対だったとは考えにくい。むしろ、より実行力の伴う組織の誕生に期待していたため、懇談会の規程案を批判したと理解すべきであろう。

1940（昭和15）年2月11日、皇紀2600年の紀元節において、全ての通信職員に向けて、逋信省から「逋信訓」が発せられた。その内容は、以下の通りである。

- 一 生ヲ皇国ニ享クルノ歡喜ニ燃エ、至誠一貫逋信報国ニ邁進ス
- 一 勤勞ヲ愛シ智能ヲ磨キ、公益ノ増進ニ努力ス
- 一 礼節ヲ尚ビ規律ヲ重ジ、懇切正確敏速ヲ期ス
- 一 明朗ニシテ剛健、常ニ心身ノ錬成ニ努力ス
- 一 和衷協同総力ヲ發揮シ、皇運伸展ノ先驅タルヲ期ス⁽¹⁴⁾

時節柄、特筆すべき内容の訓示というものではないが、「逋信報国」の実行のため、職員には「協同総力」が求められる。つまり、通信職員は一致協力して国家に貢献する必要があると、ここで確認されたのである。この時点で、通信職員の一体化を目指した組織の創設は、決定的になったといってよい。実際、この直後に各地の従業員会は解散している⁽¹⁵⁾。

そして、1940年5月1日、「逋信報国会」が結成された。同日には、「逋信報国会規程」（公達第498号）が公布されており、その第1条には「逋信報国会ハ全従業員ノ和衷協同、勤勞奉公ニ依リ逋信報国ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」と掲げられた⁽¹⁶⁾。この目的の達成のため、逋信報国会では会員の日本精神の涵養、体力の向上、慰安・共済などの福利厚生、業務の改善などに関する事業を行うものとされた（規程第2条）。

11 前掲逋政省編『統逋信事業史 第二卷 職員』629～631頁。

12 前掲逋政省編『逋政百年史資料 第三十卷 逋政統計資料・駅逋局統計書・逋政百年史資料総目次』83～84頁。

13 前掲逋政省編『統逋信事業史 第二卷 職員』638～640頁。

14 同前372頁。

15 同前633～637頁。

16 『逋信公報』第3956号、1940年5月1日。なお、「逋信報国会規程」は前掲逋政省編『統逋信事業史 第二卷 職員』（645～647頁）にも収められているのだが、片仮名表記とすべきところを平仮名表記にしている誤植が一箇所あるので、ここでは正確を期すために原典である『逋信公報』から引用した。

こうして、通信職員の一体化を図るべく、通信報国会は生まれた。ただ、実際には従業員会と同様、各局単位で報国会を結成することになっており（規程第3条）、依然として完全な一体化を図る組織とはなっていなかった。しかし、1940年11月23日に、前出の大日本産業報国会が設立されると、逓信省はこれに対応し、通信報国会の改組へと動く。そして、1941（昭和16）年4月20日、通信報国会の結成式が行われた。

4 組織構成

(1) 逓信報国会規程

1941年4月12日、「逓信報国会規程」（公達第373号）が公布された⁽¹⁷⁾。その第1条には「逓信報国会ハ逓信部内全職員ノ和衷協同、勤労奉公ニ依リ逓信報国会ノ実ヲ挙グルヲ以テ目的トス」とあり、逓信報国会規程第1条とほぼ同様の内容となっている。目的達成のための方針を掲げた第2条も、団員の日本精神の涵養、体力の向上、福利厚生、業務の効率の向上と改善に関連する事業などを行うという内容で、逓信報国会規程第2条とほぼ同じである。

しかし、第3条では「逓信報国会ハ逓信部内全職員ヲ以テ組織ス」とあり、各局単位の逓信報国会とは異なる組織構成であることを示した。逓信報国会では、各局の責任者が会長を務めていたが、全ての通信職員をまとめる団体である逓信報国会では、逓信大臣が団の総裁となり、運営上の実質的な責任者である団長には事務方トップの逓信次官が就任することになった（規程第5条、第6条）。

なお、逓信省が運輸通信省と改組されてからは、逓信報国会の総裁は運輸通信大臣が務めていたようだ。運輸通信大臣が五島慶太から前田米蔵に交代した1944（昭和19）年7月22日、逓信報国会の総裁も五島から前田に交代している⁽¹⁸⁾。運輸通信省時代の団長については確定的なことはいえないが、おそらくは通信院総裁が務めていたのではないだろうか。通信院が運輸通信省から内閣所管となり、通信院となってからは、総裁は通信院総裁、団長は通信院次長が務めていたと思われる。逓信報国会規程は、1945年12月31日をもって廃止となるが、その公達第234号を発したのは通信院総裁の松前重義であった⁽¹⁹⁾。

推定も含まれているが、歴代の総裁と団長の名を挙げると、総裁は村田省蔵（在任期間1941年4月20日～10月18日）、寺島健（同1941年10月18日～1943年10月8日）、八田嘉明（同1943年10月8日～1944年2月19日）、五島慶太（同1944年2月19日～7月22日）、前田米蔵（同1944年7月22日～1945年4月7日）、豊田貞次郎（同1945年4月7日～11日）、小日山直登（同1945年4月11日～5月19日）、塩原時三郎（同1945年5月19日～8月30日）、松前重義（同1945年8月30日～12月31日）、団長は山田竜雄（同1941年4月20日～10月23日）、手島栄（同1941年10月23日～1943年10月25日）、小松茂（同1943年10月25日～1944年4月11日）、塩原時三郎（同1944年4月11日～1945年5月19日）、小林武治（同1945年5月19日～9月3日）、新谷寅三郎（同1945年9月3日～12月31日）となる⁽²⁰⁾。

逓信報国会は、支団とその下に置かれた分団によって構成されていた。支団は、逓信省内には本省支団（運輸通信省に改組後は通信院支団）、貯金局支団（同じく改組後は貯金保険局支団）、

17 同規程は、『逓信公報』第4237号（1941年4月12日）に収められている。

18 「逓信報国会通信」（『大逓信』第103号、1944年9月）。

19 『逓信公報』第64号、1946年1月7日。

20 歴代の逓信大臣、逓信次官、運輸通信大臣、通信院総裁、逓信院総裁、逓信院次長の名は郵政省編『郵政百年史資料 第二十九巻 郵政総合年表』（吉川弘文館、1972年、144～160頁）を参照。

灯台局支団（1942年11月の行政機構の簡素化に伴い廃止）が置かれ、そのほかでは各地の通信局も支団となった（規程第9条）⁽²¹⁾。支団長は、本省支団では通信次官が、そのほかではそれぞれの局長が就任した（規程第11条）。

分団は、各地の郵便局、事務所、出張所、試験所などの単位で設置されていた（規程第9条）。分団長は、それぞれの局所長が就任した（規程第15条）。各局単位で設置されていた通信報国会は、通信報国会分団へと改組されたのである。

事業を行うための予算は、団費が充てられていた（規程第19条）。この団費の詳細については不明だが、団員である通信職員約35万人から徴収していたのなら、それなりの金額には達していたであろう。

(2) 基本理念

1941年4月20日、通信報国会規程は施行された。これにより、通信報国会規程は廃止となった。同日、通信省内において、通信報国会の結成式が行われた。この日は、8回目の「通信記念日」であった。1934年4月1日、「4月20日」を通信記念日とすることが決定された（公達第269号）⁽²²⁾。4月20日は、通信業界にとって重要な日であった。東京－大阪間で、新式郵便制度が開始されたのが1871（明治4）年3月1日、新暦でいうと4月20日であった。この重要な日を祝うため、ちょうど通信事業特別会計制度が1934年4月1日より実施されたことも重なったので、同年より通信記念日が制定されたのである⁽²³⁾。

結成式では、集まった団員を前に、村田省蔵総裁の告辞、山田竜雄団長の挨拶が披露された⁽²⁴⁾。ここで村田は、「今日我国は振古未曾有の重大世局に際会し、政治・経済・文化の各局面に亘り真に一億一心、総力発揮の体制を整備し、以て高度国防国家の確立を期せねばならない」、そのためには「各人が公私一如、通信報国一本の生活に没入しなければならない」、「通信報国会も亦此を目標として参つたことは勿論であります、（中略）通信報国会を更に前進せしめ強化せしむるの要切なるを認め、之を改組拡大して、茲に通信報国会の結成を見るに至つたのであります。」と述べ、通信報国会が「高度国防国家の確立」のための根幹となる通信事業の完遂を目指した団体であり、団員一人ひとりがその自覚を持って業務に邁進することを求めた⁽²⁵⁾。

この結成式当時は通信省大臣官房文書課長で、その後通信報国会大阪通信局支団長となる有田喜一は、「大通信一家族主義の形態と内容を強化し、高度国防国家建設の強靱なる一翼を担当するため至誠の凝結に依て生れたものが通信報国会」と述べている⁽²⁶⁾。また、村田や有田のような役員ではない仙台通信局管内の分団員であった我孫子善一は、通信報国会の結成をもたらしたものは「皇道主義的全体主義であつて、この日本の世界観に立つてのみ高度国防国家は建設され、確立されるのである。」と述べている⁽²⁷⁾。

21 前出の都市に加えて、1943年3月31日には豊原通信局、同年11月1日には松山通信局と新潟通信局が開設され（前掲郵政省編『郵政百年史資料 第二十九卷 郵政総合年表』152頁、154頁）、それぞれ支団となっている。

22 前掲郵政省編『郵政百年史資料 第二十九卷 郵政総合年表』130頁。

23 郵政省編『郵政百年史』吉川弘文館、1971年、588頁。

24 通信報国会結成式の様子を写した写真は、郵政省編『郵政百年史資料 第二十五卷 郵政史写真集』（吉川弘文館、1971年、212頁）に収められている。

25 『通信公報』第4244号、1941年4月21日。

26 有田喜一「通信報国会の大道」（『大通信』第76号、1942年6月）。

27 我孫子善一「決戦下に於ける通信報国会の使命」（『大通信』第76号）。

総裁、支団長、分団員、三者三様の立場の者が、高度国防国家の建設のため、全ての通信職員をまとめるために組織されたのが通信報国団だと理解している。有田が述べた「大通信一家族主義」、これこそが通信報国団の基本理念を示した言葉だといえる。

(3) 歌と標章

「大通信一家族主義」という基本理念が団員に理解されていたとはいえ、それを実践していくには様々な活動を行わなければならない。それについての詳細は次節で述べるが、ここでは「大通信一家族主義」を支える団員共通のシンボルであった歌と標章を紹介する。

1941年12月5日、「通信歌」、「通信報国団歌」、「通信報国団標章」が決定された⁽²⁸⁾。それぞれ、団員により作られたものである。通信歌を作ったのは、大阪中央電信局の武田秀雄であった。その歌詞は、以下の通りである。なお、／は引用者によるもので、改行を意味する。

- (一) 御稜威治き日の本に／生れし歓喜火と燃えて／我等通信報国の／誠を誓ふ意気高し
- (二) 進む世界に先駆けて／朝夕磨く智と技能／公益担ひ勤労に／生くる我等に誇あり
- (三) 剛く明るくくろがねと／心も身をも鍛へつつ／通信訓を践みしめて／尊き使命果さばや
- (四) 見よや旭日に照り映ゆる／大通信の旗の下／力を挙りいざ共に／皇国の為にいそしまん

なかなか勇ましい歌詞である。内容は分かりやすく、読んでみるとリズムもいいので、通信歌に選ばれたのも頷けるといったところか。続いて通信報国団歌を紹介する。これを作成したのは、鶴見郵便局の伊藤武雄である。なお、■は引用者によるもので、判読不明の文字を意味する。

- (一) 御稜威の風にひるがへる／報国団旗仰ぐとき、／漲る力、高鳴る血潮、／持場持場の奉公に／誓ひ固めていまぞ起つ、／われら通信報国団。
- (二) 垂細垂を興す聖業に／燃えたつ至誠捧げつつ、／澁刺こぞる三十余万、／久遠の文化うち■てん／光栄の使命に意気昂る、／われら通信報国団。
- (三) 世紀の嵐すさぶとも、／誰れかは阻む殉国の／この総力の鉄壁陣を、／歩武堂々といざ進め／崇き理想へまつしぐら／われら通信報国団。

こちらも勇ましい歌詞である。通信歌と比べると、ややリズムがよくない気もするが、より重厚な歌にしたというところであろうか。先に紹介した通信訓とともに、この通信歌と通信報国団歌もまた、団員たちの一体化を促すものとして作られたのである。

通信省や通信局には、この2つの歌が入ったレコードが配布され、各地で歌の練習会が行われていた⁽²⁹⁾。また、1942年8月3日の月曜日からは、通信省内において通信歌のレコードと通信訓の朗読が放送されるようになり、放送時には職員は起立し、心のなかで唱和することになった。放送は、毎週月曜日の朝に行われた⁽³⁰⁾。

通信歌および通信報国団歌と同時に、通信報国団標章のデザインも決定された(図2)。デ

28 以下、通信歌、通信報国団歌、通信報国団標章に関する記述は、注記がない限りは『通信公報』第4434号(1941年12月5日)を典拠としており、図版(図2)も同史料を典拠としている。

29 「通信報国団通信」(『大通信』第75号、1942年5月)、矢部嘉弥「通信報国団の運営に就て」(『大通信』第76号)。

30 「通信報国団通信」(『大通信』第80号、1942年10月)。

ザインの作成者は、北海道小樽海運郵便局の船越武夫である⁽³¹⁾。このデザインをもとに、団員章が約40万個作られ、1942年4月20日の通信記念日において、団員に配布された⁽³²⁾。

この団員章について、東京中央郵便局の局員中田永光は「これを制定されましたことは非常に良いことだと思ひます。」、同じく重野農士は「私もマークに付きまして、非常に喜んで居る一人であります。」、同じく大塚新太郎は「私はバッヂを付けた先輩同僚にたとへ全く知らない人でも途中で会つたら軽い会釈でもするやうにしたらよと思ひます。」と、それぞれ述べている⁽³³⁾。また、東京中央電話局の局員小林喜代美は「通勤の時に電車の中でよく通信報國団のマークを着けた方にお遭ひすると嬉しさ、親しさがこみ上げて、尊敬の心が湧き出まして、心の中で軽く会釈して居ります。」と述べている⁽³⁴⁾。



図2 通信報國団標章

それぞれの発言は、通信報國団の役員で、職員の福利厚生や養成を司る通信省管理局現業調査課長の矢部嘉弥を聞き手とした座談会で出されたものなので、団員章の評価についてはやや差し引いて受け取る必要があるかもしれない。ただ、通信職員の一体感を促すものとして団員章が作られたことを、職員の側が理解していたのは間違いない。

こうして、全ての団員が共有する歌と標章が作られたことで、「大通信一家族主義」の基本理念は着実に実行されていたわけだが、この歌と標章のような象徴的なものではない、実践的な部分でいかに「大通信一家族主義」が実行されていたのか。その点を明らかにすべく、次節では通信報國団の活動内容をみていく。

5 活動内容

通信報國団では、体力強化のための登山やスキー、生活習慣の改善のための時間厳守や日記の励行、時局を認識するための講習会、慰安のための映画会や演芸会、業務能力向上のためのタイピスト競技会など、各地の分団単位で様々な活動が行われていた。その全てを分析することは、紙幅の関係上困難なので、ここでは主だったものをいくつか抽出して考察を進めていく。なお、抽出したものは、どれも各地の分団で共通して行われていた活動なので、通信報國団全体としての活動内容と捉えても問題はない。

(1) 全国通信体育大会

団員の体力の向上を図ることを目指していた通信報國団では、各地の分団において様々なスポーツが行われていた。例えば、ラジオ体操、ウォーキング、水泳、テニス、卓球、バレーボール、野球、登山、弓道、剣道、柔道、相撲などである。札幌通信局支団や仙台通信局支団管内

31 『通信公報』第4434号には、「北海道小樽開運郵便局」と記されているのだが、「開運」は誤りだと思われるので、上記のように「海運」とした。

32 前掲矢部「通信報國団の運営に就て」。

33 「通信報國団を語る職場座談会」(『大通信』第78号、1942年8月)。

34 「『通信報國団』を語る女子団員座談会」(『大通信』第79号、1942年9月)。

では、スキーが行われていた。参加者の一体感を構築するのに適しているスポーツの実施は、通信報国団の主要な活動の1つであった。

スポーツが得意の団員のためには、その実力を発揮する場が用意されていた。「全国通信体育大会」である。年に1回開催されていたようだが、残されている史料の関係から、ここでは1942年10月に東京で開催された大会の様子を明らかにしていく⁽³⁵⁾。

この年の全国通信体育大会は、卓球（唯一の女性種目）、弓道、相撲、剣道、柔道の五種目で構成されていた。スポーツ大会というよりは、武道大会という印象だが、実際大会の主旨は「大東亜戦下、従業員の武道修練を通じ、体力の増強と、質実剛健なる士魂の練磨、節義廉恥の志操を涵養して武道の真諦を通信報国団に具現する」ことにあった。大会の前には予選が行われていたので⁽³⁶⁾、本選には予選を勝ち抜いた優秀な選手しか出場できなかった。各種目とも、支団対抗戦という形式であった。前述したように、灯台局は翌月には廃止となるので、すでに支団としての実体はなく、大会に参加したのは本省支団、貯金局支団、東京都市通信局支団、東京地方通信局支団、札幌通信局支団、仙台通信局支団、名古屋通信局支団、大阪通信局支団、広島通信局支団、熊本通信局支団の10支団であった。

最初の種目は、唯一の女性種目であった卓球である。10月11日、神田一ツ橋の国民体育館にて、全国通信体育大会における第3回卓球大会が開かれた。1チーム5人の団体戦で、トーナメントで優勝チームを決めた。前回は熊本が優勝したが、その熊本は準決勝で名古屋に敗れ、決勝は名古屋と、「優勝候補随一」とされていた大阪に勝利した東京地方との争いとなった。結果は、3勝2敗で東京地方が優勝し、優勝旗を獲得、午後4時に閉会した。

10月14日、旧芝離宮恩賜庭園弓道場にて、体育大会における第3回弓道大会が開かれた。1チーム5人の団体戦で、各人矢を6本射ることができた。男性限定ではなかったので、名古屋、大阪、仙台それぞれに1人ずつ女性の選手が参加していた。まずは全チームが競技を行い、その結果成績上位であった札幌と貯金が優勝戦を争い、札幌が第1回大会以来の2度目の優勝となった。個人戦も同時に行われており、優勝は札幌所属の選手、準優勝は貯金所属の選手で、団体戦と同じ結果であった。個人戦3位には、大阪所属の女性選手が入った。大会は、午後4時半に閉会した。

10月15日、明治神宮外苑相撲場にて、体育大会における第3回相撲大会が開かれた。午前9時より、まずは団体戦が行われた。予選は「甲組」・「乙組」に分かれた総当たり戦で（各組5チーム）、甲組からは貯金と札幌、乙組からは東京地方と大阪が勝ち上がった。準決勝は大阪が貯金に、札幌が東京地方にそれぞれ勝利し、決勝は大阪が3勝2敗で札幌に勝利、初優勝を飾った。団体戦に続き、午後1時45分より60人もの選手が出場する個人戦がスタートした。トーナメントで、優勝したのは仙台所属の選手、2位は熊本所属、3位は大阪と名古屋の所属選手であった。大会は、午後3時半に閉会した。

10月23日、渋谷区武道館にて、体育大会における第4回剣道大会が開かれた。相撲と同様、団体戦と個人戦が行われ、まずは団体戦の予選が、これも相撲と同じで2組に分かれる総当たり戦で行われた。予選の結果、甲組からは本省と仙台、乙組からは東京地方と貯金が勝ち上がった。準決勝の前には、寺島健総裁と手島栄団長が会場に臨席した。準決勝は貯金が本省に、東京地方が仙台にそれぞれ勝利し、決勝は貯金が4勝1敗で東京地方に勝利、初出場でも初優勝の

35 以下、全国通信体育大会に関する記述は、注記がない限りは「錬成の秋に展く全国通信体育大会」（『大通信』第82号、1942年12月）を典拠としている。

36 「通信報国団通信」（『大通信』第81号、1942年11月）。

栄誉を勝ち取った。続いて行われた個人戦では、優勝は団体戦決勝でも勝利に貢献した貯金所属の選手、2位は熊本所属、3位は大阪と名古屋の所属選手であった。優勝者、入賞者には、寺島総裁から優勝旗や賞品が授与された。大会の最後には寺島総裁から「武道精神を以て職域奉公に邁進せよ」という訓示があり、午後5時に閉会した。

10月24日、水道橋の講道館大道場にて、体育大会における第3回柔道大会が開かれた。先ずはトーナメントの団体戦が行われ、貯金と名古屋が決勝に進出。決勝は名古屋が3勝2敗で貯金に勝利し、優勝した。続いて行われた個人戦は、札幌所属の選手が2連覇を達成、2位は仙台所属、3位は大阪と仙台的所属選手であった。優勝者、入賞者には、景山準吉通信省管理局長から優勝旗や賞品が授与された。

以上が1942年度の全国通信体育大会の様子である。活躍した支団と、そうでない支団がはっきりと分かれているように感じられるが、そうした成績に一喜一憂することが、所属する支団に対する団員の帰属意識を高め、団員同士の連帯感を深めていくことに寄与していくのであろう。

(2) 第一回全国書道展覧会

スポーツは、団員の体力の向上や、団員同士の一体感を強めるには適していると思われるが、誰もがスポーツが得意というわけではない。スポーツよりも、文芸的な娯楽を好む団員もいる。そのような団員のために、通信報国団の機関誌である『大通信』には、団員が投稿した和歌、俳句、川柳を掲載する欄が設けられていた。以下、いくつか作品を紹介する。

和歌

戦へる友の便りは毎のごと撃ちてしやまむと結びてありぬ
奥丹後経ヶ岬の山の上に灯火守りて三年を経たり
戦死なる付箋の手紙なりければ静かに区分棚に置きけり⁽³⁷⁾

俳句

はやる鶉の手綱しほりて老鶉匠
髪を結ふ小さき窓や秋桜⁽³⁸⁾

川柳

銃後にも恥しくない通帳持つ
窓口へ手だけ出てくる子の貯金
郵便旗山また山の兵を呼ぶ
軍事便着く度ごとに手がはずむ⁽³⁹⁾

作品の評価については筆者の手に余るので触れないが、毎号60から70作品ほど、『大通信』には掲載されていた。文芸好きの団員にとっては、自分の作品が掲載されているかどうか、毎号確認するのが楽しみだったのではないだろうか。

さて、1942年10月、前述のように全国通信体育大会が開催されていたが、それと並行して10月22日から26日までの5日間には、通信省内にて「第一回全国書道展覧会」が開催されていた⁽⁴⁰⁾。団員には、公報を通じて展覧会の開催が通知された。それによると、「時局下書道に精

37 3首とも「和歌」（『大通信』第88号、1943年6月）より引用。

38 2句とも「俳句」（『大通信』第106号、1944年12月）より引用。

39 前の2句は「川柳」（『大通信』第88号）、後の2句は「川柳」（『大通信』第106号）より引用。

40 以下、第一回全国書道展覧会に関する記述は、注記がない限りは「第一回全国書道展覧会開催さる」（『大通信』第82号）を典拠としている。

進して精神の鍛錬と情操の陶冶とを図ることは生きた一つの錬成の道と言ひ得よう。茲に通信報国団全国書道展を開催する所以が存する。団員各位の魂の打ち込んだ作品の出品を期待して止まない。」とあり、出品の部門は「半紙」と「条幅」の2部門、9月末日までに「通信省管理局現業調査課「書道展係」」に郵送とされていた⁽⁴¹⁾。

団員からの出品総数は、半紙が1,357点、条幅が233点、計1,590点であった。10月10日、11日と作品の審査が行われ、半紙693点、条幅127点、計820点が入選となり、展示されることになった。展覧会前日には、寺島総裁と手島団長が内覧、開催期間中には「数千」人が観覧に訪れたという。

入選者のなかでも、特に優れた者に対しては特別賞が贈られ、最終日の26日には通信省内の会場にて、受賞者に対して景山管理局長が賞状と記念品を授与した。この授与式の最後に景山は「長期戦を勝ち抜く為には斯道を通じみつちり修養するの必要性」を強調する挨拶を述べ、展覧会は終了した。

『大通信』には、入選者820人の全ての氏名が掲載されている。出品者は団員限定、会場は通信省内、入選者の氏名が掲載された雑誌は団員向けの機関誌と、全て内々の展覧会ではあったわけだが、先の和歌などと同様、自分の作品が評価され、氏名が雑誌に掲載されることに喜びを感じない団員は少なかったのではないか。通信省の幹部の側も、このような文芸活動が団員の「精神の鍛錬と情操の陶冶とを図る」ものだと理解していたからこそ、この活動を奨励するための方策として、作品の『大通信』への掲載や展覧会の開催を行っていたのである。

(3) 神宮参拝、大詔奉戴日の式典

通信報国団の重要な活動の1つに、団員の日本精神の涵養がある。前述の各種武道大会や書道展覧会などは、まさにこの活動を象徴するものといえるが、ここで紹介する神宮参拝と大詔奉戴日の式典も、時局を意識した日本精神の涵養であった。

1942年8月26日から27日の2日間、「戦捷祈願」を目的に、伊勢神宮と橿原神宮の参拝が行われた。初日は伊勢神宮、2日目は橿原神宮の参拝であった⁽⁴²⁾。参拝したのは各支団からの代表者27人と、その一行の引率者である矢部嘉弥管理局現業調査課長であった⁽⁴³⁾。

参拝の感想として、代表者の1人であった新潟郵便局長の小林八木八は「生を皇国に享くる幸福さに、信仰と信念を一層強く固く、深く、団員として職域に邁進せんとする覚悟を更に新たにしたのである。」と述べ、同じく代表者の1人であった飯塚郵便局長の林一は「無力な自分が多数団員の代表として参拝さして戴くなど何といふ幸せであろう、全く勿体ないことであり有難いことであつた。」と述べている⁽⁴⁴⁾。どちらも、この参拝の機会を得ることができて感激した心境を披露している。こうした感想は、ほかの代表者も共通して述べていた。なお、小林と林は局長であったが、局員も代表者には入っており、役職で代表者が選ばれていたのではない。

1944年2月11日と12日の2日間にも、やはり「戦捷祈願」を目的に伊勢神宮と橿原神宮の参拝が行われた⁽⁴⁵⁾。今回も初日が伊勢神宮、2日目が橿原神宮である。参拝した代表者は23人で、一行を引率したのは小林武治通信院総務局長（後の通信院次長）と中村俊一総務局要員課長の

41 『通信公報』第4586号、1942年6月13日。

42 「通信報国団員代表の戦捷祈願神宮参拝」（『大通信』第80号）。

43 「神宮参拝代表者の感想」（『大通信』第80号）。

44 同前。

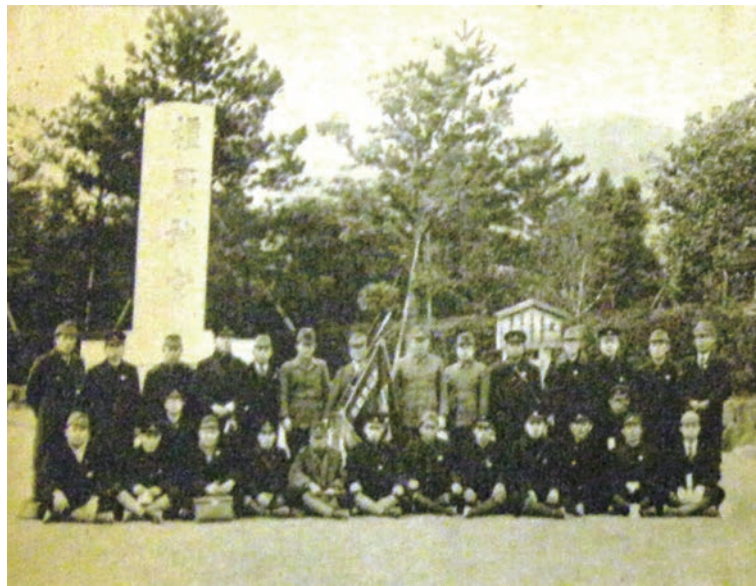


図3 檀原神宮を参拝した逓信報国団員

2人、そのほかに要員課の職員2人も随行した(図3)⁽⁴⁶⁾。

この参拝に参加した神田郵便局員の山本米吉は「北は樺太、北海道より南は四国、九州迄各通信管内の代表者が来て居られる中の一員として参列したのは、身にあまる喜びであります。この感激を、今後自分の事務に対し実践致しまして、身を挺して努力する覚悟であります。」と述べている。先に紹介した神宮参拝に参加した代表者と、ほぼ同じような感想である。

伊勢神宮と檀原神宮という「聖地」への参拝は、団員の日本精神の涵養という目的を達成するには最適の場であったろう。また、2日間という短期間とはいえ、「旅行」ともいえるような神宮参拝は、参加した団員にとっては慰安になったであろう。こうした団員の福利厚生も、逓信報国団の重要な活動であった。

次に、大詔奉戴日の式典をみていく。1942年1月以降、毎月8日は大詔奉戴日とされ、官公庁や学校では国民の士気の高揚に向けて様々な式典が行われることになった。当然、逓信各局においても、この日には式典が行われていた。

例えば、1942年6月8日、広島逓信局では屋上に職員が集まり、逓信神社(各地の逓信局の屋上に設けられていた)の前にて宣戦詔書の奉読式が行われた。その後、局長の訓示、各部署単位で集団体操が実施され、最後に1ヶ月の実践事項として、案件の処理促進、廃品回収、文書の整理、保存期間満了の書類処分、物品整理、貯蓄の実行、禁酒禁煙、出征している同僚や知人への慰問文差出が決定された⁽⁴⁷⁾。ほかの局でも、毎月これに近いような式典が開かれていた。以下、いくつか具体的な事例を紹介していく⁽⁴⁸⁾。

熱田郵便局では、午前中は宣戦詔書の奉読式、熱田神宮への必勝祈願、午後は局舎やポストの清掃を行っていた。鹿児島貯金支局では、神社参拝や局舎の清掃のほか、逓信訓の唱和を行っていた。福岡中央電話局では、宣戦詔書奉読、神社参拝、慰問文の送付、清掃作業のほか、時

45 以下、この神宮参拝に関する記述は「必勝・奉公を神宮大前に誓ふ 逓信報国団全国代表戦捷祈願神宮参拝記」(『大逓信』第98号、1944年4月)を典拠としており、図版(図3)も『大逓信』第98号に掲載されていたものである。

46 図3の写真には、28人の一行が写っている。記録上、参加者は27人なのだが、写真担当などほかにも数人随行していたのであろう。

47 「逓信報国団通信」(『大逓信』第78号)。

48 以下、大詔奉戴日に関する記述は「大詔奉戴日と吾等」(『大逓信』第80号)を典拠としている。

局講演会を行っていた。

このように、大詔奉戴日には各局で宣戦詔書奉読式や神社参拝が行われ、団員の戦意高揚が図られていた。これはまさに、日本精神の涵養を目指した活動である。それに加えて、局舎の清掃や文書・物品の整理などが行われており、業務の効率化を常に促進するための定例行事として、大詔奉戴日は位置付けられていたのである。

(4) 通信報国団銃後後援会

宣戦詔書の奉読式や局舎の清掃に加えて、大詔奉戴日には通信報国団の団員は、同僚や知人に慰問文を出すことが奨励されていた。そこでここでは、通信報国団の銃後活動についてみていくことにする。

日中戦争の勃発から2ヶ月が経過していた1937（昭和12）年9月14日、通信部内に「銃後後援会」が設置された⁽⁴⁹⁾。出征した職員と、その職員の家族に対して援助を行うことを目的としていたこの後援会は、通信報国団の設立後は報国団に吸収され、後援会の事業は報国団の事業ということになった⁽⁵⁰⁾。

太平洋戦争の勃発後に作成された組織要綱によると、「団員ニシテ今次大東亜戦争ニ際シ陸海軍ニ応召、入営、従軍シタル者及軍政要員トシテ軍へ転出シタル者（以下応召者等ト称ス）並ニ其ノ家族及遺族ヲ慰問、援護スルノ事業ヲ行フ為通信報国団銃後後援会（以下本会）ヲ組織ス」（要綱第1条）とある⁽⁵¹⁾。後援会の会長は報国団の団長、後援会の支部長は報国団の支団長が就任し（要綱第2条）、団員は後援会の資金として、月給の「二百分ノ一ニ相当スル」金額を納めていた（要綱第4条）。団員は、即ち後援会の会員であった。

後援会の事業としては、「応召者等」の遺族への弔慰金の支給、負傷・罹患した「応召者等」への慰問金の支給、「応召者等」への慰問文・慰問品の送付、「応召者等」の家族に対する援護などがあった（要綱第3条）。弔慰金は、「応召者等」が戦死した場合は300円（別に供物料20円）、負傷や病気で内地に帰還した場合は慰問金100円、この慰問金受領後に死亡した場合は弔慰金200円（別に供物料20円）、「応召者等」が内地で負傷や病気で死亡した場合は弔慰金100円（別に供物料20円）、同じく内地で陸海軍病院へ入院した場合は慰問金20円、この慰問金受領後に死亡した場合は弔慰金100円などと決められていた（要綱第3条）。

1944年5月には、後援会は弔慰金・慰問金を2万8440円支出している⁽⁵²⁾。細目は不明なので、弔慰金・慰問金それぞれの割合は分からない。戦時下において、「応召者等」の戦死傷者は1万人を超えていたということなので⁽⁵³⁾、後援会の役割は大きかったといえる。

ここで、話が銃後後援会からややそれるが、無関係ではないので、アッツ島の玉砕について触れる。1943年5月29日、アッツ島の戦いにおいて、日本の守備隊は玉砕した。ここには通信職員26人が参加しており、彼らも犠牲になった。一度にこれほどの人数の犠牲者を出した衝撃は大きく、このときは後援会というよりも、通信省を挙げて犠牲者の追悼を行った⁽⁵⁴⁾。26人は全て昇級し、その昇級の発表の際には手島栄団長が「通信人たるの本分を全うし」と彼ら

49 前掲郵政省編『郵政百年史資料 第二十九巻 郵政総合年表』138頁。

50 前掲矢部「通信報国団の運営に就て」。

51 以下、通信報国団銃後後援会の組織要綱に関する記述は『運輸通信公報』第220号（1944年8月7日）を典拠としている。

52 『運輸通信公報』第238号、1944年8月28日。

53 前掲郵政省編『郵政百年史』677頁。

54 アッツ島で犠牲になった通信職員の記録については、小山田恭一編『第三八一野戦郵便局—アッツ島で玉砕された北海道のポストマン—』（北見雑学研究所、2001年）で詳細に触れている。

を称え、さらには「通信部内三十余万が今こそ一丸となつてその職域を守り通信報国に邁進して、以て大御心を安んじ奉ることこそアツツ島の同僚の上に下し給ふた優渥なる聖旨に応え奉り、且は故国を遠く異郷の土と化した二十六名の英魂に報ゆる唯一最善の途と信ずるものであります。」と訓話を述べた⁽⁵⁵⁾。

このときの犠牲者の内、14人は札幌通信局管内から派遣されていた。この14人のために、「本省」（通信省か運輸通信省かは不明）は遺族に、額縁に入れた遺影を送付した⁽⁵⁶⁾。札幌通信局においても、1年後の1944年5月29日に「アツツ島玉砕一周年記念行事」を開催し、神社参拝や遺族への慰問が行われた⁽⁵⁷⁾。

団員たちも、玉砕という事実を受けて、次のような和歌を詠んでいる。「銃とりてアツツに散りし友あるを矜とぞせむ通信士我は」、「アツツ島に益良猛夫と諸共に玉砕したる二十六のみ魂」、「アツツ島の玉砕勇士に吾が友のいくたりかありていたく胸打つ」⁽⁵⁸⁾。

アツツ島での犠牲は、通信職員たちにとって、戦死というものを身近に感じさせたことであろう。26人の職員たちは、兵士として出征していたのではなく、野戦郵便局員として応召されていた⁽⁵⁹⁾。しかし、兵士と同じように玉砕した。後援会が前述の要綱のなかで、戦地に赴いている職員を一様に「応召者等」としたのは、こうした事態に対応するためであったといえる。

話を銃後後援会の活動に戻そう。後援会では、要綱に記載されていた事業のほかに、団員および団員家族の表彰、慰問雑誌である『通信銃後だより』の発行という事業も行っていた。戦時下において、10月3日から8日は、政府により「軍人援護強化運動」の期間と設定されていた。後援会では、この運動を促進すべく、出征軍人宅の援護活動を積極的に行った団員や、団員が出征しているなか、家を懸命に守っている団員の家族を表彰していた⁽⁶⁰⁾。

『通信銃後だより』は、戦地にいる「応召者等」の慰問のために、後援会が編集していた雑誌である。不定期に発行され、発行元は『大通信』と同じである。残念ながら、郵政博物館を含め、現時点でこれを所蔵している資料館や図書館の存在は確認できていない。ただ、公報には原稿募集の通知が掲載されていた。

第3号の原稿募集通知によると、その内容は「部内応召者及従軍者ニ対シ成ルベク局内ノ情勢及其ノ地方ノ近況報告ヲ主トシ感謝ト激励ノ意ヲ伝ヘルト共ニ銃後ヲ守ル吾等ノ覚悟ヲ披瀝セルモノナルコト」とあり、慰問文、詩、随筆、小説、和歌、俳句、川柳、落語、漫才、漫画、笑い話、写真、綴方、童謡、凶画、帰還者の感想、美談などが掲載されることになっていた。執筆者は、団員とその家族である⁽⁶¹⁾。原稿募集の通知は、第5号まで出ていたことが確認できる⁽⁶²⁾。この通りの内容であれば、同僚や家族が執筆した『通信銃後だより』は、戦地にいる通信職員たちの心を和ませる雑誌であったといえよう。

このように、金銭的援助や精神的援助など、銃後後援会の活動は多岐にわたっていた。それだけ、通信職員は戦争に深く関わっていたということであり、戦地の団員たちを銃後から支える必要があったのである。通信報国団にとって、銃後後援会の存在は、「大通信一家族主義」

55 手島栄「英魂に報ゆる道」（『大通信』第92号、1943年10月）。

56 「通信報国団通信」（『大通信』第95号、1944年1月）。

57 「通信報国団通信」（『大通信』第101号、1944年7月）。

58 3首とも「和歌」（『大通信』第93号、1943年11月）より引用。

59 上野山清貢「野戦郵便魂」（『大通信』第92号）。

60 「軍事援護の殊勲甲」（『大通信』第81号）、『運輸通信公報』第273号、1944年10月14日。

61 『通信公報』第4290号、1941年6月16日。

62 『通信公報』第4897号、1943年6月30日。

を維持する上で欠かせないものであった。

6 おわりに

以上、通信報国団の設立経緯、組織構成、活動内容をみてきた。労資協調を目指していた産業報国運動を受けて誕生した通信報国団は、「大通信一家族主義」を基本理念とし、全国約35万人の通信職員を1つにまとめるべく様々な活動を展開していた。それは、団員の体力向上や慰安などを目的としたスポーツや文芸、日本精神の涵養を図るための神社参拝や宣戦詔書の奉読、業務効率の改善を目的とした職場の清掃や文書・物品の整理、戦地に派遣された団員やその家族に対する金銭的・精神的援助などであった。

どれも、何か特別なことをしていたのではない。スポーツや文芸は団員の福利厚生のためであり、清掃や文書・物品の整理などはどの職場でも行われることであった。銃後後援会の活動こそ、戦時下という非日常性を感じさせるが、銃後の後援を手厚くすることは、むしろ団員の日常を守るためのものである。宣戦詔書の奉読も、教育勅語の奉読が当たり前になっていた当時の国民からしてみれば、馴染みの活動といえよう。通信報国団の活動は、通信職員からしてみれば、そのどれもが日常を逸脱するものではなかった。

福利厚生、業務改善、銃後後援と、団員にとってよりよい日常生活を生み出すために通信報国団は活動していた。団員の側も、こうした組織が職場に存在する安心感から、職務に邁進することができた。通信報国団は、「大通信一家族主義」を見事に実現していたのである。

こうした職員組織の存在が、戦時下の社会を支える上で、大きな役割を果たしていたのはいうまでもない。本稿は基礎的研究の段階なので触れることはできなかったが、これから支団単位、分団単位での研究を進めていけば、戦時下の地域社会における通信報国団の役割というものも明らかになっていくだろう。この点は、今後の課題である。

(ごとう やすゆき 郵政歴史文化研究会 研究員)

論 文

長期不況下の郵便貯金

— 郵貯「2000年問題」をめぐって —

伊藤 真利子

1. はじめに

本稿の目的課題は、1990年代、バブル崩壊後における郵便貯金の動向とその運用のあり方について、郵政民営化に至る民間金融機関と郵便貯金との競合、あるいは証券市場の動向などを踏まえ、この時期の郵便貯金の持つ問題点と特質を経済史的アプローチにより明らかにすることにある。

バブル崩壊以後、日本経済は長期の不況に陥り、世界経済から取り残された感があった。90年代初頭に大きな打撃を受けた証券市場はもとより、90年代後半には金融システムが危機に陥り、それと並行して実体経済は低迷を続けた。「失われた10年」と呼ばれるようになったこの不況も、2000年代初頭には回復基調となり、持続的な景気拡大によって相対的に好調な世界経済に合流するかにみえた。07年のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発する世界金融危機にあっても、わが国の金融及び証券システムは比較的打撃が少なく見られていた。ところが、世界経済の危機の進行とともに、実体経済は一気に悪化し、「空白の20年」を余儀なくされることになった。

90年代日本経済の特殊性と考えられてきたバブル崩壊と金融危機、実体経済の急速な悪化と度重なる救済融資による財政の悪化は、2000年代末以後の世界経済、とりわけ欧米先進国の経験により、日本に特殊な事態ではなく、むしろ80年代後半から90年代の日本経済はこのような世界経済の歴史的な流れの波頭にあつたのではないかと疑義を与える。リーマン・ブラザーズ以後、欧米では日本の経験に多くを学び、新たな金融政策が打たれたが、そのことがソブリン危機に転化するというかたちで金融不安定性を増幅し、実体経済の立ち直りをいっそう難しいものとしている。このことは、従来経済史で「20世紀資本主義」として論じられてきたアメリカを中心とした世界経済システムが大きく転換し、欧米先進国の「福祉国家化」が曲がり角に来ていることを物語っている⁽¹⁾。その影響は、さらに新興工業国にも波及しかねない状況にある。世界経済の転換過程が経済大国化と重なった日本は、経済のグローバル化のとば口において、戦後金融システムの国際化、規制緩和、自由化を推し進めたことにより、その影響をいち早く、甚大に蒙る立場にあつたのではないであろうか。この仮説に一定の現実性があるとするれば、日本経済の「空白の20年」、あるいはこの間に進められてきた諸改革についても、その一般性と特殊性を歴史的文脈に照らして再検討してみる必要がある。本稿ではこれらについて全面的考察を行うことはできないが、日本における金融自由化から郵政民営化にいたる郵便

※ 本稿は、財団法人ゆうちょ財団より平成25年度研究助成を受けて行われた研究成果の一部を加筆修正したものである。ここに記して御礼を申し上げます。

1 これに関する研究として、橋本寿朗編『20世紀資本主義』全2巻、東京大学出版会、および東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』上下巻、東京大学出版会、がある。

貯金を、預貯金市場との関係だけではなく、証券市場、とりわけ国債市場との関連で分析することにより、現在世界経済に起きていることと、90年代日本に特殊であった諸事情とを照らし合わせ、歴史的再検討を支えることに寄与することを課題としている。

日本経済が長期のデフレに陥り、低迷を余儀なくされてきた理由については、すでに多くの政策史資料にもとづく、理論的、政策論的、あるいは歴史的な実証が積み重ねられてきている⁽²⁾。この点で本稿の課題は、屋上屋を重ねるように見えるかも知れない。しかし、これらの重厚な先行研究においてもこの時期の郵便貯金の実態は思いの外明らかにされていない。現在、12年末に成立した安倍晋三内閣により、民主党政権下で中断されていた郵政民営化は完全民営化に向けて動き出しつつある。また長期デフレを克服するための「次元の異なる」大胆な金融緩和政策が打ち出され、これと並行して景気浮揚のための公共支出を中心とした弾力的財政政策、さらには今後の日本経済の力強い発展を目指す成長戦略のいわゆる「3本の矢」が提唱されている。それらについての政策評価はひとまず置くとしても、肝心なことはこれら「3本の矢」がどのような内的連関にあり、時間的順序で進められるかを見極めつつ、このことが郵政民営化の最終段階とどのように関連するかをはっきりとさせることであろう。この点において重要な参照点となるのは、やはり日本の長期不況の出発点であった90年代にある。本稿で明らかにするように、90年代における郵便貯金および旧大蔵省資金運用部資金の動向は、その後の小泉改革を準備し、日本における郵政事業のあり方を決定的に転換させるものであったことにとどまらず、財政の金融化が進む中、長期不況後の景気回復過程における潜在リスクがどのようなものであるかを占う格好のテストケースでもあったのである。

2. バブル崩壊と不良債権問題

2-1 個人金融資産の推移

80年代後半のバブル経済の登場とともに、戦後長らく圧倒的な優位を誇っていた間接金融から直接金融への移行が進んだ。日本における間接金融優位のシステムは、敗戦後GHQの金融証券改革、特に証券改革がアメリカ的な証券法制を導入したものの、戦後改革の進行によって日本の個人貯蓄の低位平準化が進んでいたため、証券市場の投機と瓦解を繰り返したことにより、事後的に成立したものである。具体的には、戦時経済、敗戦処理の過程で膨大に発行された国債の処理と、資金不足経済の下で戦後復興を進めるため、人為的低金利政策、規制金利体系が採用された。このことから、公社債流通市場が実質的に成立せず、起債市場も日銀の厳しい統制下におかれ、事業債は協調融資による銀行引き受けによって消化され、長期信用銀行の成立とともに金融債中心の体制が確立した⁽³⁾。比較的自由であった株式市場においても、発行についてはメインバンク制が生まれ、流通市場では日銀信用のパイプを著しく制限されていた証券会社の65年の「証券恐慌」を画期として、長期信用銀行の介入と証券行政の転換＝免許制の導入がなされ、銀行行政と同様の護送船団方式が証券行政においても完成した⁽⁴⁾。戦後日本

2 これに関わる歴史的視点からの研究には、内閣府経済社会総合研究所による「バブル／デフレ期の日本経済と経済政策研究」の成果として、分析評価編全7巻、歴史編全3巻に及ぶ『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策』内閣府経済社会総合研究所企画・監修、慶応義塾大学出版会、シリーズがあり、本稿もこれに依るところが大きい。

3 東京証券取引所編『東京証券取引所50年史』東京証券取引所、2002年、175頁。同書はこのような事態を「債券発行の間接金融による内部化」と表現している。

4 杉浦勢之「1965年の証券危機—封じられた『金融危機の構図』—」、伊藤正直他『金融危機と革新 歴史から現代へ』日本経済評論社、2000年、323-324頁。

における間接金融優位の体制は、占領というアメリカのインパクトを日本経済の戦後における初期条件に合わせ修正していく過程として生み出されたものであった。それにもかかわらず、戦後日本においては、長らく都市銀行のオーバーローンなどにみられる不健全な間接金融優位の体制は将来直接金融へ移行するものであるとの潜在的コンセンサスが成立していた。こういった暗黙の了解が変化し始めるのは、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と喧伝されるようになった日本の「経済大国」化が進み、メインバンク制こそが日本経済の強さであるといった議論が浮上してきた80年代であった。しかしこの80年代はまた、日米貿易摩擦が激化し、アメリカによる「不公正取引」への非難と、金融証券市場の自由化、国際化要求の高まりと重なった。70年代から80年代は、わが国金融システムの強さが強烈に意識されながら、アメリカからの対日要求の強まりに対し、業態間の利害調整によって、既存のシステムの内部での業態別子会社などによる対応を模索した時代でもあった。そこに国際金融の激変、プラザ合意とドル暴落という事態が発生し、日本はその調整の過程から、証券市場の大膨張、バブル経済へと突入していくことになったのである。

しかし、バブル崩壊によって証券市場は壊滅的打撃を被ることになった。90年代の金融構造にどのような質的变化が起きていたのか、表1により個人金融資産残高の推移をみてみよう。金融資産残高合計は、80年度368.3兆円、90年度1,023.8兆円（対80年度約2.8倍）、00年度1,415.9兆円（対90年度約1.4倍）と、バブル崩壊後も金融資産残高は増加し続けている。この点をもう少し時間を区切って追ってみると、84年から89年にかけて名目GDPの伸び率が約34%であったのに対し、金融資産残高は約76%とほぼ倍のスピードで蓄積が進んでいる。90年代に入っても資産残高の増加傾向は続いたものの、80年代には10%前後であった対前年伸び率は、90年代には4%程度と大幅に鈍化した。これを金融資産の構成比でみると、表掲期間を通じて現金・預金が約半数を占めており、その残高は80年度217.4兆円から90年度481.8兆円（対80年度約2.2倍）、00年度751.4兆円（対90年度約1.6倍）に増加している。現金・預金を最大とする構成そのものに変化はみられないものの、構成比では80年度に59.0%であったものが、89年度には45.4%と大幅に低下し、90年代に入ると約50%で推移している。80年代に進行した間接金融から直接金融への移行が90年代に入ると止まり、いったん間接金融へのやり戻しがあったのち、直間比率が膠着状態となったのである。

その過程につき、いまだし詳細にみてみよう。定期性預金の構成比は、80年代初めに金融資産残高の約半数を占めていたが、88年度36.6%に低下したのち、90年代には約42%で推移している。現金・預金に伸び悩みがみられた80年代後半から90年代初頭にかけて、大きく増大しているのが株式と株式以外の証券からなる有価証券であった。有価証券の合計は、80年度約53兆円（構成比14.4%）から89年度約206兆円（同20.9%）に膨張し、特に株式市場では、この間に上場会社数、上場株式数、時価総額、売買代金、株価、ファイナンス額など主要指標が著増した⁽⁵⁾。しかし、個人資産残高に占める株式の保有額は、89年度の約107.6兆円（構成比10.9%）をピークに、90年度約96.1兆円（9.4%）、91年度約70.3兆円（同6.8%）と構成比が急落した。このように80年代には、株式、投資信託受益証券を中心とする株式以外の証券、出資金、保険・年金準備金などのウェイトが上昇することにより、金融資産の多様化が進行し、個人貯蓄では規制金利預金から自由金利預金への移行がみられるなど、収益性を重視する傾向が顕著であった⁽⁶⁾。

5 東京証券取引所編『東京証券取引所50年史』、561頁。

6 木村佳弘「現代日本における政府債務の受容構造—中央銀行の法的独立性と財政赤字の『相関』検証—」、井出英策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房、2013年、39頁。

年度	合計	現金・預金		定期性預金		出資金	保険・年金準備金
	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)		
1980	368.3(100.0)	217.4(59.0)	36.4(9.9)	180.9(49.1)	25.0(6.8)	49.9(13.6)	
1981	404.4(100.0)	241.6(59.7)	39.0(9.6)	202.5(50.1)	23.8(5.9)	57.9(14.3)	
1982	449.4(100.0)	262.8(58.5)	41.9(9.3)	220.7(49.1)	24.8(5.5)	66.9(14.9)	
1983	511.5(100.0)	282.8(55.3)	42.7(8.4)	239.8(46.9)	33.3(6.5)	76.7(15.0)	
1984	559.5(100.0)	305.4(54.6)	46.1(8.2)	258.9(46.3)	34.2(6.1)	88.2(15.8)	
1985	630.1(100.0)	329.4(52.3)	48.0(7.6)	280.8(44.6)	47.2(7.5)	102.1(16.2)	
1986	727.6(100.0)	354.5(48.7)	54.7(7.5)	298.9(41.1)	67.6(9.3)	120.8(16.6)	
1987	834.9(100.0)	381.9(45.7)	61.9(7.4)	319.0(38.2)	94.7(11.3)	141.9(17.0)	
1988	930.3(100.0)	410.0(44.1)	68.3(7.3)	340.5(36.6)	112.0(12.0)	166.4(17.9)	
1989	987.0(100.0)	447.9(45.4)	74.0(7.5)	372.9(37.8)	95.6(9.7)	191.9(19.4)	
1990	1,023.8(100.0)	481.8(47.1)	72.9(7.1)	407.8(39.8)	76.1(7.4)	211.6(20.7)	
1991	1,033.0(100.0)	517.2(50.1)	74.4(7.2)	441.7(42.8)	55.4(5.4)	229.0(22.2)	
1992	1,083.7(100.0)	540.5(49.9)	76.1(7.0)	463.7(42.8)	47.3(4.4)	251.4(23.2)	
1993	1,142.3(100.0)	567.0(49.6)	80.3(7.0)	486.0(42.5)	44.5(3.9)	274.7(24.0)	
1994	1,186.3(100.0)	600.7(50.6)	86.9(7.3)	512.9(43.2)	52.2(4.4)	294.7(24.8)	
1995	1,265.0(100.0)	629.6(49.8)	102.9(8.1)	525.4(41.5)	62.1(4.9)	318.6(25.2)	
1996	1,284.1(100.0)	658.4(51.3)	114.6(8.9)	541.8(42.2)	47.7(3.7)	335.7(26.1)	
1997	1,326.4(100.0)	694.0(52.3)	127.5(9.6)	565.1(42.6)	59.5(4.5)	348.0(26.2)	
1998	1,339.3(100.0)	723.8(54.0)	137.5(10.3)	584.3(43.6)	34.3(2.6)	358.9(26.8)	
1999	1,420.0(100.0)	744.7(52.4)	148.8(10.5)	592.6(41.7)	59.8(4.2)	369.9(26.0)	
2000	1,415.9(100.0)	751.4(53.1)	161.3(11.4)	586.3(41.4)	56.9(4.0)	377.6(26.7)	
2001	1,392.4(100.0)	765.4(55.0)	204.0(14.7)	557.2(40.0)	38.5(2.8)	379.0(27.2)	
2002	1,362.1(100.0)	775.5(56.9)	222.7(16.3)	547.9(40.2)	26.7(2.0)	377.0(27.7)	
2003	1,411.0(100.0)	780.0(55.3)	234.1(16.6)	540.0(38.3)	37.9(2.7)	377.7(26.8)	
2004	1,422.2(100.0)	776.3(54.6)	246.1(17.3)	524.2(36.9)	39.0(2.7)	382.6(26.9)	
年度	株 式	株式以外の証券		金 融 債		投資信託受益証券	信託受益権
	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)	兆円 (%)		
1980	24.2(6.6)	28.8(7.8)	4.7(1.3)	1.8(0.5)	4.5(1.2)	16.9(4.6)	
1981	24.2(6.0)	33.4(8.3)	5.0(1.2)	3.0(0.7)	4.7(1.2)	19.6(4.8)	
1982	28.1(6.2)	42.2(9.4)	7.1(1.6)	4.4(1.0)	6.4(1.4)	22.9(5.1)	
1983	38.3(7.5)	53.1(10.4)	9.3(1.8)	6.4(1.3)	10.2(2.0)	25.6(5.0)	
1984	42.6(7.6)	59.5(10.6)	9.8(1.7)	8.2(1.5)	12.1(2.2)	27.7(4.9)	
1985	53.2(8.4)	66.7(10.6)	11.1(1.8)	9.8(1.6)	14.1(2.2)	29.4(4.7)	
1986	72.1(9.9)	76.1(10.5)	9.4(1.3)	10.5(1.4)	22.8(3.1)	30.9(4.2)	
1987	89.1(10.7)	86.4(10.3)	7.7(0.9)	10.2(1.2)	33.2(4.0)	32.1(3.8)	
1988	104.6(11.2)	92.5(9.9)	5.2(0.6)	9.6(1.0)	38.3(4.1)	35.8(3.9)	
1989	107.6(10.9)	98.4(10.0)	6.1(0.6)	9.3(0.9)	38.1(3.9)	40.4(4.1)	
1990	96.1(9.4)	107.7(10.5)	7.6(0.7)	13.8(1.4)	34.4(3.4)	46.6(4.6)	
1991	70.3(6.8)	109.4(10.6)	7.6(0.7)	18.8(1.8)	28.2(2.7)	49.7(4.8)	
1992	71.6(6.6)	115.7(10.7)	6.9(0.6)	22.3(2.1)	27.3(2.5)	54.5(5.0)	
1993	78.8(6.9)	118.6(10.4)	6.3(0.6)	22.6(2.0)	27.8(2.4)	57.6(5.0)	
1994	66.3(5.6)	114.7(9.7)	7.3(0.6)	22.7(1.9)	22.1(1.9)	58.4(4.9)	
1995	81.9(6.5)	116.6(9.2)	7.3(0.6)	19.3(1.5)	29.2(2.3)	56.7(4.5)	
1996	70.0(5.4)	111.0(8.6)	7.8(0.6)	17.6(1.4)	28.2(2.2)	53.5(4.2)	
1997	62.2(4.7)	99.8(7.5)	8.1(0.6)	16.0(1.2)	24.9(1.9)	47.0(3.5)	
1998	67.3(5.0)	92.5(6.9)	7.3(0.5)	15.2(1.1)	26.3(2.0)	40.1(3.0)	
1999	92.5(6.5)	92.2(6.5)	6.6(0.5)	14.5(1.0)	31.9(2.2)	35.4(2.5)	
2000	73.2(5.2)	90.6(6.4)	10.1(0.7)	13.9(1.0)	33.9(2.4)	29.0(2.1)	
2001	65.1(4.7)	79.0(5.7)	12.4(0.9)	11.1(0.8)	30.4(2.2)	21.8(1.6)	
2002	51.6(3.8)	68.5(5.0)	12.7(0.9)	7.3(0.5)	28.4(2.1)	16.9(1.2)	
2003	80.8(5.7)	69.3(4.9)	14.5(1.0)	5.4(0.4)	33.9(2.4)	12.4(0.9)	
2004	83.9(5.9)	77.3(5.4)	21.4(1.5)	4.6(0.3)	38.0(2.7)	10.2(0.7)	

(出所) 日本銀行調査局「資金循環勘定」(93SNA)より作成。

表1 個人金融資産残高の推移

だが90年代には、株価暴落による証券市場からの資金の逃避により、現金・預金比率が増加に転じ、再び個人金融資産の約半数は現金・預金により保有された。特に98年度以降には、定期性預金の構成比が低下傾向にあるのに対し、現金通貨性預金の構成比が増加しており、98年の

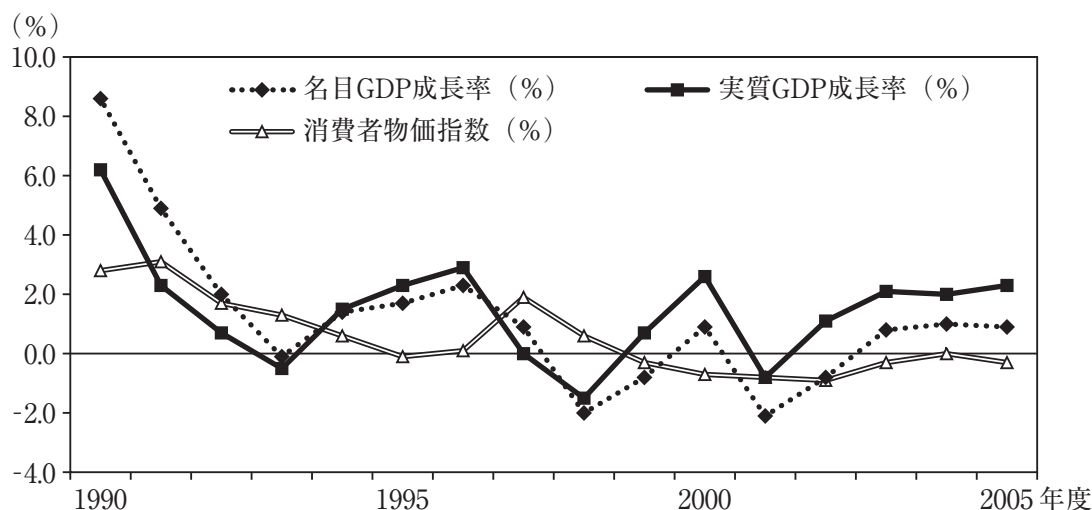
金融不安の高まりと金融危機の発生、99年の日銀によるゼロ金利政策の採用が預貯金市場に大きな影響を及ぼしたことが伺えよう。

郵便貯金との関連では、90年代半ばまでは金融市場がまだ決定的な危機的状況に至っていなかったことが注目される。この段階では、危機は証券市場を中心とした資産市場にとどまっておき、国民には金融市場全般を脅かし、实体经济にも甚大な影響を及ぼすシステミック・リスクが進行しているという実感はなかったと考えられる。バブル崩壊と金融不安によって直接金融への移行の巨大なうねりをみせた証券化の動きが頓挫したとはいえ、それは単純な間接金融優位の体制への回帰ではなかった。80年代の証券市場の急拡大とその崩壊、90年代における個人金融資産残高構成比の相対的安定化傾向は、金融自由化による証券化の動きがすでに不可逆な過程にありながら、バブル崩壊によってその流れが遮られ、不安定の中の安定に陥ったことを示している。90年代前半、株式市場の崩壊過程では、間接金融の担い手である銀行や郵便貯金が逃避資金の当面の受け皿となっていた。しかし、その銀行自体、バブル期に不動産投資に深くコミットし、金融の証券化が進行しており、資産市場が惨落したことによって財務体質を次第に悪化させた。さらに90年代後半には、危機が証券市場から金融市場へと転化していくことにより、預貯金市場の構成にも金融危機の影響が及ぶようになったのである。

バブル崩壊後、90年代の証券および金融市場の複雑な動きは、当該期の郵便貯金の動向にも反映し、そのことがひいては00年代の郵便貯金の民営化の過程に影響を及ぼすことになった。この点につき、順次みていくこととしよう。

2-2 不良債権問題と金融危機の発生

90年代初頭のバブル崩壊に端を発し、日本経済は約20年という長期停滞の局面に足を踏み入れた。図1より実質GDP成長率をみると、90年度の6.2%から91年度2.3%、92年度0.7%、93年度-0.5%と大幅に鈍化したのち、公共事業中心の大型景気対策により、94年度1.5%、95年度2.3%と若干回復に向かった。これを株価で見れば、89年12月に3万8,915円の高値をつけた日経平均株価は、90年に入る下落基調に転じ、弱々しい上昇局面を間にはさみながら、92年3月末には1万9,346円とピーク時から半減した。株価下落後も都市を中心にしばらく高騰を続けていた地価も、90年9月をピークに、91年度10.4%、92年度-1.8%、93年度-5.5%と大暴落した。このような資産価格の急落は、借入れ担保や資産動機として保有していた土地、株価など有価



(出所) 内閣府「国民経済計算」(93SNA) および総務省統計局「消費者物価指数」(2010年基準)より作成。

図1 GDPおよび消費者物価指数の推移

証券の大幅な減価によって企業財務の圧迫をもたらした。貸出先企業における資産内容や業績の悪化は、金融機関の不良債権増大と貸出資産の劣化と同時に、不良融資の固定化というかたちで金融機関自身の経営悪化を引き起こした⁽⁷⁾。94年に入ると、予想を超える地価下落の重圧に耐えられず、経営危機に陥る金融機関が続出した。バブル崩壊とともに表面化した不良債権問題は、金融機関保有債権の不良化（担保不動産ないし担保証券の価値下落）、企業の資金需要の低下による銀行収益圧迫と金融仲介機能の低下、手元流動性の逼迫、金融機関の経営危機・破綻といったプロセスを通じ、日本の金融システムを動揺させ、金融再編の引き金を引くこととなったのである⁽⁸⁾。

ところで、90年代半ばの金融制度改革では、金融システム安定化のための制度整備に重点がおかれ、金融業界のコンセンサスを得ながら漸進的に進められてきた規制緩和を一気に実行する金融システム改革、いわゆる「日本型ビックバン」が推進された⁽⁹⁾。96年11月、久方ぶりに自民党単独政権として成立した第2次橋本内閣は、「行政改革」、「財政構造改革」、「経済構造改革」、「金融システム改革」、「社会保障構造改革」、「教育改革」の六大改革を掲げた。それは、少子高齢化の進行とその財政に与える影響という日本の長期課題までを視野にいたした意欲的かつ野心的な総合的政策であった。このうち「金融システム改革」では、日本の金融市場を「2001年にはニューヨーク、ロンドン並みの国際市場に」再生することを構想し、金融システム的全般的な改革の方針を提示した。「日本型ビックバン」構想は、金融分野全般にわたる保護行政や業態間規制の縮小・撤廃などの規制緩和推進を柱とした「Free(市場原理が働く自由な市場に)」、「Fair(透明性が高く信頼出来る市場に)」、「Global(国際的に調和した制度をもつ市場に)」な方向への金融市場の改革をグローバルスタンダードへの適合というかたちで実現することが原則とされた。この段階では、政策担当者の間でもバブル崩壊による金融機関のバランスシートの毀損が、システム・リスクに発展するという危機意識は強くなったものと思われる⁽¹⁰⁾。翌97年6月、一連の金融・証券制度改革を01年までに完了するというタイムスケジュールに沿って、銀行の不良債権問題を処理する方針が打ち出され、98年には改革の枠組みを実施する体制に入るかに思われた。

しかしまさにその時、戦後初の本格的金融危機が発生し、「日本型ビックバン」は金融危機対策に変更を余儀なくされる。97年11月、三洋証券の事実上の破綻から始まった金融不安により、北海道拓殖銀行、山一証券が経営破綻に追い込まれ、国際金融市場ではジャパン・プレミアムが発生した。折から海外では、ドルペッグ制を採用していたためにアメリカの「強いドル政策」に引きずられ、アジア通貨が実体以上に過大に評価されるようになっていた。このことに注目したヘッジファンドの空売り攻勢によって、97年7月にタイが変動相場制へ移行し、これを発火点としてアジア通貨危機が勃発していた⁽¹¹⁾。通貨危機は10月に香港、11月に韓国を巻き込み、さらにその影響はアジア諸国のみならずロシア、欧米や日本に波及して世界同時株

7 伊藤正直「1990年代日本の金融システム危機」、露見誠良編『アジアの金融危機とシステム改革』法政大学出版会、2000年、70頁。

8 94年に東京協和信用組合と安全信用組合が破綻したのち、95年7月にコスモ信用組合、8月に木津信用組合と兵庫銀行が相次いで経営破綻した(財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史 平成元～12年度 第2巻予算』大蔵財務協会、2013年、463頁)。

9 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』金融財政事情研究会、2011年、10頁。

10 白川方明『「ゼロ金利制約」論再考』、内閣府経済社会総合研究所監修・吉川洋編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策2 デフレ経済と金融政策』慶應義塾大学出版会、2009年、101頁。

11 中村宗悦・永江雅和・鈴木久美「金融とデフレーション」、内閣府経済社会総合研究所監修・小峰隆夫編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策(歴史編)2 日本経済の記録—金融危機、デフレと回復過程(1997年～2006年)—』慶應義塾大学出版会、2011年、47頁。

安を引き起こすこととなり、世界経済危機の様相を呈した。内外の危機に晒された日本の金融システムを安定化するため、98年2月「改正預金保険法」と「金融安定化緊急措置法（金融安定化二法）」が制定され、政治主導による不良債権問題処理が本格化することになった⁽¹²⁾。同法によって総額30兆円の公的資金の投入が可能となり、金融危機管理審査委員会が大手銀行等21行に対して総額1兆8,156億円の公的資金を注入した。さらに98年4月には、金融危機とともに進行していた実体経済の悪化（デフレ・スパイラル）に対応するため、当時としては過去最大規模となる総事業費16兆円超の「総合経済対策」が発表され、経済構造改革や金融問題とともに、大規模な需要喚起策が打ち出されたのである。

以上のような対応策が講じられたにもかかわらず、金融不安定性は改善されることなく、98年6月以降には危機再発の兆候がみられるようになった。同年7月の参議院選挙では自民党が大敗を喫したことから、橋本首相はその責任を取って内閣を総辞職した。これを受け、小渕恵三内閣が成立すると、「金融国会」と呼ばれた第143回国会では金融安定化策をめぐって与野党間の論争が対立した。与党が野党案を「丸飲み」するかたちで受け入れ、事態の打開を図った結果、98年10月「金融再生法」、「早期健全化関連法」が相次いで成立・施行された。両法案は、金融機関の破綻処理の枠組みを強化すると同時に、健全金融機関、特に大手銀行に資本注入することで破綻を未然に防ぎ、金融システムを守るという政府の姿勢を明示するものであった⁽¹³⁾。しかし、法案成立の過程でも金融危機の深刻化の懸念は払拭されることはなかった。日経平均株価はバブル崩壊後最安値を更新、金融機関の株価は軒並み急落し、98年10月に日本長期信用銀行、12月に日本債券信用銀行が破綻するに至った。日本興業銀行を除き、戦後の長期金融を担ってきた債券発行銀行が業態ぐるみ事実上消失するという異常事態によって、カウンターパーティ・リスクは極限まで高まり、戦後大蔵省によって進められてきた「護送船団方式」による保護行政はその限界を露呈することになったのである⁽¹⁴⁾。

金融再生への法的体制を整備することを目的として98年12月に発足した金融再生委員会では、同年7月に公表された全国銀行の不良債権残額（破綻金融機関の不良債権額を除く、分類債権のⅡ～Ⅳ分類）が64.3兆円に及んでいたことを踏まえ、翌99年3月、大手金融機関15行に総額5兆8,593億円の公的資金注入を行うことを決定した⁽¹⁵⁾。また、地銀など17行に対しては、預金保険機構が普通株に転換できる優先株を買い取るという措置を講じ、総額8兆6,053億円の公的資金注入を行った。政府の株価維持策（いわゆる「PKO」）や銀行保護、日銀の超低金利政策に支えられながら、民間金融機関は不良債権処理に取り組んだ。しかし、処理の進捗度を上回る持続的な資産価格の下落が新たな不良債権を増加したことに加え、金融検査の厳格化により従来健全とみられていた債権についても、不良債権に組み入れられるものが続出した。

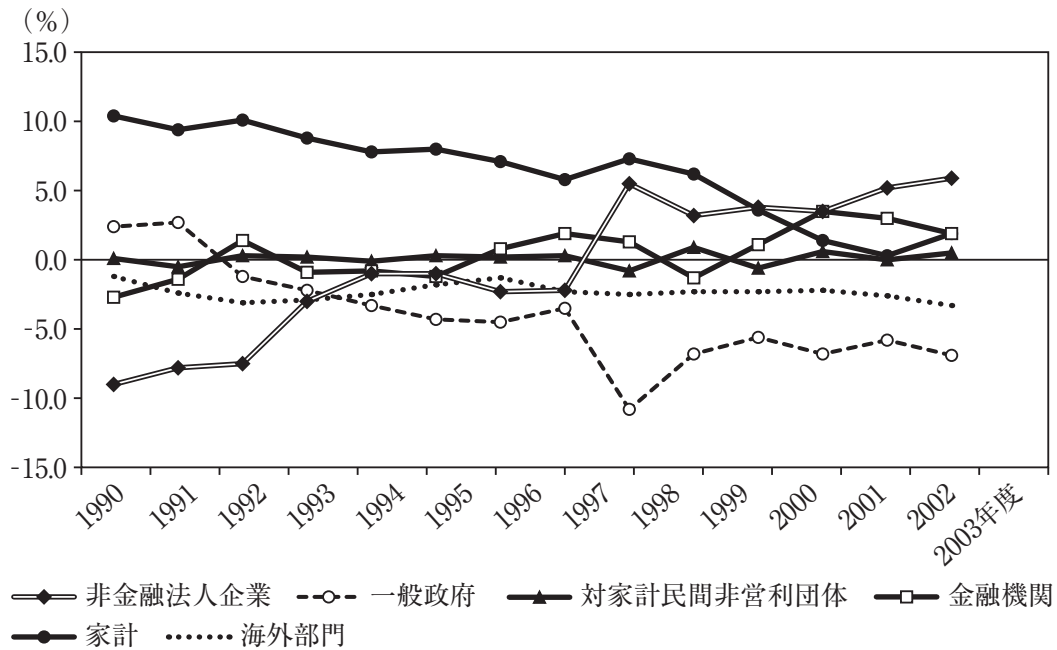
98年度には名目GDP成長率が対前年度-2.0%成長と戦後最悪の状態となり、アジア金融危機による円高、卸売物価・消費者物価の下落、後述する「資金運用部ショック」による長期金

12 「改正預金保険法」は、破綻処理を円滑かつ迅速に行うための枠組みを定めたものであり、1,000万円までに限定された預金保険金支払い（いわゆるペイオフ）を避けるために、特例として5年間預金総額を保護する措置である（小峰隆夫・岡田恵子「バブル崩壊と不良債権対策（1990～96年を中心に）」、内閣府経済社会総合研究所監修・小峰隆夫編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策（歴史編）1 日本経済の記録—第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで（1970年代～1996年）—』慶應義塾大学出版会、2011年、489頁）。

13 宇沢弘文・武田晴人編『日本の政策金融Ⅱ』東京大学出版会、2009年、491頁。これは、自己資本比率が一定の基準を下回る金融機関に対し、監督当局が経営改善を指導するというものであり、政府保証にもとづき日銀、民間金融機関が預金保険機構に対して融資がなされた。

14 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』、458-459頁。

15 大手銀行のうち、旧東京三菱銀行は資本注入を拒否した。



(出所) 日本銀行調査局「資金循環勘定」(93SNA)より作成。

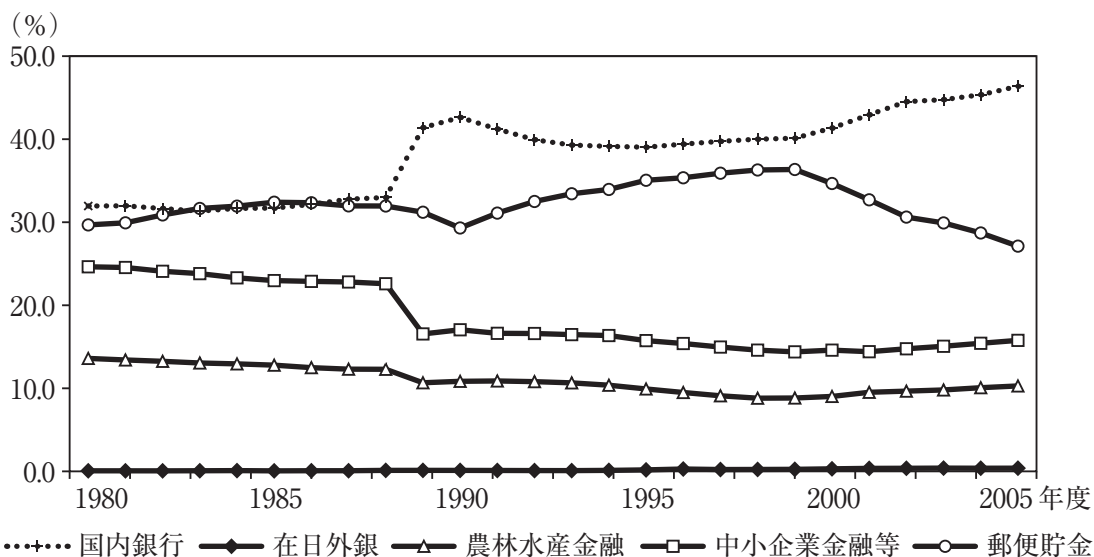
図2 資金過不足（対GDP比）の推移

利の一時的急騰などによって、企業収益が圧迫された。戦後日本経済で初めて、本格的デフレ懸念が生まれることになった。实体经济の悪化は、90年代前半に進んだ円高に加え、バブル崩壊により企業および家計のバランスシートが棄損していたことによる。企業はバブル期に抱え込んだ過剰設備、過剰債務、過剰雇用を清算する目的で、人件費や金利などの固定費の削減を進め、このことが消費および投資需要を冷え込ませることになった。90年代終わり、金融危機を機に、企業では投資の抑制と負債の圧縮に加え、雇用調整が進められ、資金余剰が発生した。このことが先にみた預貯金市場における現預金の増加として現れたのである。一方、金融危機の進行によって銀行サイドでは貸し渋りが起きていたため、銀行預貸率は趨勢的に低下し、安全資産への運用、自己資本充実の必要から、余資は国債保有に向けられ、リーマンショック後の現在に続く趨勢となった。このことを図2より、資金過不足（対GDP比）の推移でみてみよう。戦後一貫して資金不足部門であった非金融法人企業は、98年度から資金余剰部門に転じ、その後もその余剰を増やし続けている。これに対し、家計は表掲期間を通じ、資金余剰部門であったが、90年代には余剰を徐々に減らし続けている。これと対応するかたちで、92年度以降、政府は資金不足部門となり、98年度に大きな資金の取り手となったのち、やや立ち戻りをみせるものの、最大の資金不足部門となっている。不況の深化とともに、民間貯蓄がもっぱら政府を通じ、景気対策に充当されていた姿がみて取れる。

この間、民間金融機関の系列化や外資、証券、生保との業務提携など、金融機関の健全化が図られたが、泥沼化する事態を覆す抜本的な解決策とはならなかった⁽¹⁶⁾。危機を打開する鍵である不良債権問題解決の大きな山場は、01年に成立した小泉純一郎内閣の竹中平蔵金融担当大臣により、02年10月に策定された「金融再生プログラム」の導入であった⁽¹⁷⁾。「金融再生プログラム」は、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を目指して、主要行の不良債権比率を05年3月期までに4%台へ半減させることを目標

16 中野瑞彦「不良債権処理と金融システムの将来像」、一之瀬篤編『現代金融・経済危機の解明』ミネルヴァ書房、2005年、140頁。

17 大村敬一・水上慎士『金融再生危機の本質』日本経済新聞社、2007年、212頁。



(注) 預貯金残高は流動性預金・定期性預金・外貨預金の合計である。

(出所) 日本銀行調査局「資金循環勘定」(93SNA)より作成。

図3 家計における金融機関別預金残高の推移

とするものであった。このプログラムでは、不良債権の抜本的な処理の一環として、①資産査定厳格化、②自己資本の充実、③ガバナンスの強化を中心とした金融行政の強化が打ち出された。特に、資産査定厳格化については、02年3月期に実施した特別検査を翌03年3月期に再実施し、その際、金融庁検査と主要行の自己査定の格差を集計ベースで公表することで格差是正を求めた⁽¹⁸⁾。

「金融再生プログラム」による資産査定厳格化は、大手銀行の不良債権処理を加速させ、金融システムの再編、さらには産業再編を促進する役割を果たすこととなった。さらに、03年の公的資金注入によるりそな銀行の事実上の国有化は、カウンターパーティ・リスクを決定的に低下させた。これにより、さしも泥沼化の様相を呈していた日本の銀行危機はようやく終わりを告げ、株価も持ち直すことになった。05年3月末の不良債権比率は、全国銀行ベースで4.0%、メインターゲットとされていた主要行ベースで2.9%と目標を達成し、ほぼこの時期に正常化するに至ったのである⁽¹⁹⁾。90年代末の金融機関の大型破綻、金融危機を経て、これまで「護送船団方式」の下で倒産などあり得ないとされてきた都市銀行などの大手銀行でも危機感が高まり、生き残りのために合併・統合やリストラが必要であると認識されるようになった⁽²⁰⁾。その一連の流れを略述すれば、99年8月、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行の3行の全面的な統合による新しい総合金融グループ結成合意が突然発表され、金融界に大きな衝撃を与えた⁽²¹⁾。同年10月には住友、さくら銀行が、翌00年3月には三和、東海、あさひ銀行が相次

18 このような再評価の実施に際し、竹中金融担当大臣は「デフレ不況の主な原因は、銀行が抱える不良債権」であるとし、資金不足状態にある銀行を躊躇せず一時国有(国営)化する姿勢をにじませた。この一方で、自行のみで市場の不安に対応しきれないと忖度して国有化されるような事態を回避するため、大手都市銀行でも組織変遷や外部資金調達による資本増強が推進された(池尾和人『開発主義の暴走と保身』NTT出版、2006年、180頁)。

19 浅井良夫・井出英策「デフレ下の長期景気回復」、内閣府経済社会総合研究所監修・小峰隆夫編『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策(歴史編)2 日本経済の記録—金融危機、デフレと回復過程(1997年～2006年)—』慶應義塾大学出版会、2011年、188頁。なお、ペイオフは、02年4月1日から一部解禁され、2005年4月から全面解禁となった。

20 中村宗悦・永江雅和・鈴木久美「金融とデフレーション」、40頁。

21 三井住友銀行総務部行史編纂室『三井住友銀行十年史』三井住友銀行、2013年、194頁。

いで経営統合を発表し、メガバンク化が一気に進行した。さらに、05年10月には三菱東京とUFJのメガバンク同士の合併が実現したことより、90年当初13行あった都市銀行は、3大金融グループに再編されることになったのである⁽²²⁾。

日本の銀行制度が根幹から揺さぶられたこの時期、郵便貯金の動向はどのようなものであったろうか。図3より、この間の家計における金融機関別預金残高シェアの推移をみると、90年度から99年度にかけ、国内銀行が42.6%から40.1%と低下する一方、郵便貯金が29.3%から36.4%へと預金残高のシェアを高めている。90年代を通じ、郵便貯金は破竹の勢いで、預貯金市場でのシェアを拡大していたかにみえる。バブル崩壊後の不良債権処理にともなう金融危機の発生が、民間銀行のカウンターパーティ・リスクを飛躍的に高めていたのに対し、利便性や収益性に加え、郵便貯金の安全性に対する信頼（コンフィデンス）を高めることになったであろうことは間違いない。しかし、詳細に90年代の郵便貯金の増加要因をみると、必ずしも「郵便貯金の一人勝ち」という印象は当たらない。この増加の背景には、90年初頭の郵便貯金、とりわけ定額貯金の巨額の満期資金の流出と再流入という事態があり、当該期郵便貯金の推移と実態はこのこと抜きには明らかにならない。さらに90年代初期に流入したこの巨額の定額貯金の存在が、バブル崩壊が金融危機に波及した90年代末、日本経済のデフレ化、日銀の超金融緩和政策、政府の大型景気対策とも相まって郵貯資金、したがって資金運用部資金の運用面に固有の問題を生み出すことになった。そこで、節を改め、さらにこの点についてみていくこととしよう。

3. 郵便貯金の大量満期集中と国債問題

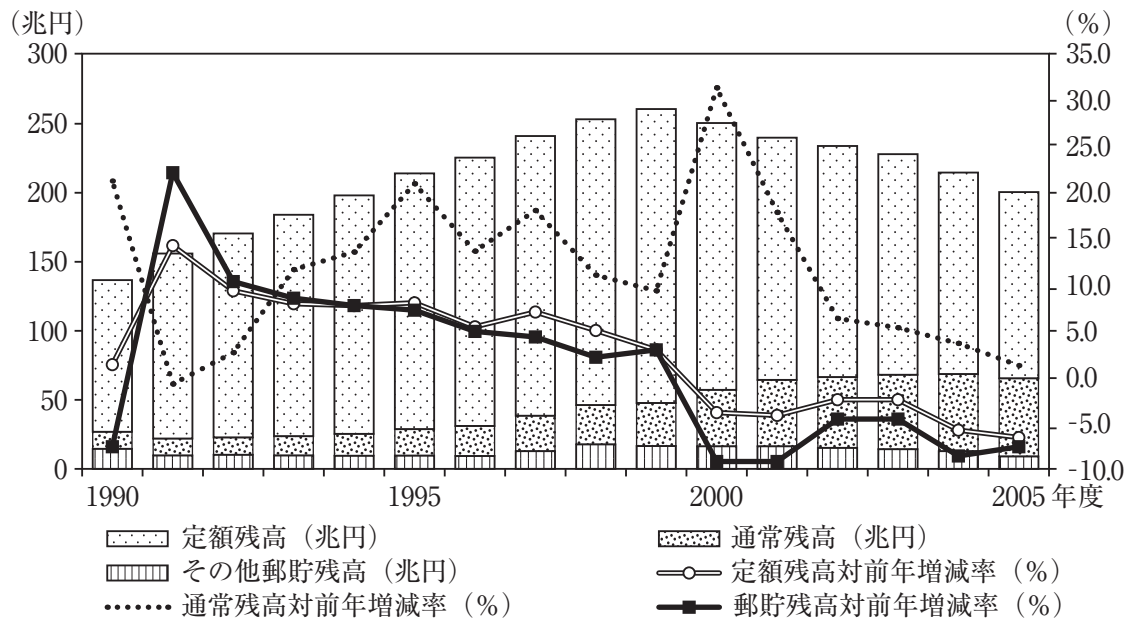
3-1 定額貯金の大量満期集中

郵便貯金の残高は、図4にみられる通り、90年に100兆円、95年に200兆円を突破し、99年度末には約260兆円のピークに達している。以降、残高は減少に転じたが、対前年増減率でみると、すでに91年度から伸び率は減少傾向で推移している。郵便貯金の太宗を占める定額貯金残高は、99年度に212.4兆円のピークを迎えた後、郵貯残高同様、00年度から減少している。このことを定額貯金の伸び率でみれば、91年度22.1%から98年度2.1%にかけて大幅に低下し、00年度以降マイナスに転じている。

定額貯金は預入半年以降解約自由かつ最長10年間の預入が可能であり、預入時点の金利が半年複利で、満期にわたって固定金利が続き、段階的金利制にもとづき適用金利が預入期間に応じて上昇する貯蓄商品である。高度成長期を通じた所得上昇、低金利政策と規制金利体系下で優遇されていた政策金利、経済成長に合わせたインフラ整備の一環として郵便局の大拡張が政策的になされたことによる店舗政策上の優位などが組み合わさり、定額貯金という特異な商品を中心とした「郵貯増強メカニズム」が構築された⁽²³⁾。このメカニズムは、インフレが進行する中、預金金利が人為的に低利に規制されていたことによる預金者の不利に配慮しつつ、政策的に成長資金やインフラ整備に向けることを意図したものであり、金利自由化が進む流れの中で早晚その見直しは不可避であったと考えられる。しかし、先述の通り、日本における金融自由化は、各金融業態間の利害が絡み、金利自由化を段階的かつ漸進的なものとした。このた

22 この過程では、「金融再生法」にもとづき国有化された長期信用銀行は新生銀行として、日本債券信用銀行はあおぞら銀行として再生された。

23 この点に関する詳細な分析については、伊藤真利子「高度成長期の郵便貯金—『郵便貯金増強メカニズム』をめぐって—」、『郵政資料館 研究紀要』郵政資料館、創刊号、2010年3月、48-65頁、および伊藤真利子「安定成長期の郵便貯金—定額貯金への資金シフトをめぐって—」、『郵政資料館 研究紀要』郵政資料館、第2号、2011年3月、75-90頁、を照されたい。



(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度、および日本郵政公社『郵政行政統計データ 為替貯金編』各年度より作成。

図4 郵便貯金残高の推移

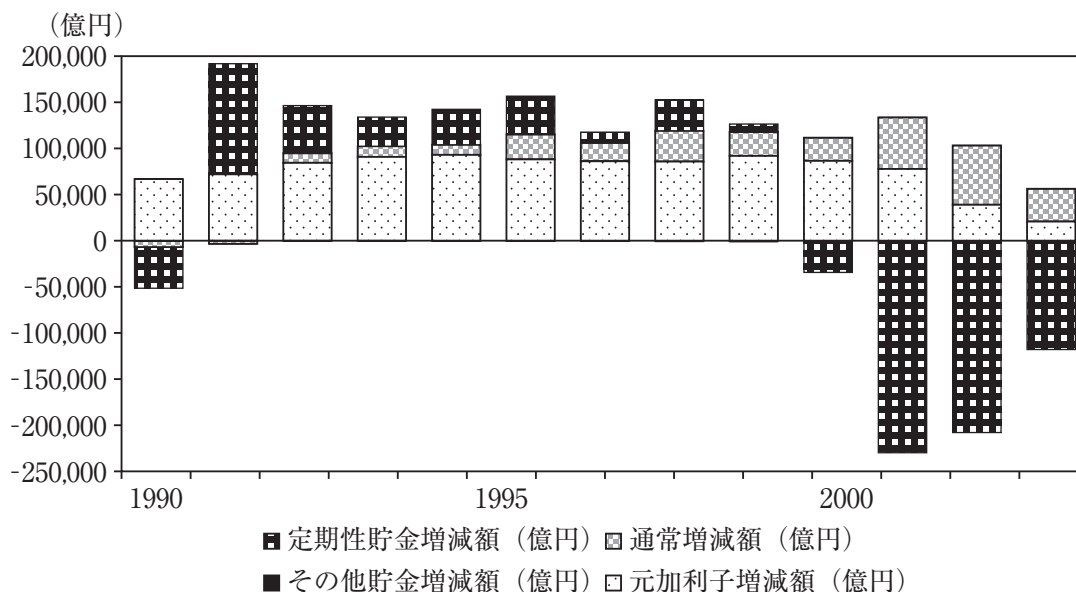
め、郵便貯金、特に定額貯金金利に対する政策的優遇の撤廃が立ち遅れていた80年に「郵貯増強メカニズム」が作動し、郵便貯金の大幅な膨張を生み出すことになったのである。

定額貯金には、80年4月から同年11月にかけて年利8.0%という最高金利を記録した際、約32兆円が預け入れられた。このうち、約14兆円（約3,000万件）が最長預入期間である10年の満期まで滞留し続けた。その最終利回りは11.9%となったことから、元加利子合計額約34兆円に達する満期償還金の「塊」が形成された。このような「塊」は、満期集中時に証券市場のバブル化を背景として郵便貯金から大量流出し、90年4月から11月にかけての定額貯金の払戻額は59.0兆円、流出額は42.6兆円に及んだ。ところが、91年になるとバブル崩壊によって証券市場から預貯金市場への資金の逆流、いわゆる「郵貯シフト」が起きた⁽²⁴⁾。91年ピーク時の定額貯金金利（3年以上）は6.33%、10年満期時の最終利回りは8.648%（課税前）であり、80年の最高金利時（約定8%、最終利回り11.9%）に及ばなかったとはいえ、GDPデフレを考慮した実質金利では91年度のほうが高利であった⁽²⁵⁾。90年12月から92年3月の定額貯金預入額73.5兆円は、ふたたび大きな「塊」となって、デフレの長期化と金利水準の大幅な低下局面で郵便貯金に滞留し続けた結果、00年度から01年度にかけて集中的に満期を迎えたのであった。

図5より、この間の郵便貯金の増減額の推移をみると、現金増加額合計は、90年度1兆5,495億円の減少から一転、91年度には18兆8,638億円に跳ね上がり、92～98年度は毎年度約12～15兆円、99年度は7兆7,443億円増加したのち、00年度9兆6,011億円、01年度10兆4,539億円の減少に転じている。90年代を通じ、現金増加額の太宗を占めているのは、91年の高金利時に激増した定額貯金とその元加利子であった。定期性貯金増加額は、91年度18兆8,638億円であり、定額貯金の金利は預入3年目から約定金利の最高で10年間半年複利で「利盛り」されることか

24 伊藤真利子「バブル経済下の郵便貯金—『90年ショック』をめぐって—」、郵政資料館 研究紀要』郵政資料館、第3号、2012年3月、48-71頁。

25 郵便貯金には預金者1人あたりの預入限度額が定められているが、当時の預入限度額の700万円を満期日まで預けた場合、元利合計額は1,200万円以上となり、全額が満期まで据え置かれた場合の償還額は元金の約1.9倍、約123兆円と試算された（『日経金融新聞』、2000年3月27日付朝刊）。



(出所) 財務省『財政金融統計月報』国庫収支特集号、各月版より作成。

図5 郵便貯金現金増減額の推移

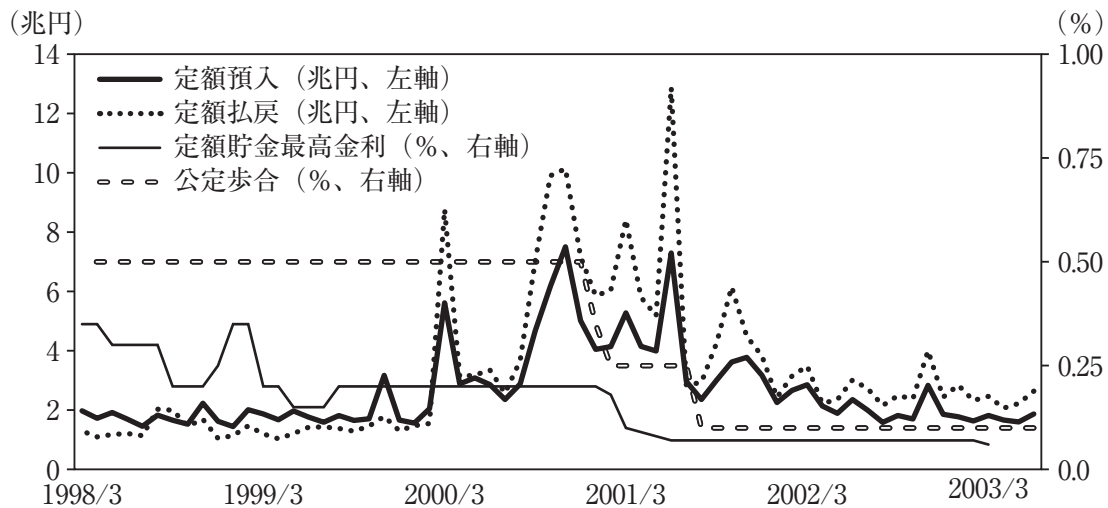
ら、元加利子は91年度7兆2,058億円から94年度9兆3,128億円に膨らみ、その後も郵便貯金増加の主要な部分であり続けている。90年代の郵便貯金残高の増加は、通常貯金の増加を別にすれば、定額貯金の元加利子による名目的なものだったのである。90年代に郵便貯金だけが「一人勝ち」していたかにもえたのは、実は90年代初頭の定額貯金の高利回りを反映したに過ぎなかった。このことは、この時期の郵便貯金の経営に大きな影響を与えることになるが、この点については後述する。

さしあたりここでは、図6より90年代を通して郵便貯金の動向を規定した定額貯金の満期時の推移を追っておこう。00年初頭の集中満期における郵便貯金の払戻額は、00年度70.5兆円（うち定額貯金26.8兆円）、01年59.9兆円（同25.0兆円）、流出額はそれぞれ19.6兆円（同10.0兆円）、14.7兆円（同9.7兆円）であり、これを反映して定期性貯金残高は、00年度22兆9,167億円、01年度20兆7,361億円、02年度11兆7,248億円と大減少した。これに対し、すでに90年代後半から増加傾向にあった通常貯金は00年度5兆5,827億円、01年度6兆4,247億円、03年度3兆5,494億円と著増し、郵便貯金の短期化が進んだのであった。

図7は、郵便貯金と民間銀行の金利の推移を示したものである。定期性預金金利については、93年6月に完全自由化され、市場金利との連動性を強めていた⁽²⁶⁾。95年9月に公定歩合が3度目となる0.75%幅で0.50%に引き下げられたことにともない、定額貯金の3年以上約定金利は1.15%となったが、約定金利が1.00%の場合、10年固定の半年複利でも最終利回りは1.05%程度となり、長期固定・半年複利という定額貯金の金利面における有利性は大幅に低下することになった⁽²⁷⁾。これに加え、超低金利下で金利が引き下げられていく過程では、定額貯金金利（3年以上）と国内銀行預金金利（3年以上、300万円以上1千万円未満）が逼迫し、92年10月から93年2月にかけて、銀行預金金利のほうが約1.0%高くなる逆転現象がみられた⁽²⁸⁾。

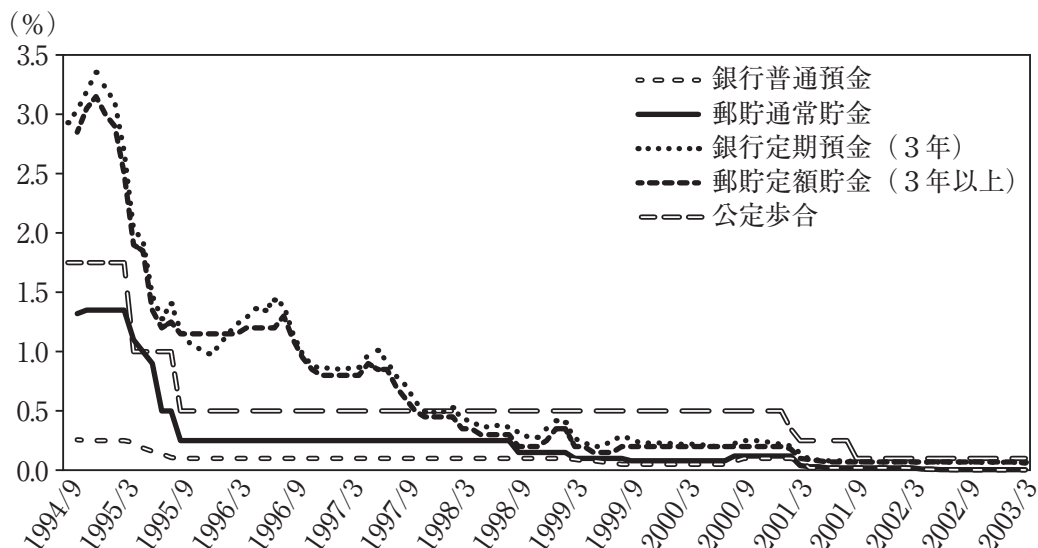
26 92年12月に大蔵・郵政省間において、「郵便貯金は民間預金金利に連動することを原則とする」との合意が成立し、金利自由化後の定額貯金金利は、順イールド時には「3年定期預金金利×0.95%程度」、逆イールド時には「長期国債クーポン-0.5%程度」とされた(郵政省貯金局監修『為替貯金事業史—昭和50年から平成7年まで—』郵便貯金振興会、1997年、14頁)。

27 戸原つね子『公的金融の改革』農林統計協会、2001年、75頁。



(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度、および日本郵政公社『郵政行政統計データ 為替貯金編』各年度より作成。

図6 郵便貯金の払戻の推移



(出所) 日本銀行『金融経済統計』時系列データおよび日本郵政公社『郵政行政統計データ 為替貯金編』各年版より作成。

図7 民間銀行と郵便貯金の金利の推移

一方、流動性預金金利については、郵貯通常貯金と銀行普通預金との金利に、金利自由化以前同様、1.1%の金利差が存在していた²⁹⁾。低金利下で金融商品間に金利差をつけることが困難となる中、金利よりも利便性が重視される流動性貯金に残された1.0%という金利差は、95年度下期以降、預貯金金利全般がフラット化していく過程で微差となっていった。しかし、通常貯金にいささかなりとも有利な金利差が残されたことは、リスク回避のために流動性と安全性が選好される中、郵便貯金の有利性を依然維持させるものであった。この政策は巨額の満期

28 貯蓄広報中央委員会が94年6月に実施した世論調査によると、金利で取引金融機関を変えるつもりはないとの回答が全体の6割弱を占め、金利によって変更を考えると回答した人の中でも、「金利差が1.0%以上なら考える」とする人が半分以上にのぼった(『日経金融新聞』、1994年12月27日付朝刊)。

29 これは94年4月、大蔵・郵政省間において、通常貯金と銀行普通預金との金利差「1.0%程度」を残したまま、表面的にそれらの水準を合わせることで合意によるものである。合意の過程では、民間普通預金と郵貯通常預金の金利差について、大蔵省が0.9%、郵政省が規制金利時代と同じ1.1%を主張して対立し、結局資金運用部資金原資に特段の利害が生じていた大蔵省側の妥協により郵政省の主張を認めることとなった(『日経金融新聞』、1994年4月10日付朝刊)。

集中に備え、貯金の比重を漸進的に定額貯金から通常貯金に移し、ソフトランディングすることを目指したものであったと考えられる。大局としてみるならば、90年代の郵便貯金の構成変化は同時期の民間銀行の預金構成の変化とさして異なるものではなく、郵便貯金の一般金融機関との同質化が進みつつあったと評価できよう。

以上でみてきたように、戦後の郵便貯金にとって、2000年はターニング・ポイントとなることが予想されていた。同年の集中満期目前、99年8月時点では、00年3月末約260兆円の郵貯残高のうち、00年度から01年度にかけて定額貯金の満期償還金は106兆円（うち00年度58兆円、同01年度48兆円）に達する見込みであり、このうち郵便貯金の流出予想額は両年度合計約49兆円（うち00年度27兆円、同01年度22兆円）、郵貯残高は00年度16兆円、01年度15兆円減少すると試算された⁽³⁰⁾。ところで、80年、90年代初頭の2度の波を経て肥大化した郵便貯金から、マクロ経済的にみて無視しえない巨額資金が流出すると予想された「2000年問題」を市場と政府はどのように受け止めようとしていたのであろうか。次に国債市場との関連で郵便貯金の運用面についてみてみよう。

3-2 国債問題と郵便貯金事業

90年代の財政状況は、日本経済の長期低迷の中で悪化の一途を辿り、国債に大きく依存するようになっていった。国債発行額は、90年度26.0兆円（うち新規財源債7.3兆円）から00年度86.3兆円（同33.0兆円）と増加した。バブルによる税収増加などの影響により、91年度から93年度にかけて特例国債ゼロを実現したが、92年から00年にかけて合計10回、約130兆円の国債を動員した大規模な景気対策を行ったことから、国債依存度は92年度以降高まった。国債残高は、90年度166.3兆円（対GDP比37.0%）から00年度367.6兆円（同72.9%）と名目GDPを上回る規模に累積し、数値でみる限り、財政破綻と呼ぶべき様相を呈したのであった。ここで注目すべきは、新規財源債が97年度18.5兆円から98年度34.0兆円、99年度37.5兆円と激増し、国債依存度についても98年度と99年度に40%台に達したことである。消費税率引き上げなどの効果により、97年度こそ税収は増加したが、98年度になると日本経済は金融機関経営への信頼の低下、雇用不安などが重なって、消費者心理や企業心理が一気に冷え込み、実質国内総生産の成長率は97年10～12月期にマイナスに転じ、5四半期連続でマイナス成長を記録した⁽³¹⁾。現時点で見れば、この頃をもって日本経済は本格的なデフレ経済に移行したと考えられる。

このような事態に対し、政府は大規模な財政出動を決定、98年4月に総額16.7兆円の「総合経済対策」を実施し、同年11月にも総額24.3兆円の「緊急経済対策」を策定した。のちに「世界一の借金王」を自認した小渕恵三を首班とする内閣が98年7月に発足すると、切れ間なく景気対策を実行するため、98年度第3次補正予算と翌99年度予算が一体的に編成された⁽³²⁾。98年12月20日に閣議決定された99年度国債発行計画では、デフレの進行と金融不安定性の高まり、そして世界的な信用不安を背景として、「財政構造改革の基本的な考え方は維持しつつも、当面の景気回復に全力を尽くす」との予算方針から、前年度当初発行予定額より15兆4,930億円

30 『日本経済新聞』、1999年8月26日付朝刊。郵便貯金の満期資金をめぐるのは、流出の時期や規模、影響などに関する憶測が飛び交っており、不況による個人消費の低迷と景気浮揚が最大争点とされた森喜朗内閣では、この満期資金の払い出しが家計に回り、消費を押し上げることで景気に好影響を与えることが期待されていた（小和口亮『郵政夏の陣 上巻』リュウブン、2005年、125頁）。なおこの時の政策判断は、もっぱら流出資金による消費拡大という景気刺激策であったが、小泉政権の下、00年代に金融危機が終息し、景気が緩やかに上昇するとともに、構造改革路線の一環として郵政民営化と規制緩和を並行させることによって、郵貯資金を新成長分野に向けるという竹中路線が浮上してくるようになった。

31 財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史 平成元～12年度 第2巻予算』、657頁。

増額し、31兆500億円の国債発行が組み込まれた⁽³³⁾。国債発行額を前年度比約1.5倍に増加することが決定した翌12月21日、定額貯金の大量満期と貸し渋り対策のための政府系金融機関の融資拡大にともない資金運用部の国債引受余力が減少するとの予想により、99年1月から資金運用部による長期国債の買い入れを停止し、日銀による国債買い切りも減額するとの方針を宮澤喜一蔵相が公表した⁽³⁴⁾。突然のこの発表は、資金運用部資金の国債引受けが年間2.4兆円規模であり、大きな影響はないであろうとの判断であったとされる。しかし市場では、もともと00年度に大量満期を控えた郵便貯金は資金運用部に対して十分な預託＝国債引受けができないであろうと想定し、国債の需給の動きを神経質に睨んでいた最中であった。このため市場は国債買い入れ停止に過敏に反応し、98年9月に0.64%であった長期金利は一時2.07%まで急騰（国債価格は急落）した。いわゆる「資金運用部ショック」である。政府は財政健全化を放棄し、財政膨張と国債累積の途を歩んでいるという市場に存在していた不安が宮澤発言で一気に表面化し、国債需給への懸念が国債発行に対する市場評価として市場金利に反映されたのであった⁽³⁵⁾。

「ショック」を引きずるかたちで、99年年明けの債券市場は、長期金利の上昇圧力（国債価格の下方圧力）が強い展開となった。民間金融機関では99年3月決算に向けて不良債権処理が迫られ、追加的な損失を避けようと国債保有に一時慎重となっていたことなどを背景に、2月上旬は数日間で1.7%台から2.44%まで長期金利が急上昇した。予想外に大幅な金利上昇が景気に与える影響への懸念から、2月12日に日銀は類例をみない新たな金融政策であるゼロ金利政策導入に追い込まれた⁽³⁶⁾。同政策の決定に際しては、長期金利の大幅上昇とその結果としての円高の進行および株式市場の低調が財政金融政策の効果を相殺する可能性について対処が必要であるとの認識が共有された⁽³⁷⁾。一方、大蔵省は、2月16日、1月に停止した資金運用部による10年国債の買い入れを2月と3月に各2,000億円行うとの発表を行った。さらに、長期金利の上昇を抑制するため、10年国債の発行額を減額し、その減額分見合いを2年債3,000億円、6年債1,000億円に振り向けるとした。これにより、債券市場は落ち着きを取り戻し、長期金利は低下し、円が急落、株価は続伸することとなったのである。

99年度予算が3月に成立したことを受け、大蔵省は99年2月に再開した運用部の国債買い入れを4月以降も毎月2,000億円の規模で継続し、99年度4月から6月の10年国債発行予定額を毎月1.4兆円に据え置くと表明した⁽³⁸⁾。長期金利は4月に1.4%台と急低下したのち、国債残高累積に対する懸念を背景としてやや水準を上げながらも、99年度中は1.7~1.8%を中心に安定的に推移した。アメリカ経済の好調に牽引されるかたちで、実体経済は99年度末から緩やかに回復しはじめ、00年8月にゼロ金利政策はいったん解除された。しかし、そのアメリカにおい

-
- 32 小淵首相は、98年8月の所信表明演説において、自らの政権を「経済再生内閣」と位置付け、不良債権の抜本的処理、10兆円を超える第二次補正予算の策定等、66兆円を上回る恒久的減税（所得税と住民税合計の最高税率50%、法人税実効税率40%）の実施、大規模な財政出動を表明した。また、橋本内閣による「財政構造改革法」の当面の凍結に言及するなど、財政構造改革路線からの脱却と積極財政路線への方針転換を明確にした（中村宗悦・永江雅和・鈴木久美「金融とデフレーション」、68頁）。
- 33 財務省財務総合政策研究所財政史室編『平成財政史 平成元～12年度 第2巻予算』、675頁。これは、国債管理政策において、2008年に償還予定の国債が前後の年に比べ、10兆円以上も突出する「2008年問題」の懸念材料となった（『日経金融新聞』、2006年1月6日付朝刊）。
- 34 真壁昭夫・玉木伸介・平山賢一『国債と金利をめぐる300年史』東洋経済新報社、2005年、208頁。
- 35 真壁昭夫・玉木伸介・平山賢一『国債と金利をめぐる300年史』、222頁。
- 36 浅井良夫・井出英策「デフレ下の長期景気回復」、219頁。
- 37 中村宗悦・永江雅和・鈴木久美「金融とデフレーション」、85頁。
- 38 富田俊基『日本国債の研究』東洋経済新報社、2006年、132頁。

てITバブルが崩壊したため、世界的に景気が後退し、日本経済のデフレ傾向が強まるとともに、日経平均株価が低迷するようになった。このため、日銀のゼロ金利政策の解除が早すぎたのではないかと批判の声が強まり、ゼロ金利政策の復活、量的緩和政策の採用、さらには日銀による国債引受けなどの大胆な施策を要求する声が強まった。

日銀は、01年2月に公定歩合を2度にわたって0.50%から0.25%に引き下げ、事実上ゼロ金利政策を復活させた。さらに3月に入ると量的緩和政策を導入し、日銀当座預金残高の目標値設定と引き上げ、国債買い入れ増加などの思い切った金融緩和政策を展開した⁽³⁹⁾。「非伝統的金融政策」時代の始まりである。長期金利は、02年9月に1.0%を下回るようになり、03年6月には史上最低0.43%を記録した。このような超低金利が継続したことによって、国債発行が激増し、その残高が累積しても、利払い費はほぼ一定に保たれ、財政の債務維持負担を非常に軽いもので済ますことを可能にしたのである。日銀の「非伝統的金融政策」は、金融危機への対応としては一定の意義を持ったと考えられるが、すでに述べたように、企業の設備投資意欲が盛り上がり、金融機関の貸し出し姿勢も消極的である環境の下では、所期の目的であるデフレ対策という意味では、その効果は限定的なものとならざるを得なかった。この時のゼロ金利政策および量的緩和政策の採用と解除のタイミングについては、政府と97年日銀法改正後の日銀の政策スタンスとの間に、大きな隔たりがみられ、その後の日本のマクロ経済政策の方針決定に影を落としたことは周知のことである。

だが、ここで郵便貯金との関係で注目しておきたいのは、第1に、このような90年代末から00年代初頭の財政金融政策の混迷のきっかけとして、資金運用部資金の太宗をなす郵便貯金における10年周期の定額貯金の満期集中という大型の波が存在し、財政の金融化が進んでいた当時において、その動向は看過しえないものとなっていたことである。そして第2に、ITバブルの崩壊という外生ショックでかき消されてしまったものの、国債を大量に抱えた経済において、デフレからの脱却過程で金利が上昇に転じると、国債価格の暴落＝長期金利の急騰によって、景気の回復を腰折れさせ、税収の減少と国債利払い費の増加による財政収支の悪化、さらには金融機関の財務の悪化を生み出すリスクが大きいことを示していたことである。「資金運用部ショック」は、景気上昇→長期利子率上昇→国債価格の下落ではなく、国債価格下落→長期利子率上昇→景気低落という逆の経路において、すでにそのリスクの所在とメカニズムについて示唆を与えていたのである。これは、現在における「出口」問題の序曲であったとも言えよう。

以上みてきたように、「資金運用部ショック」を経て、国債管理政策では漫然たる国債市場の拡大は許されないと認識を強め、財政当局は国債の安定消化を最重要課題の一つとするようになった。また、「資金運用部ショック」によって史上最高にまで高騰したのちに暴落した国債によるキャピタル・ロス、資金運用部にも重くのしかかり、さらには郵便貯金との関係を見直す契機ともなった。そこで視点をマクロからミクロに移し、もう一度、郵便貯金経営の面からこの点についてみてみよう。

3-3 預託制度廃止と自主運用開始

郵便貯金によって集められた資金は、「資金運用部資金法」にもとづき、00年度まで簡保資金、公的年金などとともに大蔵省の資金運用部への全額義務預託が課されていた。資金運用部資金の預託金利は、87年4月の制度改正により預託利率の法定制が改められ、市場金利を原則とし

39 浅井良夫・井出英策「デフレ下の長期景気回復」、219頁。

て政令で決定することになった⁽⁴⁰⁾。さらに93年6月には、小口預金金利の自由化にあわせ、預託金利は10年国債の表面利率に0.2%上乗せした金利水準となった⁽⁴¹⁾。これは、預託先の資金運用部が国債運用をした場合、預託金に対する金利上乗せ分、資金運用部の収支に逆ザヤが生じることを意味する。このことを郵便貯金の側からみれば、郵便貯金を直接国債に運用したと仮定すると、郵便貯金に対して0.2%の「利益補填」がなされたことと同じであった⁽⁴²⁾。また、郵貯資金を全額自主運用した場合は、郵便貯金が金利リスクを直接テークすることになる。

表2より資金運用部（01年度より財政融資部に改組）の収支をみてみよう。これによると、資金運用部の当年度利益は、97年度5,540億円、98年度1兆6,430億円、99年度2兆2,780億円と著増し、96年度までゼロであった利ザヤも97年度から生じるようになった。これは、預託金の中で太宗を占めていた90～91年度の郵便貯金の預託が満期を迎え、97年度以降新金利に切り替わり、預託金利が大幅に低下したことによるものである⁽⁴³⁾。資金運用部の預託金利と大部分の財投機関への貸出金利は、7年ものの財投金利で調達および運用されているため、両者の金額と期間が一致している限り、収支はバランスし、利ザヤは発生しないはずである。ところが長期的な金利低下局面では7年ものの預託金利が先に低下し、資金運用部の長期固定的な貸出金利との間に資金運用部側からすると利ザヤが生じる。このため、90～91年度の預託金に新金利が適用されていくことによって、資金運用部側で利ザヤが発生した。金利変動のリスクに加え、期間リスクも存在していたのである。

この間郵便貯金では、90～91年度に設定された高利率の10年物定額貯金の満期がまだ来ていなかったことから、預託金の新金利改定によって逆ザヤが生じた。郵便貯金特別会計は、88年度から97年度までの黒字から一転、98年度6,337億円、99年度1兆8,785億円、00年度1兆1,231億円の赤字を計上した。この赤字は当然ながら国庫負担となり、この点においても郵貯資金が

	資金調達	預託金	資金運用	支払利子	受取利子	有価証券 売却損益	当年度 利益	調 達 コスト	運 用 利回り	利ざや △逆ざや
	兆円	兆円	兆円	10億円	10億円	10億円	10億円	%	%	%
1995	360	358	360	18,369	18,672	△279	24	5.23	5.23	0.00
1996	383	382	383	18,442	18,716	△259	13	4.98	4.98	0.00
1997	405	404	405	17,720	18,812	△541	554	4.53	4.67	0.14
1998	428	426	428	1,585	18,228	△737	1,643	3.90	4.28	0.38
1999	441	436	441	13,857	16,782	△644	2,278	3.30	3.82	0.52
2000	433	433	433	12,327	15,698	154	3,527	2.97	3.73	0.76
2001	420	399	431	10,903	13,978	△98	5,402	2.79	3.98	1.19
2002	409	350	422	9,015	12,648	△518	3,096	2.35	3.00	0.65
2003	379	296	397	7,172	10,925	△447	3,277	2.03	2.77	0.74
2004	354	251	375	5,800	9,553	△401	3,347	1.78	2.57	0.79
2005	325	196	419	4,648	8,841	△567	3,611	1.62	2.54	0.92

(注1) 当年度利益は、経費等、その他勘定を含む収支である。

(注2) 調達コスト(%)=年間支出/調達総資産平残、運用利回り(%)=年間収入/運用総資金平残×100である。

(出所) 財務省『財政投融资レポート』各年度版より作成。

表2 財政投融资部（旧資金運用部）収支の推移

- 40 郵政省貯金局監修『為替貯金事業史』、292頁。なお、87年の制度改正以前において、預託金利は一般金利水準の推移等から弾力的に調整できるよう資金運用審議会に諮問し、法定利率に特別利子を上乗せして決定されており、預託期間7年以上の預託利率に対して法定6.0%とされていた。このような預託金利の法定性は、国債市場の発展と金利自由化の進展を背景として、制度改正により廃止された。
- 41 市場金利への上乗せ分は、公的年金の運用利回りの向上を求める厚生大臣が、郵便貯金と公的年金とは資金性格が異なるという理由から、預託金利の引き上げを求めたことにより、預託者への配慮規定がしかれることとなった(富田俊基『日本国債の研究』、東洋経済新報社、2001年、235頁)。
- 42 高橋洋一『財投改革の経済学』東洋経済新報社、2007年、84頁。
- 43 戸原つね子『公的金融の改革』、75頁。

全額自主運用となった場合のリスクが潜んでいたことになる。このようにみれば、金融危機後の超低金利ないしゼロ金利政策下では、高金利期に流入した定額貯金の支払利子こそが郵便貯金の財務を圧迫する主因であったと言えよう。したがって、00年の大量満期に際し、90年代初頭に預け入れられた定額貯金が集中的に満期を迎え、流出することそれ自体は、郵便貯金にとって財務上の圧迫を軽減することを意味した。おそらく郵便貯金経営だけを考えるならば、大量の集中満期はむしろ歓迎されるべき事態であったはずである。しかしそうなれば、「資金運用部ショック」にみられたように、大蔵省理財局の一元的運用の下においては、資金運用部の国債消化可能資金が急減し、国債価格の暴落＝長期金利急騰という事態を引き起こし、金融経済、実体経済ともに大打撃を被る可能性を秘めていた⁽⁴⁴⁾。すなわち、この時期には国債の大量発行下と定額貯金の満期集中の大型の波が重なることによって、郵便貯金の財務の健全性と国債価格維持がトレード・オフとなる可能性があった。それは郵政省貯金局と大蔵省理財局の利害が分かれる分岐点であったはずである⁽⁴⁵⁾。

以上のような金利面、運用面での問題とともに、90年代前半の財投依存による景気対策が中長期的に実を結ばず、資金運用部余資の枯渇による「資金運用部ショック」を契機にゼロ金利政策の採用に至った。このことから、90年代後半になると、特殊法人批判とともに財投制度それ自体が問題視されるようになった⁽⁴⁶⁾。「第2の予算」といわれた財投の役割は、財政支出の増加を極力抑制しつつ、規制金利の下、財政資金とも金融市場とも隔離するかたちで戦後経済復興、重化学工業化の推進を目的とした政策金融による重点的資金配分、さらに高度成長期には成長格差に対応したさまざまな社会的資金再分配を進めることにあった。96年度に40兆5,337億円（対GDP比8.0%）のピークに達した財投は、定額貯金中心の「郵貯増強メカニズム」を作り上げていた郵便貯金を原資とすることで資金が「入口」に流入してくるため、資金量が自動的に巨大となった。この一方、「出口」の財投機関では、本来必要とされる資金量との間に資金需給のミスマッチ、不均衡を生じさせており、超低金利の下で公的金融の金利面での相対的有利性が消える中、融資先をみいだしにくくなっていた⁽⁴⁷⁾。そこに政治的利害の入り込む可能性や資金の非効率性に対する社会からの批判が生まれる余地があった。また、90年代以降財政収支の悪化が顕著となり、財投制度維持のための財政負担の見通しも立たなくなっていた⁽⁴⁸⁾。

以上の状況に対処するため、第2次橋本内閣の「行政改革」の中に財投改革が盛り込まれ、制度・運営全般にわたる抜本的な改革が実施されることとなり、00年5月「財政投融资改革法」が成立したのである。財投改革にともない、郵便貯金、年金積立金預託制度は、00年度末をもっ

44 99年11月、日銀は、郵便貯金の集中満期によって資金運用部の資金繰りの逼迫が予想懸念されたる00～01年度の2年間に限定し、国債の売り現先で入札未達などが生じた場合、あるいは運用部の要調達額が入札額を上回る場合については、日銀が期間三か月以内の売り現先の相手方になることで国債消化を円滑に行う旨を発表し、郵便貯金集中満期にともなう長期金利上昇回避のための先手が打たれた(富田俊基『日本国債の研究』、143-144頁)。

45 この点については、理財局の財投改革の当事者からの証言がなされている(高橋洋一『財投改革の経済学』、および高橋洋一『さらば財務省 官僚すべてを敵にした男の告白』、講談社、2008年)。これに対し、旧大蔵省内部でも主計局がどのようなスタンスをとっていたか、あるいは何よりも郵政省側、とりわけ貯金局がこの事態をどう捉えていたかについての証言は少なく、このため政策史的分析は進んでいない。これらについての政策立案過程分析は今後の課題となろう。

46 鹿野嘉昭『日本の金融制度 第2版』東洋経済新報社、2006年、466頁。

47 中田真佐男『日本の財政投融资—バブルの発生・崩壊から現在までの動向と今後の課題—』、内閣府経済社会総合研究所監修・井堀利宏編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策5 財政政策と社会保障』慶應義塾大学出版会、2010年、508頁。

48 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』、547頁。

で廃止され、郵便貯金と財投の直接的つながりは制度的に分離されることとなった。これにより、戦前の大蔵省預金部に起源をもつ戦後財投制度と郵便貯金との関係は大きな転換局面を迎えた⁽⁴⁹⁾。財政融資資金の調達は、特殊法人などの財投機関自ら財政融資資金特別会計国債（いわゆる財投機関債）を発行し、貸付期間に応じて市場で自主調達されることとされた。財投金利については、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として、元金一括、元利均等などの返済条件や据え置き期間の有無など償還形態を反映させ、多様に金利が設定された⁽⁵⁰⁾。資金運用部に預託されていた郵貯資金については、それまで預託満期後も運用部へロールオーバーされていたが、原則7年の預託期間満了時に元本とともに償還されることとなった⁽⁵¹⁾。

こうした中で、01年4月に郵政省の「100年の悲願」であったところの郵貯資金の全額自主運用が開始された。義務預託の廃止にともない、一方で郵貯資金の預託による0.2%の金利上乘せや国庫による郵便貯金特別会計への赤字補填がなくなり、他方で自主運用は「郵便貯金法」に規定された「郵便貯金資金運用計画」に則って安全・確実・有利・公共の利益を重視し、基本的に国債などの安全資産で堅実運用されることが課された⁽⁵²⁾。これは、政府債務の差し替えとも言うべき事態であった。既述の通り、金利低下期には10年満期にわたって滞留し続ける定額貯金は、金利上昇期には直ちに預け替えることが可能な商品である。郵便貯金が超金利低下期に発行された国債を大量に長期保有するということは、逆ザヤの金利リスクを郵便貯金自身が抱え込み、「公共の利益」に縛られることでリスクをテークする手段を封じられたまま、ダイレクトに市場の価格リスクとも立ち向かうことを意味していた。したがって、「安全な資産運用」とは郵便貯金の経営の安定性を意味するものではなく、その実、郵便貯金の「ジリ貧」を意味するものだったとされる⁽⁵³⁾。

郵便貯金当局では、預託制度廃止が近くなると、コスト高の定期性預金獲得より流動性・決済性資金の取り扱いの確保、伸長に重点を移すことになる。金利自由化過程で比較的高利回りを求めて動いていた資金とは異なり、90年代後半、都市銀行や長期信用銀行の破綻という証券危機から金融危機への転化局面にあって、郵便貯金は定額貯金による高利回り商品としての商品特性によってではなく、国家によって保証された安全性という預貯金市場における本来の役割を、事実上戦後初めて発揮することになったのである。このトレンドの延長上、00年代初頭には、高利回りの定額貯金から、低利回りではあるが安全資産であり、ユニバーサル・サービスを保証するものでもある通常貯金へ比重を移しつつ、資金の満期の波をなだらかにし、適正

49 元大蔵省理財局資金企画室長として財投改革のシミュレーションを行った高橋洋一によれば、「預託で結ばれていた郵便貯金と大蔵省資金運用部では、それぞれの破綻は相手の破綻に直結する。こうして大蔵省が決断したのが財投改革だった。そうすると、郵便貯金はどんな運命をたどるか。リスクは財投改革前よりはるかに高くなる。大蔵省に利益を保証してもらい、国債しか扱ってこなかった運用能力のない郵便貯金が市場に放り出される。しかも、官営のままでは、国債以外の有利な金融商品に手を出せない。これは真っ裸で手足を毘で縛られて荒波に投げ出されたに等しかった」とされる（高橋洋一『さらば財務省 官僚すべてを敵にした男の告白』、66頁）。

50 大下英治『財務省秘録』徳間書店、2012年、257頁。この結果、資金運用部の貸付金にかかわる貸付金利と財政融資資金の9年超え10年以内満期一括償還の貸付金にかかわる貸付金利について、10年利付国債と市場金利との乖離幅を比較すると、財投改革後大幅に縮小し、財政融資部の収益は改善されていた。

51 なお、預託金が満期を迎えるまでの7年間については経過措置が設けられ、郵便貯金、簡易保険、公的年金の財投債引受けにより、市中発行予定額が抑制された（富田俊基『日本国債の研究』、234頁）。

52 『通信協会雑誌』、2002年10月号、5-6頁。

53 この点について、高橋洋一は「公社化した郵便貯金は従来の財投システムからの『ミルク補給』を受けられなくなったので、運用対象を国債とする以上、いずれ経営破綻するはずだ」と指摘している（高橋洋一『財投改革の経済学』、235頁）。

規模に緩やかに縮小していくという、戦後郵便貯金再編の方向性が、実態において生まれていた。注意しなければならないのは、郵便貯金を民営化する、しないにかかわらず、財投改革と自主運用の実現によって、このような郵便貯金の方向性は不可逆の過程に入ったということである。したがって、郵政民営化ないし郵便貯金の民営化それ自体は、これとはまた別の論理によって要請されたと考える必要があるだろう。

4. おわりに

90年代の郵便貯金は、前半におけるバブル崩壊にともなう証券市場の惨落と長期不況、後半における戦後初めての本格的金融危機や銀行破綻、事実上の預金取り付けの発生という状況下、当初の相対的に有利な金利に加え、安全な金融資産を提供するという戦前からの歴史的役割が再認識されることにより肥大化した。しかし、これを立ち入ってみれば、政策的に優遇され、政府によって保証された郵便貯金が単調な拡大傾向にあったということではないことが判明する。該当期の郵便貯金の動向は、主に90年代初頭の巨額な定額貯金の「塊」によって規定されていた。バブル崩壊後の預貯金金利は低位であり、民間金融機関の定期預金との金利差は認められなくなっていった。しかし、金融不安への高まりから預貯金者が安全志向を強めていく中、証券市場の崩落時に流入した退避的資金が相対的に高利回りの定額貯金に滞留し続け、10年にわたり高い金利水準を保つとともに、元加利子が積み増すことによって、残高ベースでは00年3月末に約260兆円のピークに至った。90年代の郵便貯金を構成比で見れば、この間に通常貯金の構成比が着実に上がってきており、底流において定額貯金に依存した戦後郵便貯金の特異な性格が次第に変化しつつあったことは見逃せない。だが、絶対額でみる限り、郵便貯金の太宗は依然として、高度成長期以降の国民所得の上昇を基盤とし、10年周期の巨大な波を描く、「過去の遺産」としての定額貯金であった。

金利面の有利性を商品特徴とする定額貯金は、本来資金不足経済であった戦時経済から戦後復興期、高度成長期における政府の重点的な資金配分という政策的要請、人為的に預金金利が低く規制される一方、物価が継続的に上昇している条件の下では、預金者にとってインフレ・ヘッジ的な意義を有していた。このことが郵便貯金増強の原動力となった。この定額貯金の増加は、80年にそのピークを迎え、80年代から90年代初頭のバブル期にあって複雑な動きを含みつつ、大きな「塊」を形成することになった。定額貯金中心の郵便貯金に転機が生まれたのは、金利自由化と90年代の長期不況、そして低金利時代の到来であった。高金利時に大量に預け入れられた定額貯金を中心とした郵便貯金の肥大化は、90年代半ば以降、金融の自由化により潜在的风险を高め、事実超低金利になると財務を悪化させることになった。しかし、郵貯資金は大蔵省資金運用部に全額預託を義務付けられていたから、このリスクをテークしたのは資金運用部であったから、それらは最終的に国庫負担によってカバーされた。金融自由化の進展は、政策金利によって作り出されてきたファイナンスのあり方を困難にしていっていったが、まさにその90年代、巨額の定額貯金の存在が大きな負担として郵便貯金、財投制度全体に圧しかかっていたのである。

以上のような90年代の郵貯資金の特殊事情の存在によって、行政改革の一環として財投改革および郵貯資金の自主運用が政策課題に上ることとなった。財投改革は、郵便貯金側からすれば資金運用部への義務預託廃止にともない、運用上の財務リスクを郵便貯金自身が負うことを意味した⁽⁵⁴⁾。一方財政側（理財局）からみれば、郵貯資金の金利リスクを免れる利点があるものの、郵貯資金の運用動向を完全にコントロールできなくなるという点で、国債管理政策の

チャンネルを絞められることを意味するものであった。90年代後半、景気対策のための国債発行額の激増と残高累積は、国債暴落と金利上昇のリスクに現実味を与えていた。長期不況からの回復過程で、金利上昇＝国債価格下落により国債に売り圧力が加われば、財政にとって大きなリスクとなる。つまり、景気回復と財政・金融の健全化がトレード・オフになる可能性があり、「池の中の巨鯨」となった郵便貯金は、金融と財政を結びつける要として、そのリスクを自ら負うことになったのである。ここに郵便一般とは異なる郵便貯金を民営化していくことの難しさがあったと言えよう。

周知のごとく、郵政民営化の一環として郵便貯金の民営化が決定したのは、00年代に入り、小泉内閣によってであった。同内閣においては、金融不安定性の払拭が目指され、金融市場が安定を実現すると同時に、折からのアメリカ経済の立ち直りや新興市場の勃興にも助けられ、景気が上昇に転じ、国債発行を抑制することが可能になっていた。国債問題として考えれば、日本経済の小康状態の時期に当たっている。郵便貯金民営化により、市場原理を通じて郵貯資金を成長分野に向けるという竹中路線が一定の説得力を持ち得た時期であった⁽⁵⁵⁾。しかし、03年に公社化された日本郵政公社の設立時、郵便貯金の資金量240兆円は、3大金融グループ(三菱東京、三井住友、みずほ)の合計預金残高約250兆円に匹敵し、簡易保険は生保大手5社の合計を凌駕する115兆円の資金量を誇っていた。公社後の資金量は355兆円にのぼり、個人金融資産残高の約4分の1に相当した。国内民間銀行全体の約半分に当たる資金のうち、200兆円近くは国債で運用されているため、郵便貯金の保有する国債の1.0%分を株式や米国債に移動されるだけでも、金利・株式・為替市場は大きな影響を受けかねない⁽⁵⁶⁾。竹中路線がハードランディングである可能性は否定できず、当事者である日本郵政公社としては、不況期に「肥大」した郵便貯金が「激ヤセ」することなく、自然に漸減させていくことを基本として、貸借対照表上の資産額の適正なダウンサイジングと損益計算上の利益率の改善を両立させることが合理的な判断となる。

日本郵政公社では、十分なコントロールの下、貯金を適正規模に縮小させ、完全民営化に向けてソフトランディングさせるという、郵便貯金創設以来類例のない縮小方針が示され、中でも定額貯金による資金調達と国債、財投債への資金運用という体制を早期に脱皮し、新たな収益基盤を確保することが経営上の課題となった⁽⁵⁷⁾。しかし、このことは小泉＝竹中路線との大きな齟齬を生じさせただけでなく、定額貯金離れ、国債運用離れを図る郵政公社の経営スタンスと、巨額の国債を抱え込んだ民間金融機関、国債暴落を忌避する財政金融当局との間にも大きな溝を生むことになっていった⁽⁵⁸⁾。この問題は、基本的に民営化後(＝日本郵政株式会社)も解決をみるに至らず、とりわけリーマンショック後は、むしろ問題を深刻化させているとす

54 この点について、日本郵政社長に就任した西川善文は、「自主運用が増えるのは民営化したメリットだが、一方で利回りが高かった資金運用部預託が減れば、当面経営が苦しくなるというのが、痛し痒しだった。自力での運用能力の向上が不可欠なのに、『郵貯は政府保証付き』というしがらみがある。資金の多くを国債や地方債の購入に充てるしかなかった」とし、「国債偏重の運用には、利回りが低くなるだけではなく、金利上昇という別のリスクも潜んでいる。長いデフレ経済が何らかの理由で転換して金利が上昇局面に入れば、短期の調達金利と、運用している長期の国債金利との金利差は縮小する。つまり利ざや収入が大きく減少し、収益力を低める危険性」があり、「金利の上昇は国債価格の下落であるから、巨額の含み損を抱え込むことになる」と回顧している(西川善文『ザ・ラストバンカー 西川善文回顧録』講談社、2011年、227頁)。

55 ただし、世界経済が20世紀的な成長路線から転換し、新たな投資機会を求め、グローバルに移動していく時代において、かかるリスクマネーを国民の「過去の遺産」でもある郵便貯金に求められるかどうかは、さらに慎重な検証が必要であろう。

56 『朝日新聞』、2007年10月1日付朝刊。

57 日本郵政公社広報部門広報部『稿本 日本郵政公社史』日本郵政公社広報部門広報部、2007年、61頁。

と言える。政権交代により完全民営化の方向がなかなかみえない中、次第に郵便貯金規模が縮小する一方、民間金融機関の国債保有が巨額に達し、銀行の「郵貯化」が進行したため、郵便貯金が国債流通市場の「巨鯨」から市場アクターのワン・オブ・ゼムに変わってしまったというのが、あえて言うならば、「歴史」によってなされた「皮肉な解答」なのかもしれない。しかしその中でも、日本郵政株式会社が他の民間金融機関とは異なり、完全民営化されず、政府の政策と整合性を求められる段階にあることの意味は、日本国債を大量に保有する民営化された日本郵政株式会社の今後の経営にとっても、日本経済のマクロ環境にとっても、極めて重大な論点となっていくものと考えられる。日本郵政の完全民営化は、このようなマクロ環境の変化、安倍政権の「二本目の矢」である「機動的」な財政政策と「三本目の矢」である成長戦略とのタイミングと兼ね合いの中で、そのソフトランディングを考えていかざるを得ないのではないであろうか。

(いとう まりこ 青山学院大学 総合文化政策学部)

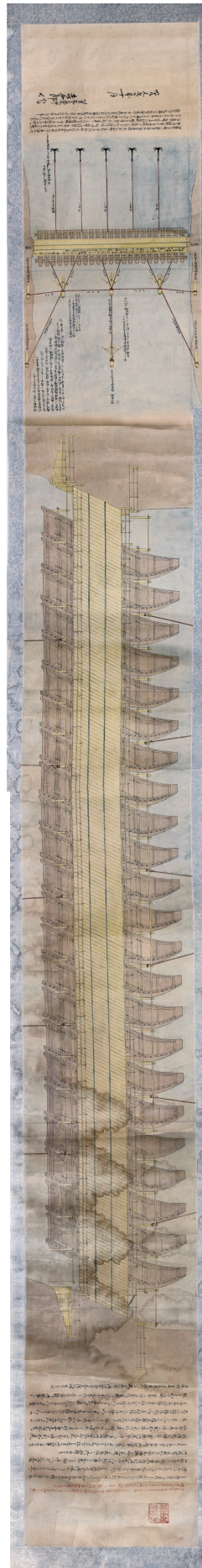


図1 「明治天皇御東幸六郷川船橋架設図」(郵政博物館蔵)

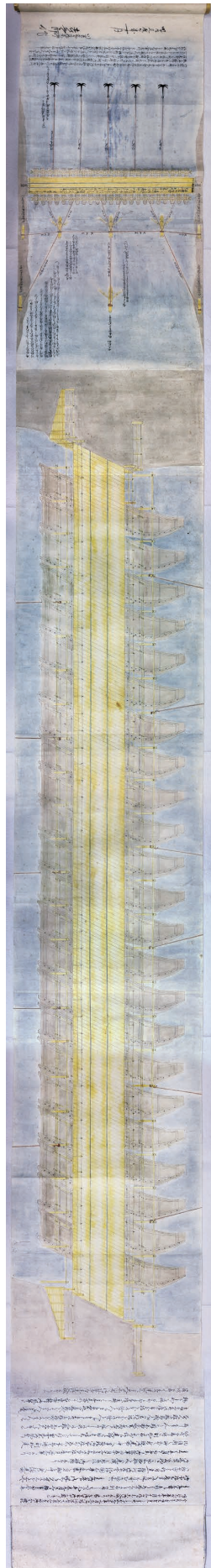


図3 「主上御東幸之節玉川船はしの図」(川崎市市民ミュージアム蔵)

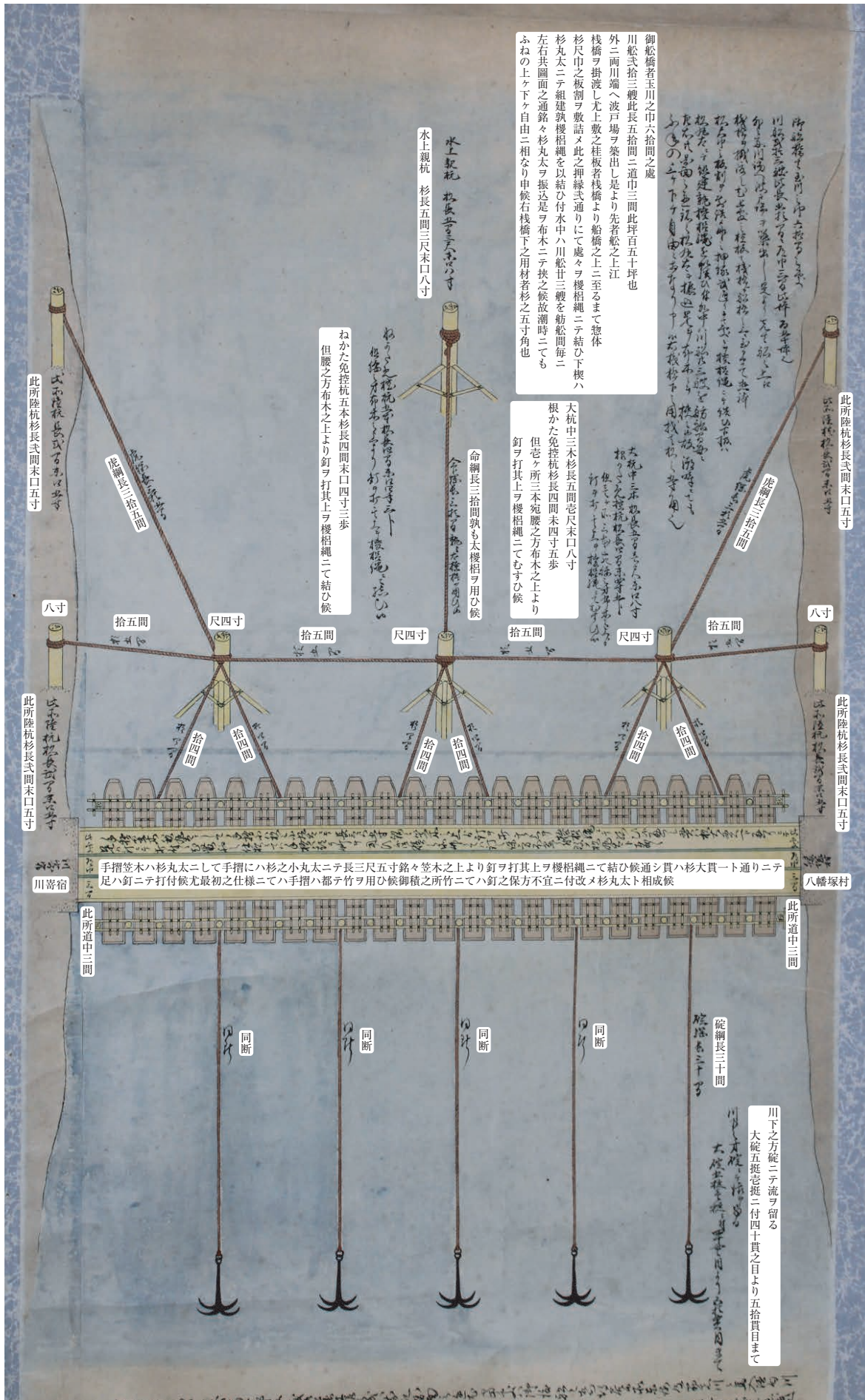
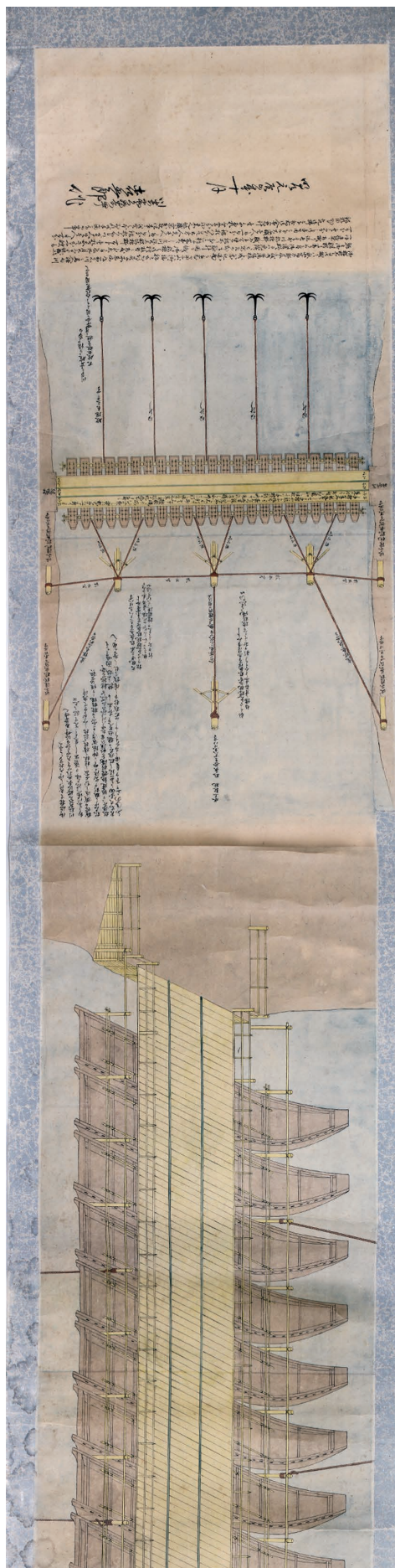


図2 図1の仕様図部分



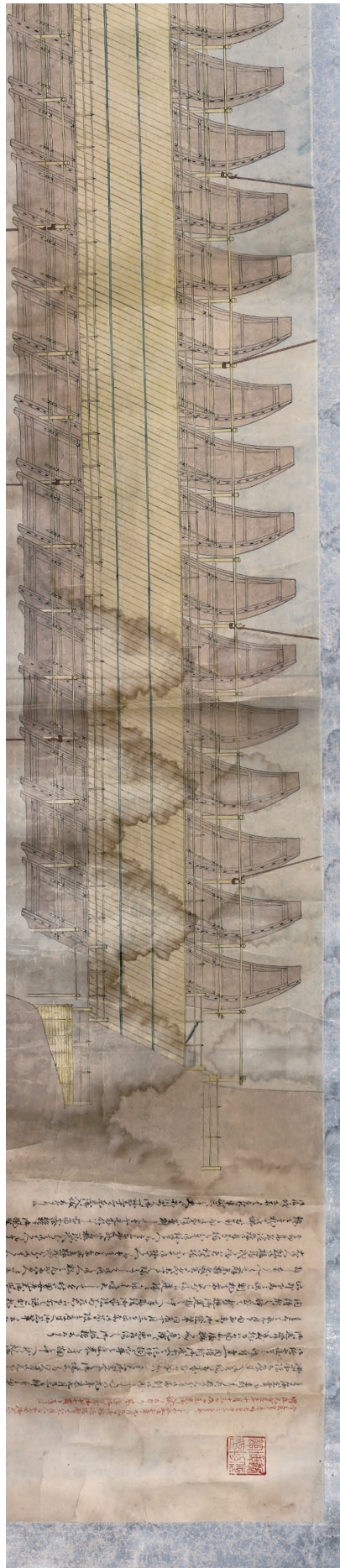


図 1 「明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図」(郵政博物館蔵)

「政本」の表紙は粗めの絹地であり、題箋も別人の手になり、しかも大正以降に記されたことである。軸首の材質も「郵政本」は木軸であるが、「川崎本」は象牙とみられる軸であり、次表のように、法量などを含めて、形状的には若干の相違がみられる。

また、「川崎本」では、本文一行目「東幸」と「辨事」、二行目「昼食」に刷り消して文字を修正した痕跡が見られる。

さらに図1と図3を比較してみると、図3の「川崎本」の着彩がやや淡くなっており、「郵政本」はしっかり色づけがされている。

「郵政本」・「川崎本」形状の相違点

	郵政本	川崎本
題箋	大正以降	明治元年カ
題字	本文と異筆	本文と同筆
表紙裂地	荒い絹	緞子
裂地模様	無	菊葉
軸首材質	木	象牙
箱	無	有／本文同筆の題字
縦／センチメートル	三九・〇	三二・九
長さ／センチメートル	二八一・六	二六一・七

むすび

装丁から考えると「川崎本」が正本、「郵政本」が副本という位置づけが推定される。本文は、ほぼ同時期に作成されたのであろうが、装丁は別々に施されたのである。

一方、着彩方からみると、「郵政本」が正本、「川崎本」が副本と考えられる。

それでは、何故、森五郎作は、同じ二本の絵図を作成したのであろうか。絵図や周辺からは、それを明らかにすることは出来ないが、五郎作自身が記録に熱心であったことが大きい。すなわち、天皇が初めて江戸に下るという一大事件であること。そして、天皇渡河のため六郷川に船橋が初めて架橋されたこと。このことは、五郎作の記録魔としての本能が覚醒し、記録として後世に伝える必要を感じたからではないだろうか。そのため前代未聞の出来事として、天皇を意識して装丁を整えた正本Ⅱ「川崎本」を作成し、その控えとして日常の閲覧用に副本Ⅱ「郵政本」が作成されたのかもしれない。

しかし、「川崎本」を正本とするならば、本文の修正や、着彩の濃淡、五郎作特有の追記朱書方法の違いなどが解決されなければならない。

小稿では、現状の装丁及び本紙の着彩方法の違いから、正本と副本の判断を付けることができなかった。大方の御批判、御教示をお願いしたい。

小稿を記すにあたり、資料調査に御協力と御教示をいただいた郵政博物館主席資料研究員井上卓朗氏と川崎市市民ミュージアム学芸員望月一樹氏に対し、御礼申し上げます。

- (1) 二回目の御東幸の時には、八幡塚村名主鈴木左内の父・万右衛門が架設費用を請け負ったという。
- (2) 戸田忠至 宇都宮藩主戸田家上席家老から、山陵修復の功労などにより初代下野高徳藩主。のち禁裏付頭取と若年寄を兼任。維新後、京都裁判所副総督。
- (3) 単位はすべて約四捨五入。
- (4) 丸太の細い方の切り口。元口の反対側。
- (5) 明治天皇の御東幸には、天竜川、大井川、富士川にも船橋が架けられている。
- (6) 望月氏の御教示によれば、森五郎作は、川崎宿問屋場役人であり、年寄役などを務めたという。

(すぎやま まさし 埼玉県立歴史と民俗の博物館主席学芸員)

んやの騒ぎで、当日昼のみならず、前夜から行列の到着があり宿泊の対応があったようだ。

天皇は、船橋を御鳳輦に乗ったまま午後一時頃渡っている。

ここで注目したいのは、天皇が京都を出発したのが九月二十日。同月二十二日、見分のために戸田大和守が川崎宿に来て、当初六郷川は渡船で渡河することとなっていたが、危険だということで馬入川（相模川）や酒匂川と同様に船橋を架けることとなり、翌二十三日から工事に着手したという。これが事実だとすると、六郷川の船橋は、急遽架設が決められて二十日もない短期間での突貫工事で建設されたことになるのである。それだけに作成者・森五郎作としても、記録しておく必要性を感じたのである。

もう一つの「船橋架設絵図」

明治天皇御東幸にかかる六郷川船橋に関して、周辺資料について調査を進めた。地元の川崎市市民ミュージアムに情報の有無について問い合わせたところ、旧知の望月一樹学芸員から、同館にも同様の絵図があるとの回答を得ることができた。望月学芸員は、かつて通信総合博物館において別件資料調査で、「船橋架設絵図」についても実見したことがあり関心を持っていたが、同館では絵図の調査は行っていないという。しかも、今夏の通信博の展示を見た市民から、明治天皇御東幸に関する船橋についての問い合わせがあり、再び関心を寄せていたところであった。そのため小生の問い合わせに即座に対応してもらい、仕事納め前日という多忙な時期であったが、資料調査を行うことができた。

同館所蔵資料の概要は、次のとおりである。

○資料名称 「主上御東幸之節玉川船はしの図」

○員数 一卷

○形状 紙本彩色 卷子装

○法量 本紙 縦 三三・九センチメートル

横（長さ） 二六・七センチメートル

見返し横 一七・五センチメートル

軸長 三四・四センチメートル

○付属品 桐箱

「主上御東幸之節玉川船はしの図」（以下、「川崎本」と略す）の伝来は、川崎宿問屋場役人を務めた家柄の森家旧蔵資料として、同館に入ったものという。「船橋架設絵図」（以下、「郵政本」と略す）の作成者は、森五郎作⁶であり、「郵政本」も同家から出たものと考えてよい。

最初に、資料名称である題箋の表題は、「船橋架設絵図」ではないが、「主上」天皇が御東幸の際の玉川（多摩川）と六郷川船橋の図」ということで、内容は同じであるうことを窺わせる。題字は、本文の文字と酷似していることから、作成者＝森五郎作自らが認めたと思われる。表紙は、菊葉をあしらった鍛子を用いるなど丁寧な作りで、「船橋架設絵図」とは装丁を異にしている。さらに薄れてはいるが付属の桐箱には題箋と同筆で「主上御東幸之節玉川船はしの図」と墨書されている。桐箱内には、明治二十七年三月九日付けの「やまと新聞」附録が敷かれており、少なくともこれ以前に作成されていたことを裏付ける。

次いで法量は、本紙の縦が六・一センチメートル、長さが一九・九センチメートル、軸長が四・六センチメートルほど、全体に小ぶりとなっている。さて、肝心の内容であるが、開いて驚いたことに「船橋架設絵図」と全くと言ってよい同一本である。図はもとより、書体、字配りまで同じで、巻末に特徴ある同筆で「森五郎作」と記されている。

両者の違いを強いて挙げるとすれば「船橋架設絵図」巻頭の朱書された部分が、黒墨の筆に朱墨を含ませたと思われるような、所々に朱墨の強い滲み部分が見られる。望月氏によれば、森五郎作は、史資料の作成・筆写に熱心で、特徴ある書体でいくつかの史資料を残している。そして五郎作による注記は、朱書されている例が見られるという。そのように考えると、両者ともに森五郎作自筆によるものであることは疑いえない。

両者の形状を比較してみよう。「川崎本」は、表紙裂地に菊葉をあしらった鍛子を使用され、題箋も作成者・森五郎作自筆である。一方、「郵

記されたとみてよい。

保存状態は、図1にみられるように絵図中央部にシミが連続しており、巻いた状態で水などにより濡れたものと考えられる。これは博物館収蔵以前にできたシミであり、おそらくそれ以前は貴重書として保管されたというより、日常的に閲覧されていたことを示しているのではないだろうか。

以下、記載内容をみていきたい。

冒頭加筆の朱書で、今上天皇¹¹明治天皇の出自を記載し、十月十三日、十七歳で東京入城をした。

本文では、天皇御東幸の事前準備の道橋見分と宿割準備のため、担当の役人である戸田大和守¹²が本陣に昼休みに立寄ったが、天皇が昼食を摂る場所として見分を行った。その結果、修復と神鏡を奉安する内侍所となる座敷を紀伊国屋裏の畑の中へ新規に建設することとなった。

この時、六郷川の渡船は危険だということで、急遽船橋を架けることとなった。天皇は、九月下旬に京都を発ち、十月十二日に川崎宿本陣に御着輿することになっている。内侍所の神宝は新造の建物に奉安し、本陣前左右に「下乗」の制札を建て、「下馬」の立札は家の前後に建てることになった。

当日は晴天のため近在の老若男女が、一目御鳳輦を拝し奉らんとして前代未聞の群集が押し寄せ、しかも御供の人数もおよそ二千八百人という混雑である。旅籠代は、二食付きで一泊一人につき金一分、昼旅籠代は一人につき金二朱。諸藩の賄い無しは一人につき一泊金三朱、昼旅籠代は一人につき金一朱で、金札で支払われたほかに本陣へ茶料として金千疋を下された。

尤も、御鳳輦が船橋を越えたのは十二日昼九つ半過ぎのことであり、この日は品川宿泊りで、翌十三日に東京へ入城となった。

船橋は、玉川¹³六郷川の川幅が六十間（一〇九メートル¹⁴）あるので、川船二十三艘で長さ五十間（九一メートル）となり、道幅三間（五・五メートル）、坪百五十坪である。ほかに両川端から波戸場を築き出し、ここから棧橋を架け渡し、上敷きとして桂板を棧橋から船橋の上に至るまですべて、杉板を一尺中に割ったものを敷き詰め、押縁二通りにして棕路縄で結

え、下楔は杉丸太で組立て、棕路縄で結いつけ、水中は川船二十三艘を舫い船の間ごとに図面の通りにそれぞれ杉丸太を振込、布木で挟んでおく。そのようにすれば潮時においても船が上下しても問題が無い。

棧橋の用材は、杉材の五寸（一五センチメートル）角で、大杭は三本が長さ五間一尺（九・四メートル）で末口¹⁵が八寸（二四センチメートル）。根固めの控杭は長さ四間（七・三メートル）の末口四寸五分（一四センチメートル）。水上の親杭は、杉材五間三尺（一〇メートル）、末口八寸（二四センチメートル）。命綱は長さ三十間（五五メートル）の棕路縄。根固めの控杭は五本で杉材の長さ四間（七・三メートル）、末口四寸三分（一三センチメートル）。川上に碇で船が流されないように留める。その大碇五挺は、一挺につき四十貫（一五〇キログラム）から五十貫（一八八キログラム）。

奥書には、船橋工事の担当者の永山富太郎が出張して、図面の通りに行われた。尤も当所は渡船であることを心得ていたが、東海道の馬入川、酒匂川も船橋¹⁶架設と聞き、渡船は危険と考えて急遽船橋となったのである。そのため九月二十三日から諸職工一同が建設にかかり、費用やその他川船損料、職工手間賃などに至るまですべて官費として、船橋となる川船二十三艘の損料一日分金十七両一分、一艘に付一日分は金三分の御手当が下される。大工職は一人につき一日分銀十八匁づつ、土方人足は一人につき一日分銀三匁づつ、鳶人足は一人につき一日分銀十二匁づつ支払われた。総額金一一三両一分二朱である。但し、職工の早出と夜仕事は、御定め外なので前途金として下された。

明治元年十月 川崎宿久根崎町 森五郎作

以上が、絵図に記載された概要である。

天皇は、川崎宿本陣で昼食をとるために立寄るのであるが、三種の神器の形代である神鏡を僅かな時間だけ奉安する内侍所を新築させている。また、周囲には制札などを建てて規制をしているが、当日は天気にも影響されて近から御鳳輦を一目見ようと前代未聞のほどの群集が押し寄せたといい、御供の人数もおよそ二八〇〇人に及び、川崎宿の旅籠屋はてんやわ

所御座敷者紀伊国屋平兵衛裏之方畑之中へ新規御建物御造営ニ相成就而ハ
当所渡船之儀ハ危険ニ被思召依之御船橋ニ相なり

主上ニ者辰九月下旬西京ヲ御發轅同辰十月十二日当所御本陣兵庫方へ御着
輦ニ相なり内侍所之神宝者新規御建物之中へ奉拜請御本陣前左右下乗
ト認メ候制札建此外下馬ト認メ候制札者家之前後江建殊ニ当日者晴天ニ
して近村より男女老若御鳳輦ヲ拜し奉らんとて群集夥敷実ニ前代未聞之
様子ニして御供之御人数者凡式千八百人と承り候右御人数御旅籠代之儀
ハ夜朝御賄之分者御泊御一人ニ付金壹分宛御昼旅籠代之分御壹人ニ付金
式朱宛諸藩御自分賄之分者御泊御壹人ニ付金三朱宛御昼旅籠代之分者御壹
人ニ付金壹朱宛

孰も金札にて御拂ニ相成候外ニ御本陣へ茶料として金千疋拜領いたし候尤
当處御船橋ヲ御鳳輦ニテ御渡り越ニ相成候者昼九ツ半時過ニシテ夫より
品川宿へ御一泊翌十三日東京御入城ニ相なり候

(絵図部分)

御船橋者玉川之中六拾間之處川船式拾三艘此長五拾間二道中三間此坪
百五十坪也外ニ両川端へ波戸場ヲ築出し是より先者船之上江
棧橋ヲ掛渡し尤上敷之桂板者棧橋より船橋之上ニ至るまで惣体ノ杉尺中之
板割ヲ敷詰メ此之押縁式通りにて處々ヲ櫻栢繩ニテ結び下楔ハ杉丸太ニ
テ組建孰櫻栢繩を以結び付水中ハ川船廿三艘を舫船間毎ニ左右共圖面之
通銘々杉丸太ヲ振込是ヲ布木ニテ挟之候故潮時ニてもふねの上ケ下ケ自
由ニ相なり申候右棧橋下之用材者杉之五寸角也

(図部分)

大杭中三木杉長五間壹尺末口八寸
根かた免控杭杉長四間末四寸五歩

但壹ヶ所三本宛腰之方布木之上より釘ヲ打其上ヲ櫻栢繩にてむすひ候
水上親杭杉長五間三尺末口八寸

命綱長三拾間孰も太櫻栢ヲ用ひ候
ねかた免控杭五本杉長四間末口四寸三歩

但腰之方布木之上より釘ヲ打其上ヲ櫻栢繩にて結び候
川下之方碇ニテ流ヲ留る

大碇五挺壹挺ニ付四十貫之目より五拾貫目まで
(奥書)

御船橋工事御掛りハ永山富太郎殿被成御出張仕様之儀ハ前記図面之通尤当
處ハ御渡船と相心得居候所東海道筋者川々馬入酒匂川ノ孰も御船橋と承り
候ニ付御渡船ニ而ハ危険ニ被思召候哉も難計因テ俄ニ御船橋と御摸様替ニ
相成至急ニ付辰九月廿三日より諸職工ノ一同建築ニ相掛り諸色其外川船損
料職工手間賃銀等ニ至迄都而官費ニして川船廿三艘此損料一日歩金拾七兩
壹分一艘ニ付一日分金三分之御手当被下候大工職壹人ニ付一日分銀拾八
匁ツ、土方人足壹人ニ付一日分銀三匁ツ、鳶人足壹人ニ付一日分銀拾貳
匁宛御拂被下置右御入費惣計金千百拾三兩壹分式朱也但職工早出夜仕事ハ
御定之外前領御手当被下候事

明治元辰歲十月

川寄宿久根寄甲

森五郎作

六郷川船橋架設と絵図について

「船橋架設絵図」についてみていきたい。

明治天皇は、慶應四年（一八六八）九月八日、明治と改元。直後の同月
二十日に京都を發し、十月十三日に初めて江戸城に入り、東京城と改めた。
十二月二十二日に一旦京都に戻った天皇は、翌年三月七日再びに御東幸^①
をして同二十八日到着、東京を首都とした。天皇が最初に六郷川を渡河す
る際に架けられた船橋を描いた絵図が、「船橋架設絵図」である。

題箋には、「明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図」とあり、少なくとも
明治天皇崩御後に題箋が記されたことがわかる。

巻頭で明治天皇の略歴について朱書で記述する。この朱書については、
見返しに続く文字までの余白があまりにも僅かである。本文とは同筆では
ああるものの、作成後に余白を使って注記を入れるため、朱書によって加
筆されたとみられる。

また、本図に記載された月日は、すべて太陰曆で記されていることから、
太陽曆が採用される明治五年以前、すなわち奥書の明治元年に近い時期に

資料紹介

明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図

杉山 正司

はじめに

通信総合博物館最後の特別展「さよならてーぱーく 新発見！初公開！がいつぱい 大逋信資料列品展」(五月三日～八月十一日)において展示された「明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図」(以下、「船橋架設絵図」と略す)について、会期中に見学者からの問合せが多く寄せられたという。しかし、同資料については、同館で収蔵はしていたものの来歴は不明で、資料研究も行われていない初公開資料として展示したため、全く情報を持っていなかった。

これまで明治天皇の御東幸に際して六郷川に架けられた船橋については、月岡芳年の錦絵「武州六郷船渡」が知られている。しかし、この三枚続きに描かれた行列の様子は、誇張して描かれており、絵師が実見して描いたものではない。管見では、「船橋架設絵図」が実態を最も正確に描いた資料であると考えている。

そこで、今後の郵政博物館における展示活用を容易にするため、同絵図について資料紹介するものである。

「船橋架設絵図」資料概要

「船橋架設絵図」の、資料概要については、次のとおりである。
なお、『博物館資料目録』に掲載されている登録名称は、「明治天皇御東

幸二付玉川船橋詳図」とあるが、小稿では題箋に墨書された「明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図」の表記を採用する。

○資料名称 「明治天皇御東幸六郷川船橋架設絵図」

○資料番号 SCA38

○頁数 一卷

○形状 紙本彩色 卷子装

○法量 本紙 縦 三九・〇センチメートル

横(長さ) 二八一・六センチメートル

見返し横 二五・四センチメートル

軸長 三九・〇センチメートル

「船橋架設絵図」記載の翻刻を掲出する。なお、船橋構造各部分に記された用材や法量等は主要部分のみとし、細部については図1及び図2を参照していただきたい。

(朱書) 今上天皇者孝明天皇第二之皇子ニして嘉永五壬子年九月廿二日御降誕陽聖ニて八十一月三日相当御名者睦仁

明治元戊辰年十月十三日始而東京御入城ト相なり本年御歳御十七歳ト承り候

(墨書) 主上御東幸二付京都より道橋御見分并御宿割御用として明治元年辰九月廿二日辨事戸田大和守殿ノ御本陣兵庫方へ御昼休みニ相成尤当所ハ主上御昼食之御場所ニ付同人方御見分之上夫々ノ御修覆等被仰付第一内侍

御大名様方御參勤御交代粗(數)多御座候、然時者猶以馬込及延引可申候、尤川支之時節者申分等も御座候へ共、晴天杯ニ至り過分ニ遲滞仕候而ハ何方之得意方へも銘々申分難立候、夫故当所四会所寄合仕候ハ、其元状之分別ニ走り御仕立被成可被下候、尤先状御立被成候へハ早之差構ニも相成候様ニも可被思召候へ共、左之通りニ御極被成御仕立可被下候

一 早走り之儀ハ是迄之通、早ク着仕候様ニ御仕立可被下候、先状之義ハ先馬込之内当所江七日着之積り、尤此方届方ハ八日目ニ何方へも相届申候、然時ハ早之構ニハ相成申間敷候様ニ被存候、右之工面被成候へハ、飛脚も往来過分ニ遣方入申間敷候様ニ奉存候、何分右之積りニ而来ル廿八日番より先状右之趣ニ其元御仕立被成可被下候、無左候てハ得意方へ此上申分ケ一々難成候、依之当所四会所寄合、乍早速以書状申上候、猶此上思召之義御座候ハ、追々御互ニ書状にて得御意可申上候、恐惶謹言

三月廿一日

江戸や惣五郎

津国や十右衛門

天まや儀左衛門

和泉や甚兵へ様

山城や宗右衛門様

嶋や左右衛門様

一 尚々先状之義、先当分馬支之内御仕立御尤ニ奉存候

届ケ方之義ハ右得御意候通、或ハ其元廿六日出ニ御仕立被成候へハ、翌廿七日より当所届ケ方八日目にて御座候、縦令早ク着仕候而も手前ニ指控、八日目ニ相届ケ申候工面ニ堅ク申合置候、以上

右之状三月廿六日朝着ニ而山城や方へ廻し申候

(次の丁の末尾に)

手板組中

之者迄大勢難義仕候義被思召分、各々様へ御披露被遊、御憐愍之上、右御願申上候通り、此後為御登御用要山田や八左衛門方へ被仰付被下候様ニ幾重ニも御願奉申上候、以上

寛保貳年

壬戌二月

大坂会所元

江戸屋源右衛門 印

組合

伏見や彦右衛門 印

森河や左兵衛

亀や 小左衛門 印

長崎や理右衛門

津国や惣左衛門

江戸屋源兵衛 印

いせや庄右衛門

たまや治右衛門 印

亀屋 善右衛門 印

小松屋佐右衛門

山田や次右衛門

江戸本両替町

山田や八左衛門

酒御店
御行司衆中様

如此願書中橋御行司へ差出候、何卒急々御参会被遊被下候様ニ願申候へ共、是計ニ御参会被成候義難成候由、追而増参会之節御披露可被成との義、右願書町々行司へも出し申様ニと御申被成候由、手前よりも願書相認、四組御行司へ差出候

乍惶書付を以御願申上候

一 御仲間様御為登御用之儀、大坂屋茂兵衛・私兩人江被仰付被下、数年相勤来候所、茂兵衛去冬御咎を受候以来、私方計江御用被仰付被下候

儀難有奉存、早速御礼罷出候筈之御儀ニ御座候へ共、茂兵衛難洪ニ逢候時節、私大悦仕候段御礼ニ罷出候儀、何とや思召も惶奉存、差□(控カ)御礼延引罷成候、然ルニ此度外より御為登御用御願申上候様ニ及承候、茂兵衛以前之通商売相続仕候上、御用被仰付候儀者不及是非奉存候、外へ被仰付被下候儀ハ外聞実儀迷惑至極仕候、数年御出入、乍惶御馴染之私共儀ニ御座候間、不相替御用被仰付被下候様ニ幾重ニも奉願上候、以上

戊二月

酒問屋

御衆中様

手板組中

鳴や左右衛門

右之趣一軒く御礼乍御願廻り申候、酒店御支配人不残、其外行徳迄不残歩行申候

此時中橋御行司 高嶋新七様 廿一日より 高嶋喜三郎様

岸辺仁兵衛様

山本や

呉服町 丸や嘉兵衛様 かやは町組新川 河田や庄二郎様

瀬戸物丁組 山崎や又兵衛様

御支配人瀬戸物町組 中川仁兵衛様

三州御支配人上方御上り御留主

(以下、この丁空白)

大坂より戊三月廿一日出ニ当地三軒江状到来写

一 筆致啓上候、追日暖気趣候、弥以其御地御揃倍御堅勝可成御座、目出度御儀奉存候、当地無異儀御同前罷在候、御心安思召可被下候

一 物体旧臘より道中筋馬込、其上川々満水旁ニ而、飛脚殊外延着候付、所々得意方より御不審之儀毎事之御事ニ候、尤冬年之所ハ短日之申分ケも御座候而、其品申立是迄御了簡も御座候へ共、併当春より唯今ニ至り、飛脚別而延引仕候、最早長日ニも相成候ニ付、ケ様遅滞仕候義何共不都合成義とは以御咎被成候、此義迎も右之御断申上候得共、是迄ニ具延引ニ相成候、此上段々

(この条は難読につき一案として示した)

覚

一 石川(河)土佐守様より今日五ツ時二大坂屋茂兵衛并手代共不殘、近江屋藤兵衛、七軒会所不殘、名主・大家相添御差紙にて罷出候、殿様被為仰付候ハ、茂兵衛呼出し、伯父勘右衛門・手代平兵衛右兩人ハ、先達若狭屋仁右衛門商買御上へ被為召上候、又々商買を致し候哉、其品見現出し、為二木切・竹切を以替名謀書拵、右仁右衛門過二落候為二工ミ、訴人相現、伯父勘右衛門義ハ籠死致候二付家内被為召上候、手代平兵衛義ハ江戸町々引廻シ、於品川こくもんニ被為仰付候、又茂兵衛事ハ三年已前より病氣と申上、何も商買構不申不存候与申上候得共、其品不相立候、依之飛脚商買被為召上候、近江屋藤兵衛何も御尋無之、右御前へ罷出候者一同二昼過二罷歸り申候

一 右手代平兵衛、町々御引廻、其外木引町ふり仁助と申通り者年比七十余男老人、同前之とか人之様成もの、右兩人一所二引廻シ、寄力式人、高札二枚・のぼり式本、見物日本橋辺へ参り候時数万人無限り、本町通引廻シ、追付籠之前人やいな品川へ持出し、こくもんニなり目もあてられぬ次第也、右仁助同類石河様へ三人、内老人ハ江戸御かまい、二人ハ遠道(嶋)被仰付候、此者之親・女房・子共暇乞なきのなミた、あわれはかなき次第なり

戊二月十八日

一 江源組合当所二店出し申度趣御窺申上候所、何町誰与申儀名目を附相願候様ニと被為仰附、依之出店之儀致結余(猶予カ)居申様ニ相見へ候、如何致相談候哉、山田屋八左衛門与取極、大坂下り飛脚戌正月廿五日出、二月三日着より山八二而支配致候、上飛脚二月九日出より、山八・山宗・手前三組則江源飛脚平三郎・山城や市右衛門・手前も次兵衛也、柳屋出早二月十五日出より拾番二山八へ附參候
一 江源組合西十二月より居合、天治、夫より段々伏九・龜小・椀五・長理・江源も正月廿九日立二而下り被申候、夫より大茂徳意方へ段々願二廻り、干か(干鯛)や三十八軒行司より被仰渡、二月十六日番より

山八方ニ而相勤申候、右之内手前徳意も在之候へ共、一同二通イ入申由、江源断二見へ候、酒店當時当番町中橋へ数度願二出候所、大坂組合と申事存居候へ共、是迄当地ニ而近付ニても無之、山田や八左衛門殿と申も不存候など御挨拶在之旨、依之願書差出し申趣

乍惶口上書を以御願申上候

一 私共組合拾老人代々飛脚商売致来、各々様御用要被仰付被下、大勢之者共渡世仕忝仕合奉存候、然ル所年来之取組大坂屋茂兵衛儀當時若年者、殊ニ病身ニ御座候二付、諸事表向相構不申、則茂兵衛母弟勘右衛門与申者後見仕罷在候二付、私共前々より之商売仕法等茂親茂兵衛より相定置候義ニ格別相違仕、勝手ケ間敷義計仕候故、近年内証二而ハ組合之我々共も色々心遣仕罷有候所ニ、此度御上より蒙御咎メ、右勘右衛門并手代平兵衛入籠仕罷在候、然共右申上候通、茂兵衛義ハ年来馴染之者、殊ニ諸事不存義ニ御座候得ハ、何卒蒙御赦免候ハ、各々様へ御願申上ケ、先規之通り取組商売相続仕度奉存候二付、当分山城屋宗左衛門方相頼、支配仕^細□□所、組合之者共追々罷下り、此度御咎メ之品承合候所ニ、不宜取沙汰仕候故千万氣之毒奉存、此上見合延引仕候而ハ、無難之私共迄茂兵衛一体之様ニ思召被下候而者難渋至極仕候、依之登り飛脚相立申度奉存候二付、御当地御 番所様江御窺申上、此度本両替町山田や八左衛門と申、古来より同商売之仁ヲ取極、前々之通り商売相続仕候、数年来御用要被仰付被下、是迄無恙相勤来候私共組合之義ニ御座候得者、何卒前々之通り御用被仰付被下置候様ニ奉願上候、勿論右々ハ諸事茂兵衛方へ相まかせ、組中之者相廻り不申上候段重々無調法、可申上様無御座候、此以後相改、組合拾老人之内御当地ニ相詰、定日々二廻り之者二老人宛相添、随分入念、縦御状御調遅ク候共、何ケ度も取二指上、少茂御差支無御座候様ニ相勤可申上候、就中為御登御用之品於道中紛失滞之義出来仕候ハ、早速届ケ先江御案内仕、御差回数次第我々共方へ引請、急度埒明御出方様へ少茂御苦勞掛申上間敷候、此度御中間様御用被仰付不被下候而ハ我々商売相続難相成候、左候得者我々共組中者不及申上、道中筋所々取組之者并下働

配させ申事難成候よし申候、此義ハ何共難心得事ニ候、何れとも訳立
不申候、其分ニて帰り申候
戌ノ正月十六日

一 正月廿一日大坂江源組合より昨日八間や行司京や方迄手紙参り、左之
通りニ願申上度よし案内被致、則八間や方ニて寄合申候、廿二日御願
申上候由ニて御座候、下書左写

乍恐書附ヲ以奉御窺申上候

御当地何町誰レ店附所罷在候

大坂飛脚商売者共申上候

一 私共儀先規より三度飛脚商売仕、所々御屋鋪方御用請負上下仕候ニ
付、御当地方町茂兵衛方宿ニ仕候所、右茂兵衛義蒙御答罷在候ニ付、
外ノ宿相極候内、北さや丁同商売宗左衛門と申者当分相頼支配仕候、
然ル所ニ惣左衛門方ニも同前之義、飛脚相着申候ニ付、両方之要用
混乱仕、所々御屋鋪方御大切成ル御用要数多御座候所、万一間違出
来仕候而ハ私共難儀仕候、依之私共飛脚之義、右外店ヲ借り引請取
扱仕度奉存候ニ付御窺奉申上候、已上
戌ノ正月廿二日写

覚

一 金吹町

瀬戸物町

室町式丁目

両替町

京屋弥兵衛

嶋屋佐右衛門

十七屋孫兵衛

山田屋八左衛門

彦兵衛店

次郎兵衛

源兵衛

右相尋義有之候間、明廿五日五ツ時ニ樽屋所へ可参候、以上

町年寄

三人

戌正月廿四日
此配符早々相廻し、留りより可相被送(返)候

名主月行事

一 右日用頭廿五日五ツ時ニ町年寄三人、樽屋様へ八軒行司者共罷出候、
願人申上候ハ、先年より次飛脚敷(仕)来り候、其後中たかへ、八軒
屋飛脚方へ合七候処、次第二賃銀高直ニ申合、我々共売買(商売)ニ
合不申ニ付、銘々日用頭より次飛脚出し申度願申上候、樽屋様被仰候
ハ、是ニハ何様之訳可有之由、先年出し候儀ニ而候得ハ御願ニハ不及
申候、併八軒之者共ニハ売買体ニ差而構不申義ニ候哉、又ハ相構候義
ニ候哉と御尋被成候、八軒之者共申候ハ、日用頭与申も手前共得意同
前ニ御座候、銘々自分ニ出し候而ハ夫程得意無跡候、乍去売買之儀ニ
而候得ハ我々共差留申義ハ不仕候、御上之被仰付次第ニ而御座候、樽
屋様被仰候ハ、左様可有筈之様ニ奉存候、併直段高直ニ無之様ニ引下
ケ、相互ニ取引可仕旨御申被成候、是迄之直段ニ引下ケ候而ハ合不申、
差而銘々より差出し候而も大キ構ニもなり不申候段申上候、先今日ハ
取込、罷帰り追而又々相尋可申由、皆々一同ニ帰り、八軒会所ニ而寄
合申、追而直段書付差出し候様ニ被仰付候、願人も百五十軒之余も御
座候旨申上候、是をも不残御尋被成候筈ニ御座候、あらまし如此ニ候
正月廿五日

一 二月九日茶店参会之上直段御定被成候而、二月十六日ニ被仰付候

行司

長崎六郎次様

西村喜三郎様

小沢喜兵衛様

小沢六兵衛様

丸井甚四郎様

徳力久兵衛様

上金拾弍匁
道合拾壹匁
小道 七分

八分

銀八匁

荷物 七匁弍分

相可八十匁

八分まし

様寄合在之、中間之内より被申候者、勘右衛門・平兵衛御赦免之願申候外ニと被申候、此方申入候者、夫者先思召違と被存候、大切成義ニ御座候へハ、右兩人之者之願ハ追而之義、先茂兵衛方商売之筋一通り御願、其上ニ而茂、茂兵衛ためニ宜、其上ニて之相談も可有事と申入候、此義も不改、無何角ニ御慈悲之一通計御願申上候所、土佐守様御答ニハ兩人之者義未吟味在之者、不及願と被仰候、其分ニて銘々帰り申候

酉十二月廿三日

一 十二月廿二日暮方より天氣悪敷候而、同十五日出之飛脚今夕迄着不仕候、右前日大和や善右衛門様・中川仁兵へ様・あわや・山路様四人つれニて参り、今夕迄着無之候

酉十二月廿四日夕

一 大坂表廿二日出・廿四日出早、大井川満水ニ付江戸表へ同廿九日辰ノ着、殊外致同(動)乱候、其夜四ツ時芝西応寺まへより出火少々計やけ申候

酉十二月廿九日

一 戌ノ正月四日さ、や弥右衛門殿・村上源右衛門殿其外寄金とも四千余在之、飛脚与次兵衛老太乗ニて為登申候

一 戌正月六日初番、所々新得意御座候而用事多ク、併旧冬酒店中酒不残風味代り、依之為登無数之由被仰候、惣高六万五百兩登り申候

一 旧冬より錢下直ニ付得意方賃金も下り申候故、見世之仕出シ立替り、則諸用帳在之候、六日番より(以下欠)

一 戌ノ正月六日初番、一番三太乗、宗兵衛翌明方ニ出シ、式番六右衛門五駄乗五ツ半時出シ、二番甚兵衛式太乗、内浜松式箇在之四ツ半時出候

一 正月十日酒店参会、茅場町伊勢屋多兵衛殿方ニて、例之通せいろ遣シ、兩人御見舞申上候所、大行司中橋樋口屋徳兵衛殿・山本甚兵衛殿兩人御挨拶ニて被仰候者、旧冬より段々錢下直ニ成り申候間、飛脚為賃銀如何程ニても下引候様ニと被仰、尤此方より如何程と申差圖ハ不致候間、相談被成候而如何様とも引下ケ候様との御事候、手まへより申上候ハ、成程承知仕候、併右賃金之義ハ唯今拾三匁ニて相務申上候

ハまへ之直段ニて御座候、先達而錢高直之御拾五匁御願申上候所、此義何れとも訳か立不被申、やはり本之拾三匁ニて相務申上候、然ル時ニハ其節御願申上候直段之義御取上ケ無之候様奉存候、馴共御用承折柄、如何様ニ被仰候而も御辞退者不申上候、殊ニ金銀之義ハ荷物とハ余慶も在之、此御影ヲ以大勢物(者)當日すこ(過)し罷在候、何分各様方より如何様とも被仰付被下候様ニと申上候、前々其分ニて御座候、此義達而と被仰候義ニても無之候、右錢下直故一通り被仰候、殊ニハ大茂方た、今之品ニて御座候故、達而も被仰、此方ニも右之義も申立ニいたし置候

一 右参会之義ニ付其分ニも難成、組々行司方廻り、乍御窺当十八日当り参上工面ニいたし置申候所、昨十六日呉服町福山清兵衛殿御出被仰候ハ、酒店賃金之義ハ、先一日延被成候義、其許之御勝手と申ものにて、押而引下ケ候様との義も無之、先錢下直候へハ上方支配人方よりさつとうも在之候へハ、後日之ためニとの御事、馴共達而と申訳ケも無之、殊ニ唯今大茂方ニもあの仕合、ケ様成義申立ニ成り候間、又々改中間中へ御廻りニもおよひ申さすとの御事、其分ニいたし候

一 戌ノ正月十六日八間や寄合在之候、此趣ハ大茂方下り支配之義、江源組合より七間行司京や方へ申参り候ハ御組合へ御頼申上度御座候間、八間やへ参り候哉、但シ御銘々へ相廻り可申哉と申義、右京やへ申参り候、依之之寄合、此趣ハ大茂方上下とも支配等山城や方にて相務申候、然ル所江源組合より被申候者、登り之義ハ格別、下り之支配我々共居合申候得ハ、手前ニていたし申度候、此義山しろや并残り六間屋よりともく挨拶くれ候様との訳ニて候、則今日伏九兵衛殿手前へ見へ被申候之趣咄被申候故、何れ尤成と存、併支配之所ハ山城やへ被致候へハ、外々へ御申ニもおよひ不申、山城や方と御相談可然と申入候、此義も其分ニて候、然ル所八間や会所より宗助帰り被申、様子相尋申候へハ、噂銘々取々ニて候、其内ニも被申候ハ、いまた支配之所ニ而ハ無之、大茂方之義訳否難知候ニ、夫所ニ而ハ無之候と被申候、殊ニハ山城や方ニハ先達而

御公儀より被仰渡候而支配いたし候へハ、大茂方之落着不仕候内、支

尤舐之義ハ九兵衛遣申候、九兵衛印鑑遣置候

- ⑦ 万屋又右衛門 殿
- 分 道嶋久兵衛 殿
- 善 粉川屋清右衛門 殿
- ④ 同 宗兵衛 殿
- 余 近江屋三郎兵衛 殿
- 全 出雲屋仁兵衛 殿 半紙
- 申 白子屋勘兵衛 殿 同
- 三 綿屋 儀兵衛 殿
- 加 伊坂市右衛門 殿
- 四 同 伊兵衛 殿

十二月九日二近江屋藤兵衛と申日用頭、石河土佐守様へ出訴仕候由、

子細ハ先達、若サ屋仁右衛門方へ拵物致、藤兵衛方へ頼遣候所、仁右衛門方へ頼頼遣候、依之大坂屋茂兵衛右之証拠ヲ以越中守様へ御訴申、段々御吟味之上、十一月廿五日ニ御評定所へ仲間と仁右衛門・大茂被召出、仁右衛門三貫文過料被仰付、首尾相濟候而、仲間一同ニ申合、十二月十日ニ行司も受取、互ニ申分無之相勤候所、右藤兵衛九日ニ出訴仕候ニ付、御吟味之上、右拵物謀紙ニ相極、勘右衛門・平兵衛十二月二牢者(舍)被仰付候

一 藤兵衛九日ニ出候所、此義ハ先達相濟候儀と被仰、御取上ケ無之御差戻し被遊候由、然所又々押而十日ニ罷出、右拵物之出所所左衛門と申者御召出し被遊被下候へと御願申上候由、兎角此義ハ先達相濟候儀、又々願ハ仁右衛門ニ被頼候哉と御申被遊候由、全左様ニ而ハ無御座候、兎角所左衛門ヲ御召出し被遊被下候ハ、大茂と私三人立合、此一物相渡申度と御願申上候所、左候へ者其方ニ所持仕候証拠ニ可成物不殘持參仕候様ニ被仰付、拵物・書状とも差上置候由、然所十一日ニ御内証ニ而御沙汰有之候様ニ風聞承候、翌十二日六つニ御召被遊候御差紙、十一日亥刻計ニ来候由、十二日明六つニ勘右衛門・平兵衛罷出候所、

勘右衛門・所左衛門有かと御尋被遊候所、イヤ所左衛門ハ無御座者と申上、左候へハ此一品ハ拵候哉と、成程仁右衛門ヲ見届之ため仕候、見届申儀ナラハ正真之物ヲ遣可申事、似セ物遣候段重々不埒ニ思召、此義茂兵衛如何ニと藤兵衛ニ御尋被遊候所、勘右衛門罷出、茂兵衛三年前より病氣ニ引籠罷有不奉存候と申上候、勘右衛門罷出何角申訳可仕与致候所、申訳ニ不及、勘右衛門・平兵衛兩人ハ繩ヲ被仰付、猶又茂兵衛呼ニ遣セと被仰、茂兵衛義ハ病氣ニ而御座候間御免被下候へと御願申上候へハ、戸板ニ而も乗セ呼寄と被仰、茂兵衛呼ニ来候、然所兩人ニ繩ヲ被仰付、御登城被遊候、夫迄相待候様仰被為付候由、是迄之内ニ御呵被遊候ハ、先達而其方ハ若仁右衛門儀御裁許相背候と申上候、仁右衛門ハ御裁許相守、其方儀者御裁許不用と申物、其故ハ仁右衛門商売取上候義ハ能存知罷在所、乍存知ナセ遣候哉、是則御裁許やふりと申物と急度御呵被遊候由、是等ハ前代未聞之御とかめ、尤至極御言葉と奉存候事

一 右之兩人為見舞、桶ニ食(飯)ヲ入、にめし一桶と十二月十七日ニ籠家(牢屋)へ遣候所、右桶ハ御戻し被成、則八軒会所宝物ニ致置候、後ノ人、氣ヲ付時々右桶ヲ吟味可致者也

一 大茂兵衛商売御差留ニ付十二月十四日ニ酒店行司へ、此方義ハ別条無御座候俟、御用是迄之通ニ無御心置被仰付被下候へと願ニ參候、此節兩人參申候

御行司

- 差塔善右衛門 様
- 川井与次兵衛 様
- 塚口屋五郎左衛門 様
- 丸屋 嘉兵衛 様

一 十二月十八日ニ銀座より福嶋半田山へ仕立金千五百兩出候所、福嶋左次郎・宗兵衛居合相談仕候所、金百兩ニ付四百文ツ、ニ而參可申と申付差下し申候、尤金高無数之節ハ、仕立金之内ヲ了簡致候筈ニ御座候、兎角金高ニ応し時々相對可致者也、外ニ荷物出金在之也、外ニ遣申候大茂方出入之義ニ付、此間中より中間七間(軒)より御訴詔ニ出申候

- 速ニ相不濟、昨日評定ニ而裁許相濟候所、誤り証文御取被成候義有之間敷事ニ候、其子細委申上候得と御座候ニ付、書付差出シ、仕立ニ銘々不相成義ヲ銘々仕候様ニ被為仰付候と申上置候、此義紛敷と御座候而、右之証文御取被遊候と書付差上候、被達御聞ニ候と被仰候
- 一 同廿七日ニ寄合仕候而、行事之義申出候、勘定仕来月十日ニ木津屋六左衛門へ相渡可申候と申候
- 一 廿五日御評定所御立合之御衆中様
- 一 牧野越中守様
- 一 本多紀伊守様
- 一 大岡越前守様
- 一 山名稻葉(因幡)守様
- 一 神尾豊前守様
- 一 石河土佐守様
- 一 寫 長門守様
- 一 御大目附様御兩人
- 一 難有御意数多有之
- 一 右同断
- 一 廿五日ニ久兵衛・宗助兩人罷出、其外承(家)人・家内不殘罷出候
- 一 大茂手代平兵衛与申者、宗助・甚五郎兩人ニ被打込、気味能キ事無限
- 一 山城屋弥兵衛申上候ハ、私共ハ早株ハ無御座候、私共ハ并(並)飛脚問屋ニて御座候与申上候、此度腰ぬけの張本也
- 一 壹本仕立之義ハ銘々は迄致来候而ハなきかと被仰候、いかニも銘々致来候と申上置候、是ヲ能勘弁可致事、只今ハ不入義候、
- 一 株之義ハ越前様之御詞ニてきへ申候
- 一 此度出入、茂兵衛工ミ相知、殊之外御呵被遊候、兎角八軒一同ニ申合、是迄之通ニ被仰付候、相互ニ可相慎事ニ候、此以後出訴不仕候様ニ被仰付候
- 一 十二月朔日ニ名主殿より手前・十七屋孫兵衛殿兩人呼ニ来候而、久兵衛被參候、此度出入之義ニ付、牧野様へ御証文御取被成候、此方奥印致候、依之又々兩人より此方へ証文印形取申候と下書差出被申、則大
- 一 家奥判ニ而印形致候様ニ申来候、右之下書別紙ニ写有之候
- 一 十二月十一日ニ大伝馬絹店衆中へ直段下ケ願ニ參候、書付左之通ニ候(以下この丁空白)
- 一 半田山より銀荷式太、軽尻持飛脚利兵衛・宗兵衛兩人十二月十一日夕着仕候、状ハ相届申候、銀十二日ニ相届申候
- 一 十二月十二日一もんしや仁兵衛殿へ宅替之祝義鯉式本遣又
- 一 十二月十日ニ福嶋仕立之義山八より申来候ニ付、五日切四兩ト申遣候所、山八方ニ而式兩ニ而請負者有之候由申来、此方四兩よりハ引ケ不申候と申遣候所山八より差遣候、依之以後ニ通達被成候ハ、此方証文引可申遣候所、如何様共御望次第ニ可仕候と来候ニ付、十二日伊介遣候、此方証文引可申申義ハ、其元より直々被成候ハ、引可申、然上ハ銀座へ此方より直々御願可申与申遣候
- 一 十二月十六日ニ伊丹屋吉右衛門殿より呼ニ參候、此度茂兵衛方遠慮之義出来仕候而、上方道中筋用事当町荒物問屋寄合之上相談仕、当分用事其元へ申付候、則大茂兵衛方より此之通ニ申来候と手紙御見セ被成候、手紙之写左之通
- 一 御手紙忝拜見仕候、弥御勇健ニ被遊御座珍重ニ奉存候、然者拙者義十二日より遠慮之筋御座候而御登セ御用受取不申候、此段早速御断可申上候処、右遠慮仕候間一切手代共も差出し申義難成、依之御左右不申上、千万氣之毒ニ奉存候、御用御登セ之義ハ外江可被遣之旨御尤至極ニ奉存候、御手支無之様ニ被遊可被下候、私方落着仕候ハ、只今迄之通御用被仰付可被下候、落着次第早速參以御願可申上候、偏ニ頼上奉存候、乍憚右之段御組合様方へ宜敷御沙汰可被下候、以上
- 一 大坂屋
- 一 茂兵衛
- 一 南新堀御組
- 一 御行司様
- 一 右之通訳ニ御座候ニ付請負証文一紙ニ仕、左之通連名ニ而差出し置候、

右衛門口上にて申上候ハ、右返答書一同差上候様ニ被仰付候へ共、銘々返答一紙差上かたき義御座候ニ付、如此別々差出し候而相断差出候所、指テ御咎も無之一々御覽有之被仰候ハ、如此成返答にてハ御裁許不用候と申二ても無之候、馴共大坂や茂兵衛より趣にてハ、何二ても証後(扱)有之故と存候、右銘々返答格別替り事も無之、其上余り永ク候へハ、何分三軒一紙して来廿三日ニ差出し候様ニと被仰付候趣にて其日ハ罷歸り申候、尤大坂や其外木六・京弥・山宗・ふし五出申候、尤大坂や并仁右衛門事ハ廿四日伺ニ罷出候様との事にて候、尤此方返答書ハとまり申候

- 一 廿一日山路へ上田かミ、中川へ帯、小津へ帯、上り之錢別ニ遣ス
- 一 廿一日右返答書一紙と被仰付有之候付、銘々存寄相認候而さや町八けん会所、三軒や一紙返答之趣出来候筈にて手前返答之次第相認候、久兵衛持参、又十七やハ廿日夕此方へ返答下書来候、何れ共相定り不申候ま、いつ甚急用有之由にて宿より呼来候ニ付、いつ甚ハ一先歸り申候、依之此方も先歸り申候ニ付(カ、以下欠)

- 一 (以下欠)
- 一 廿二日 牧野様より御差紙来候ハ、達之義有之候間只今可相越也、尤手まへ計罷出候所、十七や・いつみやも罷出候、

右差紙被下候趣ハ、先達而(被)申渡候通、三軒之返答書一紙シテ今日中差出候旨又左衛門様より被仰付候ニ付、早速八軒会所三軒や寄合、色々相談有之、何分一紙にてハ委細之義入組候ニ付、今一応御伺申たくと申事にて、則其趣相認差出し候所、何分一紙シテ差出候との事、其訊ハ銘々返答格別相違候義も無之候、夫共品替り候事有之候ハ、別々ニも差出し可申筈にて候へ共、同返答にて候へハ余り永ク、よミ候内ニも第一之事紛敷候へハ、是悲(非)く一紙にて明朝早々差出し可申旨又左衛門様被仰付候、夫より又々川田やにて右之相談有之候廿三日二十七屋・泉屋三軒一紙ニ返答書差上候所、下地之返答書も其俣にて御留置被成候、右之内泉屋口上書之内ニ御前様と申義有之候ニ付、相直し候様ニ被為仰付候、則御役所にて直之差上置候、猶又明廿

四日ニ御伺ニ罷出候様ニ被為仰付候
廿四日ニ 牧野越中守様へ罷出候所、明廿五日ニ御評定所へ茂兵衛訴状持参仕罷出候様ニ被為仰付候、室町名主助右衛門殿も御差紙来候同日ニ京弥・木六・山宗・伏五四人之者共より差上候訴状壹枚、返答仕一所ニ差上候様ニ被為仰付候、訴状趣ハ大坂屋茂兵衛訴状披見仕候所、私共存念相違無御座候、茂兵衛申上候通ニ被為仰付被下置候ハ、有難と申文言ニ而候

- 一 同日ニ横町河田屋伝兵衛方にて寄合仕候
- 一 近江屋藤兵衛も罷出候様ニ被為仰付候由
- 一 同日名主殿より差紙請ニ印形持参仕候様ニ申来候、則御差紙受取候十一月廿五日ニ御評定所へ罷出候所、御裁許被成下候趣(次へ続く)
- 一 株と申儀後の障りニ相成候事、株ハ成不申候と被仰候
- 一 大茂兵衛証文印形取申ハ、後之頭取致工ミ也と被仰候
- 一 若仁右衛門義ハ不埒之致方、依之三貫文過料
- 一 十七屋・泉屋・手前ハ何ニも御構無之候

右之外、難有事も難尽筆紙候

- 一 廿六日夕寄合之儀十七屋へ相談ニ遣候所、今晚ハ遅ク御座候間、明朝飯後可然と申来候
- 一 廿六日ニ 牧野越中守様より御差紙来候而、三人・大家・五人組・名主罷出候所、廿五日ニ御礼届参り候節、宗助申上候義少々紛敷事有之、誤り証文御取被遊候訳ハ(次へ続く)
- 一 今日御慈非(悲)之御裁許被成下難有奉存候、猶更壹本仕立儀、銘々差出候様ニ被為仰付候と断置候、此儀御評定所ニ而御沙汰有之候、壹本仕立ハ是迄銘々仕立タルテハなきかと御尋被遊候、依而銘々相仕立差出候と申上候、依之右之通断置候、然所牧野様ニ而被仰付候ハ、不申付義ヲ届候事不埒候、誤り証文被仕と被為仰付候、右誤り証文之文言ハ、於評定所ニ不申付義相届不埒之者、自今紛敷義ヲ申問敷と之義計、其外仕立之儀も外之子細無之候
- 一 同日両町御奉行様、今日牧野様へ被召出候而誤り証文御取被遊候と御断申上候、嶋長門守様被達御聞ニ候と御申被成候、石河土佐守様ハ早

- 一 十二日 牧野越中守様御役所へ久兵衛・喜右衛門・宗助三人并大屋次郎兵へ殿罷出候所、御役人又左衛門様御かゝりにて、去月廿九日大茂方より如此訴状差上ケ候、此返答来廿日迄役所へ罷出候旨被仰渡候計にて罷歸り申候
- 一 「右之訴状十七屋より請取、此方より泉屋へ相渡申候、御役所様にて被仰渡候ハ、此返答十七屋・嶋屋・泉屋三人一所二差上候様ニ被仰付候、此返答書一冊写シ次ニ綴有之候事」(貼紙)
- 一 右之訴状十七屋孫兵衛より此方へ受取、泉屋甚兵衛方へ此方より遣申候
- 一 大坂屋藤兵衛と申日用頭、久兵衛ニ合度由申来候、則久兵衛委細承候所、先達大坂屋茂兵衛方より若サや仁右衛門方へ似寄物遣候、取次右藤兵衛致候由、大津付油紙包壱持参致候而、則此一物にて御座候、茂兵衛方へ未相渡シ不申所持仕候、此義御願可申上と存候とて、訴状見申候よし、しかし此義ハ別而此方不及沙汰事ニ候得共、先書印置候
- 一 十一月十二日二両町御奉行様へ三人一所二御断申上置候、此方ハ宗助参候、御帳面ニ御記置被遊候よし
- 一 十三日大茂方より訴状之義ニ付横町川田や伝兵衛方にて寄合候所、不定日にて相延引候、尤十七や・いつみや・手前三軒
- 後一 十七日近江屋喜平治方弥兵衛此方へ来候而申候ハ、此度大茂より訴状ニ手前事も有之候由、右訴状内見いたしたくミせ呉候様ニと申来候、此方より申候ハ、右訴状若サや仁右衛門一同之訴状にて候へハ、若仁方にて写取候へハ、かの方にて御覽可被成候段申遣候、其分にて歸り申候
- 前一 (以下欠)
- 一 十五日若サ屋仁右衛門義此方へ来候而、先達而大茂より差出し候訴状ミ申たくミせ呉候様ニと申来候付、四人一例(列カ)之訴状ニ候へハ、不罷成とハ申かたく、訴状本紙かし遣候、則仁右衛門方より受取書と引かへ遣し申候所、程なく此方へもとし申候
- △ 十五日竹や源兵衛殿より金百兩借用
- 一 十六日六右衛門・五右衛門十六日夕無事にて帰着致候、尤半田山より
- 一 此方銀座灰吹銀三十六貫匁余持登り申候、十七日朝早々相届申候
- 一 夜孫兵衛俵髪置之由にて赤飯差越、此祝義ニ青銅三百文遣ス
- 一 泉屋甚兵衛・十七屋孫兵衛・手前三人町御奉行様へ返答書之断可申上相談仕、下書迄相認候へ共、十七屋より無用ニ可致申、相止メ申候
- 一 十八日、となり鹿嶋より手紙来候ニ付宗左衛門罷越候、則小兵衛殿得御意候所、被仰候趣ハ罷越御頼申所却而御出被下候事忝、扱御頼之義ハ余之事にて無之、内証向入用事有之、金三百兩向内田六右衛門殿にて無心申たく、此段内田へ罷越相頼呉候様との御頼ニ候、此方申上候ハ、外方ならん事にて候へハ相心得申候、尤前方もケ様成事有之候、其刻ハ呉服町かなや長兵へ殿証人にて、手前事ハ右無心之あいさつ計にて候、此度も其格と奉存候と申候へハ、成ほと、まへかた之通りとの事ニ候、左様なれハ何分罷越、先御頼上候、しかし此ほと手まへニも無抛事ニ付相頼申遣候所、此節払底有之候にて不調との返事ニ付、外にて工面致候訳にて候へハ、いか、之趣其程計かたく、馴共先御頼申上候迎罷歸り申候
- 一 いつみや甚兵衛此度名跡ゆつり之由、則今甚兵衛此方へも被参候、口上之趣ハ、甚兵衛義兼而病身にて候へハ此度名跡相改候、万事是迄之通り可相頼との事ニ候とて、ミせ迄ミへ申候
- 一 十九日 両町奉行(所)江断書差出し候、明日弥
- 一 牧野様へ返答ニ罷出候旨申上候、尤右返答書之義(次へ続く)
- 一 一紙ニハ成かたく、此方ハ一分別而差出候筈ニ候、外両家も別々之由十九日飛脚六右衛門義此度半田山へ罷下り候而、登りの節、於福嶋荷物一太出来ニ付持上り候、此持金如毎式兩壱分受取来候、道中諸遣江戸迄入用払残金式分有之候、右六右衛門義此方にてやとい分様成もの、依之ミのちんとして右残金式分遣申候、尤罷下り誤ハ右ニ委細有之候十九日山八より半田山へ千兩仕立にて則五右衛門差下候、渡候切金壱兩三分候筈ニ候
- 一 廿日 牧野越中守様へ返答書差出し候、尤一紙シテ、三軒差上候様ニ被仰付候へ共、銘々存寄有之候ニ付一紙ニ成かたく、依之手前存寄之趣差出候、委細返答書之趣別紙有之候、則又左衛門様へ差出し候、佐

一 大茂方件之義二付、今日罷出候旨十七やより内証にてしらせ有之候

一 左在之候通、大伝馬賃銀十月卅日請取申候

一 酉十月廿九日二大坂屋茂兵衛 牧野越中守様出詔(訴) 仕候、右之詔

(訴)書、去方より到来致候由にて、十七屋孫兵衛殿より十一月朔日夕申来候、宗左衛門・宗助兩人参候而内見之

一 関兵部様御名改候二付御知行所より御用向請負証文御取替被遊候、十一月二日二古証文持参被成候而致替差上申候

御請負申上候証文之事

一 江州御知行所より御当地へ御下し被遊候御荷物并御状・金銀等、同国水口宿小豆屋伝左衛門方へ御渡し被遊候、私飛脚ともへ為請取無相違御届可申上候、万一道中にて紛失仕候ハ、其品々相改急度相弁差上可申候、為後日請負仍而如件

寛保元年酉十一月二日

嶋屋

佐右衛門

関織江様御内

吉住彦兵衛様

鳥居権左衛門様

佐久間佐次兵衛様

大田藤左衛門様

一 酉十一月三日大坂近江屋弥兵衛儀、此度木原店辺二見世出シ候由二而、見世迄見へ被申候

一 同三日大茂方より善助見へ申候而、本町大和屋方賃銀之儀廻り之者遣

シ候所、賃銀引下ケ候様被仰聞候、十七やより内意無之候哉と申来り候二付、何とも噂無之趣申遣ス、尤沙汰在之候者案内可申旨申遣候

一 同四日本町大和屋方へ手代藤兵衛賃銀之事尋二遣シ候得ハ、丁内ハ皆々賃銀下り申候所、未何共案内無之義不念之由被仰候へ共、手前より申上候者、是迄引下ケ其上二又々下ケ申候而ハ何共難義之由申上候へとも、町内一同之義、則十七やより之書付御見せ被成、写取帰り申

候

一 同四日右本町賃銀之事大和やより被仰候ハ、大茂方と書付一所二差出シ候様被仰二付、依之手前手代伊助乍相談遣シ候所、外々引下ケ候者、此方共も其分ニいたし可申と被申、折柄大伝馬丁賃銀下り申候、此義も其許行司二付、中(仲)間へ廻状御出シ可被下哉と殊之外成挨拶、左様ならば先達而引下ケ不申候内中間へも可及相談所、今更申候而も無益之よし、右本町義も勝手次第と被申、夫故此方計本町店へ断申、とかく賃銀之義ハ外之格式にて御請合可申と申遣答

一 十一月十一日牧野越中頭(守)様より左之通り之御差紙被置下候、

達儀在之間明朝可罷出者也

牧野越中守 役人

泉屋

甚兵衛

嶋や

佐右衛門

十七や

孫兵衛

わかさや

仁右衛門

一 右之趣申来り候二付両町奉行所江書付差出シ申候

御訴申上候

一 従 牧野越中守様明朝可罷出様御差紙被置下候、其儀御断申上候

十七や 印
しまや 印
いつみや 印

- 所にて寄合申候、内証名主にて在之候由
- 一 廿日戎講
- 一 廿一日本町大和や荷及延引、手前詰□(半カ)治郎と大和やより一人向
二道迄遣候、やとひ源七と申者下り候、六日出八日切
- 一 廿一日御名代松平肥後守様御帰府被成候
- 一 廿一日泉甚・十七・手前八軒にて大茂より下書格別ニ来、江戸や吉郎
兵衛より証文取可申由下書来、泉甚加印相談、泉甚合点不仕候、別紙
ニ写有之候
- 一 廿二日夕大伝馬願之義埒明不申候段、白子やにて被仰渡候
- 一 廿三日美濃部勘兵へ様用人幸左衛門殿請合証文判取ニ被参候、佐右衛
門一判也
- 一 廿五日夕名主殿へ是迄之御セ話之段御礼ニ参候、乍此上御支配(被)
下候義ニ候間奉頼上候と申置在之候
- 一 同夕大伝馬白子や・升や江御請申候断ニ参候、錢三貫七百四拾五文く
らいノ時
- 一 廿五日銀座江証文遣候、并福嶋印鑑証文加判候、堀留五兵衛被致候文
言委細諸用帳ニ在之候
- 一 同日御名代酒井左門様今朝御帰府被成候
- 一 廿六日かか屋宗左衛門登り候筈、仲間之内出入有之付及延引、代り多
兵衛上り申候、五太(駄)乗にて(以下欠)
- 一 十月廿七日ニ江戸屋吉郎兵衛被参、私儀此度不勝手ニ付、京都近江屋
喜平治取次相止申候、一切商売不致候、為御断参上仕候と被参候由、
宗助承之
- 一 同日京都近江屋喜平治手代弥兵衛参り、此度江戸屋吉郎兵衛不勝手ニ
付私方之取次相止候と申越候ニ付、文通ニ而者難済、昨夕下着仕候、
京都ニ而大黒屋庄次郎殿義用事も被仰付被下候ニ付先御見舞申上候、
宿ハ江吉方ニ罷在候
- 一 同日小池屋市右衛門様番頭衆上方へ御登り被成候ニ付、見セ中へ留守
見舞ニ弁当遣候、此造(雑)用凡五百銅計、丹生氏料之
- 一 廿七日大伝馬一丁目行司白子屋より申来候ハ、登せちん銀(カ)之義
- 当晦日ニ受取候哉、又暮受取候哉と申来候ニ付、此方より申上候ハ、
当晦日ニ御払被下候方有之候ハ、受取可申候、夫共左様ニても無之候
ハ、当暮ニてもくるしからず段申上置候
- 一 同日美濃部様・森山様御用被仰付候付、為御礼久兵衛参上致候
- 一 同日酒井修理太夫様御役人小嶋武伝次様、国元へ御登り被成候付、跡
役藤井清次郎様と(申)御方御代り被成候ニ付、御祝義として鮮鯛式
枚差遣ス
- 一 同江戸屋吉郎兵衛商賣不勝手ニ付、近江屋喜平次方之取次も、
八ヤや付(上部断裂、書込み)自今得不仕候との断ニ来候、仲間廻
り候由
- 一 同近江屋喜平次手代弥兵衛も今日来候、私夜分下着仕候、吉郎兵衛
相仕廻申付、罷下り候、京都大黒屋より之届物請申候而、御届申候
付参上仕候との口上、旅宿ハ吉郎兵衛方ニ居申候由(抹消)
- 廿八日
- 一 安藤様役人横堀殿・青木殿兩人へ進物肴遣候
- 一 同 宗助有田殿へ書付写取遣候
- 一 同 大伝馬行司白子やより被仰渡候、是迄町内賃銀卅日ニ相渡可申候との
断ニて候
- 一 同 大伝馬町にて御改候ニ付鈴木源兵へ様へ断申上候趣ハ、御手前様御義
ハ賃銀当座ニ御払被下候、然所此度老忽下ニ罷成候、七月後よりちん
銀之義、何とそ御用捨被下候様ニ御願申上候所、追而及相談可申進と
の事ニ御座候
- 一 同 鹿嶋太助殿御登り被成候付、錢別として足代式百匁遣ス
- 廿八日
- 一 竹屋太右衛門様去比御登り被成候事、跡ニて承候ニ付、当方より足代
遣ス、尤式百匁

談可仕候哉、手前・十七や両家内寄合仕度と被申候而、十日二十七屋・手前横町二而寄合、十七やより吉兵衛・庄兵衛も被參候、扱ふしミヤより十七やへ、手前來候ハ、今日名主へ断申出候筈之所暫相待候様二との内意被仰遣候、いか、返事可承哉と申手紙來候所、弥ふしミヤ・京弥・木六ハ印形可仕と申断候由二付、先弥留申候而寄合所へ申入、泉やも呼、山宗ハ除置申候而相談仕候趣ハ、右伏五・京弥・木六印形可被成候由、先方より下書ニ可被成候や、又ふしミヤより先方之下書御直し被成候ニ印形被成候哉と承候へは、いつれにても可仕候、此方共ハ身上相続かたく、はりやい(張合)申心もなく、只今印形いやと申候へハ公義ニ成候、又只今印形仕置候而、未々ニ至候て公義ニ可成と存候へ共、又未々ニ而ハいか様共了簡出來可申候間、先此度印形仕候而仕廻可申と存候と了簡相極候而、只今名主へ出可申心ニ候所、預御尋候付罷越候と被申候、先達而被仰候趣とハ違候と申候へハ、京弥被申候ハ、此度名主江如此申出候事ハ好申にてハ無之、なみだにて出候、無是非存候、此上ハ此方共、向へたきこまれ申たる者共と思召候而、又各々相談承度と被申候付、此方ハ十七や・嶋や兩人名主へ相立不申候付、いつれとも一通向より出候下書、評ヲ付候而差遣、一同ニ申出候所存にてハと申候へハ、成ほと左様ニ被成候ハ、いか様共可仕候と被申候付、十一日二名主へ下書もとし候ヲかり申答にて、いつミヤ事ハ始終印形仕候而差出候事ハ成かたく、申出候通、此夕とても名主へ申出候ハ罷不成候旨可申出と存候所、呼ニ被遣候、此上ハ下書直し、かためハ堅メニ而八人一同ニ印形仕、誤リハあやまりニ一通印形仕候事一同ニ候ハ、いか様共と申付、其通にて退候

一 十月十一日横町二而寄合仕候、山宗除ケ、先十七や・手前より名主へ先方之下書かりニ參候処名主留守にて、手代衆挨拶ニハ、先達而遣候砌、写も可有之事ニ候間、夫を以存寄書付來候ハ、可然と申由、夫より双方打寄、相談之上、仲間堅メハかため、誤リ在之人より之証文ハ又外一通、かため事ハ八人一同ニ割、取扱証文ハ本人共ニ七人印形ニ而大茂へ可遣と申事ニ成候而仕廻候

一 十二日朝名主より呼來候由にて、十七やより呼來候、返事急ニ可仕旨

被申付候而六人寄合、ふしミヤより之下書直し、七人一同ニ印形可仕旨申遣候

一 十二日伝馬町白子屋より被仰渡候、先達而賃銀之義壹匁ツ、引下ケ是非(請合候様ニ被仰渡候

一 十四日名主より如此障入候而ハ今更向より來候ヲ直し、此方より作候て難遣候とて御戻シ被成候

一 十五日朝參候様二名主より申來、十七屋・手前罷越候而被申渡候ハ、何分向へ可申遣様無之間、向より之証文ニ張紙仕候而差越候様ニ被申付候、十七屋相談之上張紙仕候而、今日名主へ遣候、又外二(以下欠)十五日張紙仕候而遣候ニ仲間為取替置証文一通相認、是ハ仲間かためのため、互ニ取候証文にて候間、御遣可被下と申遣候

一 十六日右之証文之義、今日昼迄も何共不申參候処ニ、名主より大屋次郎兵へ殿へ丁代來候ハ、嶋や左右衛門と申ハ直ニ佐右衛門ニ而候哉、又ハ名代にて候哉と申訊申來候而、久兵衛大屋へ被參候而入訊咄被申候、先達而牧野様ニ而も此訊申上候事、大坂ニ而も津十右衛門義ハ御公儀にて申上候品も有之候と申遣候、大屋夕方名主へ可參由被申候

一 十六日八ツ時二名主より申來候而十七や・手前被參候処、手代挨拶之由、先達而下書ニ張紙被致候ニ付、今日先方へ助右衛門持參可仕候、然所、先方より出し候証文ならてハ難濟と申候ハ、いか、致候哉、印形兩人共被致候哉、又ハ直し、張紙仕候より外ニハ難成と申心底ニ哉と尋被申候付、手前義ハ張紙仕候様ニと被仰付張紙仕候、此上ニも印形仕候而も不苦候義、印形可仕候様ニと助右衛門様被仰候ハ、可仕候と申候、十七やハ先方より之趣ニ而ハ印形成かたくト申、夫にて濟かたく、何レ共髓ニ申來候様ニと被申候付、帰相談仕候へ共致かた無之、最前久兵衛被申候口上可然と申遣候、十七や一同可然と申事候

一 十七日美濃部様・森山様江看進物、用人へたはこ式斤ツ、遣候

一 八軒会所にて夕寄合候様ニ相見へ候ニ付十七(屋)伺候所、是ハ無其儀候

一 十八日、十七此方へ來候

一 十九日夕方十七より呼來候、木六・京弥・伏五・山宗・大茂、八軒会

(表題)

「辛 寛保元年

(朱書) 此年より文化二丑年迄

六十五年二成ル

日 用 留 壺番

(朱書) 一 酉八月ヨリ

戌二月迄

大茂一件有之

酉 八月 吉 日

控

印(多湖)

一 毎日入用之儀并商売筋之儀二付、末々迄も用立候儀者、居合之内心付候而此日記江留置可申事

酉夏より戌三月廿六日迄

一 夏之比大茂徳居(得意)三十間堀三田屋清兵へ殿方用事、山城や江取被申候もめ合、早状なと山宗名目二而ハ仲間へ請取不申候而、いつみや方へ頼候而夫より出申候処、段々誤(謝)り証文二而相濟候、則証文ハ

(以下欠)

一 又若狭屋仁右衛門請合候登せ物山城や江請取之由、大茂ニ承候へ共、慥成品難知候付、大茂より智略二而作状拵候而日雇方へ遣候而、夫より仁右衛門江相渡候所、仁右衛門より山宗へ持参、則飛脚府中へ相届候物持行候処、府中日野や二而届所難知候付大茂へ戻候由、是より委細知申付、依之山宗より証文致さ七可申相談候へ共、此度ハ山宗計之証文二而ハ相濟不申、七軒やより証文被致候ハ、了簡可致と申二付、取扱之証文致可遣相談在之候而案紙等出来候間、七軒寄合度々之上、京弥・木六兩人、大茂へ参候而取扱証文等も見せ候所了簡不仕候、然所第一若仁不届者故御願申上候と申候付、十七屋家之大屋ハ則若仁女

房之親二而、此者聞付候而、名主助右衛門殿を挨拶頼候処、若サや計之筋にても無之、仲間ニも出入在之由、左候へハ仲間衆中も一同二名主助右衛門殿を相頼具候様ニ大屋被申候付、相談之上、内々ニ而可濟事ニ候ハ、と申事二而、一同二名主へ相頼候へハ、然ハ此方へ証文致候様ニと下書出候、此下書之趣ニ而印形難成候二付、其段申、漸文言増減仕候而相濟候上、名主より手紙相付、勘右衛門へ対談仕候処、此度之義仲間堅メ之ためニ御座候間、此方より堅メ之案紙可遣と申候而、其後名主迄七軒屋より之証文と若仁より之証文と下書、則名主より仲間之者共へ御渡し在之候処、別紙二具一卷在之候、此趣印形成かたく候二付、度々寄合も御座候へ共、いつれも不同心、山宗計ハ可仕所存ニ候得共、残りハ不同心、依之相談之上、如此成証文二て候ハ、可仕と相認、差遣候処、埒明不申候付、十月五日二名主殿へ右差遣候証文之通ならてハ、外二得不仕候と申切候所、然ハ此方へ差越候下書も持帰候様ニと被申候而、此方より遣候証文下書も五日夕ニ御戻し被成候十月上旬伏五より仲間不殘寄合御座候所、此度いつみや甚兵へ殿二ハ手前出入酒井雅楽頭様御用向請取被申候、行司大茂迄断被申候、如此成事も在之候二付、仍之右之証文印形候事出来不申候旨名主へ申入候十月八日名主より十七屋・手前兩人呼寄、先達而之証文之趣ニ而ハ印形難成と申事、一通相認此方へ差出候様ニと被御渡候、此方も先方へ可申遣返答も無之候、殊更及延引候事共と被申候付、寄合在之候へ共、是以証文難成旨皆々申候、山宗除ケ置候而相談在之候

一 十月九日寄合、双方メリ不申候付、銘々より名主江思ひ寄之断申出候筈ニて此夕立別レ候

一 十月十日二後藤宗右衛門殿より金式百両調候、印形 左右衛門・惣右衛門・新右衛門 御一家三、正月卅日迄利一半定

一 十日二、十七屋より被申候ハ、名主江相濟不申候、返事計申候而ハ難濟、承合候所御座候而、聞候へハいつれ共先方より来候下書二品付ケ不申候而、とかく印形成かたくと計ニてハ、重而公辺之砌越度ニ可成よし承候、其上名主よりも先方へ此方より申遣様無之候間、仲間之者印形不成候と申義紙切二書付、印形遣候様ニとも在之候間、今一応相

ている。理由は不詳)としているため、「宿駅日記」と比較することで文字の解読などで明らかになる点も多い。今回の掲載分の翻刻に際しては、『東京市史稿』掲載分と重複する部分について改めて原史料とあわせて対照し比較検討を行った。

- (4) 手板金飛脚のことで、延宝元年に組合十二人、天明七年に組合九人がいた。
 註(2) 藤村前掲論文、三三二頁。
- (5) 註(2) 藤村前掲論文、三三三～三四頁、三七七～三八頁。
- (6) 註(2) 藤村前掲論文、五一頁。
- (7) この顛末については、宇野脩平「十八世紀なかごろの飛脚業」(『比較文化』第八号、東京女子大学附属比較文化研究所、一九六二年二月、八〇～八七頁)、同「近世における交通の発展と飛脚業」(日本通運(株)『社史』前編第一章第二節、一九六二年、五四～五六頁)、参照。
- (8) 「定飛脚発端旧記」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』七 飛脚関係史料、吉川弘文館、一九七四年、四八〇～四八一頁)。
- (9) 「島屋佐右衛門家声録」によれば、手板組は享保十一年(一七二六)に福島店を開いている。註(8) 児玉幸多校訂前掲書、九頁。利右衛門の「定飛脚問屋願済一件」によれば、安永二年(一七七三)の「道中三度飛脚宿并取次所」には、この頃、奥州に嶋屋と十七屋の定期便が通い、「日光道中・奥州取次所」の中に桑折の柵屋十右衛門が半田銀山御用として記載されている。註(8) 児玉幸多校訂前掲書、四九一～四九二頁。『桑折町史』資料編3(近世史料)、資料編6(半田銀山)に掲載の半田銀山関連の史料の内、輸送に関する史料はこの柵屋の記載のみである。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の()内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。
- ハ 脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ヽ」、「ゝ」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
- チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数のわかるものは□□で示し、字数のわからないものは□□を採用した。
- リ 貼紙、異筆、抹消等は「」で示し、()内にその旨を示した。
- ヌ 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- ル 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
- ヲ 編者の加えた注は()で示した。

胡三郎兵衛が同社の初期の株主に名を連ねた嶋谷・佐右衛門であった可能性があるとされている⁶⁾。本史料はこの多湖家から、定飛脚関係史料として駅通局に提出され、その際にこの朱の丸印が押された可能性が考えられる。

さて、本史料冒頭の「控」にもある通り、この「日用留」は、「毎日入用之儀」および「商売筋之儀」について、後々まで役に立つと思われることを、「居合之内心付候而」、日々書き置いた「日記」であるということができる。ただし、史料に具体的な日付が登場するのは一〇月八日からであり、本史料冒頭の「夏之比」、および「十月初旬」などの記述から推測すれば、十月八日以前の記録はおそらく一〇月段階で書き記されたものと考えられる。さらに推測を重ねれば、このような業務日誌の作成はこの時から始められたものとも考えられ、そのきっかけこそ、本史料の中で大きな比重を占める大坂屋関連の事件にあったのではないかとも思われる。

この事件は、飛脚問屋・大坂屋茂兵衛が勢力拡大を企図する中で引き起こされたもので、大坂屋茂兵衛謀書事件とよばれ、飛脚史上最大の事件といわれている。事件の経緯を簡単に述べれば、大坂屋茂兵衛の後見人である勘右衛門と支配人・平兵衛が、他の有力な飛脚問屋和泉屋・十七屋・嶋屋・通日雇の若狭屋を訴える中で、その証拠に用いた早状が逆に「拵物謀紙」の罪に問われ、勘右衛門は牢死、平兵衛は獄門という重科を受けたというものである。この事件を機に権勢を誇った飛脚問屋・大坂屋茂兵衛は四年間の営業停止処分を受けるに至る⁷⁾。この事件については前述の利右衛門による「定飛脚発端旧記」⁸⁾などにも記載が見られるが、本史料がもっとも基本的な史料となっている。このほか、本史料には、銭相場の値下がりや理由に酒問屋組合から飛脚賃銀の値下げを求められたり、大坂屋茂兵衛の営業停止処分を受けての、大坂屋茂兵衛の属する大坂の飛脚組合・江源組の大坂屋に代わる江戸相仕・山田屋取立の動向、また、嶋屋が大坂屋の顧客を獲得し、その維持のために動くようすなど、大坂屋謀書事件直後の飛脚業界の様相を見ることが出来る。これらの内容はいずれも『東京市史稿』に抜粋・掲載されているところであり、十八世紀半ばの飛脚業界を知る上で重要な情報を提供するものといえる。

しかしながら、こうした中心的な内容のほかにも、本史料には飛脚につ

いて知る上で興味深い内容がいろいろ記録されている。たとえば、寛延元年(一七四八)に幕府直轄領になる以前の福島半田銀山から産出した灰吹銀三十六貫の荷物を江戸の銀座に運んだり、逆に銀座から半田銀山に千両、千五百両といった現金を仕立便で運ぶ記述なども登場する⁹⁾。また、正月は六日に「初番」とあり、これは定便の初荷であるうか(四日にすでに仕立便と思われる一駄乗の飛脚が出ている)。翌七日の明け方から、一番、二番、三番と率領が出立していく様子なども記されている。飛脚率領が道中の必要経費を受け取りに来てそれまでの精算をして残金二分を貰賃として受け取っているようす、飛脚の延着に対する対処、また得意先の武家や商家へ進物や祝儀を出すなどの日々行われる商家の営みのようすなども窺うことができる。なお、『東京市史稿』にも掲載されているが、二月九日の茶店参会の条は、文字の判読が困難で納得のいく翻刻が叶わなかった。あくまでも一案を示したに過ぎないため、諸賢のご教示を仰ぎたい。

今後、嶋屋佐右衛門日記の翻刻を逐次行っていく計画である。従来より知られている史料ではあるものの、これまでは写本利用が主であったと考えられるため、慎重な校訂を行いたいと考えている。しかし今回の掲載にも不十分な点が残っているので、今後の修正のため忌憚のないご批判をいただければ幸いである。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記〕

- (1) 郵政省郵政研究所附属資料館(通信総合博物館)『図書資料目録』一九九二年、二二〇、二二二頁。
- (2) 藤村潤一郎「嶋屋佐右衛門家声録について」『交通史研究』一四、一九八五年、三二頁。
- (3) 『東京市史稿』産業篇第一五〇、東京都、一九七二〜一九七六年、の各冊に掲載がある。ちなみに、今回掲載分と重複する史料は、「大坂屋茂兵衛飛脚屋差止一件」(産業篇一五、八八一〜八九九頁)、「飛脚問屋酒問屋へ請願書提出」(産業篇一五、八九九〜九〇六頁)であるが、引用は抜粋という形で行われ、部分的に省略が行われている。また、『東京市史稿』は底本を写本である「定飛脚日記」(『東京市史稿』の表記では「定飛脚御日記」となっ

たる史料が一連のものとして取り扱われてきたことを提示することもできない。そこで、史料名には「飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記」という注記をカッコ内に付与することとし、その分冊番号も記すことにした。とはいえず、従来これらの史料は「定飛脚日記」という名称で知られており、また「定飛脚日記」も「宿駅日記」も、ともに史料名称として目録⁽¹⁾や郵政博物館のデータベースに記載されていることを考慮に入れると、史料表題にはこれらの名称をも併記する必要があると考えた。その結果、いささか煩雑にはなるが、標記のような史料表題となったことを付記しておきたい。また、「嶋屋」については「島屋」と表記する場合もあり、これをどちらが正しいとするかについては定まった見解がないと思われる⁽²⁾。そこで、史料中では「嶋屋」と表記される場合がほとんどであることに鑑み、今回の翻刻においては「嶋屋」を採用することにした。

本史料については、これまで『東京市史稿』において、「定飛脚御日記」として部分的な掲載が行われている⁽³⁾。したがって、完全な未公刊史料とはいえないが、史料全体の活字化は行われていないため、全文翻刻の意義は存在すると考えたい。また、史料の所蔵先についても、これまで組織の改変により名称が異なっていたが、今号からは「郵政博物館蔵」と表示することにした。

そこで、今号では、嶋屋佐右衛門日記の第一分冊を掲載することとした。底本とした「宿駅日記」の第一分冊は、郵政博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/61」(「SBA/0020」は六分冊目までの番号で、七分冊以降十二分冊までの資料番号は「SBA/0053」として登録されている史料である。史料の表紙は前述のとおりである。また、参照した「定飛脚日記」は、資料番号「SBA/0022/131」としてデータベースに登録されている史料である。

この筆写版の「定飛脚日記」の表紙には、「和第二百廿六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されるとともに「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題簽の左端には「第卅七巻入十三冊之内」(十三冊とあるのは他の史料一冊が同じ巻に入っているた

め)とあり、縦長の題簽には「寛保元年定飛脚日記一」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、「駅通局図書第二六三号 共一二冊」と記された朱印が押された付票が貼付され、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。前述のように、史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。「定飛脚日記」は『大日本帝國駅通志稿』(明治一五年刊)にも史料名として引用されるため、その名称は駅通局での整理の際に付されたものであると考えることができ。これに対し、「宿駅日記」については命名の経緯は不詳であるが、やはり駅通局で付されたものではないだろうか。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏を中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

以下、今回の掲載史料の内容について簡単な解説を記しておく。

本史料は、寛保元年(一七四一)の夏から翌二年三月(史料の表題では八月から二月までとなっている)までの、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門における「日用留」である。嶋屋佐右衛門は大坂の飛脚組合「手板組」⁽⁴⁾の江戸会所の名であり、実際に嶋屋佐右衛門という人物がいたわけではない。史料の最終丁に「手板組中」とあるように、本史料は手板組の江戸会所日記であるということができる。嶋屋佐右衛門は元禄十四年(一七〇一)五月に江戸・瀬戸物町に鹿島九郎左衛門店を借りて出店し⁽⁵⁾、有力な飛脚問屋として明治初期まで存続した。なお、史料の冒頭、「控」の文字の下に、「多湖」という文字の朱の小さな丸印が押されている。多湖氏は手板組を構成する家のひとつであり、明治初期に飛脚問屋仲間が合併して陸運元会社(後に内国通運会社)が設立されると、多湖三郎兵衛は明治十七年から二十一年まで、内国通運会社の取締役を務めている。藤村潤一郎氏は、多

資料紹介

郵政博物館蔵「辛酉 寛保元年 日用留 老番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第一分冊〔「宿駅日記」第一分冊／「寛保元年 定飛脚日記一」〕)

「駅通志料」を読む会

史料解題

本紀要の創刊号以来四号に亘り、旧・郵政資料館所蔵の「駅通志料」といわれる史料群の中から、未公刊史料を選んでその翻刻と紹介を進めてきた。前号までに、飛脚問屋・山田屋八左衛門の店預り人であった利右衛門によってまとめられたと考えられる天保期の一連の史料の活字化を終えることが出来たので、今号からは「駅通志料」の中の新たな史料の紹介を行っていくことにしたい。

今号以降でとりあげたいと考えている史料は、これまで「定飛脚日記」として世に知られてきたもので、十八世紀中頃に江戸の飛脚問屋・嶋屋佐右衛門(手板組・江戸会所)において記録された一連の史料である。この史料については、これまで紹介してきた「駅通志料」の各史料と同様、原本と思われるテキストのほかに、「駅通局」(一部は「内務省」)の文字入りの罫紙に筆写された同内容のテキストが存在する。どちらもそれぞれ和装製本された縦帳十二冊からなる。「定飛脚日記」とは、個々の史料に記されている表題とは別に、後者の筆写された史料全体に対して付与された名称であり、各冊の表紙に貼付されている縦長の題簽には、和暦と「定飛

脚日記」の文字、巻数が記されている(巻数は成立年代順に付されている。ただし、十一冊目と十二冊目については、「定飛脚日記号外」という名称になっている)。しかし、その原本と考えられる前者については、「定飛脚日記」という名称は採用されておらず、各冊の題簽には、「宿駅日記」という表題のみが書かれており、巻数は示されていない(各冊の表紙には郵便博物館の付票も貼られており、そこには和暦表示がある)。なお、「定飛脚日記」については、郵政博物館所蔵本の写本と考えられる史料が一橋大学に所蔵されている。

今回の翻刻作業に当たっては、基本的に「宿駅日記」と題された原本を底本としつつ、郵政博物館所蔵の「定飛脚日記」も同時に参照した。この両テキストについては細部において異同が多数存在する。これは「定飛脚日記」が筆写された際に文字の判読が適切でなかったためと考えられ、文章の脱漏や筆写の際に判断を留保している箇所なども存在する。これらについては極力校訂作業を行ったが、疑問が残る場合には凡例に基づいて注記を施すことにした。

また、本史料の翻刻に際しては、史料名称は原本に記された表題をそのまま示す形とした。しかし、原史料に記された表題のみでは本史料が飛脚問屋・嶋屋の日記であるという性格を示すことができず、また十二冊にわ

一九九 金毘羅詣 一帖

江戸時代 写

折本装 縦二五・二×横七・一センチ 一八折

(見返題) 金毘羅詣

(識語) 大久保与惣七 処持

※「郵便博物館図書」ラベルあり。水滸伝の豪傑の姿を色刷りにした料紙に書く。

二〇〇 八幡参之文 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二六・〇×横一七・五センチ 二二丁

(内題) 八幡参之文

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

／（異筆）「枳園森立之手跡也（朱方印）」「如電」／「贈 雪湖樋畑君
／大正四年六月八日也 大槻如電（朱方印）」「如電」。展示用題箋「出
品者 樋畑雪湖」「備考 森枳園の手沢本にして後大槻氏の蔵に帰した
るもの／如電翁が尺素にあらず 枳素なりとの考証を附記せられしもの」。

一九三 実語教 童子教 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二四・四×横一六・七センチ 一六丁

（外題）実語教 童子教（後筆）

（見返題）〈謬字／改刻〉実語教童子教

（内題）実語教

〔刊記〕東都地本錦絵 通油町南側 松林堂 藤岡屋慶次郎板

※「郵便博物館図書」ラベルあり。（表紙貼紙墨書）「陸奥国三厩村大字三厩
ニテ使用／持主山田亀治／出品人 青森県東津軽郡三厩村 水越正義」。

一九四 実語教 童子教 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二五・二×横一八・三センチ 一六丁

（外題）〈頭書万宝〉実語教童子教 完

（内題）実語教

（奥書）東都書林／大伝馬町二丁目／丁子屋平兵衛板

※「郵便博物館図書」ラベル、「郵便博物館保管品」ラベルあり。

一九五 実語教 童子教 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一八・三×横一三・五センチ 一八丁

（外題）（欠）

（内題）実語教
〔刊記〕大伝馬三丁目／鱗形屋孫兵衛
※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一九六 文宝古状揃大成 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二五・〇×横一七・五センチ 五〇丁

（外題）〈童子必読〉文宝古状揃大成 全

（見返題）〈童子必読〉文宝古状揃大成 全

〔刊記〕諸書物類製本所／皇都書林津遠堂／大谷／三条通御幸町角／吉
野屋仁兵衛板

※「郵便博物館図書」ラベル、「郵便博物館保管品」ラベルあり。（裏表紙
貼紙）「寄贈 京都寺之内堀川郵便局長／奥村長蔵」

一九七 京名所 一冊

江戸時代 写

袋綴 縦二八・〇×横九・八センチ 四丁

（外題）庭訓往来 北沢栗澄書

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一九八 小坂道順路 一冊

明治時代 写

袋綴 縦二四・九×横一七・一センチ 四丁

（外題）小坂道順路

（内題）小坂道順路

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 佐藤弥六」「使用
地 弘前」。

仮綴 縦二七・二×横二〇・〇センチ 一四丁

(外題) (欠)

(内題) 女消息往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 三浦政吉氏／使用地 高崎」。

一八七 諸職往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二五・〇×横一八・五センチ 二〇丁

(外題) 諸職往来 (後補表紙)

(内題) 諸職往来

(刊記) 書舗 京寺町松原上ル町／菊屋七郎兵衛板

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一八八 諸職往来 一冊

江戸時代 写

大和綴 縦二四・〇×横一七・〇センチ 三五丁

(外題) 諸職往来

(内題) 四民往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 錦織利助氏／使用地 千葉県藩佐倉領内寺小屋」。

一八九 東海道往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一七・八×横一二・〇センチ 一一丁

(外題) 〈天保新販〉東海道往来 全

(内題) 東海道往来

(刊記) 書肆 江戸馬喰町二丁目 錦耕堂 山口屋藤兵衛板

一九〇 世話字往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一八・〇×横一一・五センチ 一五丁

(外題) 世話字往来 全

(見返題) 世話字往来 全

(内題) 世話字往来 全

(刊記) 東都書問屋 山崎屋清七／鶴屋喜右衛門合梓
※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一九一 世話字往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一七・五×横一一・八センチ 一〇丁

(外題) 改正 世話字往来 (後筆)

(内題) 世話字往来 全

(識語) 宮津 宍戸権七

(印記) (朱印)「開／岩代深川旅人宿大竹定二郎」(黒文長方印)「五十沢村／宍戸権七」

一九二 尺素往来 (群書類従 卷第四百十一) 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二六・四×横一八・〇センチ 二六丁

(外題) 尺素往来

(内題) 群書類従卷百四十一

(印記) (朱文方印)「大槻氏印」、(朱文方印)「森氏」

※(表紙見返墨書)「五香連翹湯(十三ウ) 蛭飼(十四才) 温泉(同)」

（帙外題）書東活套

（内題）増補書東活套

※「郵便博物館保管品」ラベルあり。（帙見返し墨書）「明治三十七年九月於清国奉天省遼陽城内増発証号書肆求之／第二軍従軍者 雪湖樋畑正」

一八〇 泉宝庭訓往来鳳庫 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・三センチ 五四丁

（外題）〈甘泉堂蔵〉泉宝庭訓往来鳳庫 全

（内題）庭訓往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 岡田忠男氏／使用地 駿河国浜名郡知波田村」。

一八一 庭訓往来抄 上巻 一冊

江戸時代 写

大和綴 縦二五・五×横一七・五センチ 五二丁

（外題）校本庭訓（後筆）

（内題）庭訓往来抄上巻

※「郵便博物館図書」ラベルあり。（表紙貼紙）「陸奥国三厩村大字三厩ニテ使用／持主山田亀治／出品人 青森県東津軽郡三厩村 水越正義」。

一八二 庭訓往来証注大成 一冊

江戸時代 嘉永四年刊

袋綴装 縦二五・五×横一七・八センチ 八七丁

（外題）（欠）

（見返題）庭訓往来証注大成 全

（内題）庭訓往来証注大成

（刊記）東都書肆 日本橋通巷丁目須原屋茂兵衛 他十一名
※「郵便博物館図書」ラベルあり。題箋「出品者 高田郵便局長寄贈」。

一八三 商売往来 一冊

明治時代 写

仮綴 縦二五・四×横一八・〇センチ 三八丁

（外題）商売往来 藤谷氏

（内題）商売往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一八四 商売往来 一冊

明治時代 写

袋綴装 縦二七・〇×横一九・五センチ 五九丁

（外題）商売往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。（表紙貼紙墨書）「目録／寄贈 高知県 吉良川郵便局長 安岡頼良」

一八五 消息往来 一冊

江戸時代 慶応元年写

仮綴 縦二四・二×横一七・〇センチ 四九丁

（外題）消息往来 慶応元年乙丑閏五月廿八日

（内題）消息往来

※展示用題箋「出品者 樋畑雪湖」

一八六 女消息往来 一冊

明治時代 写

一七三 澹齋先生書 一帖

江戸時代 写

折本装 縦二七・七×横九・三センチ 三四折

(外題) 澹齋先生書(後筆)

※「郵便博物館図書」ラベルあり。題箋「出品者 土屋主馬氏寄贈」。大破。

一七四 澹齋先生書 一帖

江戸時代 写

折本装 縦二七・二×横九・〇センチ 三七折

(外題) 澹齋先生書(後筆)

(奥書) 尾州藩鷺見春岳翁筆

※「郵便博物館図書」ラベルあり。大破。

一七五 国尽 一冊

明治時代 写

仮綴 縦二七・〇×横一八・〇センチ 一四丁

(外題) 国尽/三宅成之介/児島福蔵

(識語) 右国尽明治二己夏改而分国之被 仰出有之

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一七六 大日本国尽・女今川 一冊

江戸時代 写

大和綴 縦二七・五×横二〇・〇センチ 三二丁

(外題) 大日本国尽/女今川

(内題) 大日本国尽/女今川

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 青木辰弥氏/使用地 石狩国秩父別」。(裏表紙墨書)「元治二乙丑年/青木氏/おとく」。

一七七 諸職往来 一冊

江戸時代 写

袋綴装 縦二九・三×横二一・〇センチ 二八丁

(外題) 諸職往来/慶応四年/辰五月

(内題) 諸職往来

(識語) (裏表紙) 御厨市郎次

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 御厨源吾氏/使

用地 肥前国杵島郡朝日村」。

一七八 諸職往来 一冊

明治時代 刊

袋綴装 縦一七・〇×横一一・五センチ 一三丁

(外題) 諸職往来

(見返題) 諸職往来

(内題) 諸職往来

(刊記) 東都書肆/松林堂 藤岡屋慶次郎板

※(表紙墨書)「銀座学校/高橋卯之吉」。(裏表紙墨書)「三拾間堀三丁目

/高橋卯之吉」。

一七九 書東活套 四冊

清時代 刊

袋綴装 縦二一・七×横一三・〇センチ (一)二〇丁 (二)二八丁 (三)

四〇丁 (四)四七丁

帙入

一六六 小野篁歌字尽 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二六・五×横一八・〇センチ 一六丁

（外題）小野篁歌字尽（後補）

※「郵便博物館保管品」ラベルあり。題箋「出品者 樋畑雪湖」

一六七 夜討曾我 一冊

江戸時代 写

袋綴装 縦八・四×横九・七センチ 一二丁

（外題）夜討曾我 宝暦十四年甲申正月二十四日

（内題）夜討曾我

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 海老原三良平氏」。

（表紙貼紙）「寄贈 埼玉県北葛飾郡杉戸町 海老原三良平」。

一六八 百姓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一八・二×横二二・八センチ 一五丁

（外題）百姓往来（後筆）

（内題）百姓往来

（奥書）武江書肆／鱗形屋孫兵衛新板

※（裏表紙墨書）「武州埼玉郡和田村／寫村彦治郎」

一六九 村付 一冊

江戸時代 文政六年写

袋綴装 縦二七・五×横二〇・三センチ 一五丁

（外題）村付 文政六年／未三月吉日

（識語）（裏表紙）船越磯吉

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一七〇 商売往来 一冊

明治時代か 刊

袋綴装 縦二一・五×横一四・九センチ 一六丁

（外題）〈頭書絵入〉商売往来 全

（見返題）〈頭書絵入〉商売往来

（内題）商売往来

（識語）（裏表紙）明治十九年 高橋

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一七一 〔松寫賦他〕 一冊

江戸時代 写

袋綴装 縦二三・〇×横一六・五センチ 二〇丁

（外題）松寫賦 近江八景 四季風景 青霞 源氏名寄 京名所 奈良

名所 西明寺坂都詣 錐形模様つくし

（内題）松嶋賦

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 児島福藏氏寄贈」。

朱印多数あり。

一七二 用文章絵抄 二編 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一七・三×横一一・三センチ 五〇丁

（外題）用文章絵抄 二編

（刊記）東都本問屋／馬喰町四丁目／□田屋文三郎板

※「郵便博物館図書」ラベルあり。朱印「書林／吉田本町 宋文堂」。

一五九 庭訓往来 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二六・五×横一九・〇センチ 五七丁

(外題) 庭訓往

(内題) 庭訓往来

(識語) 三根郡／辺見津東町／馬場喜三郎識之

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 腹巻安一郎氏寄贈」。
表紙貼紙「旧佐賀藩元之用筆／大島兵之允筆」。

一六〇 庭訓往来 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二六・〇×横一八・〇センチ 二六丁

(外題) 庭訓往来／藤谷氏

(内題) 庭訓往来

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一六一 〔用文章〕 一冊

江戸時代 写

袋綴装 縦一七・四×横一一・三センチ 八丁

(外題) なし

※「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙貼紙「新潟県高田郵便局長寄贈」。

一六二 〔用文章〕 一冊

江戸時代 安政二年写

折本装 縦二八・七×横九・六センチ 三三折

(外題) なし

(内題) 用文章

※習字手本。展示用題箋「出品者 樋畑雪湖寄贈」。

一六三 〔用文章〕 一冊

江戸時代 写

仮綴 縦二七・八×横二〇・〇センチ 一〇丁

(外題) 用文章

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一六四 〔消息往来文〕 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一五・九×横二二・五センチ 一一二丁

(外題) 消息往来文

(印記) (白文朱方印)「南□大鎮」、(朱文方印)「柳□之章」。

※「郵便博物館図書」ラベル、「郵便博物館保管品」ラベルあり。展示用題箋「出品者 土屋主馬氏寄贈／使用地 紀伊国伊都郡橋本町」。

一六五 小野篁歌字尽 一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦一七・五×横一一・六センチ 一一丁

(外題) 小野篁歌字尽

(見返題) (誤字改正／頭書絵解) 小野篁歌字尽

(刊記) 東都地本草紙問屋通油町／藤岡屋慶次郎板

※「郵便博物館図書」ラベルあり。

袋綴装 縦二二・七×横一六・二センチ 三九丁

（外題）（欠）

（奥書）慶応四戊辰秋六月下旬求之／藤津郡能右見郷飯田村橋本古賀住人／木原村三存之者也／歳十才ニ而求置

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋「出品者 七浦郵便局長」。

一五三 〔童子往来〕

一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二六・二×横一九・〇センチ 一〇〇丁

（外題）（欠）

※「郵便博物館図書」ラベルあり。表紙貼紙あり「和歌山県伊都郡松本町／土屋主馬寄贈」。名称は後補貼紙による。

一五四 御成敗式目

一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二六・三×横一八・五センチ 二六丁

（外題）〈尊円大字〉御成敗式目 全

（見返題）御成敗式目

（内題）御成敗式目

（刊記）地本問屋／馬喰町式丁目／西村屋与八板
※「郵便博物館保管品」ラベルあり。

一五五 用文章

一冊

明治時代 写

仮綴 縦二〇・七×横一六・三センチ 二〇丁

（外題）用文章／濱口屋棟治郎

※裏表紙貼紙あり「往来物類／山本類之助寄贈」。

一五六 庭訓往来

一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二一・四×横一四・七センチ 五五丁

（外題）庭訓往来 全（後補）

（内題）庭訓往来

（尾題）庭訓往来 終

※展示用題箋「出品者 樋畑雪湖」

一五七 庭訓往来

一冊

江戸時代 安政年間刊

袋綴装 縦二四・四×横一八・〇センチ 六六丁

（外題）庭訓往来（後筆）

（見返題）〈安政新板〉庭訓往来 完

（内題）庭訓往来

（刊記）大阪書林／大阪心齋橋通り塩町角／綿屋喜兵衛版

（表紙墨書）第壹号 土居氏

（裏表紙墨書）明治十七年十二月廿日 田村

※「郵便博物館図書」ラベルあり。展示用題箋あり「出品者 橋本平市氏寄贈」。

一五八 庭訓往来

一冊

江戸時代 刊

袋綴装 縦二四・七×横一七・八センチ 六〇丁

（外題）〈平仮字附〉庭訓往来 全

（内題）庭訓往来

（刊記）大坂書林／心齋橋通□本町／河内屋平□

資料紹介

郵政博物館 (旧郵政資料館) 所蔵 往来物目録 (三)

田良島 哲

凡 例

小稿は、郵便博物館、通信博物館から通信総合博物館に引き継がれ、現在、郵政博物館が所蔵する江戸時代以降の往来物コレクションの古典籍としての目録で「郵政資料館所蔵 往来物目録 (一) (二)」に続くものである。今回は、往来物に分類された資料(記号HV-A)のうち一五一―二〇〇号の書誌及び歴史的伝来を示す情報を掲載した。調査は、引き続き二〇一〇年度から一三年度にかけての郵政歴史文化研究会の調査として実施したが、同時に館のご理解の下、聖心女子大学の博物館実習の一環として同大学文学部四年及び大学院修士課程の実習生が参加し、寸法・丁数などの調査を分担した。本目録はそれらの基礎データをもとに田良島の責任でまとめたものである。

- * 刊記・奥書等の改行は / で示したが、必ずしも原文の文字組を再現しているわけではない。
- * 表紙に「郵便博物館図書」「郵便博物館保管品」と題するラベルを貼付しているものが多くあり、これらについてはその存在を注記した。
- * 展示の題箋として利用されたと思われるカード状の用紙が挟み込まれている場合があり、これは目録中で「展示用題箋」として、必要に応じてその内容を注記した。

一五一 童子教 一冊

江戸時代 慶応二年写
仮綴 縦二七・八×横一九・五センチ 一九丁

(外題) 童子教
(内題) 童子教

(奥書) 慶応三丁卯年二月十八日
(裏表紙墨書) 羽根邑/助次郎/とく
※「郵便博物館図書」ラベルあり。

一五二 「古状揃」 一冊

江戸時代 刊

- * この目録には、名称・頁数・成立年代・形状・寸法・丁数・題名・刊記・奥書・識語等の書誌的な項目及び伝来に関する情報を掲載した。
- * 名称は原則として内題を採り、内題が不明の場合はその他の題で適切なものを採用した。題が未詳の場合は調査者の付与した名称を「」で囲んで記した。
- * 題の角書は「」で囲んで記した。
- * 文字は原文の記載に関わらず、現行通用の字体で示した。

郵政博物館紹介

「郵政博物館」の発足について

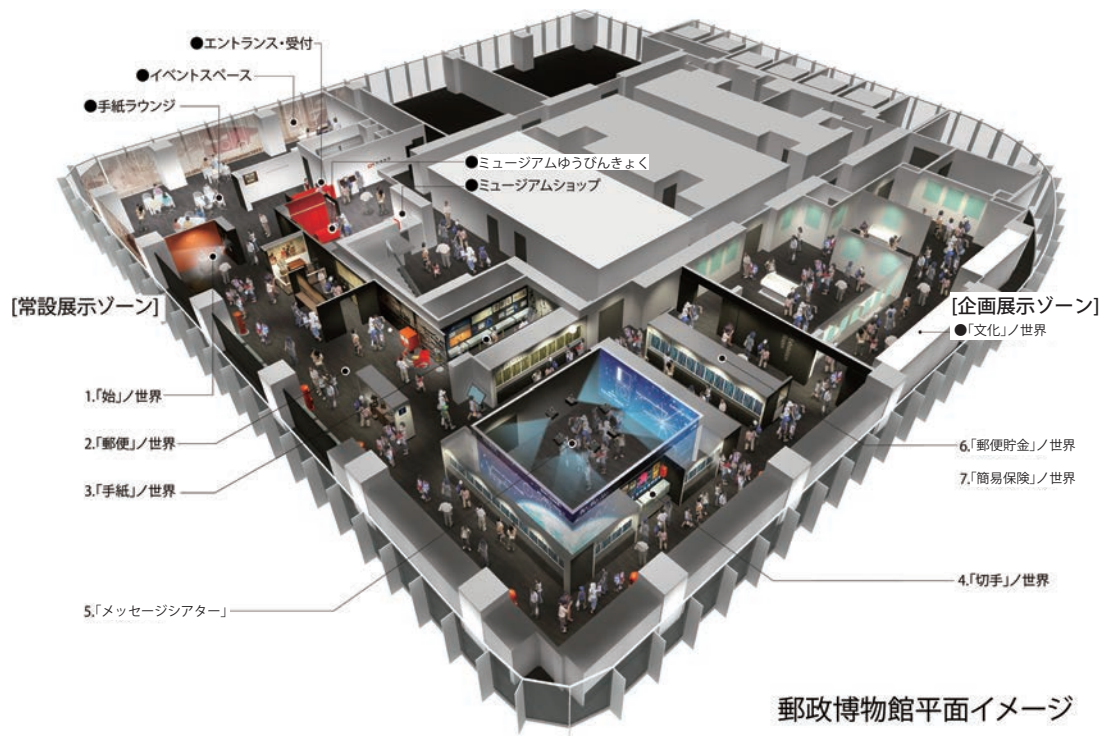
井上 卓朗

はじめに

郵政博物館 Postal Museum Japanは、通信総合博物館の歴史と資料を引き継ぐ博物館として発足したもので、2014年3月1日（土）東京スカイツリータウン®9階（東京都墨田区押上）に新展示場がオープンいたしました。

「心ヲツナグ 世界ヲツナグ」をコンセプトとする新展示場には「常設展示ゾーン」、「企画展示ゾーン」、「手紙ラウンジ」、「イベントスペース」、「ミュージアムゆうびんきょく」、「ミュージアムショップ」のコーナーがあり、重要文化財を含む約400点の実物資料や日本最大となる約33万種の切手によって郵便や通信の歴史にまつわるさまざまな物語が紹介されています。

さらに、最新のデジタル技術を駆使した体験・体感型コンテンツによって、通信の文化がもたらす人と人との心のつながりを楽しく感じていただくことができるように工夫されています。



郵政博物館平面イメージ

郵政博物館の概要

■ 常設展示ゾーン

1. 「郵便」ノ世界

日本郵便の歴史を、実物資料や新たに製作した復元模型を展示して紹介しています。

【主な資料展示】

日本初の鉄製赤色ポストである俵谷式ポスト、中村式ポストの実物大復元模型、人車、時計

2. 「手紙」ノ世界

江戸時代の手紙など歴史的価値の高い手紙や、著名人の手紙などを展示しています。

【主な資料展示】

大久保利通から前島密にあてた手紙

3. 「切手」ノ世界

日本最大の所蔵数を誇る世界中の切手約33万種を一堂に展示しています。

4. 「郵便貯金」ノ世界

明治8（1875）年にスタートした郵便貯金、それぞれの時代で使用された算盤や貯金通帳などを展示し、人々の生活とともに歩んだ歴史を紹介しています。

5. 「簡易保険」ノ世界

大正5（1916）年に時代のニーズと共にスタートした簡易保険。その歴史や、国民の健康を考え生み出されたラジオ体操などについても紹介しています。



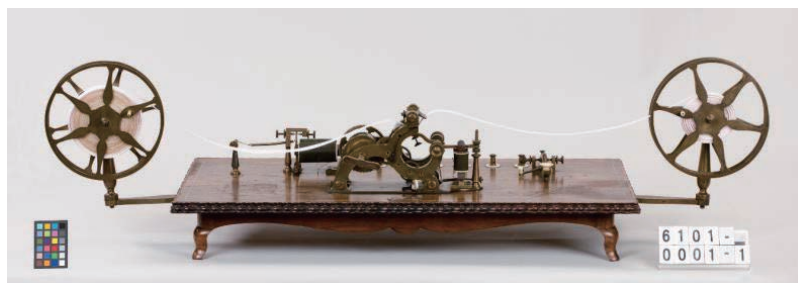
【「郵便」ノ世界】



【俵谷式ポスト】

■ 「文化」ノ世界

「エンボッシング・モールス電信機〈ペリー将来／米国製〉」、「エレキテル〈平賀家伝来〉」、「ブレゲ指字電信機」など重要文化財を順次展示するほか、郵便や通信にまつわる貴重な歴史的資料を紹介していきます。



【エンボッシング・モールス電信機】

■ 企画展示ゾーン

時節にあわせ、郵便や手紙、切手などに関するさまざま企画展を開催します。

■ 手紙ラウンジ

博物館入口近くにある休憩スペース。

くつろいで手紙が書けるだけでなく、体験・体感コンテンツも楽しむことができます。

■ イベントスペース

企画展などに連動した様々なイベントを行います。

■ ミュージアムショップ

「郵政博物館」オリジナルグッズや郵趣関連商品、通信の歴史に関する図書などを販売しています。



【ミュージアムショップ】

■ ミュージアムゆうびんきょく（向島郵便局臨時出張所）

東京スカイツリータウン®内で初めての郵便局です。企画展やイベントに合わせて思い出となる手紙を送ることができます。

■ 最新技術を駆使した体験・体感コンテンツ

① 「始」ノ世界

建物や物体、空間などに映像を映し出すプロジェクションマッピングの技術を用いて、郵便・電信・切手の歴史が移り変わるさまを表現した映像を投影しています。

② 郵便配達シミュレーター 『Go! Go! ポストマン』

バイクでの郵便配達を疑似体験できるシミュレーションゲームです。人の動きを感知して操作できるKinectセンサーにより、体や手を前後左右に動かすことでスクリーン上での郵便配達のミッションをこなしていきます。



【Go! Go! ポストマン】

③ 『デジタル切手帳 (Stamp Pond)』

タッチパネル操作で切手データベースからお好みの切手を探せる検索・閲覧システムです。「花」「人物」「珍しい」「かわいい」などの既定の検索キーワードをタッチすることで、キーワードに沿った切手がランダムに画面上に表示されます。



スタンプ ポンド
【デジタル切手帳 (Stamp Pond)】

④ 『メッセージシアター』

3面に配置された高さ約2m×幅(7m+3.5m+3.5m)のスクリーンを使って、独特な世界観で通信・郵便の今昔を表現した映像を投影しています。

「伝える」をテーマに、通信手段を独自の感性でシンボリックに表現した『宇宙(そら)の手紙』、江戸から京都を旅する二人の道程を絵巻上で描いた『江戸旅物語』、東京と大阪



【メッセージシアター】

2つの中央郵便局の設計者吉田鉄郎と通信建築のモダニズムに光をあてた『通信建築(中央郵

便局)』、という3パターンの映像を用意しています。

※オープン時は『宇宙(そら)の手紙』のみ放映

⑤ 『ゆうちょ・かんぼアドベンチャー』

郵便貯金・簡易保険の大切さを遊びながら学べるコンピュータゲームで、横にスクロールしながら、各ステージの障害や敵を郵便貯金や簡易保険を使ってクリアし、ゴールを目指します。



【ゆうちょ・かんぼアドベンチャー】

⑥ 『レッツエンジョイ ラジオ☆体操』

簡易保険の国民保険体操から生み出されたラジオ体操を、Kinectセンサーを用いて楽しみながら学ぶゲーム。模範体操の映像と音声が行っているモニターの前で、プレイヤーがラジオ体操を行います。自身の姿がモニターに映し出され、正確な動きを行うと星形のスタンプや丸型の光などといったエフェクトが表示されます。



【レッツエンジョイ ラジオ☆体操】

⑦ 『絵葉書クリエイター』

世界に一つだけのオリジナル絵葉書を作成するタッチパネル式プリントマシンです。郵便に関連ある背景とキャラクターの中に自らの顔写真を挿入したり、スタンプや文字でデコレーション加工をすることでオリジナルのはがきが作成できます。また、6種類のBGMからお好きな音楽をQRコードに変換し、添付することが可能です。読むだけではなく、新しい手紙のスタイルを楽しめます。



【絵葉書クリエイター】

■ 郵政博物館利用案内

【名称(和文)】 郵政博物館

【名称(英文)】 Postal Museum Japan

【オープン日】 2014年3月1日(土)

【住所】 〒131-8139 東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリータウン・ソラマチ9階

【コンセプト】 「心ヲツナグ 世界ヲツナグ」

【展示品数】 世界の切手約33万種、その他通信・郵政に関する国内外の資料約400点

【開館時間】 10:00~17:30(入館17:00まで)

※混雑具合によっては、時間制の入館整理券を配布することもあります。

【休館日】 不定休 ※展示替え及び設備点検などにより臨時休館をすることもあります。

【TEL/FAX(一般)】 TEL 03-6240-4311

FAX 03-3625-2521

【HP】 <http://www.postalmuseum.jp/>

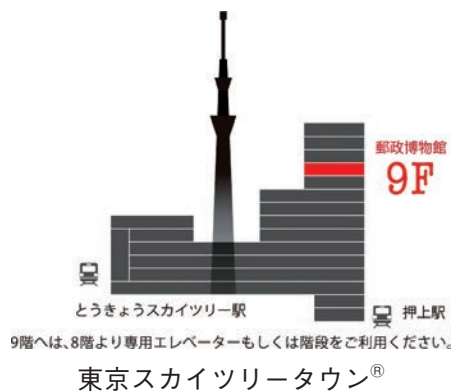
【敷地面積】 約922㎡ (最大収容人数: 300名)

【入館料】 大人 300円 小・中・高校生150円

*障がい者手帳をお持ちの方と介護
の方は無料

【団体】 10名から

料金は大人250円 小・中・高校生100円



【アクセス】

[交通] 東武スカイツリーライン: 「とうきょうスカイツリー駅」下車

東武スカイツリーライン・東京メトロ半蔵門線

京成押上線 都営浅草線: 「押上(スカイツリー前)駅」下車すぐ

※博物館専用の駐車スペースはございません。公共の交通機関をご利用ください。

[東京スカイツリータウンイーストヤード9階へのアクセス]

エスカレーターまたはエレベーターで8階まで

8階で8-10階専用エレベーターへ乗りかえ、9階で降り右折正面

【ロゴ・マーク】



郵便・通信を象徴する手紙を携えた伝書鳩をモチーフに、心のあたかさとポストをイメージさせる赤を基調にしたものとなっています。また郵政博物館の英語名である「POSTAL MUSEUM JAPAN」の頭文字であるPにも見てとれるようなデザインに仕上がっています。

常設展示場



「始」ノ世界入口



「郵便」ノ世界 (灯器、人車模型等)



「郵便」ノ世界 (人車、書状集箱、黒ポスト等)



「郵便」ノ世界（集配靴、制帽等）



「郵便貯金」ノ世界（外務員用靴、算盤、貯金箱）



「簡易保険」ノ世界（簡易保険ポスター、カンちゃん、国民保健体操ポスター）

展示場制作：株式会社丹青社

■ 郵政博物館資料センターについて

通信総合博物館から引き継がれた約200万点の資料は、郵政博物館資料センターに収蔵されました。

※所蔵資料の内容については、郵政資料館研究紀要創刊号（平成22年3月9日発行）の所蔵資料概要をご覧ください。

(http://www.postalmuseum.jp/publication/research/docs/research_01_09.pdf)

【概要】

名 称	郵政博物館資料センター Postal Museum Japan Research and Documentation Centre
所在地等	千葉県市川市香取二丁目1-16 Tel 047-316-1121、ファックス番号 047-306-8452
活動内容	郵政博物館が所蔵する資料の保存、整理、調査・研究活動を行っています。 当センターでは、所蔵資料に関する照会のほか、調査・研究等のための閲覧・撮影等の申請に対応しています。 (詳しくは http://www.postalmuseum.jp/)
面 積	総面積：1778.91㎡ 事務室・資料整理室：314.54㎡ 資料室：1,464.37㎡
各 室	1階：撮影・閲覧室、展示作業室、資料室(1) 2階：前室、資料室(2) 3階：事務室、資料整理室(1)～(2)、資料室(3)～(5)
資料室(2)空調設備(貴重資料収蔵)	<ul style="list-style-type: none"> ●23℃±1℃、RH50%±5%、ソックフィルターを採用。 ●空調設備の停止等外乱要因を抑える不透湿下地板と調湿建材にて湿度変化を抑えるシステム。 ●内装の下地に両面アルミフィルム仕上げの下地板で不透湿性を高め、庫外からの湿気や汚染因子の流入を防ぐ構造。 ●壁・天井には、調湿性建材（キュアライト）を採用し湿度変化を緩和。 ●外気導入を10%弱、庫内に使用する建材や接着剤などはVOC、アルデヒド類、有機酸、アンモニアなどの放散量の少ないものを選定。
資料室照明設備	●資料室(2)はすべてLED照明、その他NUV蛍光灯。
施 錠	●通用口及び資料室のセキュリティーは、カード認証式。
警 備	<ul style="list-style-type: none"> ●警備会社機械警備（夜間、休日） ●資料室に監視カメラを設置。
防災設備	●不活性ガス（窒素）消火。
耐震性等	<ul style="list-style-type: none"> ●地震係数設計水平震度KH=1.9 ●増築部接合エクспанションの強度：3.11
断 熱 性	資料室(2)は二重壁断熱構造。その他は、窓を遮蔽。

施工：株式会社小野組 収蔵設備：株式会社クマヒラ
(いのうえたくろう 郵政博物館主席資料研究員)

鉱石検波受信機の修理復元

平成17年 3月25日

日本郵政公社郵政資料館

資料専門員 井上恵子

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 小室純一

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 三木千紘

電気通信振興会 技術顧問 若井 登

平成16年度の共同研究項目の一つである鉱石検波受信機の修理復元は、年度当初から着手したにも拘らず、大幅な遅延を余儀なくされた。その理由は資料の不足であり、言い換えれば、本受信機が多数のコイル、コンデンサや切り替えスイッチを含む、かなり複雑な構成であるにもかかわらず、何一つ記録が残っていなかったことによる。従って、部品を1点1点採寸して構造図を作ること、また配線の一つ一つ辿って配線図を作ることから始めなければならなかった。最近に至り、日本無線史中の火花式無線電信の項に、ほぼ同じ型の受信機に関する記事があることを発見した。これがその後の作業の進捗に大きく貢献し、平成17年2月になって実際に電波を受信できるようになった。ここに研究成果を取りまとめて報告する。

なお本機は、通信総合博物館では鉱石検波受信機と登録されているが、日本無線史に記載されている同型の受信機は、通信省式鉱石検波器受信機と記されていることを註記する。

研究の目的

今までの共同研究の対象は、歴史的に由緒があり、また技術的に重要な電気通信機器について、基本的には年代の古い方から順次修復を行ってきており、分野としては有線通信機器が主体であった。

そこで平成16年度は、調査対象を無線関連の機器にも広げることとし、その手始めに最も古いと思われる鉱石検波受信機を選択した。歴史的に見ても、鉱石検波方式はコヒーラ検波から真空管検波への移行期を担った、技術的にも興味のある方式である。

外観と構造

本機は幅48、奥行き30、厚さ2.5センチもある大きなエポナイト板の上に、4個の鉱石を含む多数の回路素子を並べた受信機であって、鉱石式受信機とはいえ、ラジオ放送開始の頃普及した簡易型鉱石受信機とは比較にならないほど大きく複雑なものである。その外観・構造並びに通信省式鉱石検波器受信機との類似から推測すると、明治後期の製品と思われるが、製造者や製造年月は不明である。通常通信省が外注したものには、製造会社等を刻印した銘板が張られる。それが無い理由を推測すると、本機が通信省の海岸局で使用するために省内の製機工場

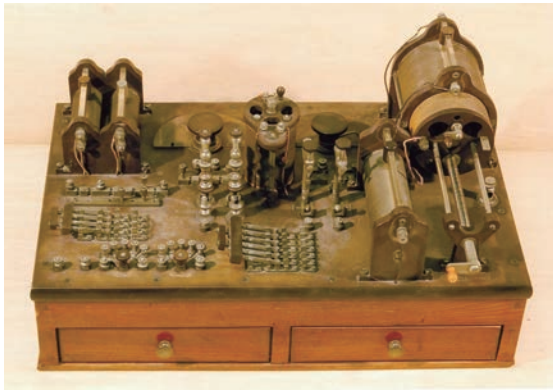


写真1a 外観図各種（前面）

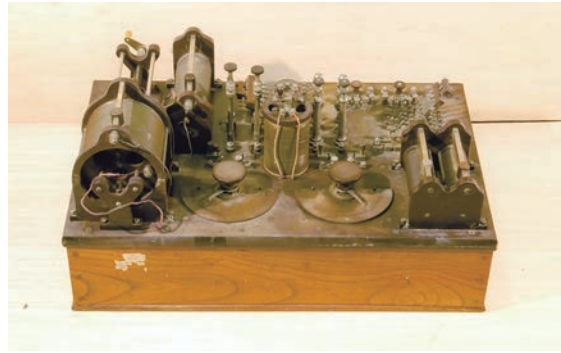


写真1a 外観図各種（背面）

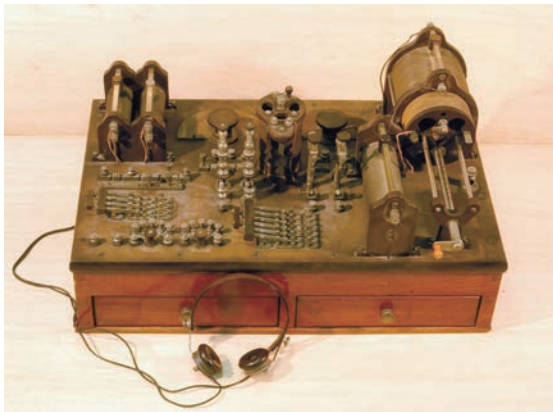


写真1a 外観図各種（俯瞰面）



写真1a 外観図各種（側面）

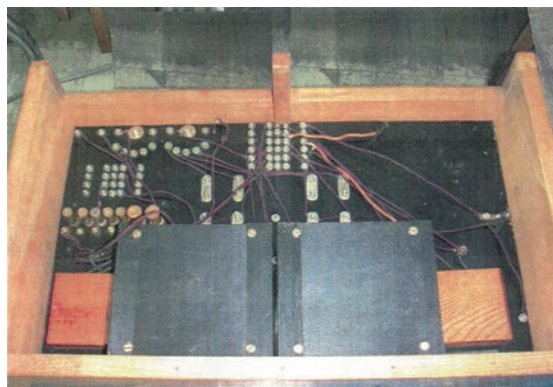


写真1b 裏面配線図

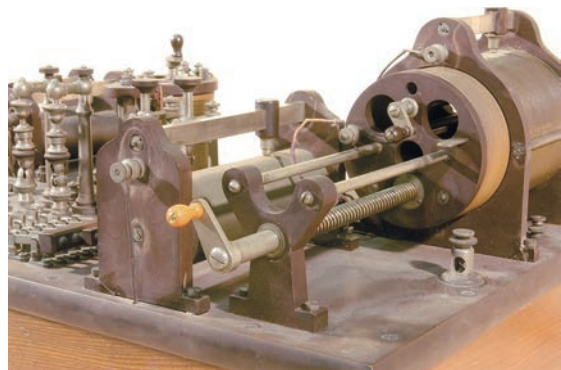


写真1b Dコイル位置決め用雄ネジシャフトハンドルつまみ（新規製作）

修理の経過

平成16年度の初めに本機を情報通信研究機構に運び、修理に取り掛かった。最初に行ったのは埃払いと、つまみナット類、摺動部の錯落しであり、全配線端子の電気的接触を確かめることであった。次にコイルの脚の修理に入った。大きく重いコイルを支える脚は大半が折れていたため、エポキシ接着剤を用いてすべて原状に戻した。

他の機械的損傷としては、コイルDの内側コイルを出し入れする、位置決め用雄ネジシャフ

トのハンドルのつまみが失われていた。そこで原型に近いと思われるつまみをベークライトで新たに製作して取り付けた。

可変インダクタンスの摺動片をもつ7個のコイルは全部分解し、特に摺動部の錆びた部分は磨いて電氣的接触を確かめた。また2個の空気バリコンの回転部分は非常に固く、ほとんど動かさなかったため、左側のSHUNTバリコンは分解注油した。その際一部の回転角でロータ（回転羽根）とステータ（固定羽根）が接触するので、その修理には手間取った。バイアス電源の電圧調整用抵抗は、コンスタン線が切れていたが、代替品がないので、使える部分をつなぎ合わせて、少ない抵抗値のまま結線した。この修理も含めて、回路素子がそれぞれの機能を回復するのに数ヶ月を要した。

配線に関しては、バイアス電池を接続する2本の配線が垂れ下がっていたことを除いて、断線もなかったので原状のまま使用した。

ただし電池用の2本の線は、盤の下から左の引き出しの中に出し、そこで電池につながようになっていたので、新たに乾電池ケースを入れてそれに配線した。その他、端子の緩みは随所にあり、それによる錆と接触不良を取り除くのにかなりの時間を費やした。

受話器は失われていたので、受信テストのためにスピーカつきのトランジスタアンプを製作した。しかし鉱石だけで受信する本来の姿に復元するためには、内部抵抗数キロオームの受話器が必要である。当時無線用に使われていた受話器（両耳に掛けるレシーバ型）は、日本無線史によると内部抵抗が6キロオームとのことであったが、そのようなマグネティック受話器は入手できないので、止むを得ず逓信総合博物館にあった有線用の受話器（4キロオーム）を用いた。音響板は錆びつき、コードは劣化してずたずたであったが、修理の結果何とか使えるようになった。しかしクリスタルイヤホンと比べてみると感度が低く、実際の受信には使えない状態であった。

検波器の鉱石は1個だけ残っていたものの、他はすべて失われていた。そこで一般的に用いられていて入手し易い黄鉄鉱を購入し、程よい大きさに砕いてホルダに入れ、また対向する鉄針を製作して検波器を2組再生した。また装着されていたはずの2組のX検波器については、文献には見られるが何も残っていないので、復元は今後の課題とした。

電氣的性能

日本無線史中の火花式無線電信の項に、明治42年から43年頃に製作され、船舶通信用海岸局において使用された、逓信省式鉱石検波器受信機がある。それは明治42年（1909）6月に逓信省の佐伯美津留技師が発明した「無線電信電話受信受話装置」を製品化したものであって、アンテナ回路を除いて、本機と極めて類似している。当時はまだ無線電話は発明されていなかったにもかかわらず、電信・電話両用となっているが、これは遠からず無線電話の時代が到来することを予見した、時代先取り型の命名であろう。無線電話の発明とその時期に関しては、1900年にフェッセンデン、1903年のプールゼン、1909年のマヨラナなどが知られているが、1912年以前に実用になったものはない。このような状況の中で明治45年（1912）にTYK無線電話が発明された。無線電信から無線電話への移行期にあつて、本機のような振幅変調波の検波が可能な鉱石検波器受信機が生まれても何の不思議もない。

日本に初めて5つの海岸局が開設された明治41年には、無線電信の通達距離は150海里（280km）程度であったが、その後の技術の進展により、2、3年後には約20倍の3,000海里にまで増加した。この受信感度の増加は、開局当時の磁気検波器から始まって、明治42年鳥潟右一発明による鉱石検波器、さらに明治43年佐伯美津留発明のX検波器にいたる、検波器の

改良によるところが大きい。本機も4個の検波器を装着しているが、その内二つは鉱石検波器であり、他の二つはX検波器である。

当時船舶通信に割り当てられていた周波数帯は300m帯と600m帯のはずであるが、本機は約150kHzから4MHzまで変えられる二組のLC回路が、盤上のナイフスイッチで切り替えられるようになっている。またそれと同じ周波数帯のLC回路が検波後の可聴周波数部に一組ある。以下図2の実体配線図を用いて、受信機の動作を説明する。

入力回路：装置盤右端の中央にアンテナ端子がある。また固定コイルDの右下に接地端子が隠れる形で装着されている。両者の間に、図4の配線図に書かれているような避雷器はない。アンテナ端子はアンテナ同調コイルCに接続されている。その可変インダクタンスの摺動端子は6極双投のナイフスイッチFに接続されている。入力電波は、スイッチを右に倒すとコイルDに、左に倒すとコイルEに導かれる。

通信用コイルD：同心コイルDの内コイルを、同心軸上をスライドさせることにより、両コイルの結合度を変え、同調曲線をシャープにして混信を除去する構造になっている。両コイルは共に摺動つまみを動かして同調を取るようになっている。内コイルの両端は直列可変コンデンサC1と検波器にスイッチFを通して接続されている。

選局用コイルE：盤の中央にある縦型の同心コイルEは結合度が密な2つの固定コイルからなり、外コイルは摺動つまみの上下動により、内コイルは回転軸によりインダクタンスを調節することができる。通信に先立って、スイッチFを左に倒し、コイルEの内コイルと直列可変コンデンサC1を変化させて同調を取ると、感度は高いが帯域は広い状態、で電波を受信できる。目的局を確認した後、スイッチFを右に倒してコイルDに切り換え、バリコンC1と内コイルのLを変化させながら目的局を選び通信に入る。

検波回路：左のX1とX2は、上下のホルダがともに石をくわえる形なので、恐らくカーボランダムと磁鉄鉱の組み合わせになるX検波器であろう。また右のK1とK2は上が針を、下が鉱石をくわえる構造になっているので、多分鉱石検波器であろう。図4の説明は左が鉱石K、右がX

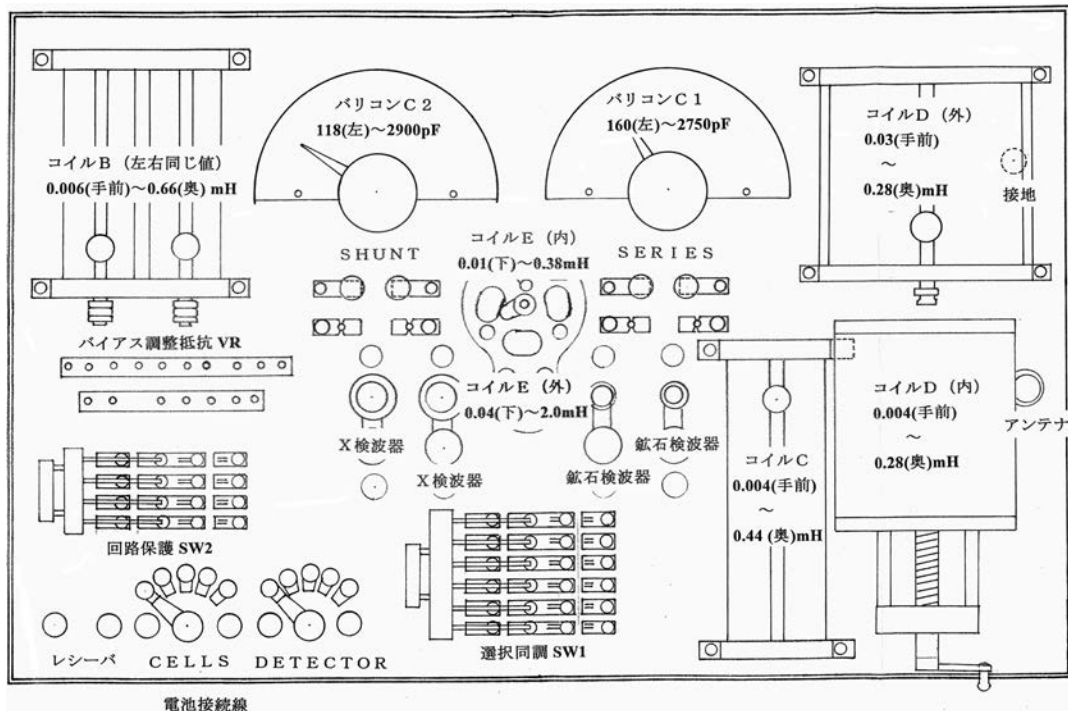


図2a 構成部品の電氣的常数

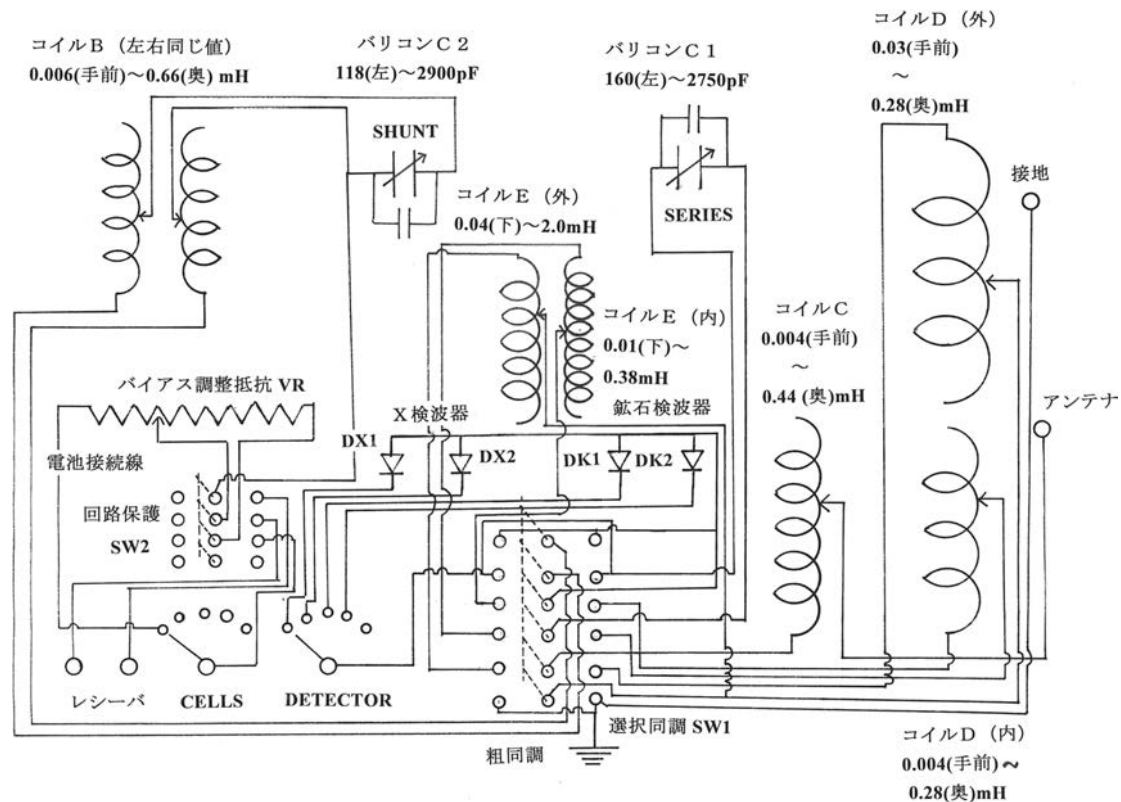


図2b 実体配線図

検波器Lとなっており、本機と左右反対である。

鉱石検波器もX検波器も電圧電流特性の小電圧領域に非直線部分を持っているので、動作点をプラス側に極くわずかずらすと検波歪が少なくなる。そのためのバイアス電圧変化用回路が盤上左に配置されている。盤の下から抽出しの中に2本のリード線が出ているのは、バイアス電池を接続するためである。バイアス電圧は盤上の横一列のプラグを挿入して調節ようになっている。X検波器の場合、バイアス電池のプラスをカーボランダムに、マイナスを磁鉄鉱に接続して0.25から0.5ヴォルトを印加すると最大感度になるといわれている。鉱石検波器の場合、紅E鉛鉱と班銅鉱では0.02~0.07ヴォルトを加えたとき最も感度がよいとされるが、鉄針と黄鉄鉱の組み合わせで何ヴォルトがよいかについては、データがない。

出力回路: 並列コンデンサC2とコイルBによる共振周波数範囲は、約250kHzから4.2MHzであった。受話器には約6キロオームの磁石受話器が用いられる (ここでは4キロオームの受話器を用いた)。

操作法

1. アンテナ線をアンテナ端子につなぐ。アース線をアース端子につなぐ。(しかし実際には、アース線をコイルCの固定端に接続した時、放送波が受信できた。その理由は、アンテナコイルCを経由せずに、アース線がアンテナとなって放送波を受信したと考えられる。)
2. スイッチGを立てて中立にし、引き出し中の1.5ヴォルトの乾電池をバイアス電池として接続する。その際検波器の上側がマイナスになるようにつなぐ。スイッチGを右に倒し、バイアス抵抗調節用のプラグを調節して、検波器の両端に0.2ヴォルトが印加されるようにする。(装着した黄鉄鉱の検波器はバイアス電圧を変えても感度や歪に改善は見られなかった。)

3. 6連のスイッチFと4連のスイッチGは立てて非接続とする。
4. 本機にはアンテナ向調用のキャパシタンスがないので、Antコイルの摺動子を動かしてインダクタンスを調節する。
5. 選局用コイルEの外コイルのインダクタンスを調節する。
6. スwitchFを左に倒し、コイルEの内コイルとバリコンC1とを調節して、目的の周波数に同調を取る。(実際にはバリコンC1は選局にあまり影響しない。)
7. その際バリコンC2と2つのコイルBを調節しながら(実際にはバリコンC2はあ選局にほとんど影響しない)、最大感度を求める。2つのコイルBはバランスを取りながら変えると良い。
8. 目的波を受信したら、スイッチFを右に倒し、コイルDの内コイルを調節して同調を取り、その後その内コイルをスライドさせて、外コイルとの結合度を加減しながら、混信の少ない受信状態にする。
9. この間、DETECTOR スwitchにより最も感度のいい検波器を適宜選択して用いる。

受信テスト

各部の修理の終わった平成17年2月から、受信テストに入った。周波数帯は現在の中波放送帯をカバーしているので、アンテナ線を張って聴取を試みた。米極東放送(FEN、810kHz)が聞こえた翌日、バリコンのダイヤルを回している内、日経短波が聞こえたときは驚いたが、同調周波数を計算してみると、受信可能周波数範囲内(150kHz～4MHz)であることが判明した。また日によっては北朝鮮の日本向け短波放送が4MHz帯で聞こえた。その後春になってD層による吸収が増えたため、HF放送は聞こえなくなった。

それにしても本来の中波が受からない筈はないと模索している内に、受話器用に作ったターミナル板に絶縁不良が見つかった。それをアクリル板と交換し、感度の悪い受話器をクリスタルイヤホンに交換して、同調を取ったところ、東京地区の大電力局であるNHK第1と第2、FEN、ラジオ東京、日本放送が聞こえるようになった。

普通は同調の主役である筈のバリコンが、本受信機ではほとんど選局に寄与していないが、その原因が回路構成にあるのか、接触不良により規定の静電容量を持っていないことによるのかなどを今後調査したい。

増幅技術のなかった当時、本機は検波出力をそのまま聞くように作られているが、今回の修復により、一応本来の性能を示す程度には復元できた。しかし今後展示公開をする場合も考えて、専用の低周波増幅器を付属させることとし、小型の1Cアンプを製作した。

修復の成果

明治41年頃から、コヒーラ検波器より感度のいい検波器として発明された鉱石検波器やX検波器は、電信だけでなく、無線電話のような振幅変調波の復調(検波)にも使用可能である。それにしても、無線電話がまだ発明されていない明治42、43年に何故本機が生まれたのか。その理由の一つは前述のように、無線電話の実用を目前にした時代先行型としてであり、さらには無線電話機を搭載した外国船舶の往来が少しずつ増えてきたため、海岸局はその対応の必要性がすでに生じていたことも考えられる。

当時の通信省は、無線電話の受信技術はすでに持っている、残る連続波の発振技術に研究の矛先を向けていた。事実その数年後の明治45年にTYK式無線電話は発明されている。

本機の受信可能周波数帯が短波の低域にまで及んでいる理由は不可解である。短波が登場す

るのは1920年代である。短波長化の傾向を予見していたのか、またはバリコンとコイルの定数がたまたま短波帯にまで伸びただけなのか。この点については今後調査したい。

コヒーラ時代を過ぎて、真空管時代に入ろうとする端境期に、また電信から電話に移行する転換期に登場した、この逡信省式電信電話受信受話機は、当時の技術をそのまま伝えてくれる生き証人として極めて価値の高い装置である。修復により使用可能な状態になったので、然るべき時期に本機を公開し、当時の技術の紹介に努めたい。

参考文献

1. 鉱石検波器受信機:日本無線史第1巻、火花式無線電信機の受信機
2. 鉱石検波器:日本無線史第1巻

『郵政博物館 研究紀要』投稿規程(平成26年度)

- 1 応募資格
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件
郵政博物館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。
「日本語」で書かれたものとする。
応募は、1人1編(共同執筆は可)のみとする。
応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法
論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 応募要項の入手方法
論文応募用紙は、2014年5月9日(金)午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒(角2サイズ)を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。
なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手(速達希望の場合はプラス280円)を貼付した上で同封すること。送付先記入、および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先
公益財団法人通信文化協会 博物館部(郵政博物館資料センター)
「郵政博物館 研究紀要」編集委員会
〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号
- 7 応募用紙提出方法および期限
2014年6月27日(金)午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知
応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政博物館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限
2014年11月7日(金)午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル(図を掲載する場合は原図ファイルを含む)を保存したメディアおよび打ち出し原稿1部およびを提出すること。
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項(概要)
原稿はパソコン使用のこと。
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙(1行40字×40行)15~20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙(1行40字×40行)15枚以内とする。

図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

公益財団法人通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

「郵政博物館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して、分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

新刊紹介

山本光正著

『川柳旅日記 その二 京・伊勢そして西国を巡る』

発行：株式会社同成社 発行年：2013年4月

ISBN：978-4-88621-636-6 定価：本体3,800円＋税

草志会編

『隣人 第26号 草志会年報』

発行：草志会（責任編集・発行：菅井憲一） 発行年：2013年6月

定価：1,000円

新井勝紘「NHK職員の軍事郵便（その一）—福岡孝成と作家・林芙美子」を掲載。

原淳一郎著

『江戸の旅と出版文化 寺社参詣史の新視角』

発行：株式会社三弥井書店 発行年：2013年12月

ISBN：978-4-8382-3247-5 定価：本体2,300円＋税

藪内吉彦著

『日本郵便創業の歴史』

発行：明石書店 発行年2013年1月

ISBN：978-4750337432 定価：本体4,800円＋税

財団法人切手文化博物館編集・発行

『切手文化博物館特別展図録 撰津国の初期郵便印』

発行：財団法人切手文化博物館 発行年：2013年2月

研究紀要編集委員会編

『切手の博物館研究紀要 第9号』

発行：財団法人切手の博物館 発行年：2013年3月

山崎善啓著

『幕末維新・四国各藩の動向と選択』

発行：高知新聞総合印刷 発行年：2013年2月

ISBN：978-4-906910-10-6 定価：本体1,619円＋税

山崎善啓著

『明治の藩兵廃止・新国軍創設史』

発行：アトラス出版 発行年：2013年3月

ISBN：978-4-906855-07-0 定価：本体1,100円＋税

山崎善啓編

『明治の軍事機密文書を読む 一日清・日露戦争と軍事郵便―』

発行：四国地方郵便史研究会 発行年：2013年5月

定価：本体1,200円＋税

橋浦芳朗編集・発行

『千葉県の記念日付印集』

発行年：2013年4月 ※私家本

武田聡編

『風景印2014』

発行：株式会社鳴美 発行年：2013年4月

ISBN：978-4-86355-037-7 定価：本体5,524円＋税

武田聡編

『全国郵便局名録2014』

発行：株式会社鳴美 発行年：2013年6月

ISBN：978-4-86355-041-4 定価：本体5,333円＋税

古山清一著

『明治・大正期の通信建築の研究 ―モダニズム期以前の局舎と技術者達―』

発行年：2013年5月 ※私家本

板橋祐己

『ビジュアル世界切手国名事典 ヨーロッパ・アメリカ編』

発行：日本郵趣出版 発行年：2013年5月

ISBN：978-4889637557 定価：本体1,300円＋税

藤原和正著

『カラー版 月から太陽への旅 ―時と人と郵便局を追って―』

発行：株式会社鳴美 発行年：2013年6月

ISBN：978-4-86355-030-7 定価：本体1,400円＋税

日本温泉文化研究会編

『温泉の原風景 論集【温泉学Ⅲ】』

発行：岩田書院 発行年：2013年7月

ISBN：978-4-87294-812-7 定価：本体8,400円＋税

拓植信行「箱根七湯の道―通信総合博物館所蔵『箱根湯治場見取絵図控』を中心に―」を掲載。

佐藤喜孝著

『郵便研究Ⅱ 59. 2』

発行年：2013年7月 ※私家本

多久島澄子著

『日本電信の祖 石丸安世 慶応元年密航留学した佐賀藩士』

発行：株式会社慧文社 発行年：2013年11月

ISBN：978-4-86330-061-3 定価：本体2,500円+税

郵便史研究会編集・発行

『郵便史研究会 第35号 郵便史研究会紀要』

発行：郵便史研究会 発行年：2013年6月 会員外頒価：2,000円

郵便史研究会編集・発行

『郵便史研究会 第36号 郵便史研究会紀要』

発行：郵便史研究会 発行年：2013年12月 会員外頒価：2,000円

展覧会紹介

◆通信総合博物館（郵政博物館）が主催した展覧会

【通信総合博物館】（2013年8月31日（土）に閉館）

特別展「大通信資料列品展」

期間：2013年5月3日（金・祝）～8月11日（日）

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：通信総合博物館は、創設以来111年に及ぶ長い歴史と伝統の中で、通信事業に関する多くの資料を保存してきた。

その中でも、今まであまり公開されることのなかった「大成丸世界一周記念寄贈資料」や「フランスの軍用伝書鳩」のはく製、研究会で新たに発見された「往来軸と中世東大寺文書」などの資料を公開した。

【郵政博物館】（2014年3月1日（土）に閉館）

郵政博物館開館特別展「一少女たちの憧れ—落谷虹児展」

期間：2014年3月1日（土）～5月25日（日）

会場：郵政博物館 企画展示場

概要：大正から昭和にかけて少女雑誌の挿絵などで活躍した人気作家 落谷虹児の雑誌の挿絵原画やふるさと切手「花嫁」の原画、詩画集など、初期から晩年までの厳選した作品・資料約200点を前期・後期に分けて展示紹介。

◆通信総合博物館が協力した展覧会

〈全日本切手展2013〉（共催）

2013年4月16日（火）～21日（日）

共催：財団法人日本郵趣連合

会場：通信総合博物館1階特別展示場

概要：昭和25年から毎年開催されている切手収集の努力の成果と研究を競い合うコンクールで、全国から熱心な切手コレクターが作品を出品。

また、震災切手ならびに関東大震災関連の特別展示や当館所蔵の大正から昭和初期の切手の自動販売機を特別展示した。

◆通信総合博物館所蔵資料が展示された展覧会

〈企画展「海軍記録画—絵画によりたどる海軍の歴史—」（後期）〉

期間：2013年4月10日（水）～6月10日（月）

会場：呉市海事歴史科学館 [大和ミュージアム]

概要：通信省発行記念絵葉書原画1点を貸出。

〈ラジオ体操展〉

期間：2013年7月17日（水）～8月18日（日）

会場：NHKスタジオパーク

概要：ラジオ体操に関するポスター7点を貸出。

〈企画展「川が結ぶ—東北地方と江戸を結んだ利根川水運—〉

期間：2013年10月8日（火）～12月1日（日）

会場：千葉県立関宿城博物館

概要：図書資料1点を貸出。

〈からくり儀右衛門展〉

期間：2013年11月30日（土）～2014年1月16日（木）

会場：石橋美術館（福岡県久留米市）本館1階ギャラリー第7展示室

概要：報時機など電気通信資料4点を貸出。

〈企画展示「歴史にみる震災」〉

期間：2014年3月11日（火）～5月6日（火）

会場：国立歴史民俗博物館企画展示室A・B

概要：関東大震災関連の図書資料5点を貸出。

[執筆者]

杉浦 勢之 (すぎうら せいし)

青山学院大学総合文化政策学部教授 (第3分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

群馬県地域文化研究協議会会員 桐生文化史談会理事 (第1分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

郵政歴史文化研究会 研究員 (第2分科会)

伊藤 真利子 (いとう まりこ)

青山学院大学 総合文化政策学部助教 (第3分科会)

杉山 正司 (すぎやま まさし)

埼玉県立歴史と民俗の博物館 主席学芸主幹 (第5分科会)

「駅通史料」を読む会 (えきていしりょうをよむかい) (第5分科会)

田良島 哲 (たらしま さとし)

東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長 (個別研究)

井上 卓朗 (いのうえ たくろう)

公益財団法人通信文化協会博物館部担当部長兼主席資料研究員 (第1分科会・第5分科会)

(掲載順)

[参考]

電気通信共同研究 (平成17年3月25日)

日本郵政公社郵政資料館

資料専門員 井上恵子

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 小室純一

独立行政法人情報通信研究機構

総務部研究環境整備室科学技術整備グループ

主幹 三木千紘

電気通信振興会

技術顧問 若井 登

編集後記

早いもので、郵政歴史文化研究会の発足から6年の月日が流れ、当研究会の研究紀要も第5号まで発行することができました。

今年度は、郵政歴史文化研究会の事務局でもあった「逋信総合博物館」が、地域の再開発のため2013年8月31日をもって閉館し、2014年3月1日、新たに「郵政博物館」として、展示場が東京スカイツリータウン® ソラマチに、収蔵施設が千葉県の行徳に資料センターとしてオープンするという、大きな節目の1年でした。

111年間受け継がれてきた約200万点に及ぶ膨大な収蔵資料を安全に移動させるため、閉館の数か月前から資料の整理、梱包作業を始め、約半年を費やして移転を完了しました。

この間、研究者の皆様には多大なご不自由をおかけいたしました。このような状況にもかかわらず、本号に研究成果をご寄稿いただいた皆様に深く感謝を申し上げます。

今後も、様々な視点から郵政の歴史・文化について考察した研究成果を、当紀要に数多く掲載していきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

皆様のご投稿をお待ちしています。

(研究会事務局 岩島)

[編集委員]

石井 寛治 (東京大学名誉教授)
新井 勝紘 (専修大学文学部教授)
杉浦 勢之 (青山学院大学総合文化政策学部教授)
杉山 伸也 (慶應義塾大学経済学部教授)
藤井 信幸 (東洋大学経済学部教授)
山本 光正 (元国立歴史民俗博物館教授)
田良島 哲 (東京国立博物館 学芸研究部 調査研究課長)

(分科会担当順)

郵政博物館 研究紀要 第5号

印刷 平成26年3月24日

発行 平成26年3月25日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人逋信文化協会博物館部 (郵政博物館資料センター)

〒272-0141 千葉県市川市香取2-1-16